

次期福岡県総合計画において
展開する施策(原案)

目次

基本方向 世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する

1	次代を担う「人財」の育成	
(1)	学校教育の充実	・・・ 1
(2)	未来へはばたく青少年の応援	・・・ 5
(3)	グローバル社会で活躍する青少年の育成	・・・ 7
(4)	産業人材の育成	・・・ 11
2	世界から選ばれる福岡県の実現	
(1)	国内外からの戦略的企業誘致	・・・ 13
(2)	企業等の海外展開支援、海外からの誘客促進	・・・ 15
3	ワンヘルスの推進	
(1)	ワンヘルスの推進	・・・ 17
4	移住定住の促進	
(1)	移住定住の促進	・・・ 21
5	デジタル社会の実現	
(1)	地域社会と行政のデジタル化	・・・ 25
(2)	産業のデジタル化	・・・ 27
6	グリーン社会の実現	
(1)	脱炭素化の推進と産業の育成	・・・ 29
7	成長産業の創出	
(1)	新たな成長産業の創出	・・・ 33
(2)	創業・ベンチャーの支援	・・・ 37

基本方向 誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる

8	中小企業の振興	
(1)	経営基盤の強化	・・・ 39
(2)	新たな事業展開の促進	・・・ 41
(3)	小規模企業者の事業の持続的な発展	・・・ 43

9	農林水産業の振興	
	(1) マーケットインの視点での生産力の強化	・・・ 45
	(2) 「選ばれる福岡県」に向けてブランド力強化、販売の促進	・・・ 47
	(3) 農林水産業の次代を担う人材の育成	・・・ 49
	(4) 持続可能な農林水産業に向けたワンヘルスの推進	・・・ 51
10	地域と調和した観光産業の振興	
	(1) ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた観光産業の高付加価値化	・・・ 53
	(2) 広域ルートの設定・新たな観光エリアの創出による旅行消費の拡大	・・・ 55
	(3) デジタルマーケティングの強化	・・・ 57
	(4) マーケティングに基づく戦略的な国内外からの誘客・県内周遊の促進	・・・ 59
	(5) 観光人材の育成、観光組織体制の強化	・・・ 61
11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり	
	(1) 産業・企業ニーズを踏まえた人材育成・定着支援	・・・ 63
	(2) 求職者（若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人）の状況に応じたきめ細かな就職支援	・・・ 65
	(3) 誰もが安心して活躍できる魅力ある職場づくり	・・・ 69
12	健康づくり、安心で質の高い医療の提供 ※感染症対策は27に記載	
	(1) 健康づくりの推進による健康寿命の延伸	・・・ 73
	(2) こころの健康づくりの推進	・・・ 75
	(3) がん、難病対策の推進	・・・ 77
	(4) 医療提供体制の確保・医療保険制度の安定的な運営	・・・ 79
13	スポーツ立県福岡の実現	
	(1) スポーツ立県福岡の実現	・・・ 83
14	文化芸術の振興	
	(1) 文化芸術の振興	・・・ 87
15	ジェンダー平等の社会づくり	
	(1) ジェンダー平等・男女共同参画の推進	・・・ 91
16	高齢者、障がいのある人への支援	
	(1) 高齢者の活躍応援	・・・ 97

(2) 地域包括ケアの推進	・・・	99
(3) 介護サービスの確保	・・・	103
(4) 障がいのある人の生活支援	・・・	105
17 社会的、経済的に厳しい状況にある方への支援		
(1) DV防止対策及び被害者支援	・・・	109
(2) 子どもの貧困対策の推進	・・・	111
(3) ひとり親家庭の支援	・・・	113
(4) 生活困窮者等の支援	・・・	115
18 人権が尊重される心豊かな社会づくり		
(1) 人権教育・人権啓発の推進	・・・	117
19 外国人材に選ばれる地域づくり		
(1) 外国人材が活躍できる地域づくり	・・・	121
(2) 海外との地域間交流・国際貢献の推進	・・・	123
20 安全で安心して暮らせる地域づくり		
(1) 暴力団壊滅、飲酒運転撲滅及び性暴力根絶の対策の推進	・・・	125
(2) 犯罪や事故のない地域づくりの推進	・・・	127
(3) 暮らし・食品の安全の推進	・・・	131
21 地域の活力向上		
(1) 県内各地域の振興	・・・	133
22 共助社会づくり、生涯学習の推進		
(1) NPO・ボランティア団体等多様な主体の協働の推進	・・・	137
(2) 生涯学習の推進	・・・	139
23 快適な環境の維持、保全		
(1) 循環型社会の推進	・・・	141
(2) 自然との共生と快適な生活環境の形成	・・・	143
24 教育の充実		
(1) 学力、体力の向上	・・・	147
(2) 豊かな心の育成	・・・	151
(3) 個性や能力を伸ばす教育の推進	・・・	155
(3) 教育環境づくり	・・・	157

25	出会い・結婚・出産・子育て支援	
(1)	出会い・結婚応援の推進	・・・161
(2)	妊娠期から子育て期における切れ目ない支援の充実	・・・163
(3)	子育てを応援する社会づくりの推進	・・・165

26	きめ細かな対応が必要な子どもの支援	
(1)	児童虐待防止対策の推進	・・・169
(2)	特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援	・・・171

基本方向 感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる

27	感染症対策の推進	
(1)	感染症対策の推進	・・・173
28	災害からの復旧・復興、防災・減災、県土強靱化	
(1)	災害からの復旧・復興、防災・減災、県土強靱化の推進	・・・175
29	地域防災力と危機管理の強化	
(1)	地域防災力と危機管理の強化	・・・177

基本方向 将来の発展を支える基盤をつくる

30	生活と産業の発展を支える社会基盤の整備	
(1)	福岡空港・北九州空港の機能強化、鉄道ネットワークの強化	・・・179
(2)	道路・港湾の整備	・・・181

【参考】

数値目標一覧

1 次代を担う「人財」の育成

(1) 学校教育の充実



1 現状と課題

- ・ 学校教育は、子どもの社会的自立の基礎となる資質能力を培い、社会を支えその発展に寄与する人材を育成する役割があり、次代を担う「人財」の育成の基盤となります。そのため、県内の全ての地域において学校教育の充実が必要です。

(学力・体力の向上、健康教育の推進)

- ・ 自分で課題を見つけ、考え、主体的に判断し、適切に課題を解決する能力を育成するため、学ぶ意欲等を高める指導法や主体的で参画型の授業を推進すること等が求められています。
- ・ スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(2019(令和元)年度)では、小学校及び中学校の男女全ての区分で全国平均を上回っていますが、体育の授業以外で運動をしない子どもがいること等、運動習慣の定着に課題があります。
- ・ メンタルヘルスに関する問題や性に関する不安・悩み等、子どもの健康課題が多様化・深刻化する傾向にあります。

(豊かな心の育成)

- ・ 「福岡県民ニーズ調査(2021(令和3)年度)」によると、教育分野では、道徳、人権等、児童生徒の心を豊かにするための教育へのニーズが最も高くなっています。
- ・ 規範意識は、幼児期からしっかりと学習することが大切であり、学童期には、必要な道徳や命の大切さを学ぶとともに、学校での集団生活の中で善悪の判断を自ら行う能力を身に付けることが求められます。
- ・ 人権に対する認識は高まっていますが、依然として、同和問題(部落差別)をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等に対する偏見や差別が社会生活の様々な場面において存在しています。
- ・ 自然体験活動を通して、子どもの豊かな感情、好奇心、思考力等の基礎が培われることから、子どもが日常的に自然や生きものと触れあえる環境づくりが必要です。

(個性や能力を伸ばす教育の推進)

- ・ 経済のグローバル化や超高齢社会・人口減少社会の到来・DXの進展等、社会が大きく変化する中で、困難な課題を解決に導くためには、既存の発想にとらわれず、課題に対して柔軟に向き合い、新しい解決方法を考えていくことが必要となります。
- ・ 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システム^{*}の理念を踏まえ、障がいのある子どもたちの自立と社会参加を推進していくことが一層強く求められています。
- ・ 社会人、職業人として生きていくためには、望ましい職業観・勤労観や基礎的・汎用的な能力を身に付け、実践的で専門性の高い知識、技能を伸ばすことが必要です。

(教育環境づくり)

- ・ 全ての子どもが等しく学校教育のICT化の恩恵を受けられるよう、教育の機会均等と水準の向上を図る必要があります。
- ・ 学校施設の多くが建設後30年以上経過していることから、計画的な老朽化対策が求められます。

- ・ 産業教育、理科教育のための設備について、毎年度更新を行っているものの、増加する更新需要に対応できていないため、学校においては旧来の設備を使用し続けている状況です。
- ・ ICTを活用した教育、実践的な英語教育、キャリアステージに応じて求められる資質・能力の育成等の課題に対応するため、教員の指導力向上が求められています。
- ・ 学校現場における様々な課題に対応していくため、幅広い視野を持ち、実践的指導力のある人材を確保していく必要があります。

〔※ インクルーシブ教育システム:障がいのある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組み。〕

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 次代を担う「人財」の基礎となる学力・体力・豊かな心を育て、DXの進展等による社会の急激な変化に積極的に向き合うための柔軟な思考力、創造力、多様な他者と協働する力等を身に付けた子どもの育成を目指します。

(2) 具体的な取組

① 学力・体力の向上【24 (1)】

(学力の向上)

- ・ ICTの積極的な活用により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。
- ・ 各学校において学力向上に向けた実効性のある検証改善サイクルを構築するため、年間計画とロードマップを作成し、各学校の学力層に着目した分析により、各学力層を踏まえきめ細かな学習指導の充実に向けた取組の充実を図ります。
- ・ 子ども一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図るため、小学校と中学校の連携・協働による一貫した学習指導等を推進します。
- ・ 地域と学校の連携・協働の下、学習習慣の定着や学ぶ意欲の喚起を図るため、学校支援や放課後等の学習活動に取り組む市町村を支援します。

(体力の向上、健康教育の推進)

- ・ 運動やスポーツをする機会を充実させ、体を動かす習慣づくりに向けた取組を推進します。
- ・ 生涯にわたってスポーツをする習慣の基礎づくりを推進するため、運動部活動における適切な運営、部活動指導員等の活用により、その活性化や加入促進等に取り組めます。
- ・ 性や心に関する不安・悩みを抱える生徒に対して専門医(産婦人科医・精神科医)による健康相談を実施するとともに、教員や保護者に対し、指導助言を行います。

② 豊かな心の育成【24 (2)】

(道徳教育、人権教育の推進)

- ・ 学校の教育活動全体を通じて、授業の公開や地域教材の開発・活用等に家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得る等、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の質の向上と一層の充実を図ります。
- ・ 学校教育においては、自他の人権を守ろうとする実践力を持った子どもを育成するため、指導内容及び方法を開発する研究実践を行い、教育活動全体を通じた人権教育を推進します。

(実体験を重視した教育の推進)

- ・ 子どもの主体的な実践意欲、社会性や他人を思いやる心等を育成する観点から、学級活動、生徒会活動や学校行事等の学校教育活動において、自然体験活動、社会貢献活動、読書活動等を推進します。

③ 個性や能力を伸ばす教育の推進【24 (3)】

(子ども本位の指導の推進)

- ・ 全ての学習活動において、本県独自の指導方法である「鍛ほめ福岡メソッド」を実践し、かつ個々の子どもに最適な学習になるよう「子ども本位」の指導を推進することにより、学ぶ意欲や自尊感情、向上心、チャレンジ精神、困難に立ち向かう心等を育成します。

(特別支援教育の推進)

- ・ 障がいのある子どもが自立し、社会参加できるよう、就学前段階から学校卒業後までの長期的な視点に立ち、一人一人の教育的ニーズに応じた一貫した継続性のある指導及び支援の充実を図ります。

(キャリア教育・職業教育の充実)

- ・ 小・中・高等学校の各段階や特別支援学校において、地元の企業・経済団体と連携した教育を通して、子どもの発達段階に応じた職業観・勤労観を育み、自立した生き方を考えるようにするためのキャリア教育を推進します。
- ・ 長期間のインターンシップ、ものづくりや先端技術に関する専門性の高い実践的な教育活動、特別支援学校でのICTを活用した就労につながる学習・就労支援等を推進します。

④ 教育環境づくり【24 (4)】

(学校教育のICT化)

- ・ 日常的なICTの活用や緊急時の「学びの保障」に対応するため、必要なICT環境の整備を図ります。
- ・ 感染症や災害等における学習の継続や様々な学習上の困難を持つ子どもへの対応等の「学びの保障」のため、ICTの持つ特性を最大限活用する取組を推進します。

(学校施設の整備・充実)

- ・ 老朽校舎等の改築や長寿命化改修、グラウンド造成等を行います。
- ・ 産業教育、理科教育のための設備の整備を図ります。

(教員の指導力・学校の組織力の向上)

- ・ ICTを活用した教育活動の推進のため、学校において求められる立場、役割、資質・能力に応じた研修の実施等、教員のICT活用指導力の向上を図ります。
- ・ 海外の高校とのオンライン交流やスマートフォンアプリを活用した英会話演習等の実践事例を基にICTの効果的な活用について研究・研修を行います。
- ・ 採用試験の工夫改善、大学等と連携した教員養成の充実を図ります。
- ・ 教員の指導力向上のため、キャリアステージに応じた研修、校内研修・自主研修について、大学や教職大学院等と連携し、研修等の充実を図ります。
- ・ スクールカウンセラー等多様な専門スタッフの活用により、学校の組織力を高め、教員が子どもの指導に専念できる環境の整備を進めます。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
全国学力・学習状況調査における学力上位層の構成割合が全国平均を上回る地区数(教育事務所別)[公立小学校]	国語：5 地区 算数：2 地区 (R3 年度)	全地区 (国語：6 地区 算数：6 地区)
全国学力・学習状況調査における学力上位層の構成割合が全国平均を上回る地区数(教育事務所別)[公立中学校]	国語：1 地区 数学：1 地区 (R3 年度)	全地区 (国語：6 地区 算数：6 地区)
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力中・上位層の構成割合が全国平均を上回る区分数(教育事務所、小中学校、男女別)[公立小中学校]	18 区分 (R1 年度)	全区分 (24 区分)

1 次代を担う「人財」の育成

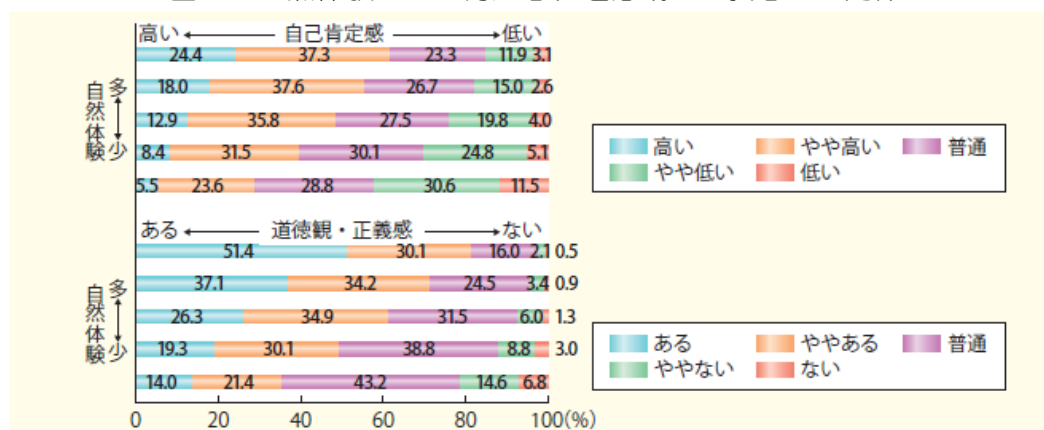
(2) 未来へはばたく青少年の応援



1 現状と課題

- ・ 近年、これまで経験したことのない大規模災害や感染症の発生等、先を見通すことが難しい時代になってきています。こうした予測不能な時代を、青少年が自立して生き抜くためには、コミュニケーション能力やチャレンジ精神、他者への思いやり等を育む体験活動が必要です。
- ・ 自然体験を多く行った子どもの方が、自己肯定感や道徳観・正義感が強いという傾向が見られます。(図1)
- ・ 急激に変化する社会の中で、青少年が自立的に自分の未来を切り拓いていくためには、高い志と意欲をもって課題に向き合い、柔軟な発想を持って、多様な価値観を持った人々と協働しながら課題を解決することが求められます。
- ・ 将来、様々な分野でリーダーとして活躍する人材を育成するため、企業、関係機関等と連携し、青少年が自ら考え、議論し、解決策を導き出していく実践的な教育の場を設ける必要があります。
- ・ 青少年が持つ能力や個性を伸ばし、スポーツ・文化芸術の分野において次代を担う人材を育成する取組の推進が必要です。

図1 自然体験と自己肯定感、道徳観・正義感との関係



資料:独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査(2016年度調査)」

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 未来ある青少年が、様々な経験・体験を通じて、自らの可能性に気づき、能力を磨き、大きくはばたくことができるよう、夢に向かってチャレンジする青少年を応援する取組を推進します。

(2) 具体的な取組

① 様々な体験・交流活動の推進

- ・ 子どもたちの集団による外遊びや年齢の異なる仲間・地域の大人との交流、社会体験・自然体験等の取組を推進します。【24(3)】
- ・ 子どもたちの主体性や協調性を育むため、地域の高齢者、学生、NPO、民間企業等、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携して行う放課後の様々な体験活動を推進します。

② 次世代のリーダーとなる青少年の応援

- ・ 豊かな経験と広い視野をもち、世界で活躍できる能力を持った人材（リーダー）を育成するため、「日本の次世代リーダー養成塾」を開催し、日本や世界で活躍する一流の講師陣による教養、ビジネス、国際、各種実習等、多様な講義を実施します。
- ・ アジア諸国からの奨学生と一緒に、将来のアジアがどう協力し発展させていくかディスカッションを積み重ねることで、リーダーとして必要な多面的思考力、分析力を養います。
- ・ 現在、田川地域で実施している「田川飛翔塾」を参考とした次世代リーダー育成の取組を県内に広げていきます。【21(1)】

③ 次世代の競技者や芸術家の育成

（スポーツ分野）

- ・ オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模スポーツ大会での活躍が期待できる、本県ゆかりのトップアスリートに対し、国内外で十分な強化活動ができるよう支援します。【13(1)】
- ・ 福岡県タレント発掘事業への参加者を拡大するとともに、障がいの有無に関わらず、より多くの対象者の中から高い競技適性を有する人材の発掘を行います。そのノウハウを競技団体と共有することにより、競技適性に応じた人材の発掘システムを構築し、競技力の向上に取り組めます。【13(1)】
- ・ 全てのアスリートが質の高いコーチングを受けられることができる環境を整備するため、中央競技団体等と連携し、世界に通用するトップアスリートを育成する一貫指導システム（主として小・中・高・大学生年代）の構築を図るとともに、そのシステムを県内の指導者に普及します。【13(1)】
- ・ 競技団体や地域で活動する総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等との連携を推進するとともに、地域における指導者や支援者を育成します。

（文化芸術分野）【14(1)】

- ・ アクロス福岡において、プロの音楽家を目指す子どもたちを対象としたセミナーの開催やセミナー卒業生を対象としたステップアップの場である「アクロス弦楽合奏団」の提供等、育成から活動の場の提供まで長期に亘って若手音楽家を育成する取組を進めます。
- ・ 大濠公園能楽堂において、子どもや能楽に親しんだことのない若者等を対象として能楽入門講座を開催し、能楽を継承する担い手の確保・育成に取り組めます。
- ・ 九州芸文館において、絵画、彫刻、陶芸等を学ぶ講座の開設や一定期間、国内外の芸術家が滞在して活動等を行うアーティスト・イン・レジデンスに取り組めます。また、文化芸術活動を支える人材を育成するため、博物館活動に興味があり、アートコーディネーター等を目指そうとしている人を対象とした研修会を開催します。
- ・ 九州歴史資料館において、学芸員資格取得を目指す博物館実習生や学生のインターンシップ等を受け入れます。また、子どもたちの文化財への興味関心を高めるため、学校への出前講座や体験学習を行います。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
同一校区内にある放課後児童クラブとアンビシャス広場・放課後子供教室が連携して体験・交流活動を行っている割合	73.7 % (R3 年度)	100 %
国民体育大会の順位	13 位	8 位

1 次代を担う「人財」の育成

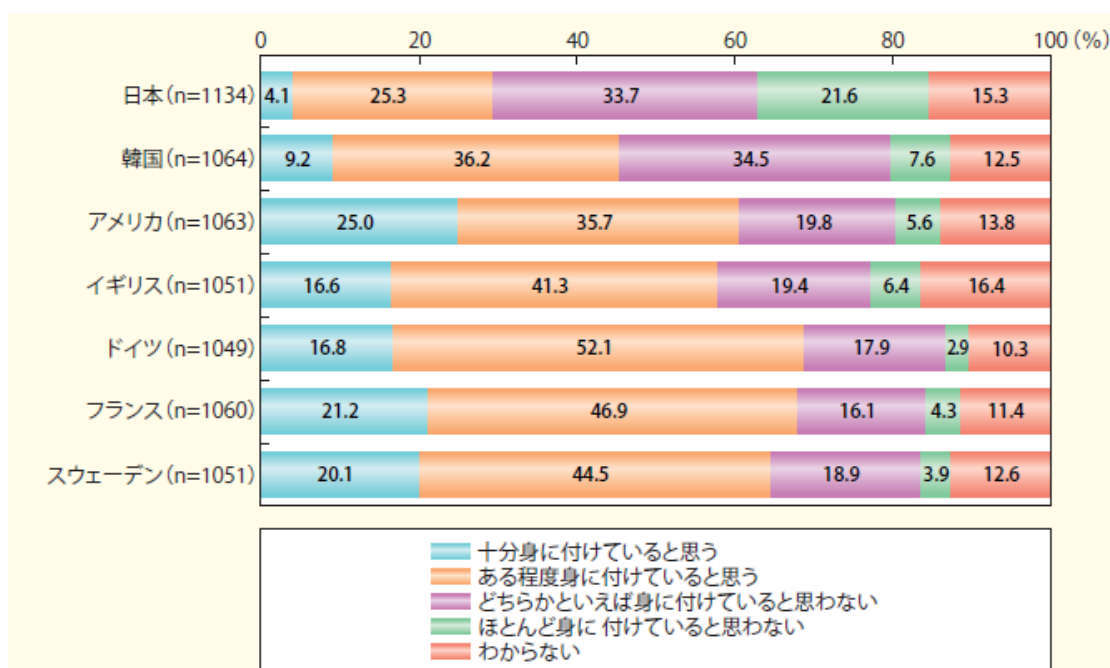
(3) グローバル社会で活躍する青少年の育成



1 現状と課題

- ・ 国際社会の一員として必要な「異文化理解力・対応力」について、「十分身に付けていると思う」又は「ある程度身に付けていると思う」と回答した日本の若者は約3割となっており、調査対象国の中では最も低くなっています。(図1)
- ・ 本県では、小学生・中学生の7割、高校生・大学生の6割が、海外留学や海外で仕事をしたいと思っておらず、その理由としては、小・中・高校生及び大学生のすべてで「語学の自信のなさ」が最も多くなっています。(図2)
- ・ 国際的な視野を備え、世界を舞台に活躍する青少年を育成するため、留学支援、国際リーダー養成、交流・体験事業等の取組の推進が必要です。
- ・ 経済や文化等様々な面で国際化が急速に進む中、異文化を理解し、異なる習慣や文化を持った人々と協働していくためには、外国語能力、とりわけ実践的な英語力を身に付けることが必要です。
- ・ 青少年が世界をもっと身近に感じることができるよう、様々な国の青少年と交流し、言語の壁を越えて互いにコミュニケーションできる感動を味わえる体験の場づくりが必要です。

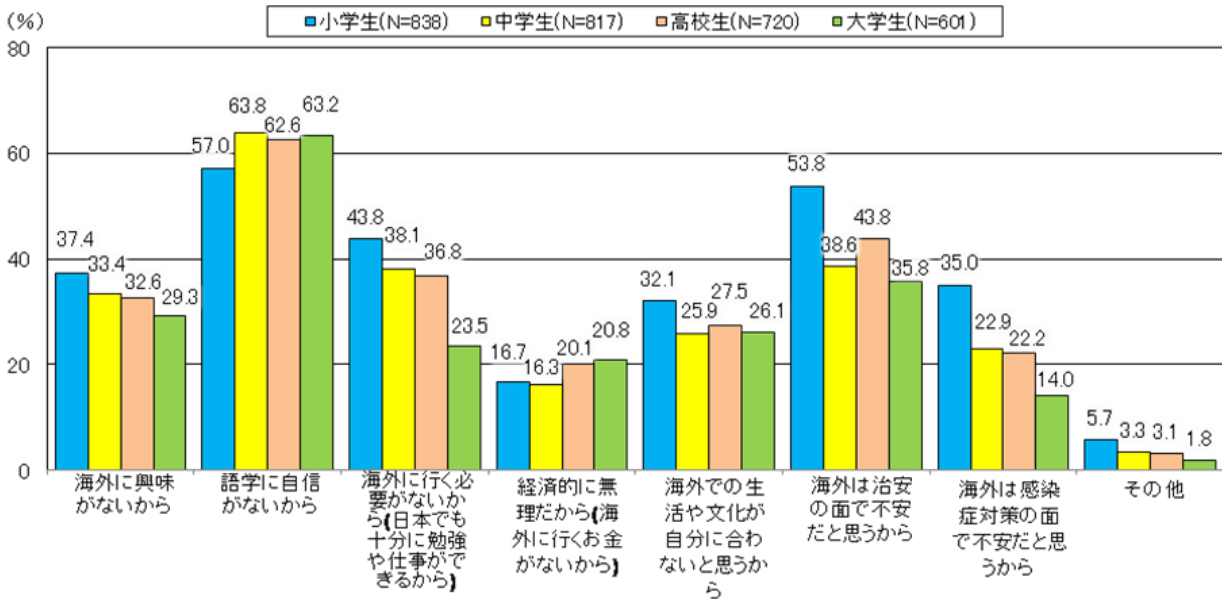
図1 異文化理解力・対応力(※)(諸外国比較)



資料:内閣府「子供・若者白書(2019年度)」

※ 自国と他国の文化・歴史・社会を理解し、互いの生活・習慣・価値観等を尊重して、異なる文化の人々とともに生きていくことができる態度や能力のこと等

図2 海外留学や海外で仕事をしたいと思わない理由



資料:福岡県「青少年の健全育成に関する県民意識等調査(2020年度)」

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ グローバル社会が急激に進展する中で、国際的な視野を持ち、異文化や多様な価値観を尊重しながら、他者と協働することができる青少年の育成を目指します。

(2) 具体的な取組

① 世界にはばたく青少年の応援

- ・ 県内の高校や大学が実施する海外体験プログラムに参加する高校生、大学生を支援します。
- ・ 外国大学に留学し学位取得を目指す学生へ奨学金を交付します。
- ・ 友好提携地域や海外福岡県人会、元留学生会等との連携により、海外での学びや交流の機会を提供します。
- ・ 県内の青少年を、海外の青少年と寝食を共にしながら、海外で現実に起きている課題に対し、多様な国の人々と協働し、自ら考え乗り越えていく力を身に付けるため、県内の青少年を海外の国際ワークキャンプに派遣します。
- ・ 県内の企業等の活動拠点がある諸外国に青年を派遣し、海外の現状を体感するとともに、現地で活躍する人たちと交流する機会を提供します。
- ・ 国連ハビタットが有する国際協力活動に関する知見や開発途上国における国際協力のニーズを学ぶ機会を提供します。
- ・ 世界トップクラスの海外の大学と連携し、英語による異文化理解教育プログラムをオンラインにより実施し、ハイレベルな学びの機会を提供します。

② 外国語能力の向上

- ・ グローバル化に対応した青少年育成を推進するため、英語によるディベートやプレゼンテーション等、英語を用いた活動を通して、コミュニケーション能力を育成するとともに、ICT を効果的に活用する等、英語授業における指導方法の改善・充実を図ります。
- ・ 生徒の高度な英語力の育成を図るため、ネイティブ英語教員の配置や英語以外の教科におけるイマージョン教育、ALTの効果的な活用等を進めます。

- ・ 高校生の英語教育の充実を図るため、英語の学習意欲と実践的英語コミュニケーション能力の向上を図る取組を支援します。
- ・ 子どもの異文化理解を深め、国際感覚を高めるため、異なる文化背景をもった人々と英語を通して触れ合う体験活動を推進します。

③ 異文化理解力・対応力の向上

- ・ 異文化を理解する国際的な視野を広げ、実践的なコミュニケーション能力を育成するため、海外研修や留学支援、在日留学生等との交流を促進する取組を推進します。
- ・ 世界の多様な生活習慣や歴史、文化、価値観等を学ぶ国際理解教育を充実します。
- ・ 様々な国の子どもたちのホームステイ受入れや地元大学留学生との交流、国際大会への参加等を通じて、世界の多様性に対する青少年の理解を深めます。
- ・ グローバル社会で活躍したいという志の醸成を図るため、海外で働いている人や留学生等との交流機会を設けます。
- ・ 県が設立している三公立大学法人において、異文化交流の機会を拡大し、国際的視野を持つ人材を育成するため、アジアをはじめ世界の大学との学術交流、外国人留学生の受入れ等を促進します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
中学校卒業段階で CEFR A1 レベル相当以上を達成した生徒の割合 [公立中学校]	46.9 % (R1 年度)	60.0 %
高等学校卒業段階で CEFR A2 レベル相当以上を達成した生徒の割合 [県立高等学校]	49.3 % (R1 年度)	60.0 %

1 次代を担う「人財」の育成

(4) 産業人材の育成



1 現状と課題

- ・ 本県では、これまで、中小企業が新たな事業活動を展開するうえで必要となる人材、半導体、水素等の成長産業における人材、ものづくり中小企業の中核人材、観光産業、農林水産業分野での人材等、産業発展を支える人材育成に取り組んできました。
- ・ 現在、デジタル化の進展、DXの必要性の高まり、2050年カーボンニュートラルに向けた動き等、デジタル産業やデジタルインフラ、そして、その基盤となる半導体を取り巻く環境は大きな変化に直面しています。
- ・ 中小企業においても、新型コロナウイルス感染症の影響をきっかけとして、省人化・遠隔生産体制等、デジタル社会へのシフトが求められており、デジタル化を担う人材の育成は喫緊の課題です。
- ・ 観光産業では、持続可能な観光の実現のため、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に多様化する観光ニーズに的確に対応でき、地域の稼ぐ力を引き出す人材の育成が必要です。
- ・ 農林水産業では、経営規模の拡大やDXによる効率化で生産力を向上させる等、デジタル化に対応し、経営感覚に優れた、稼げる農林水産業を実現できる人材の育成が必要です。
- ・ これら様々な産業分野において、これからの時代の変化にも対応でき、産業発展の中核となる人材を育成することで、本県の将来の発展につなげていきます。

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 県内各地域の活性化や産業・経済の発展を担い、それぞれの分野で活躍する人材を育成します。

(2) 具体的な取組

① 半導体・DX人材の育成

- ・ 半導体産業の拠点化を促進するため、最新技術動向を踏まえた専門講座を提供します。
- ・ 経営者や生産部門の責任者、中堅リーダー、現場技術者といった各層に対するDX人材育成講座を実施します。【5(2)、8(1)、22(2)】
- ・ 産学官金で構成されるコンソーシアムにより、九州大学等と連携しながら本県の産業の特性、ニーズに合わせたDX人材育成のプログラム構築を行います。【5(2)、8(1)】
- ・ ICT・IoTといった最新の技術を活用し、デジタル化による変革を担うことのできる専門人材や業種横断的に活躍が期待されるICTリテラシー（ICTに関する知識、教養、能力）の高い人材の育成を強化します。【11(1)】

② 新成長産業人材の育成

- ・ 県内企業の参入を促進するため、バイオや宇宙ビジネス、ブロックチェーン、IoT、水素エネルギー等、新成長産業の技術動向を踏まえた専門講座を実施し、新成長産業の発展を支える人材を育成します。

③ ものづくり中小企業の中核人材育成

- ・ 3次元設計や金型、めっき、プラスチックの製造基盤技術に関する講座の実施により、中小企業の生産性向上に資する中核人材を育成します。【8(1)】

④ 産業・企業や地域のニーズを踏まえた人材育成の推進

- ・ デジタル、グリーン、新たな成長分野等での県民の活躍に向け、関係機関と連携して産業や企業のニーズを的確にとらえ、産業政策と一体となった人材育成を推進します。【8(1)、11(1)】
- ・ 県内7か所に高等技術専門校を有する本県の強みを活かし、次世代自動車の普及に対応した整備技術の習得等のデジタル、グリーン分野、介護等の人手不足分野の人材育成等、地域ニーズにマッチした職業訓練を新規学卒者や離転職者等向けに提供します。【8(1)、11(1)、21(1)、22(2)】

⑤ 観光産業における人材の育成

- ・ 宿泊事業者のサービス向上、生産性向上のための専門家による指導に加え、地域の「稼ぐ力」を高めるために必要となるマーケティングやデジタルプロモーションの専門講座を実施し、観光地域づくりを牽引する地域の観光人材を育成します。

⑥ 農林水産業における人材の育成

- ・ 農林漁業一体となった就業希望者への相談・斡旋体制の強化に加え、地域に密着した研修機関の整備により、就業前後の支援を強化します。【9(3)】
- ・ 農業では、農業大学校を拠点としたリカレント教育の導入により、農業用ドローンやAI、IoTといった先進技術に対応できる人材を育成します。【5(2)、9(3)、22(2)】
- ・ 林業では、経営感覚に優れた人材育成等を通じ、森林組合等の経営基盤を強化します。【9(3)】
- ・ 漁業では、生産の共同化や経営の規模拡大等で漁業経営を強化する人材を育成します。【9(1)(3)】

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
グリーン・デジタル産業分野でのイノベーションを生み出す中核人材の育成人数	1,750 人／年	13,000 人 (5 年間累計)
観光産業を支える人材の育成人数	950 人／年	5,000 人 (5 年間累計)
新規就業者数(農林水産業)	500 人／年	2,630 人 (5 年間累計)

2 世界から選ばれる福岡県の実現

(1) 国内外からの戦略的企業誘致



1 現状と課題

- ・ 新型コロナウイルス感染症への各種対応、世界情勢の変化に伴う国の経済安全保障への影響、脱炭素化の進展等、昨今の産業を取り巻く環境は急速に変化しています。これらの変化も見据え、先端成長産業分野における企業の集積等、地域のポテンシャルを活かした戦略的な企業誘致を展開することが求められます。また、「福岡県民ニーズ調査（2021（令和3）年度）」によると、企業誘致は、地域振興のために最も力を入れてほしい施策となっています。
- ・ 本県では、成長著しいアジアの活力を本県に取り込みながら、世界的な半導体拠点等の構築を図り、アジアとともに発展していくことで世界から選ばれる福岡県、九州をリードする福岡県を実現していくことを目指しています。
- ・ これらを実現する上での重要な要素として、
 - ① 国内外からの戦略的な企業誘致、県と市町村が連携した企業誘致の受け皿となる産業団地等の整備
 - ② グリーンアジア国際戦略総合特区での環境を軸とした環境配慮型製品の開発・生産拠点の形成
 - ③ 地域経済を牽引する企業の取組支援
 - ④ 産学官が連携した産業集積の充実を図ることが必要です。
- ・ また、成長が期待される産業分野や企業への資金供給の円滑化等を促進するため、産学官の推進組織「TEAM FUKUOKA」に参加し、国際金融機能誘致に向けた取組を進めています。

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ アジアとの地理的近接性、充実した交通インフラ、優れた技術を持つ企業の集積や豊富な人材といった本県が持つ大きな優位性を活かし、またデジタル化や脱炭素化等、世界的な産業構造の変化を捉えた企業誘致やその受け皿の整備を進めることによって、世界から選ばれる福岡県の実現を目指します。

(2) 具体的な取組

① 戦略的企業誘致の推進と受け皿整備の促進【4（1）、21（1）】

- ・ これからのデジタル社会における全ての産業の根幹となり、またエネルギー・環境制約を克服するための大規模データセンターや半導体等のデジタル産業をはじめとした企業等を、地域のポテンシャルを最大限に活かし、国内外から戦略的に誘致します。
- ・ 県と市町村が連携して積極的な産業団地の整備を進めるため、県での団地整備を行うとともに、団地整備に取り組む市町村を支援します。また、企業が実施するテレワークを活用したサテライトオフィスの設置等に対応するため、空き校舎や校庭等の遊休公共不動産を活用した企業誘致の受け皿整備に取り組む市町村を支援します。

② 本社機能の移転・拡充の促進

- ・ 本県の産業競争力を高め、良質な雇用の場を確保するため、企業の本社機能の移転・拡充を促進します。

③ グリーンアジア国際戦略総合特区の推進

- ・ 本県の先進的な環境技術を活かして、環境を軸とした産業の国際競争力を強化するため、グリーンイノベーションの新たな創造を更に推し進め、アジアの活力を取込み、アジアから世界に向けて展開する「グリーンアジア国際戦略総合特区」を推進します。

④ 地域経済を牽引する企業の取組支援

- ・ 地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域に相当の経済的効果を及ぼす事業に取り組む企業を不動産取得税の課税免除等により支援します。

⑤ 知的拠点の形成

- ・ 産学官で連携し、九州大学の最先端の研究成果や学術研究都市内の研究開発機能・施設を活かし、先端成長産業分野の企業や研究機関の集積、創業の促進に取り組むことで、アジア・世界に開かれた知のネットワーク拠点となる学術研究都市づくりを推進するほか、国際研究開発プロジェクト等について情報収集を図るとともに、国への要望等を通じ、本県への誘致を目指します。

⑥ 国際金融機能の誘致

- ・ 世界の金融界における本県の知名度向上を図るとともに、資金供給の担い手となる資産運用業者や新たな金融の潮流である FinTech 産業の集積に取り組みます。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
企業立地件数	54 件／年	300 件 (5 年間累計)
県及び市町村による産業用地の整備着 手面積	—	100 ha (5 年間累計)
特区制度を活用して設備投資を行った企 業数	169 社 (累計)	300 社 (累計)

2 世界から選ばれる福岡県の実現

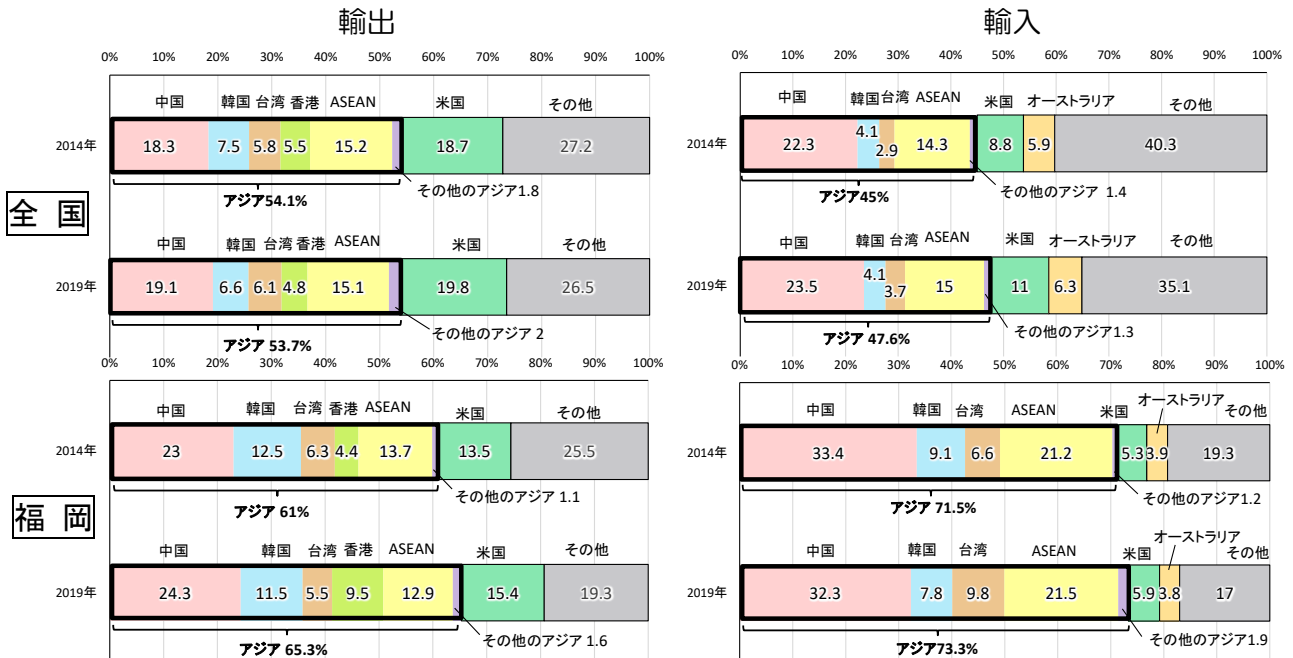
(2) 企業等の海外展開支援、海外からの誘客促進



1 現状と課題

- ・人口減少が進み、国内市場の拡大が見込めない中、県内中小企業や農林水産業が成長し、地域が持続的に発展し続けていくためには、経済のグローバル化の進展とともに、日々拡大する国際市場の獲得競争に打ち勝っていくことが重要です。
- ・また、2018(平成30)年12月にTPP11(環太平洋パートナーシップ協定)が発効し、2020(令和2)年11月にはRCEP(地域的な包括的経済連携協定)に署名する等、今後、本県における輸出の拡大も見込まれます。
- ・本県は、アジアに一番近い大都市圏であり、地理的近接性をはじめ、充実した交通インフラ、多様な産業集積等、本県ならではの強みを活かすことで、成長著しいアジアとともに発展できるポテンシャルを有しています。
- ・本県の貿易に占めるアジアの割合は、2019(令和元)年時点で輸出は65.3%(全国53.7%)、輸入は73.3%(全国47.6%)と全国と比較して高い割合となっています(図1)。また、2020(令和2)年における県内企業の海外進出件数をみても、中国の217件をトップに603件となっており、累計総件数821件の73.4%を占めています。
- ・一方、外国人旅行客の県内消費額は、2019(令和元)年に1,900億円を超えたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020(令和2)年には皆減近くまで減少しています。

図1 貿易におけるアジアの割合の推移(全国・福岡県)



資料：福岡県「福岡県中小企業振興基本計画年次報告」

2 施策の方向

(1) 概要

- ・輸出や投資、企業の海外展開を推進するとともに、インバウンドを呼び戻すことで、アジアの活力を本県に取り込みながら、ともに発展していくことを目指します。

(2) 具体的な取組

① 中小企業の海外展開支援【8(2)】

- ・「福岡アジアビジネスセンター」において、国別・分野別の登録アドバイザーによる情報提供、個別相談コンサルティング、現地サポートまでワンストップで支援を行います。特に、半導体、自動車を中心としたものづくり企業、優れた技術を持つベンチャー企業、地域の豊富で良質な農林水産物を活用した食品製造企業をはじめ県内中小企業の産業構造の特徴を踏まえた海外展開を推進します。
- ・海外へのビジネス訪問団の派遣や海外事務所及び海外委託駐在員のネットワークを活用し、県内企業の海外展開等を支援します。

② 県産農林水産物の輸出拡大支援【9(2)】

- ・海外のニーズ把握を強化し、県産農林水産物や県産酒、八女茶をはじめとする加工品等の輸出を拡大します。
- ・輸出先国の規制に対応した生産等を支援し、輸出産地づくりを推進します。
- ・現地でのフェア開催等による情報発信の強化や九州各県等と連携したPRを通じ、県産農林水産物の認知度を向上します。

③ 戦略的なインバウンド誘客による偏在解消と旅行消費額の拡大

- ・「外国人入国者数の国・地域の偏り」、「外国人旅行消費単価の減少」等の課題を解決するため、ターゲットとする国、地域を絞り込んだ上で、戦略的な誘客を行い、旅行消費額の拡大を図ります。
- ・それぞれの国・地域で影響力のある SNS や Web サイト等を活用した情報発信とデジタル広告により誘客を促進するとともに、情報発信の結果を分析し、事業効果やトレンドを踏まえ、発信内容や方法の継続的な改善を図ります。

④ 国際航空路線の誘致【10(4)】

- ・本県及び九州を来訪する外国人旅行者数の増加に向け、国際航空路線の誘致に取り組みます。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
中小企業の海外展開成約件数	30 件／年	165 件 (5 年間累計)
延べ宿泊者数(外国人)	426 万人泊 (R1 年)	532 万人泊 (R8 年)
県産農林水産物の輸出額	38.1 億円	72.0 億円
福岡空港の新規国際路線誘致数	—	4 路線 (累計)

3 ワンヘルスの推進

(1) ワンヘルスの促進



1 現状と課題

- ・ワンヘルスは、人と動物の健康、環境の健全性をひとつと捉え、一体的に守るという取組で、国連が掲げる SDGs の目標の多くにも関わっています。
- ・新型コロナウイルス感染症をはじめ、多くの新興感染症が人獣共通感染症であり、この発生には、人と動物の関係の変化、生物多様性の損失や気候変動等の地球環境の変化が強く関係しているとされ、ワンヘルスの視点からの各分野の取組が必要です。
- ・2016(平成 28)年 11 月に北九州市で開催された「第 2 回世界獣医師会-世界医師会 “One Health”に関する国際会議」において、ワンヘルスの理念を実践する基盤となる「福岡宣言」が採択され、以降、本県では、「福岡宣言」の地として、ワンヘルスの推進に取り組んできました。
- ・2020(令和 2)年 12 月には、全国で初めてとなる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定しました。
- ・また、2021(令和3)年度に、条例に基づき実施する県の施策または取組を体系的に整理した「福岡県ワンヘルス推進行動計画」を策定し、今後、この行動計画に基づき、以下の課題に取り組む必要があります。

(1) 新型コロナウイルス感染症をはじめとした人獣共通感染症

- ・人、動物及び環境の各分野における対策、特に、人への感染リスクが十分解明されていない野生動物や愛玩動物の感染症について、調査、監視を行う必要があります。

(2) 薬剤耐性菌

- ・抗微生物剤の不適切な使用等を背景として世界的に増加する一方、新たな抗微生物剤の開発は減少傾向にあります。薬剤耐性菌による感染症のまん延を防止するため、医療、獣医療、畜産等の各分野において、国が作成した「薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプラン」を踏まえた抗微生物剤の適正使用等の取組が必要です。

(3) 人と環境の関係

- ・生物多様性は、我々の暮らしに様々な恩恵をもたらし、自然災害の防止や軽減にも寄与しています。生物多様性保全のため、絶滅危惧種等の希少動植物の保護を図る必要があります。
- ・地球温暖化による気候変動は、私たちの社会・経済活動に大きな影響を与えています。県民、事業者、行政といった全ての主体が連携し、省エネルギー対策を強化するとともに、再生可能エネルギーの導入や水素エネルギーの利活用を推進する必要があります。
- ・大気、水、土壌等は、あらゆる生物が共有しており、その汚染は、生物多様性や生態系へ影響を及ぼします。健康で快適な生活環境を確保するためには、良好な大気環境の確保、流域の特性に応じた水環境の保全、健全な水循環の確保、土壌環境の保全等に向けた取組が必要です。

(4) 人と動物の関係

- ・動物は心に潤いを与える存在であると言われていたますが、いまだ多くの犬猫が保健福祉(環境)事務所や動物愛護センター等において引き取られており、動物の愛護や適正(終生)飼

養に関する意識の向上が課題となっています。また、致死処分数の更なる削減のために返還・譲渡の促進を行う必要があります。

- ・ 災害時における動物救護対策については、東日本大震災や熊本地震により、飼い主による同行避難の重要性や避難所における受入体制の整備等の課題が明確になりました。災害時に円滑な避難や救護を行うため、犬や猫の飼い主に対し、平時から災害時の備えについて周知するとともに、市町村における同行避難の受入体制整備を図る必要があります。
- ・ 近年、人口減少等による山林の手入れ不足や農地の放棄・荒廃等が、里地里山の多様な生物の生息・生育に影響を与えており、野生動物の生息域の拡大により、鳥獣被害が発生しています。農林水産物被害を軽減するための鳥獣被害防止対策が必要です。

(5) 安全な食と環境の関係

- ・ 人の健康は、健全な環境の下で生産された安全な農林水産物や健康な家畜等を食することで維持されています。安全・安心な農林水産物を確保するための取組を進める必要があります。
また、本県では、微生物を利用した食品の製造が盛んであり、近年は、バイオ技術を生かした産業の集積が進んでいます。生態系を保つ重要な生物として微生物との共存を図り、その活用を進めていく必要があります。

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 「福岡県ワンヘルス推進行動計画」に掲げる施策や取組を展開することにより、県民及び事業者がワンヘルスの理念に基づき自主的に行動し、活動することで、人と動物の健康及び健全な環境が調和した社会を構築し、これを次世代につないでいくことを目指します。

(2) 具体的な取組

① 人獣共通感染症対策

- ・ 医療、獣医療、関係自治体等との連携体制を構築するため、連絡会議等を開催します。
- ・ 畜産農場の巡回指導を実施し、飼養衛生管理基準の遵守指導やワクチン接種を推進します。
- ・ 狂犬病予防法による犬の登録及び予防注射の徹底について、市町村、獣医師会等と連携し、飼い主に対し、啓発・指導します。
- ・ 県民に対し、感染症に関する正しい知識について普及啓発し、患者発生時には、疫学調査、健康診断等を実施するとともに、必要に応じて感染症専門医による支援体制を整備します。
- ・ 家畜伝染病発生時に、速やかな罹患家畜の処分、農場や通行車両の消毒等を実施します。
- ・ 人の感染症の発生動向を把握・分析します。
- ・ 畜産農場への立入により、家畜伝染病の発生動向を把握します。
- ・ 愛玩動物における病原体保有状況を調査し、感染症の発生動向を把握・分析します。
- ・ バイオ技術を核とする新産業の創出や関連企業、研究機関の一大集積を形成し、次世代医薬品の研究開発を推進します。

② 薬剤耐性菌対策

- ・ 国の薬剤耐性菌感染症の発生動向調査等への医療機関の参加を促進します。
- ・ 家畜分野における薬剤耐性菌の発生動向調査を実施します。

- ・ 各医療機関等に対し、最新の医学的情報を情報提供し、院内感染防止対策を推進します。
- ・ 各医療機関等に対し、研修会等を通じ抗微生物剤の適正使用を啓発します。
- ・ 販売業者、獣医師、畜産農家等に対し、抗微生物剤の適正な流通・使用について監視指導、啓発します。
- ・ 愛玩動物を診療する獣医師に対し、抗微生物剤の適正な使用について啓発します。

③ 環境保護

- ・ 絶滅危惧種が生息生育する里地里山において、野生動物等の生息状況調査を実施します。
- ・ デング熱等蚊媒介感染症の発生動向を把握・分析し、県民や医療関係者に情報提供します。
- ・ 住宅の省エネルギー性能の向上を図るとともに、エネルギー効率の高い機器を使用する等、暮らしにおける省エネルギー化を推進します。
- ・ 県内で生産できる重要な脱炭素のエネルギー源である太陽光・風力・水力・バイオマス等の再生可能エネルギーを積極的に導入するための取組を推進します。
- ・ 利用時に二酸化炭素を排出しない水素の「発電」「産業」「運輸」の各部門での活用等、水素の利活用の取組を推進します。
- ・ 福岡県森林環境税の活用等により、森林の荒廃を未然に防止します。
- ・ 都市公園において、緑地を適切に保全、緑地空間を創出します。
- ・ 県内の常時監視測定局において大気汚染物質を測定します。
- ・ 水質測定計画に基づき、公共用水域や地下水の常時監視を実施します。
- ・ 「福岡県汚水処理構想」に基づき、下水道及び浄化槽の整備を促進します。
- ・ 多自然工法の採用や森林整備等により、自然が本来持つ浄化作用や水循環機能の回復を促進します。

④ 人と動物の共生社会づくり

- ・ 動物愛護フェスティバル等の機会を通じ、県民に動物の愛護や、終生飼養、不妊去勢手術の実施等適正飼養について普及啓発します。
- ・ 飼い主に対し、所有明示の啓発を行うとともに、マイクロチップの普及を促進します。
- ・ 市町村や地域住民と協力し、地域猫活動を推進します。
- ・ 動物愛護団体との連携を強化し、譲渡を促進します。
- ・ 県獣医師会と連携し、小学校における動物飼育活動を支援します。
- ・ 飼い主に対し、災害に備え平時からしつけやワクチン接種、適正飼養等が必要であることについて啓発します。
- ・ 各市町村が地域防災計画に同行避難等について規定するよう助言します。
- ・ 有害鳥獣については、地域ぐるみの取組で侵入防止を徹底するとともに、その捕獲体制を強化します。
- ・ 「ふくおかジビエ」の魅力を発信し、ジビエの利用拡大を促進します。

⑤ 健康づくり

- ・ 生物多様性の豊かさを体感できる県内の自然公園、森林公園、都市公園づくりを推進します。
- ・ 県民の心身の憩いの場として、県内 4 か所の森林セラピー基地の利用を促進します。
- ・ 人と愛玩動物が良好な関係を築き保てるよう都市公園にドッグラン等の整備や維持管理を行います。

⑥ 環境と人と動物のより良い関係づくり

- ・ 農林水産物の GAP 等の認証を取得する産地を拡大し、安全性を PR します。
- ・ 生産者や防除業者等に対し農薬の適切な使用について普及啓発します。
- ・ 飼料の製造業者や畜産農家等に対する立入検査や指導を実施し、安全な飼料の生産と使用を徹底します。
- ・ 畜産物の生産段階での安全性を確保するため、動物用医薬品の適正使用や飼養衛生管理基準の遵守を徹底します。
- ・ 「ふくおかエコ農産物」の認証や有機農業指導員の育成等を通じて、環境保全型農業を推進します。
- ・ 長期利用が可能なフィルム等の実証調査を行い、農業用プラスチック排出削減技術を普及啓発します。
- ・ 堆肥の高品質化と流通を促進し、家畜排せつ物の利用を推進します。
- ・ 事業者・県民の意識啓発やサプライチェーン全体での食品ロス削減を推進します。
- ・ 「ふくおか地産地消応援ファミリー」や「ふくおか地産地消応援の店」等の「ふくおか農林漁業の応援団」づくりを推進します。
- ・ 関係機関・団体と連携し、地域や学校給食における県産農林水産物の利用拡大を促進します。
- ・ 直売所間の連携等を強化し、魅力ある直売所づくりを促進します。
- ・ ホームページや SNS を活用した啓発やイベントの開催により、県民への食育を推進します。
- ・ 微生物等が持つ物質生産能力を最大限に活用したスマートセル[※]の実用化を推進します。
- ・ 県生物食品研究所が保有する各種菌や関連技術を活用し、県内企業の微生物を活用する技術開発や製品開発を支援します。

〔※ スマートセル：最先端の情報処理技術やバイオ技術の活用により、植物や微生物の機能を遺伝子レベルで高度に制御することで物質生産能力を最大限に引き出した生物細胞〕

⑦ ワンヘルス実践の基盤整備

- ・ 「ワンヘルス宣言事業者登録制度」を創設し、事業者のワンヘルスの取組及び事業活動への活用等を促進します。
- ・ 小学校、中学校、高等学校等におけるワンヘルス教育を推進します。
- ・ 研究協力校におけるワンヘルス教育のモデル的な教育を実施します。
- ・ 人の健康と環境の保全に関する機能を持つ保健環境研究所と動物の保健衛生を一元的に扱う「動物保健衛生所」とが相互に連携した「ワンヘルスセンター」を整備します。
- ・ アジア各国、九州各県、大学、研究機関と広域的に連携して、人獣共通感染症対策と薬剤耐性対策を行う「アジア新興・人獣共通感染症センター(旧アジア防疫センター)(仮称)」の設置及び誘致を推進します。
- ・ 最新の知見を集め、世界へ向けて発信する、世界トップクラスの研究者等による国際会議を開催します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
ワンヘルス宣言事業者登録数	—	11,000 件 (5 年間累計)

4 移住定住の促進

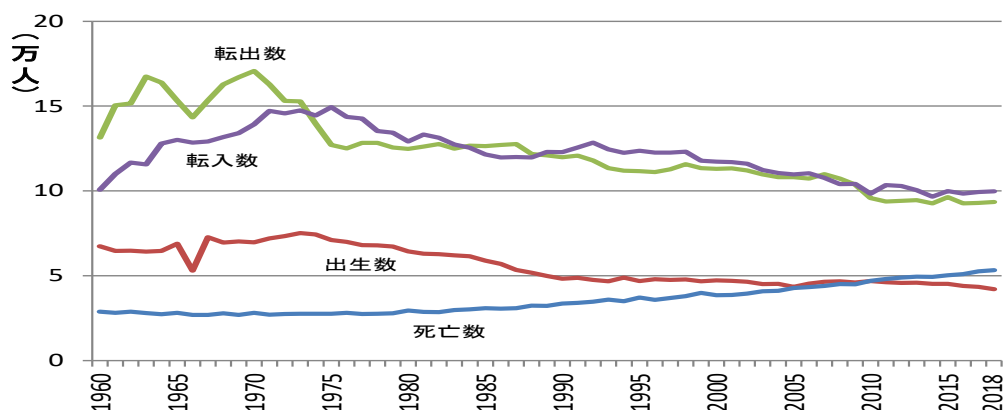
(1) 移住定住の促進



1 現状と課題

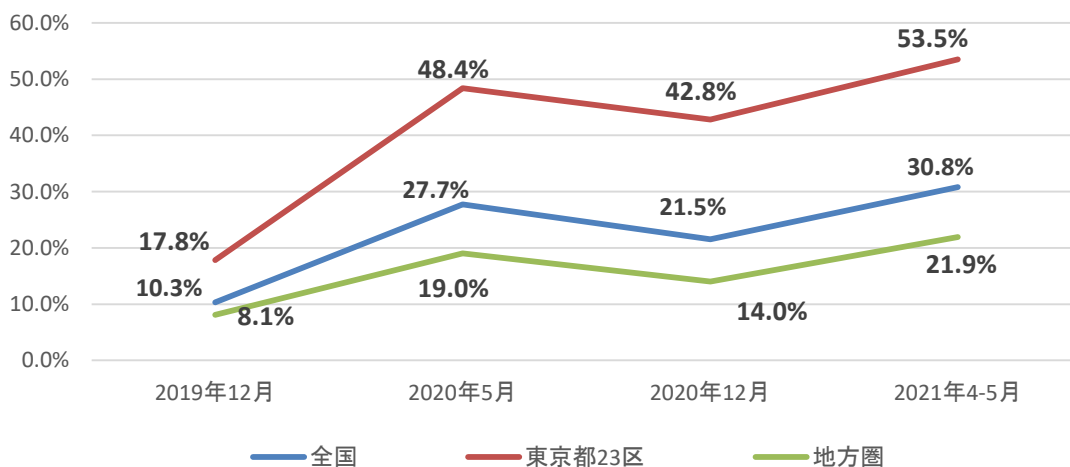
- ・ 本県の人口は1970(昭和45)年の国勢調査以来、一貫して増加基調にあったものの、その伸びは鈍化しており、近い将来減少局面に入っていくとみられています。
- ・ 既に減少に転じている県内市町村では、少子高齢化に伴う自然減に加え、転出超過による社会減の傾向が継続しており、持続可能な地域づくりの観点から、移住・定住の取組による若い世代の地元定着や地域外からの人の流れの創出が求められています。(図1)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の行動・意識や働き方に変化をもたらし、特に大都市圏では地方移住に対する関心が高まっていることから、この機会を捉え、本県への人の流れを生み出す取組を積極的に行う必要があります。(図2、3)

図1 出生・死亡数、転入・転出数の推移



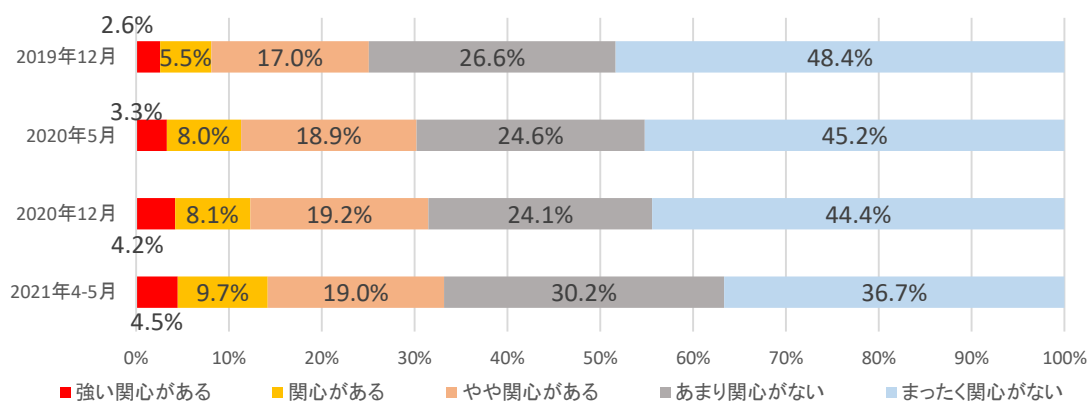
出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」、厚生労働省「人口動態統計」

図2 地域別テレワーク実施率



出典：内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」

図3 地方移住への関心（東京圏在住者）



出典：内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 県と市町村等の連携により、地域の基幹となる産業を振興し、地域の雇用創出等に取り組むとともに、情報発信や相談体制の強化、受入環境の整備により、三大都市圏（東京圏、大阪圏、名古屋圏）をはじめとした全国各地の移住希望者から「選ばれる福岡県」を目指します。

(2) 具体的な取組

① 地域の基幹産業の振興、雇用の創出

- ・ 基幹的産業である農林水産業を振興するため、DXの推進による生産力の強化、県産農林水産物のブランド力や販売力の強化とともに、次代を牽引する人材を育成します。【21(1)】
- ・ 農林業を営みながら他の仕事にも携わる「半農半X」等の取組により移住定住を促進し、中山間地域を支える多様な人材を確保します。【21(1)】
- ・ これからのデジタル社会における全ての産業の根幹となり、またエネルギー・環境制約を克服するための大規模データセンターや半導体等のデジタル産業をはじめとした企業等を、地域のポテンシャルを最大限に活かし、国内外から戦略的に誘致します。【2(1)、21(1)】
- ・ 県と市町村が連携して積極的な産業団地の整備を進めるため、県での団地整備を行うとともに、団地整備に取り組む市町村を支援します。また、企業が実施するテレワークを活用したサテライトオフィスの設置等に対応するため、空き校舎や校庭等の遊休公共不動産を活用した企業誘致の受け皿整備に取り組む市町村を支援します。【2(1)、21(1)】
- ・ 人口急減地域の繁忙期における人手不足を解消し、安定した雇用機会の提供につながる市町村の取組を支援します。
- ・ 観光振興や6次産業化商品の開発等、地域の担い手として活動している地域おこし協力隊員を対象に起業・就業に関する研修会を実施し、同じ地域での定住を促進します。【21(1)】

② UIJターン就職の促進・テレワークの推進

- ・ Web の力も活用し、県内企業の魅力を PR できる場の提供やインターンシップ実施等、県内企業と県外の求職者の接点づくりを強化します。
- ・ 福岡県若者就職支援センターにおけるオンライン相談やセミナー等を充実させ、UIJターン就職支援協定締結大学とも連携し、県内へのUIJターン就職を促進します。
- ・ 三大都市圏から県内の中小企業や人材が不足している職種への就職・移住を支援し、

地域を支える人材を確保します。

- ・ 県内のテレワーク拠点整備の取組を支援するとともに、県外企業に「転職なき移住」の働きかけを行う等、テレワークを活用した移住の促進を図ります。

③ 相談体制、情報発信の強化

- ・ 県の移住相談窓口でのきめ細かな相談対応に加え、AI チャットボットやオンライン相談会により相談体制の強化を図るとともに、市町村が設置する移住コンシェルジュの取組を支援します。【5(1)】
- ・ 「移住・定住ポータルサイト」の拡充やオンラインセミナーの開催により、移住定住を希望する方への情報発信を強化します。
- ・ 県内市町村の空き家情報を集約し、まちの魅力と合わせて情報発信するサイト「福岡県版空き家バンク」の取組や空き家の活用・処分に関する相談対応をワンストップで行う「空き家活用サポートセンター」の運営等により、空き家の利活用を促進します。

④ 関係人口の創出・拡大

- ・ 将来的な移住の裾野拡大につなげるため、県外在住者に向け本県の様々な魅力を発信し、多様な形で地域と関わる「関係人口」の創出・拡大を図ります。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
県外からの移住世帯数	876 世帯／年	5,000 世帯 (5 年間累計)
ふくおかファンクラブ会員数	2,270 人 (累計)	8,000 人 (累計)

5 デジタル社会の実現

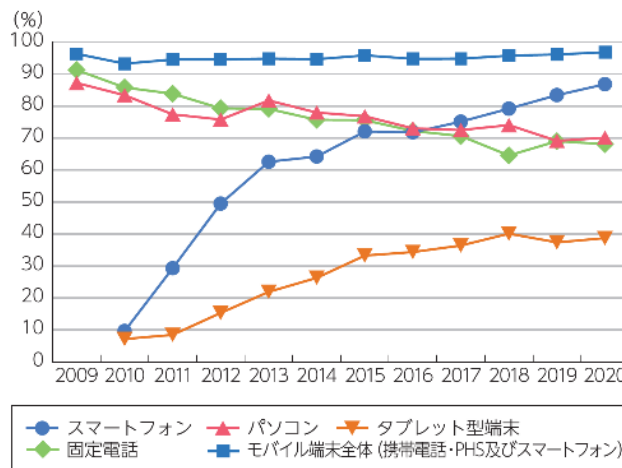
(1) 地域社会と行政のデジタル化



1 現状と課題

- ・ 光ファイバ等のデジタル基盤の整備やモバイル端末の普及が進み、AI や IoT といったデジタル技術が浸透する等、社会のデジタル化が急速に進展しています。(図1)
- ・ 加えて、少子高齢化や過疎化が進行していることから、住民の利便性や産業の生産性向上に向けた地域社会の更なるデジタル化が必要となっています。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症対策の実施を通じて、各種給付金の受給申請手続、支給作業の一部に遅れや混乱が生じたため、特に行政分野におけるデジタル化やオンライン化が必要であることが明らかとなりました。(図2、3)
- ・ 「福岡県民ニーズ調査」(2021(令和3)年度)によると、デジタル化の分野では、「行政手続きのオンライン化」に対するニーズが最も高いものの、60代以上では低い傾向にあります。デジタル化の進展に高齢者が取り残されないための対策が必要となっています。
- ・ このため、今後は、県民に簡単で便利な行政サービスを提供できるよう、行政のデジタル化やオンライン化を強力に推進することが求められています。

図1 情報通信機器の世帯保有率



資料：総務省「令和3年版情報通信白書」

図2 電子申請の利用経験

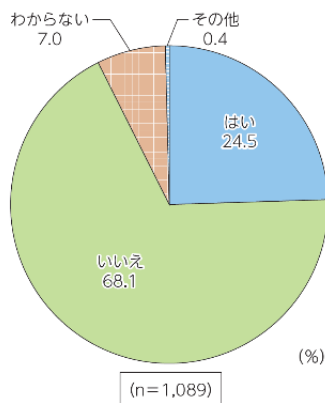
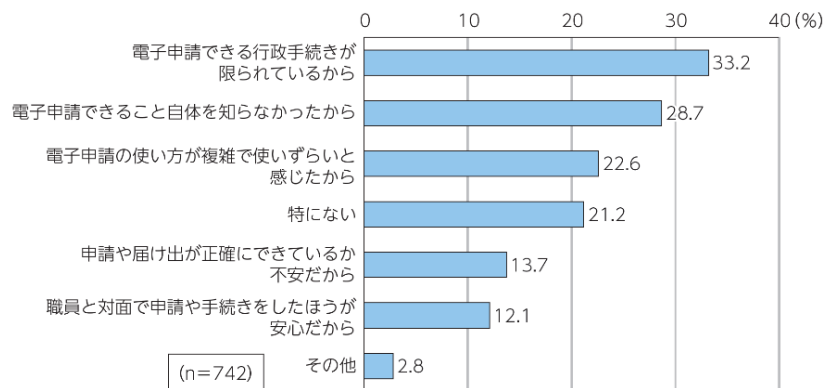


図3 電子申請を利用しない理由



資料：総務省「令和3年版情報通信白書」

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ デジタル技術の浸透により、社会や生活がより良いものに変革されるDXの考え方のもと、デジタル技術の活用と様々な分野の構造改革を連動させることで、世界一くらしやすい福岡県の未来を開くことを目指します。

(2) 具体的な取組

① 地域社会のデジタル化

- ・ 医療・介護・子育て分野でのICT利活用を推進し、従事者の負担軽減を図ります。
- ・ 高齢者等へのデジタル活用支援や中山間地域における住民へのサポートを行うデジタル支援員配置等、デジタルデバイド対策の取組を推進します。
- ・ ICTを活用した工事や維持管理の効率化等、インフラ分野のDXを推進します。【8(1)】
- ・ 復旧工事のための情報収集や災害対応等の迅速化・効率化を推進します。
- ・ デジタル化により、事件・事故への対応の迅速化・効率化や犯罪防止対策を推進します。
- ・ 県の移住相談窓口でのきめ細かな相談対応に加え、AIチャットボットやオンライン相談会により相談体制の強化を図るとともに、市町村が設置する移住コンシェルジュの取組を支援します。【4(1)】
- ・ 5G環境の県内全域整備等、情報通信基盤の整備を推進するとともに、さらに次世代の通信技術についても利活用に向けた検討を行います。

② 行政のデジタル化

- ・ 県や警察における行政手続のオンライン化による県民の利便性向上に向けた取組を推進します。合わせて、デジタル技術を活用し行政事務の自動化・効率化を推進します。
- ・ 昨今の巧妙化するサイバー攻撃への対処や個人情報保護の要請に応じるため、情報セキュリティの更なる強化を図ります。
- ・ マイナンバーの利用範囲の拡大を国に働き掛けるとともに、法律で定められた事務以外についても、県独自にマイナンバーの利用による行政手続の簡素化を推進します。
- ・ 市町村業務の標準化、標準システムへの移行支援及び共同化の支援等、市町村行政手続のオンライン化に向けた取組を推進します。
- ・ 様々な分野のデータを蓄積・整理し、県の施策立案に活用します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
国が示すオンライン化を推進すべき手続の オンライン化達成率	25.8%	100% (R7年度)

5 デジタル社会の実現

(2) 産業のデジタル化



1 現状と課題

- ・近年、デジタル化の波は、IT 企業だけでなく、製造業、サービス業、農業、医療等も含め、すべての産業、社会経済システムに変革をもたらしています。また、脱炭素化、生産性向上等産業が抱える課題は、デジタル化なしに解決することはできない状況です。
- ・デジタル化関連市場は、今後、大きな成長が期待されており、県内 IT 企業にとって新たなビジネスチャンスとなっています。本県には、国産プログラミング言語「Ruby」や IoT 向け言語として注目される「軽量 Ruby」、暗号資産の基幹技術である「ブロックチェーン」等最先端の優れた技術を持つ IT 企業が集積しています。こうした強みを活かし、時代のニーズを捉えた新たな製品・サービスを提供できる企業の育成が必要です。
- ・農林水産業では、高齢化や後継者不足により生産力の低下が懸念されていることから、スマート機械等の先端技術を活用し、生産の効率化・省力化を進めることが必要です。
- ・また、デジタル社会を支える大規模データセンターや半導体等の関連産業についても、時代の変化を正確に捉え、拠点化を図ることが必要です。

2 施策の方向

(1) 概要

- ・県内中小企業や農林水産業のデジタル化を進め、生産性を向上させるとともに、その担い手となる人材や県内 IT 企業の育成に取り組みます。併せて、デジタル社会を支える大規模データセンターや半導体等の関連産業の集積を促進します。

(2) 具体的な取組

① デジタルプロジェクトの促進

- ・県庁内組織「福岡県デジタルプロジェクト推進会議」を中心に関係部局が連携し、各産業分野における課題や現場ニーズを掘り起こすとともに、「ワークショップ」や「IT ベンダーによる現場ニーズ把握会」等マッチング支援を行うことで、地域課題解決に向けたデジタルプロジェクトを促進します。

② 中小企業や農林水産業の DX 推進による生産性の向上

- ・「福岡県中小企業生産性向上支援センター」において、DX に関する課題を抱える中小企業に対し、業務プロセス改善や自動化による生産性向上の取組を支援します。
- ・農林水産業では、AI や IoT 等のスマート技術やロボット技術、デジタルデータを活用し、生産性向上を図る DX の取組を支援します。【9(1)】

③ IT 企業の育成

- ・今後成長が期待されるデジタル化関連産業への参入を促進するため、県内 IT 企業の新製品開発支援やビジネス展開支援等に取り組みます。

④ DX 人材の育成

- ・経営者や生産部門の責任者、中堅リーダー、現場技術者といった各層に対する DX 人材育

成講座を実施します。【1(4)、8(1)】

- ・産学官金で構成されるコンソーシアムにより、九州大学等と連携しながら本県の産業の特性、ニーズに合わせたDX人材育成のプログラム構築を行います。【1(4)、8(1)、22(2)】
- ・農業大学校を拠点としたリカレント教育の導入により、農業用ドローンやAI・IoTといった先端技術に対応できる人材を育成します。【1(4)、9(3)、22(2)】

⑤ 先端半導体産業の振興

- ・材料から設計、製造装置まで幅広い半導体産業の集積や「三次元半導体研究センター」等の公的支援機関を有する本県ならではの強みを活かし、更なる集積・拠点化を図ります。

⑥ 大規模データセンターの誘致

- ・デジタル社会の進展を見据え、充実した交通インフラ等、本県が持つ大きな優位性を活かして、自動車の自動運転や遠隔医療等、データ伝送のわずかな遅延も許されないビジネスに不可欠な大規模データセンターの誘致に取り組みます。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
中小企業におけるDXの実践割合	9 % (参考値:全国)	40 %

6 グリーン社会の実現

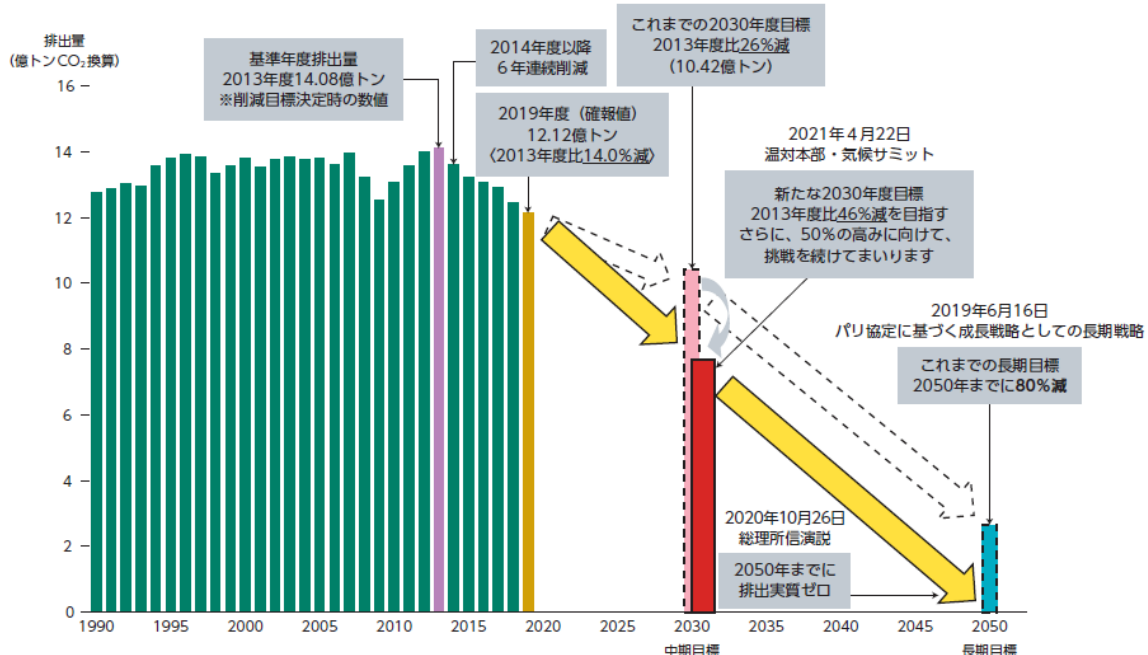
(1) 脱炭素化の推進と産業の育成



1 現状と課題

- ・ 2021(令和3)年8月に気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が公表した第6次評価報告書によると、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」とされ、私たち人間の活動によって排出される温室効果ガスの増加により、地球温暖化が引き起こされることが初めて断定されました。
- ・ 地球温暖化による気候変動は、真夏日・熱帯夜の増加、集中豪雨の多発、農作物の不作や感染症の増加等、私たちの社会・経済活動に大きな影響を与えます。
- ・ 我が国では、2020(令和2)年10月に2050(令和32)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること(2050年カーボンニュートラル)を宣言し、2021(令和3)年4月の気候サミットで「2030(令和12)年度に温室効果ガスを2013(平成25)年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けること」を表明しました。(図1)
- ・ また、2020(令和2)年12月には、脱炭素化への挑戦を経済成長の制約と位置付けるのではなく、成長の機会と捉え、「経済と環境の好循環」につなげるための産業政策として、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しました。これを受け、2021(令和3)年6月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正、公布され、パリ協定の目標や「2050年カーボンニュートラル宣言」が基本理念として法に位置付けられました。
- ・ 本県では、グリーン成長戦略で強かに施策を推進する14の分野のうち、既に洋上風力産業や水素産業のほか、自動車産業、農林水産業等の分野に取り組んでおり、国の制度も活用しながら、その取組をさらに進めていく必要があります。
- ・ これら温室効果ガスの排出を削減する取組を行っても一定の気候変動は避けられないことから、その影響による被害を防止・軽減していく取組も求められています。

図1 我が国の温室効果ガス削減の中期目標と長期目標の推移



資料：環境省「令和3年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

表1 温室効果ガスの排出削減のために行政に力を入れてほしいこと

1	太陽光発電、地熱発電など再生可能エネルギーの導入拡大	51.3%
2	風力発電、電気自動車、水素など成長産業の育成	39.5%
3	省エネ設備の導入や人材の育成など企業における取組の推進	34.7%
4	電気・ガスの使用量削減など家庭における取組の推進	27.2%

資料：「福岡県民ニーズ調査」（2021（令和3）年度）

2 施策の方向

（1）概要

- ・ 省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルの選択や森林の適正管理等が進み、脱炭素化に資する産業が新たな時代をリードする基幹産業に成長した、経済と環境が好循環するグリーン社会の実現を目指します。

（2）具体的な取組

① 温室効果ガスの排出削減と吸収源対策の推進

- ・ 省エネ家電の購入の促進等により、省エネルギー型ライフスタイルへの転換を進めます。また、環境負荷が少ない中古住宅市場の活性化、住宅リフォームの促進により、住宅ストックの有効活用を図るとともに、省エネルギー性能、耐久性に優れた住宅の普及を促進します。
- ・ 県内中小企業における省エネルギー対策等への融資等を行い、省エネルギー型ビジネススタイルへの転換を図ります。
- ・ 県有建築物をはじめ公共施設における再生可能エネルギー導入や県有施設等の照明LED化を推進します。
- ・ 森林の持つ水源のかん養や二酸化炭素の吸収といった公益的機能の持続的発揮を図るため、間伐等の森林整備を推進するとともに、県民参加による森林づくり活動への支援や林業の担い手の育成を図ります。【23(2)】
- ・ 県有施設における緑化、都市公園の整備における緑地の適切な保全及び緑地空間の創出等、地域緑化を推進します。
- ・ バイパス整備や4車線化等の道路整備を行うことで円滑な交通を確保するとともに、エコドライブの普及啓発や次世代自動車等の普及促進に取り組みます。
- ・ 歩行者や自転車の通行空間を整備し、公共交通機関の駅・停留所等から主要施設への利便性を高めるとともに、地域公共交通の利用を促進することにより、自動車の使用を減らし、省エネ社会を形成します。

② 脱炭素化に資する産業の振興

- ・ エネルギーに関する製品、技術等を紹介する展示会の開催やエネルギーの地産地消に取り組む市町村、事業者への支援等を通じ、エネルギー関連産業の育成・支援及び再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ・ 風車メンテナンス人材の育成、洋上風力発電の促進区域の早期指定の実現、また、産学官一体となった協議会を設立し、風力発電産業に関する最新情報の提供や参入促進セミナーを実施すること等により、洋上風力発電の導入及び風力発電関連産業の集積を促進します。

【7(1)】

- ・ 事業者における再生可能エネルギーの利用促進につながる情報を積極的に発信します。
 - ・ 県内における再生可能エネルギー由来の二酸化炭素フリー水素の利用促進やFCモビリティ[※]の普及と水素ステーションの整備の一体的な推進等により、水素エネルギー利活用を推進します。
 - ・ 本県の公用車の更新時においては、費用対効果等を勘案しつつ、率先して電動車を導入します。また、電動車の購入における補助金の案内や電動車の展示・試乗会を実施し、電動車の普及・促進に取り組みます。
 - ・ 重要港湾において、次世代エネルギーの需要や利活用方策、港湾施設の規模・配置等の検討を行い、脱炭素に配慮した港湾機能の高度化を目指します。
 - ・ 農林水産業において、省エネ型の設備の導入や再生可能エネルギーの活用を進めるとともに、輸送にかかる化石燃料の削減等に寄与する県産農林水産物の地産地消等の取組を進めます。
- 〔 ※ FCモビリティ:燃料電池 (Fuel Cell) で発電した電気で動くモビリティ (乗用車、バス、トラック等) 〕

③ 気候変動の影響への適応

- ・ 高温に耐性のある品種の開発・普及を推進するとともに、高温対策に必要な資材の導入を支援します。【9(2)】
- ・ 激甚化・頻発化する自然災害に備え、「流域治水」等の防災・減災、県土強靱化の取組を進めます。【28(1)】
- ・ デング熱等の蚊媒介感染症の発生状況を把握・分析し、県民や医療関係者へ情報を提供します。
- ・ 福岡県気候変動適応センターにおいて、本県の地域特性に応じた気候変動の予測やその影響、適応に関する情報を収集・整理・分析し、市町村、事業者、県民に分かりやすく提供します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
温室効果ガスの総排出量の削減率	22.9 % (H30 年度)	38.3 %
再生可能エネルギー発電設備導入容量	269 万kW	405 万kW

7 成長産業の創出

(1) 新たな成長産業の創出



1 現状と課題

- ・ 本県では、これまで、バイオ、ロボット・半導体、Ruby・コンテンツ、水素エネルギー等新成長産業の育成、集積・拠点化を推進してきました。新成長産業の育成・集積は、本県の将来の発展を支えるとともに、地域における新たな雇用創出、県内中小・ベンチャー企業の大きなビジネスチャンスにつながることから、一層の振興を図る必要があります。
- ・ 「100年に一度の大変革の時代」と言われる自動車産業では、次世代自動車の普及やCASE(つながる・自動化・共有・電動化)の潮流等自動車産業を取り巻く環境は大きく変化しています。2050年カーボンニュートラル宣言を受け、脱炭素化に向けた取組が不可欠であり、自動車メーカーおよび地元自動車関連企業もカーボンニュートラル実現に向けた前向きな取組が必要です。

【福岡バイオイノベーションセンター（久留米市）】

【(株)QPS 研究所の小型レーダー衛星】



2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 新たな成長産業の創出を図るため、産学官の連携のもと、県内中小・ベンチャー企業が取り組む製品の開発やビジネス展開への支援、最新の技術動向を踏まえた人材育成等に取り組みます。

(2) 具体的な取組

① バイオ産業拠点化の推進

- ・ 本県は 2021(令和 3)年、国(内閣府)が全国で4か所指定を行う「地域バイオコミュニティ」(地域の企業や研究機関を中核として、特色あるバイオ産業を展開することで、持続可能な循環型社会を実現し、世界市場にも進出する企業が活躍・発展する地域拠点)の第1号として認定されました。
- ・ 今後、国のバイオ戦略と連携した「福岡バイオコミュニティ」の形成を進めるため、本県の強みである「次世代創薬」「再生医療」「スマートセル」「機能性表示食品」の4分野をターゲットに、リーディングプロジェクトや製品開発支援、ビジネス展開支援等に取り組みます。

② ロボット・先端半導体産業の振興

- ・ ロボットや半導体等高度なものづくり産業を振興するため、製品開発支援やビジネス展開支

援、最新の技術動向を踏まえた専門講座の提供による人材育成支援等に取り組みます。

特に、半導体分野については、材料から設計、製造装置まで幅広い半導体産業の集積や「三次元半導体研究センター」等の公的支援機関を有する本県ならではの強みを活かし、さらなる集積・拠点化を目指します。

- ・優れたものづくり技術を持つ企業集積を活かし、今後成長が期待される医療福祉機器分野への参入を促進するため、病院・施設等の現場ニーズの発掘から製品開発、販路開拓まで、一貫した支援に取り組みます。

③ 「Ruby」「ブロックチェーン」等 IT 産業の振興

- ・本県には、産学官連携組織「福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議」の取組等により、優れた技術を持つ IT ベンチャー・エンジニアが集積しています。こうした強みを活かし、「Ruby」「ブロックチェーン」等、今後成長が期待される IT 分野の拠点化を目指し、IT ベンチャー企業の新製品開発支援やビジネス展開支援、最新の技術動向を踏まえた専門講座の提供による人材育成支援等に取り組みます。
- ・各産業の現場課題を解決し、デジタル化を促進していくため、現場ニーズとITベンチャー企業の持つシーズのマッチング、「AI」「IoT」技術による新製品・サービス開発等を支援します。

④ 宇宙ビジネスの振興

- ・本県には、これまでの産業政策により、世界トップレベルの性能を持つ小型レーダー衛星の打ち上げに成功した宇宙ベンチャー企業や高度な技術を持つものづくり企業、IT ベンチャー企業、大学等が集積しています。こうした強みが評価され、2020（令和 2）年、国（内閣府）から「宇宙ビジネス創出推進自治体」に選定されました。
- ・本格的な宇宙利用時代の到来に向け、国や JAXA と連携し、人工衛星やロケット等の宇宙関連機器開発への支援や衛星データ利用ビジネス等の本県発の宇宙ビジネスの創出に取り組みます。

⑤ 有機光エレクトロニクス研究開発拠点化の推進

- ・有機光エレクトロニクス分野の研究で世界をリードする九州大学や関連するベンチャー企業、有機光エレクトロニクス実用化センター等の公的支援機関の集積を活かし、県内中小・ベンチャー企業が取り組む次世代発光材料や製造装置の製品開発支援、ビジネス展開支援等に取り組み、関連産業の育成・拠点化を推進します。

⑥ 水素エネルギー産業の振興

- ・水素エネルギーは、カーボンニュートラルを実現するキーテクノロジーとして期待を集めており、今後、大きな成長が期待される産業分野でもあります。
- ・FC モビリティや燃料電池の普及促進、CO₂フリー水素を利活用する社会実証等に取り組み、関連産業の市場形成を目指します。また、県内企業による製品開発支援やビジネス展開支援、最新の技術動向を踏まえた専門講座の提供による人材育成支援等に取り組み、水素エネルギー産業分野への参入促進を図ります。

⑦ 北部九州自動車産業アジア先進拠点プロジェクトの推進

- ・自動車産業において、4メーカーが立地する北部九州は産学官が一体となったこれまでの取組により、開発・設計から生産まで一貫して行う有数の生産拠点として成長しており、カーボンニュートラルの実現に向けた自動車の電動化や水素技術の更なる活用、自動運転領域等への取組を推進し、国内における自動車産業の拠点としてさらなる成長を目指します。

⑧ 風力発電産業の振興

- ・ 風車メンテナンス人材の育成、洋上風力発電の促進区域の早期指定の実現、また、産学官一体となった協議会を設立し、風力発電産業に関する最新情報の提供や参入促進セミナーを実施すること等により、洋上風力発電の導入及び風力発電関連産業の集積を促進します。
【6(1)】

⑨ 航空機関連産業の振興

- ・ 今後、世界的に航空需要が拡大することが見込まれ、我が国の航空機産業も成長していくことが期待されています。
- ・ 本県では、産学官からなる「福岡県航空機産業振興会議」を2010(平成22)年に設立し、航空機産業の拠点化を目指しています。
- ・ 県内企業による大手サプライヤー等へのプレゼンテーション及び本県ポテンシャルのPR、さらには、本県への進出を検討する企業を招聘し、実際の現場や用地視察等を行うことで、航空機関連企業の誘致に取り組みます。
- ・ 併せて、航空機産業関連の展示会・商談会への出展支援や航空機産業参入に必要となる認証資格取得に対する支援、さらには、参入を目指す企業グループ「FAIN」に対して、定例研究会の開催及び試作品製作支援等を行うことにより、航空機産業への参入を支援します。
- ・ 工業技術センター機械電子研究所に設置した「航空機産業技術支援グループ」において、航空機産業参入へのポテンシャルを有する県内中小企業の発掘や参入に向けた技術支援を行います。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
成長産業分野への新規参画企業数	89社/年	500社 (5年間累計)
県の支援により新たな成長産業分野における新製品、新サービスの開発件数	34件/年	200件 (5年間累計)
新たに電動化や情報通信等の次世代技術に取り組む自動車関連企業数	9社・団体/年	75社・団体 (5年間累計)

7 成長産業の創出

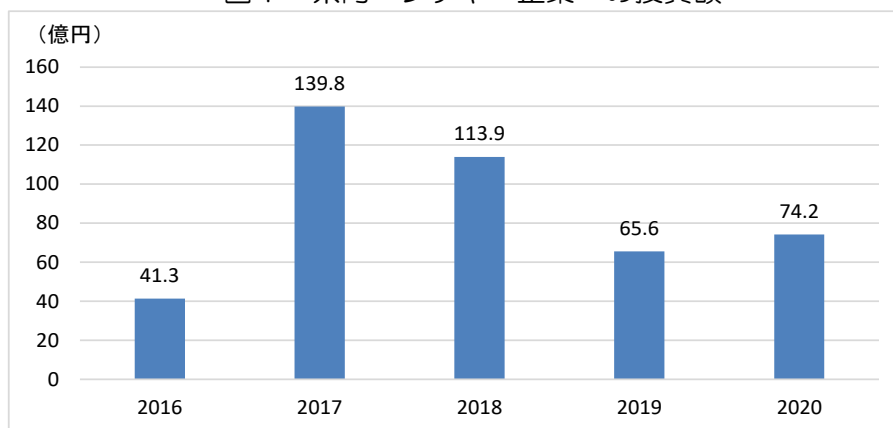
(2) 創業・ベンチャーの支援



1 現状と課題

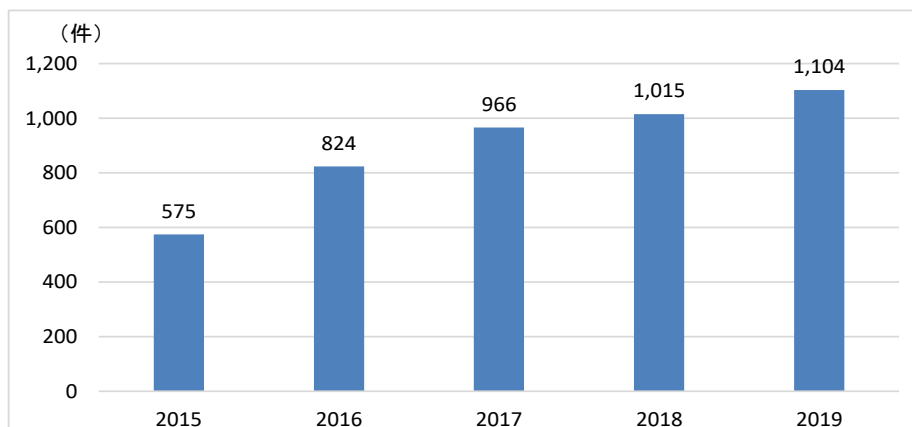
- ・ 地域経済にとって、創造的な事業活動を展開する中小・ベンチャー企業を育成することは、雇用の増大、地域経済の活性化、次世代を担う人材の育成を図るうえで、極めて重要です。
- ・ 本県では、1999(平成11)年から開始した「フクオカベンチャーマーケット(FVM)」をプラットフォームとし、ベンチャー企業の資金調達、販路拡大等を幅広く支援しています。
- ・ こうした県による取組に加え、地場のベンチャーキャピタルの設立が相次ぐ等、ベンチャー投資が盛んになっており、県内のベンチャー企業に対して、2016(平成28)年から2020(令和2)年の5年間に435億円の投資が行われました。(図1)
- ・ このような中、創業初期に資金調達を受けるベンチャー企業が増加していますが、数億円以上の大型調達はまだまだ少ない状況です。
- ・ また、県内全市町村が産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」を策定しており、市町村の支援を受けた創業件数は近年増加傾向にあります(図2)。本県でも、「創業支援等事業計画」の実行支援に取り組んでいますが、地域によっては取組が進んでいない状況です。

図1 県内ベンチャー企業への投資額



資料：福岡県

図2 創業支援事業等を活用して創業した件数



資料：中小企業庁「創業支援事業計画の支援実績」

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ポストコロナに向けて新たな成長産業の創出に取り組むベンチャー企業に対する個別支援を行うことで成長を促し、世界で活躍できるベンチャー企業を生み出すことを目指します。県内各地域での創業件数を増やすために、関係機関と連携して創業支援体制の強化を図ります。

(2) 具体的な取組

① ベンチャー支援

- ・資金調達や販路拡大等を幅広く支援する「フクオカベンチャーマーケット」を有望ベンチャーの発掘の場として位置付け、ベンチャーの個別支援につなげます。
- ・IPO(上場)を目指す経営者の育成、事業化に必要な資金調達に特化した支援等、成長意欲の高い起業家を伴走支援することで、県内ベンチャー企業への投資を促進します。
- ・大学との連携により創業人材を発掘し、ベンチャーの立ち上げを支援します。
- ・第一線で活躍する投資家や起業家を講師とした研修「福岡県スタートアップキャンプ」を実施し、先端技術系ベンチャーの急速なビジネス拡大を支援します。

② 地域創業支援

- ・「地域中小企業支援協議会」の構成機関が主催する創業セミナーや相談会を通じて、創業に関する意識の醸成を図るとともに、創業希望者の創業に向けた取組が促進されるよう支援します。
- ・県内全ての市町村が策定した創業支援事業計画の実行を支援する等、地域の特徴や強みを生かした創業支援の取組を促進します。
- ・地域資源の活用や地域課題の解決をテーマとしたビジネスプランコンテストの開催を通じ、創業者を発掘するとともに、「地域中小企業支援協議会」を中心に地域ぐるみの創業支援を実施します。
- ・ベンチャー企業と地域課題の解決を望む市町村との協業を支援し、地域課題を解決する成功事例を作ることにより、地域における創業の気運を高めます。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
1 億円以上の資金調達を行ったベンチャー企業数	12 社/年	80 社 (5 年間累計)

8 中小企業の振興

(1) 経営基盤の強化

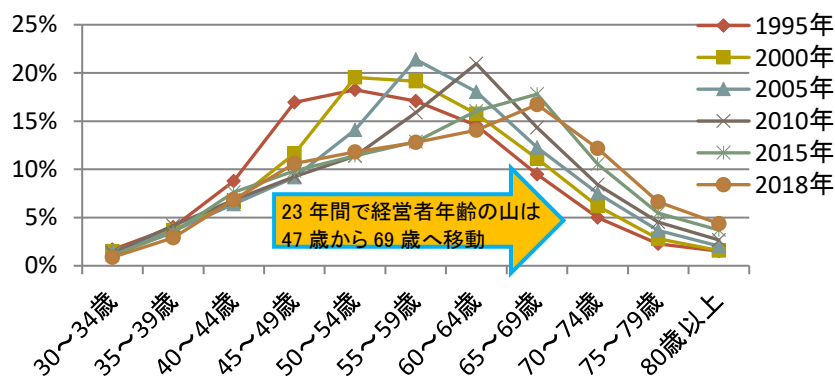


1 現状と課題

- ・ 少子高齢化による生産年齢人口の減少等を背景に、労働力不足が深刻化する中、県内中小企業においては、自社の強みを生かす事業計画の策定、新たな技術や高効率な設備の導入、DXによる業務の効率化を通じた生産性の向上が喫緊の課題となっています。
- ・ また、中小企業の中には、優れた商品を持っているものの、単独でのバイヤーへの働きかけ等が難しく、販路の拡大につなげられない事業者が多く存在します。
- ・ 更に、中小企業においては、経営者の高齢化が進んでいますが、後継者が未定又は事業承継の準備に未着手の企業が70%を占めており、事業承継は喫緊の課題となっています。

(図1)

図1 中小企業経営者の年齢分布の推移 (全国)



資料：中小企業庁「中小企業白書 2019年版」

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 中小企業が生産性の向上やDXの推進、販路拡大等を通じて成長できるよう支援の強化を図るとともに、円滑に事業継続できるよう経営改善や資金繰りについて支援を行います。

(2) 具体的な取組

① 生産性向上

- ・ 「福岡県中小企業生産性向上支援センター」では、中小企業診断士等が企業診断により課題を明確化し、結果を踏まえて専門アドバイザーが最適策を具体的に指導する伴走型のきめ細かな支援を行い、中小企業のDXによる業務効率化等を通じた生産性向上の取組を強力に支援します。
- ・ 商工会議所・商工会の経営指導員による巡回指導や個別相談、地域中小企業支援協議会の事業計画策定セミナーによる中小企業の事業計画策定の支援を通じ、経営改善及び生産性向上を実現します。
- ・ ICTを活用した工事の普及や遠隔臨場の取組拡大、インフラの点検効率化等、建設分野における生産性の向上を推進します。【5(1)】

② 産業人材育成

- ・ 経営者や生産部門の責任者、中堅リーダー、現場技術者といった各層に対するDX人材育

成講座を実施します。【1(4)、5(2)】

- ・産学官金で構成されるコンソーシアムにより、九州大学等と連携しながら本県の産業の特性、ニーズに合わせたDX人材育成のプログラム構築を行います。【1(4)、5(2)、22(2)】
- ・3次元設計や金型、めっき、プラスチックの製造基盤技術に関する講座の実施により、中小企業の生産性向上に資する中核人材を育成します。【1(4)】
- ・商談会等に参加し、アドバイザーによる伴走支援を行うことで企業の成長、人材の育成を図り、成果達成を強力に後押しします。
- ・デジタル、グリーン、新たな成長分野等での県民の活躍に向け、関係機関と連携して産業や企業のニーズを的確にとらえ、産業政策と一体となった人材育成を推進します。【1(4)、11(1)】
- ・県内7か所に高等技術専門校を有する本県の強みを活かし、次世代自動車の普及に対応した整備技術の習得等のデジタル、グリーン分野、介護等の人手不足分野の人材育成等、地域ニーズにマッチした職業訓練を新規学卒者や離転職者等向けに提供します。【1(4)、11(1)、21(1)】

③ 販路開拓支援【8(3)】

- ・商工会議所・商工会を通じた商談会参加への支援や県商工会連合会が運営する「DOCORE」を通じた販路開拓能力向上の支援等を通じて、中小企業とバイヤーのマッチングを進めるとともに、ECを活用した新たな販路開拓を支援します。

④ 事業承継支援

- ・「福岡県事業承継ネットワーク」による事業承継診断を通じ、事業承継に係る意識の向上を図るとともに、個社に応じた事業承継計画の策定、それに基づく事業の磨き上げ等の取組を支援し、事業承継を進めていきます。

⑤ 資金繰り支援【8(3)】

- ・取扱金融機関への預託や保証協会への保証料補填、損失補償により、低利で保証料負担の少ない県制度融資による資金繰り支援を行います。

⑥ 県内就職の促進

- ・地元企業の見学会や地元企業経営者等との座談会を実施し、企業規模や知名度にとられない職業選択による県内就職の促進を図ります。加えて、県内外の大学関係者と地元中小企業の情報交換会を開催し、企業の人材の確保を支援します。

⑦ 魅力ある職場づくりの促進

- ・県内4地域で働き方改革の進め方等を企業が学べる機会を提供します。「働き方改革実行企業(よかばい・かえるばい企業)」の取組事例やノウハウを見える化し、魅力ある職場づくりの輪を広げていきます。【11(3)、25(3)】

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
県の支援により生産性が向上した中小企業・小規模企業者数	34社/年	500社 (5年間累計)
重点支援企業のうち売上または経常利益が向上した企業の数	263社	300社

8 中小企業の振興

(2) 新たな事業展開の促進



1 現状と課題

- ・人口減少に伴う国内需要の縮小や労働力の減少、アジア諸国の成長に伴う消費市場の拡大、グローバル競争の激化、デジタル化技術の進展、経営者の高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式への対応等、県内中小企業を取り巻く環境は大きく変化しています。
- ・中小企業がこれら様々な環境の変化に対応し、発展していくためには、既存の事業だけではなく、新たな事業展開を促進することが必要です。
- ・しかしながら、中小企業では経営資源や情報収集にも限界があることから、行政による適切な支援が求められています。
- ・これら課題に対応するため、
 - ①新たな事業展開に取り組む「経営革新」による支援
 - ②工業技術センターによる技術高度化支援
 - ③特許、意匠、商標等の知的財産の取得・活用支援
 - ④デザイン活用や農商工連携による高付加価値製品の開発と販路開拓に取り組んでいくことが必要です。

2 施策の方向

(1) 概要

- ・中小企業を取り巻く事業環境が日々変化する中、新たな事業展開や技術の高度化、販路開拓等、新たなチャレンジを行う中小企業を応援します。

(2) 具体的な取組

① 経営革新計画策定・実行支援

- ・商工会議所・商工会をはじめとする支援機関との連携により、経営革新計画の策定支援体制を整備するとともに、県内4地域に「経営革新計画策定指導員（中小企業診断士）」を配置して、計画ブラッシュアップと実行に向けた助言指導を行います。
- ・経営革新計画の承認を受けた県内中小企業を対象に、計画の実行に必要な経費を補助する等、計画の着実な実行に向けた支援に取り組みます。

② 技術の高度化支援

- ・「工業技術センター」の4つの研究所がそれぞれ担当する産業分野の研究開発、人材育成、技術相談等に取り組み、ものづくり企業の製品品質・生産性の向上や製品・サービスの創出・改良、新規事業展開を支援します。
- ・「プロフェッショナル人材戦略拠点」により、新商品の企画・開発等の専門技術を身につけた人材の確保を支援します。

③ 知的財産支援

- ・「知的財産支援センター（福岡、北九州、久留米）」を拠点に、知的財産に関する相談、外国出願、特許を活用した製品開発、知的財産事務者の育成等、中小企業の特許等の取得・活

用を支援します。

④ 商品開発・販路開拓支援

- ・ 中小企業が製造販売するデザイン性に優れた商品・サービスの審査表彰を行う「福岡デザインアワード」のオンライン化等を通じて、国内外に通用する高付加価値製品の開発と販路開拓を促進します。
- ・ (公財)福岡県中小企業振興センター内に「農商工連携アドバイザー」を配置し、商工業者と農林水産業者の連携による商品開発・改良と販路開拓に向けた助言・指導を行い支援します。

⑤ 中小企業の海外展開支援【2(2)】

- ・ 「福岡アジアビジネスセンター」において、国別・分野別の登録アドバイザーによる情報提供、個別相談コンサルティング、現地サポートまでワンストップで支援を行います。特に、半導体、自動車を中心としたものづくり企業、優れた技術を持つベンチャー企業、地域の豊富で良質な農林水産物を活用した食品製造企業をはじめ県内中小企業の産業構造の特徴を踏まえた海外展開を推進します。
- ・ 海外へのビジネス訪問団の派遣や海外事務所及び海外委託駐在員のネットワークを活用し、県内企業の海外展開等を支援します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
経営革新計画策定企業のうち売上または経常利益が向上した企業の数	207 社/年	1,000 社 (5 年間累計)
工業技術センターの企業への技術移転件数	22 件/年	120 件 (5 年間累計)

8 中小企業の振興

(3) 小規模企業者の事業の持続的な発展



1 現状と課題

- ・ 2019(令和元)年6月、国において第Ⅱ期小規模企業振興基本計画が閣議決定され、計画において、小規模企業の振興と地域経済の活性化は一体であり、小規模企業は地域生活に欠かせない存在として、地域ぐるみで支援していく考え方が示されました。
- ・ 本県においても、2015(平成27)年4月から県、中小企業支援団体、金融機関等からなる地域中小企業支援協議会を県内4地域で設立し、地域の総力を挙げて小規模企業者の支援に取り組んでいます。
- ・ 少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少に伴う労働力の不足や限られた経営資源、地域ごとに抱える課題等、小規模企業者が直面する問題を解決し、事業の持続的な発展につなげていくためには、引き続き、デジタル化による生産性向上や販路開拓等による支援が必要です。
- ・ また、地域経済はコロナ禍以前から厳しい状況にあり、引き続き消費の下支えを行っていくことで、地域のにぎわいの場である商店街の活性化を図る必要があります。

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 小規模企業者における事業計画の策定促進や生産性の向上に取り組むとともに、地域のにぎわいの場である商店街の活性化を図っていくことで、小規模企業者の事業の持続的な発展を目指します。

(2) 具体的な取組

① 計画的な経営の促進

- ・ 地域中小企業支援協議会、商工会議所、商工会によるセミナーの開催を通じ、事業計画の重要性等について理解促進を図ります。
- ・ 商工会議所・商工会の経営指導員による巡回指導・個別相談や中小企業診断士等の専門家を派遣することにより、小規模企業者の事業計画策定の支援を行います。

② 事業継続力の向上

- ・ 経営指導員による巡回指導をはじめとした商工会議所・商工会による伴走支援や地域中小企業支援協議会による重点支援の取組を強化し、小規模企業者の事業継続力の向上を図ります。

③ 資金繰り支援【8(1)】

- ・ 取引金融機関への預託や保証協会への保証料補填、損失補償により、低利で保証料負担の少ない県制度融資による資金繰り支援を行います。

④ 生産性向上

- ・ 経営指導員による巡回指導や個別相談、セミナーの開催等を通じて、小規模事業者の経営改善を図るとともに、「福岡県中小企業生産性向上支援センター」を活用した伴走型のき

め細かな支援を通じて、DXによる業務効率化等、生産性の向上を図ることで、人手不足に悩む小規模事業者を強力に支援します。

⑤ 販路開拓支援【8（1）】

- ・ 商工会議所・商工会を通じた商談会参加への支援や県商工会連合会が運営する「DOCORE」を通じた販路開拓能力向上の支援を通じ、中小企業・小規模企業者とバイヤーのマッチングを支援します。

⑥ 商店街の活性化

- ・ 地域のニーズや「新たな日常」に対応した商店街の機能複合化等の取組を支援するとともに、安全・安心、にぎわいの創出等、商店街の「買い物の場」としての機能を強化する取組について支援します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
県の支援により生産性が向上した小規模企業者数	15社/年	150社 (5年間累計)
重点支援企業である小規模企業者のうち売上または経常利益が向上した企業の数	223社	250社

9 農林水産業の振興

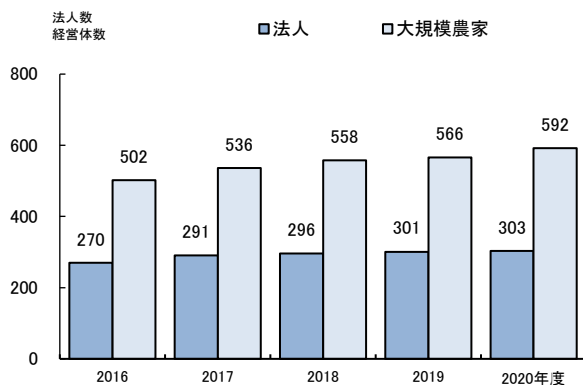
(1) マーケットインの視点での生産力の強化



1 現状と課題

- ・農林水産業では、高齢化や後継者不足により生産力の低下が懸念されている一方、少子化や共働き世帯の増加といった社会構造の変化に伴って消費者ニーズが多様化していることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大で内食需要が急速に高まっていることから、時代に対応した生産力と競争力の強化が求められています。
- ・本県ではこれまで、担い手への農地の集積・集約や経営規模の拡大(図1)、スマート機械等の先端技術を活用した生産の効率化・省力化(図2、3、4)を進めてきましたが、今後はこれらに加え、消費者が求める農林水産物を、生産から消費までのデジタルデータを活用して、これまで以上に効率的に生産・供給する取組が必要です。
- ・また、林業と漁業では、資源の適切な管理と利用の循環により、生産力を維持・向上させる取組が必要です。

図1 水田農業における法人数と大規模農家数(10ha以上)



資料：福岡県「令和2年農林水産白書」

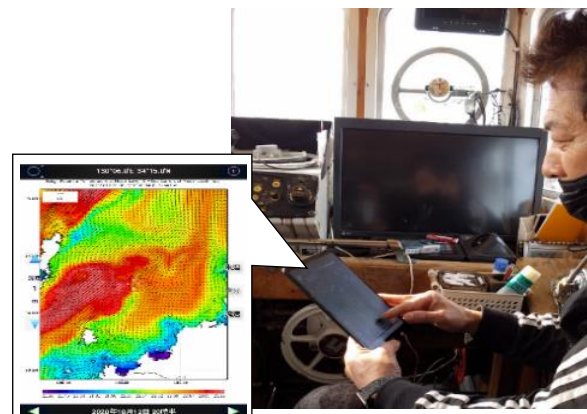
図2 ドローンによる麦の防除作業



図3 3Dレーザー機器を活用し森林資源の情報をデジタル化



図4 「海況予測システム」の利用で効率的な操業を推進



2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 生産から消費に至る様々な情報を活用し、消費者が求める農林水産物の生産を進めるとともに、先端技術の導入で生産の効率化・省力化や大規模化を図り、本県農林水産業の生産力を強化します。

(2) 具体的な取組

① 消費者ニーズに対応した生産の促進

- ・ 消費者ニーズを捉えた優良品種や家畜等を導入するとともに、それらの優良種苗の確保と安定供給を推進することで、県産農林水産物の品質向上と安定生産を促進します。
- ・ 鮮度保持や一次加工、出荷規格の見直し等で、消費者ニーズへの対応力を強化します。

② DXの推進による高品質・高収量・省力化の実現【5(2)】

- ・ 生産から販売、消費までのデジタルデータを収集・分析し、次期作に利活用することで、生産の最適化を促進します。
- ・ AIやIoT等のスマート技術やロボット技術等を導入し、高品質・高収量・省力化を実現します。
- ・ 物流情報をデジタル化し、市場と産地が共有・活用できるシステムの構築を支援するなど、物流の効率化を推進します。

③ 生産基盤強化と集約化、大規模化の推進

- ・ 農地の大区画化や集積・集約化を促進し、経営規模の拡大を図ります。
- ・ 収益性向上につながる園芸施設や機械、広域共同利用施設等の整備を推進します。
- ・ 農業用水利施設や林道、漁港等の計画的な整備により、生産基盤を強化します。
- ・ 林業では、森林組合等による経営受託を進め、漁業では、生産の共同化や規模拡大を促進することで、経営を強化します。【1(4)】

④ 資源の循環利用を通じた県産木材の供給拡大

- ・ 利用期を迎えた人工林では、計画的な主伐を行うとともに、省力・低コスト技術の実践で再造林を推進します。【23(2)】
- ・ 実需者が求める品質の確かな製材品の供給力を強化します。

⑤ 海や河川の特성에んじた漁場や資源づくりの推進【23(2)】

- ・ 魚礁の設置や漁場の底質環境の改善を促進し、漁場の生産力を強化します。
- ・ 資源管理と種苗放流で、水産資源の持続的な利用を推進します。
- ・ 養殖は、環境に応じた管理と適切な指導で生産を安定させます。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
デジタルデータを活用した経営を行う経営体数(農林水産分野)	285 経営体 (累計)	1,047 経営体 (累計)

9 農林水産業の振興

(2)「選ばれる福岡県」に向けてブランド力強化、販売の促進



1 現状と課題

- ・ 本県では、販売単価 17年連続日本一の「あまおう」をはじめ、九州一の出荷羽数を誇る「はかた地どり」等の県育成品種や全国茶品評会「玉露の部」において7年連続で農林水産大臣賞を受賞した「福岡の八女茶」、全国有数の生産量を誇る「福岡有明のり」等、数多くのブランド農林水産物が生産されています(図1)。
- ・ これらのブランド農林水産物は高単価で販売される等、市場関係者や消費者から高い評価を得ていますが、他産地も独自品種を開発し、ブランド化を進めており、産地間の競争がますます激しくなっています。
- ・ このため、消費者ニーズに対応した県独自品種の開発・普及を加速するとともに、県内はもとより、国内外に向けて本県農林水産物の魅力発信と認知度向上に取り組み、ブランド力を強化していく必要があります。

図1 本県を代表するブランド品目



あまおう



はかた地どり



福岡の八女茶



福岡有明のり

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 県産農林水産物の認知度向上によりブランド力を強化し、収益性の高い農林水産業を目指します。
- ・ 消費者ニーズへの対応で販売力を強化し、国内外から選ばれる「福岡の食」を目指します。

(2) 具体的な取組

① 世界への「福岡の食」の魅力発信と輸出の拡大【2(2)】

- ・ アジアをはじめ海外での市場調査やニーズ把握を強化し、県産農林水産物や県産酒、八女茶をはじめとする加工品等の輸出を拡大します。
- ・ 輸出先国の規制に対応した生産等を支援し、輸出産地づくりを推進します。
- ・ 現地でのフェア開催等による情報発信の強化や九州各県等と連携したPRを通じ、県産農林水産物の認知度を向上します。
- ・ 海外での品種登録・商標登録等を行い、県産農林水産物の知的財産を戦略的に活用します。

② 県独自品種や新技術の開発・普及の加速

- ・ 気候変動や消費者・実需者ニーズに対応した新品種を開発するとともに、現地での実証を拡大し、新品種の普及を迅速化します。【6(1)】
- ・ 生産現場と連携し、高品質化・低コスト化技術を開発・実証します。

③ 「福岡の食」の認知度向上と販売の促進

- ・ 首都圏・関西圏等での販売促進活動を通じ、県産農林水産物及び日本酒等の加工品の一体的な売り込みを強化します。
- ・ 有名店での「福岡フェア」の開催や大規模な大会等でのPRを通じ、県産農林水産物の認知度を向上します。
- ・ 販売促進活動で得られた外食事業者等のニーズを産地へフィードバックし、次の生産や販売に活かされる体制づくりを進めます。
- ・ 消費者ニーズを捉えた付加価値の高い6次化商品の開発を促進し、農林漁業者の所得向上を図ります。
- ・ 県内の複数産地による共同輸送等で流通コストの削減を促進します。

④ 新たな木材需要獲得による県産木材の利用推進

- ・ 公共建築物に加え、民間建築物の木造・木質化を促進します。また、展示会や商談会を通じて家具や木製品の販路を拡大し、県産木材の利用を推進します。【23(2)】
- ・ 間伐等で発生した林地残材等の木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。【23(1)(2)】

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
県産農林水産物の輸出額(再掲)	38.1 億円	72.0 億円
福岡フェア等における県産食材の取扱高	287 百万円	400 百万円

9 農林水産業の振興

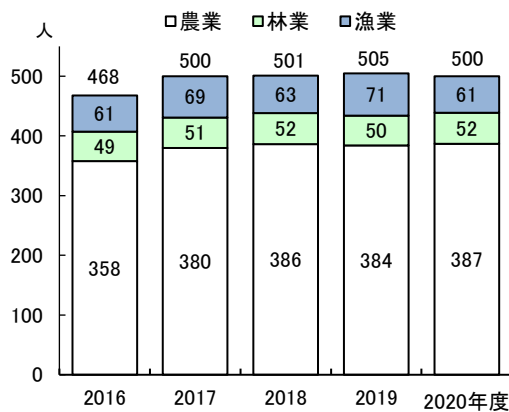
(3) 農林水産業の次代を担う人材の育成



1 現状と課題

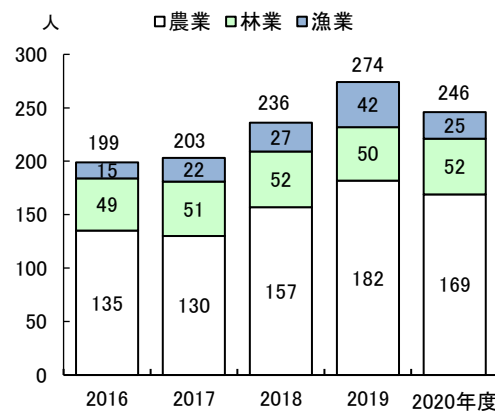
- ・ 農林水産業では、担い手の高齢化や後継者不足が進展しており、これらに対応するため、新規就業者の確保・定着に加え、担い手（既就業者）の規模拡大や雇用導入を推進してきました（図1、2）。今後も、次代を担う人材を育成するため、更なる取組の強化が必要です。
- ・ 担い手の経営発展のためには、日々進歩するスマート機械やデジタルデータを活用し、経営改善等に取り組むことができる人材の育成が必要です（図3）。
- ・ また、新規就業者の安定的な確保・定着を図るためには、雇用環境の改善はもとより、技術習得を進める研修受入体制の整備・強化が必要です（図4）。
- ・ 加えて、多様な人材が活躍する農林水産業・農山漁村の実現に向け、女性農林漁業者や障がいのある方の能力発揮や社会参画の推進が必要です。

図1 新規就業者数



資料：福岡県「令和2年農林水産白書」

図2 雇用就業者数



資料：福岡県「令和2年農林水産白書」

図3 農業経営者を対象とした経営戦略の研修



図4 新規就業者を対象とした研修



2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 農林水産業の次代を担う新規就業者を安定的に確保するとともに、経営感覚に優れ、新たな技術にも対応できる人材を育成します。
- ・ 農林水産業で活躍する多様な人材の能力発揮を推進します。

(2) 具体的な取組

① 農林漁業者の経営発展の推進

- ・ 農業大学校を拠点としたリカレント教育の導入により、農業用ドローンやAI・IoTといった先進技術等に対応できる人材を育成します。【1(4)、5(2)、22(2)】
- ・ 農林漁業団体と連携し、農林漁業者への技術指導を強化します。加えて、経営の複合化・法人化、雇用導入等を推進し、経営発展を図ります。
- ・ 経営感覚に優れた人材の育成等を通じ、森林組合等の経営基盤強化や漁業経営の規模拡大を推進します。【1(4)】

② 産地での受入体制強化による新規就業者の確保・定着の促進

- ・ 農林漁業一体となった就業希望者への相談・斡旋体制を強化します。【1(4)】
- ・ 農大の機能強化やトレーニングファーム等の地域に密着した研修機関の整備により、就業前後の支援を強化します。【1(4)】
- ・ 労働環境の改善等を通じ、林業の担い手の確保を促進します。
- ・ 地域での漁労技術の研修や受入体制づくりを支援し、漁業就業者の定着を支援します。

③ 女性農林漁業者の能力発揮の促進

- ・ 女性農林漁業者へのリカレント教育や起業活動支援により、女性経営者を育成します。【15(1)、22(2)】
- ・ 農山漁村における男女共同参画の意識を啓発し、女性農業者の農業委員への登用拡大といった社会参画を促進します。【15(1)】

④ 農福連携の推進【16(4)】

- ・ 先進事例を学ぶ研修の開催等で、農福連携への理解を促進します。
- ・ 福祉施設やJA等との連携により、障がいのある方の受入れを推進するとともに、働きやすい職場環境の整備を支援します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
新規就業者数(農林水産業)(再掲)	500 人/年	2,630 人 (5 年間累計)
新規農業法人数	40 法人/年	250 法人 (5 年間累計)
経営参画する女性農業者数	274 人 (累計)	420 人 (累計)

9 農林水産業の振興

(4) 持続可能な農林水産業に向けたワンヘルスの推進



1 現状と課題

- ・ 2021（令和3）年1月に公布された「福岡県ワンヘルス推進基本条例」では、人と動物の健康及び環境の健全性はひとつのものというワンヘルスの基本理念が示され、人獣共通感染症対策や環境保護、環境と人と動物のより良い関係づくり等の基本方針が規定されています。
- ・ 農林水産分野では、家畜伝染病の発生予防はもとより（図1）、鳥インフルエンザ等人獣共通感染症の対策も必要となります。そのため、家畜保健衛生所の機能を野生動物や愛玩動物まで拡充することが求められます。
- ・ また、県民ニーズ調査では、安全で安心な農林水産物の提供や食の大切さの教育（食育）の推進が求められています。これらの取組や自然とのふれあい等を通じワンヘルスの基本理念を普及・啓発していく必要があります（表1、図2）。

図1 高病原性鳥インフルエンザの防疫演習



表1 農林水産業を発展させるために行政に力を入れてほしいこと

安全で安心な農林水産物を提供すること	38.0%
食の大切さを教育すること	18.7%

資料：「福岡県民ニーズ調査」（2021（令和3）年度）

図2 四王寺県民の森での樹木観察会



2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 農林水産業では、人獣共通感染症対策や安全・安心な農林水産物の生産、地産地消、食育等を通じ、「ワンヘルス」の推進を図ります。

(2) 具体的な取組

① ワンヘルスの実践につながる地産地消や食育の推進【3(1)】

- ・ 農林水産物のワンヘルス認証制度等を通じ、県民のワンヘルスへの理解を促進します。
- ・ 農林漁業応援団づくりを推進し、生産者と消費者のつながりを強化することに加え、関係機関や団体と連携し、地域における地産地消の取組を強化します。
- ・ 農林漁業体験や生産者との交流、食文化の発信等を通じ、食育を推進します。
- ・ 直売所間の連携や出張販売により、魅力ある直売所づくりを促進します。

② 心や身体の健康づくりに向けた森林等の利用推進【3(1)】

- ・ 心や身体の健康づくりのため、「ワンヘルスの森」を整備し、その利用を推進します。
- ・ 森林や木、花等に親しみ育てる機会を通じ、木育や花育を推進します。

③ 環境に配慮した生産と食の安全・安心の推進

- ・ GAP(農業生産工程管理)やふくおかエコ農産物等の取組を広げ、環境に配慮した農業を推進します。【3(1)、20(3)、23(2)】
- ・ 集荷・加工施設の衛生管理を強化し、安全・安心な農林水産物や加工品等の生産を推進します。【3(1)】
- ・ 県民の「食」の選択に必要となる適正な食品表示を推進します。【3(1)】

④ 動物の保健衛生の一元化と家畜防疫の強化

- ・ 家畜と野生動物、愛玩動物の保健衛生を一元的に担う「動物保健衛生所」を設置するとともに、動物の保健衛生を担う人材を育成し、人獣共通感染症等への対応力を強化します。【3(1)】
- ・ 鳥インフルエンザや豚熱(CSF)等の家畜伝染病の防疫対策を強化します。【3(1)、20(3)】

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
ワンヘルスの実践に取り組む経営体数(農林漁業)	—	6,000 経営体 (5 年間累計)
国際水準GAPの認証取得数	37 件 (累計)	60 件 (累計)

10 地域と調和した観光産業の振興

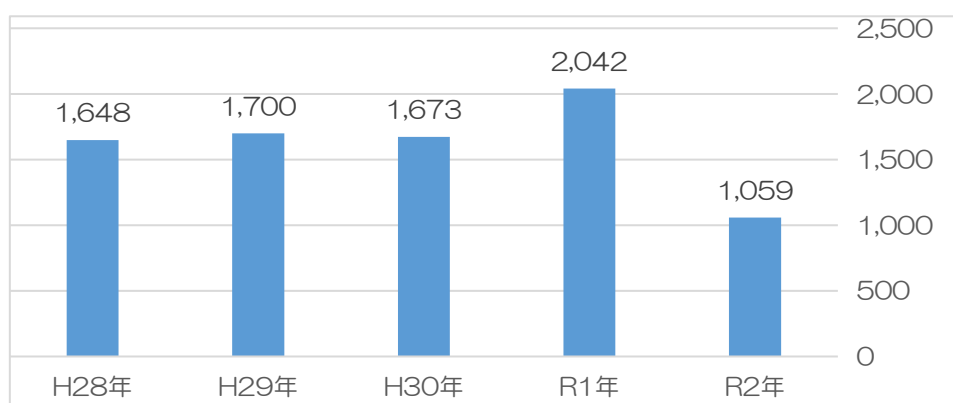
(1) ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた観光産業の高付加価値化



1 現状と課題

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、県内の旅館やホテル、観光施設においては、利用者が激減しており、地域の観光業は深刻な影響を受けています。(図1)
- ・ 今後の観光需要回復期における需要を確実に取り込むため、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた旅行者の受入環境の充実に取り組むとともに、観光産業の生産性向上や収益性の向上を図る必要があります。

図1 延べ宿泊者数



資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ コロナ禍による人々の行動変容に対応し、観光産業の生産性向上や新事業展開を支援するとともに、国内外の旅行者が安全、快適に旅行を楽しむことができる基盤整備に取り組み、本県の観光産業の高付加価値化を推進します。

(2) 具体的な取組

① 観光産業の生産性向上、収益性の向上

- ・ 今後の観光需要回復を見据え、観光産業に知見のある専門家の派遣等を行い、観光事業者の生産性向上及び「新たな旅のスタイル※」への対応等観光需要の取り込みによる収益性の向上を図ります。
- ・ 県内全域の集客強化のため、宿泊施設、飲食店等の事業者が行う施設整備等を支援し、観光誘客、MICE 誘客の促進を図ります。
- ・ 宿泊施設のサービス向上のための研修会の開催や宿泊施設が行う観光地の魅力を発信する取組を支援します。
- ・ 観光地域の飲食店において、地元食材を活用したメニューの開発やインバウンド向けの多言語化等国内外からの旅行者の受入体制の強化を支援し、収益性の向上を図ります。
- ・ 飲食店等へのサイクルスタンド等の整備支援を行うとともに、宿泊事業者を対象に宿泊者の自転車持ち込み等を可能とする施設改修を支援します。

※新たな旅のスタイル:仕事と休暇を組み合わせた滞在型旅行。(資料:観光庁ホームページ『「新たな旅のスタイル」ワーケーション&ブレジャー』)

② 新たな事業展開の支援

- ・ 古民家や宿坊、グランピング等、個性ある宿泊施設の整備・改修を支援します。
- ・ 体験プログラムを提供する事業所等の施設整備・改修を支援します。
- ・ サイクリストの主要アクセスポイント(空港、道の駅等)におけるゲートウェイ(レンタサイクル又はシェアサイクルが利用可能でタイヤチューブが購入可能等の要件を満たした拠点施設)の整備を促進します。

③ 誰もが快適に観光できる基盤整備

- ・ 外国人旅行者の満足度を高め、リピーター化を促進するため、ICT等も活用した多言語案内、キャッシュレス、Wi-Fi環境等、ストレスなく旅行を楽しめる環境の整備に取り組みます。
- ・ 旅行者が県内各地を訪問しやすい環境の充実に向け、多様な二次交通の情報整備・データ化や利用促進に取り組みます。
- ・ 全ての方が県内観光を楽しめる環境の充実に向け、観光に係るユニバーサルデザインの取組を推進します。
- ・ 福岡空港国際線の整備に合わせ、外国人の観光案内体制の強化を図ります。
- ・ 違法民泊対策等、民泊の適正な運営の確保に向けた取組を推進します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
旅行消費単価(日本人)(再掲)	36,300円 (R2年)	50,800円 (R8年)
旅行消費単価(通常入国外国人)(再掲)	66,000円 (R1年)	78,000円 (R8年)

10 地域と調和した観光産業の振興

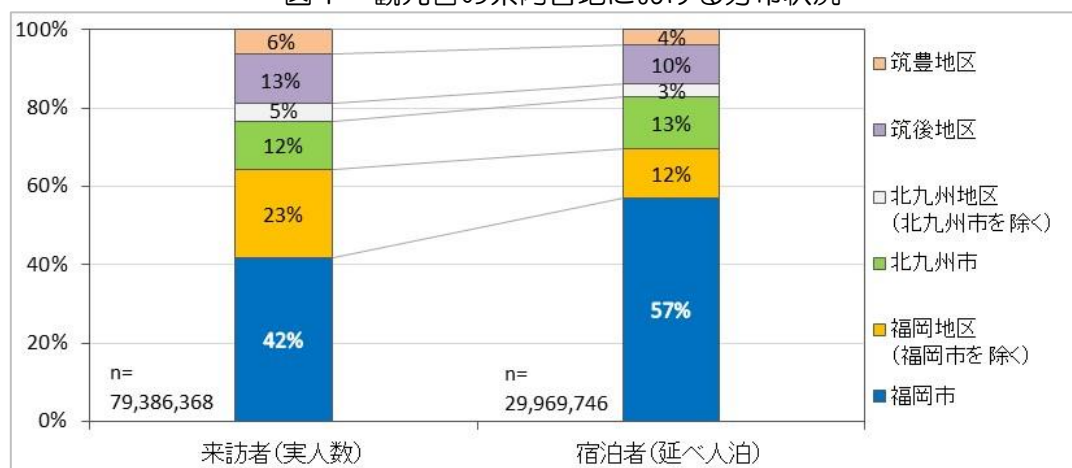
(2) 広域ルートの設定・新たな観光エリアの創出による旅行消費の拡大



1 現状と課題

- ・ 本県を訪れる観光客の多くは都市部に集中しており、県内各地域への周遊を促進し、滞在時間や観光消費の拡大を図るためには、観光客のニーズを踏まえ、都市部にはない新たな魅力を創出するための取組が必要です(図1)。
- ・ 国内観光客の観光トレンドを見ても、三密を避ける観点から、自然豊かな地方部を少人数で観光するスタイルへ変化しており、地元の人が改めてそれぞれの地域の魅力を再発見して楽しむ“マイクロツーリズム”の動きも出てきています(表1)。
- ・ アフターコロナにおけるインバウンドにおいても、これまで以上に地方部の観光ニーズが高まるものと推測されます。
- ・ 一方、観光客の増加に伴い、特定の観光地において、市民生活、自然環境、景観等に対するマイナスの影響をもたらす「オーバーツーリズム」についても、その影響を最小限に抑える必要があります。

図1 観光客の県内各地における分布状況



資料：福岡県「観光客の周遊等の状況に関する調査（令和2年3月）を基に作成」

注：NTTドコモが調査対象とできる端末（計約8,700万台/年）の平成30年1月から12月までの携帯電話基地局情報データから、一定条件の下サンプル抽出調査及び拡大推計等をした上で算出。

表1 今後の国内宿泊旅行で希望すること（複数回答、主な回答）

人の多いところは避けたい	59.7%
感染症対策を十分にしているところを選びたい	54.1%
できるだけお金をかけずに行きたい	40.1%
日頃の疲れを癒したい	38.7%
穴場の観光地に行きたい	19.9%

資料：2021年5月じゃらんリサーチセンター

「調査報告書（第6回新型コロナウイルス感染症の旅行市場への影響）」

2 施策の方向

(1) 概要

- ・地域の観光資源や魅力ある体験型観光をつないだ広域ルートを設定し、新たな観光エリアを創出することで、県内各地域への来訪を促進し、旅行消費の拡大及びリピーター化を図ります。

(2) 具体的な取組

① 魅力ある観光資源の発掘、磨き上げ及び活用

- ・点在している観光資源をテーマでつなぎ合わせた広域ルートを設定し、「食べる」、「遊ぶ」、「泊まる」を一体的に楽しめる、新たな観光エリアを創出します。
- ・ユネスコ世界文化遺産・無形文化遺産・世界の記憶や日本遺産、伝統芸能、伝統工芸等、県内各地域の歴史・文化の魅力を活かした観光振興に取り組みます。
- ・豊富な農林水産物や特産品等「食の魅力」を活かした観光資源の発掘に取り組みます。
- ・観光資源の魅力向上につながる良好な景観等の形成に向けた取組を推進します。

② 体験、交流、滞在型観光の推進

- ・伝統工芸や酒造等の地域資源を活用し、インバウンドのニーズに合った体験プログラムの造成・販売促進に取り組みます。
- ・豊富な自然を活用し、サイクリング、トレッキングをはじめとしたアクティビティと観光を組み合わせた体験・交流型の観光振興に取り組みます。
- ・古民家や農林漁業体験、マリンレジャーを活かしたグリーンツーリズムやブルーツーリズム、スポーツツーリズム等、観光客のニーズに対応した本県ならではのニューツーリズムを推進します。
- ・九州・山ロー一体となったサイクルツーリズムを推進します。

③ 国内外からの旅行者の安全・安心な受入環境整備

- ・感染防止のための留意点をまとめた「新しい旅のエチケット」を踏まえ、国内外の旅行者と観光地の双方が安全・安心に過ごすことができる受入環境の整備に取り組みます。
- ・市町村と連携してオーバーツーリズム対策を進め、観光振興と地域との調和を図ります。
- ・大規模災害等発生時における外国人旅行者の安全・安心確保に係る体制整備に取り組みます。
- ・事故や疾病時における外国人旅行者の安全・安心確保に係る体制整備に取り組みます。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
旅行消費単価(日本人)(再掲)	36,300 円 (R2 年)	50,800 円 (R8 年)
旅行消費単価(通常入国外国人)(再掲)	66,000 円 (R1 年)	78,000 円 (R8 年)
リピーター率	59.5 % (R1 年度(参考値))	65.0 %

10 地域と調和した観光産業の振興

(3) デジタルマーケティングの強化



1 現状と課題

- ・世界的なデジタル化とモバイル化の潮流を踏まえ、これまでのイベントや紙媒体に加え、スマートフォン等のデジタル媒体を積極的に活用する重要性が増しています。
- ・多くの観光客はスマートフォンやパソコンを活用し、SNS やWebサイト等、様々な媒体から観光情報を入手しています。(表 1)
- ・このため、デジタル広告を活用し、ターゲットに合わせた効果的な情報発信が可能なデジタルプロモーションの強化が必要です。
- ・さらに、デジタルプロモーションにより得られたデータやビッグデータ等各種データを継続的に収集、分析し、エビデンスに基づく戦略的な観光施策を推進する必要があります。

表 1 出発前に役に立った旅行情報源（全国籍・地域、複数回答、上位抜粋）

1	SNS	25.3%
2	個人のブログ	24.1%
3	日本在住の親族・知人	19.9%
4	動画サイト	19.1%
4	自国の親族・知人	19.1%
6	旅行会社ホームページ	12.3%

資料：観光庁「訪日外国人の消費動向 2020年1-3月期報告書」

2 施策の方向

(1) 概要

- ・本県の認知度向上と、国内外からの更なる誘客を図るため、旅行専門WebサイトやSNS等、それぞれの国や地域で影響力のあるデジタル媒体を活用したいわゆる「デジタルファースト」の考え方の下、デジタルを活用したプロモーションを推進するとともに観光ビッグデータ等の収集、分析により、観光振興施策に係る PDCA サイクルを確立し、デジタルマーケティングを推進します。

(2) 具体的な取組

① SNS等を活用したプロモーションの推進

- ・OTA*、Webサイト、SNS等ターゲットとなる中国、欧米豪、東南アジアで影響力のあるデジタル媒体を活用し、個人旅行者に直接届く情報発信を行います。
- ・旅行前の情報収集、旅行計画・予約、旅行中の情報入手、旅行後の発信等、トラベルライフサイクル(旅行者の購買モデル)の各段階に対応したプロモーションを行います。
- ・リアルな商談会に加え、オンラインを活用した商談会等を実施し、旅行会社への情報提供を行います。

〔 ※ OTA:Online Travel Agent の略。インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。 〕

② ターゲットに合わせた情報発信

- ・ 食、アウトドア、スポーツ、歴史、地元ならではの観光情報等、旅行者の興味を引くテーマをターゲットに合わせて発信することで、旅行動機の効果的な喚起を行います。
- ・ 「旅行」に興味を持つ人等、ターゲットを絞った精度の高い情報発信やデジタル広告を行うことにより、本県の観光 Web サイトや SNS へ誘導し、旅行者が求めている旬の情報を届けます。
- ・ 海外向けには、誘客先の国・地域のトレンドや興味等に応じてネイティブライターが記事を作成し、ターゲットとする国の留学生や現地法人等と連携することで、デジタル上での拡散を図ります。

③ デジタルデータの分析・活用

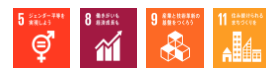
- ・ デジタル広告接触後の本県の観光 Web サイトや SNS の閲覧状況、宿泊予約・フライト予約といった行動を分析し、より効果的なデジタルプロモーションの推進を図ります。
- ・ 携帯電話基地局情報に基づく本県への来訪・宿泊・周遊状況の調査・分析に併せて、SNS 情報等による旅行者の行動傾向を分析することで、観光客の旅行実態（旅マエ、旅ナカ、旅アト）を把握し、各種観光施策へ活用します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
県の観光情報 SNS フォロワー数(国内向け)	85,008 人	200,000 人
県の観光情報 SNS フォロワー数(海外向け)	197,570 人	400,000 人
県の観光情報 SNS 記事閲覧数(国内向け)	400 万回	800 万回
県の観光情報 SNS 記事閲覧数(海外向け)	217 万回	400 万回

10 地域と調和した観光産業の振興

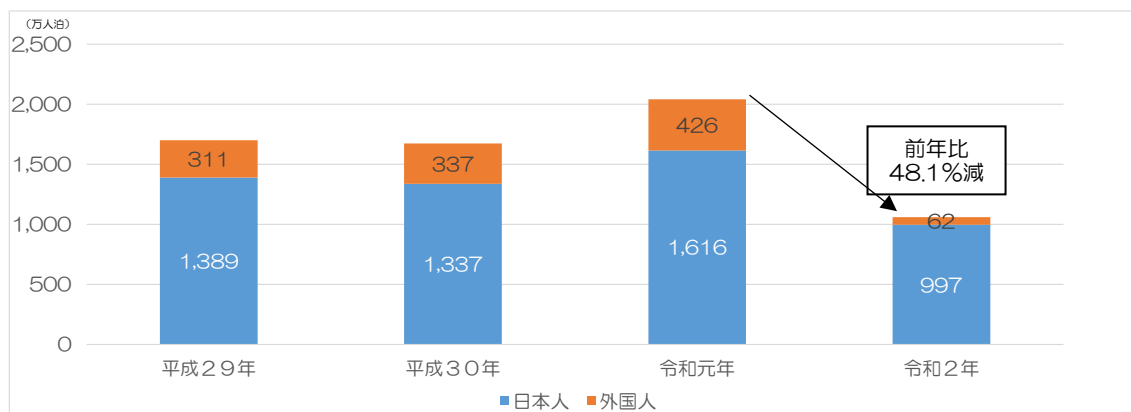
(4) マーケティングに基づく戦略的な国内外からの誘客・県内周遊の促進



1 現状と課題

- ・本県の延べ宿泊者数は、2019(令和元)年は前年比22.0%増の2,042万人となり、初めて2,000万人を突破しましたが、2020(令和2)年1月以降の新型コロナウイルス感染症の拡大により、2020(令和2)年は前年比48.1%減の1,059万人と激減しています。(図1)
- ・また、外国人の延べ宿泊者数は、2019(令和元)年は前年比26.6%増の426万人となり、堅調に増加していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う海外からの入国制限等の影響により、2020(令和2年)は前年比85.4%減の62万人まで激減しています。
- ・この新型コロナウイルス感染症の影響により激減した国内外からの観光客を、コロナ禍以前の状態に戻すための取組が喫緊の課題です。
- ・また、観光客の訪問・宿泊先や時期が偏在していることから、魅力ある県内の観光地を広く周遊してもらうための広域観光ルートを設定し、新たな旅のニーズに合った平日・閑散期に誘導する取組が必要です。
- ・加えて、本県への外国人入国者の国・地域は、全国と比べ、韓国の割合が高くなっています。この偏在性を解消するため中国、欧米豪、東南アジアをターゲットとした情報発信や国際航空路線の誘致等、外国人旅行者の誘客を促進する取組が必要です。

図1 本県における延べ宿泊者数の推移



資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

2 施策の方向

(1) 概要

- ・観光事業者や県内市町村、九州各県と連携し、広く県内周遊が行われるよう、新たな旅のニーズに合わせたプロモーションを行い、国内外からの誘客の促進を図ります。

(2) 具体的な取組

① 観光事業者や県内市町村等と連携した誘客・広域周遊の促進

- ・旅行会社や交通事業者と連携した観光キャンペーン等による誘客の促進に取り組みます。
- ・分散型旅行の推進や密を避けた屋外でのアクティビティ等、新たな旅のニーズに合った提案を行います。

- ・ 県内市町村や観光事業者と連携して、広域観光ルートを組み込んだ旅行商品の造成を促します。
- ・ SDGs学習に対応したモデルコースを造成し、県外からの修学旅行の誘致に取り組みます。
- ・ 県内市町村と連携したMICE誘致に取り組みます。

② 九州一体となった誘客の促進

- ・ 九州の観光の魅力を国内外に発信し、県域を越えた広域観光ルート作りや民間事業者による付加価値の高い旅行商品の造成を促進するため、本県が中心となり、九州観光推進機構や九州各県と連携し、大規模な観光プロモーションを行います。【10(5)】
- ・ 九州ロゴマーク等を活用し、国内外で九州一体での効果的なプロモーションを行います。

③ ターゲットに合わせた情報発信

- ・ 本県の観光 Web サイトや SNS、アンテナレストラン「福扇華」等を活用し、本県が誇る食、伝統工芸品、自然、文化等の魅力を全国に発信します。
- ・ 食、アウトドア、スポーツ、歴史、地元ならではの観光情報等、旅行者の興味を引くテーマをターゲットに合わせて発信することで、旅行動機の効果的な喚起やリピーター化を促進します。
- ・ 海外事務所や県外事務所等と連携し、旅行者や事業者のニーズを的確に把握するとともに、効果的な本県観光の情報発信を図ります。

④ 国際航空路線の誘致【2(2)】

- ・ 本県及び九州を来訪する外国人旅行者数の増加に向け、国際航空路線の誘致に取り組みます。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
延べ宿泊者数(日本人)	1,616 万人泊 (R1 年)	1,772 万人泊 (R8 年)
延べ宿泊者数(外国人)(再掲)	426 万人泊 (R1 年)	532 万人泊 (R8 年)
リピーター率(再掲)	59.5 % (R1 年度(参考値))	65.0 %

10 地域と調和した観光産業の振興

(5) 観光人材の育成、観光組織体制の強化

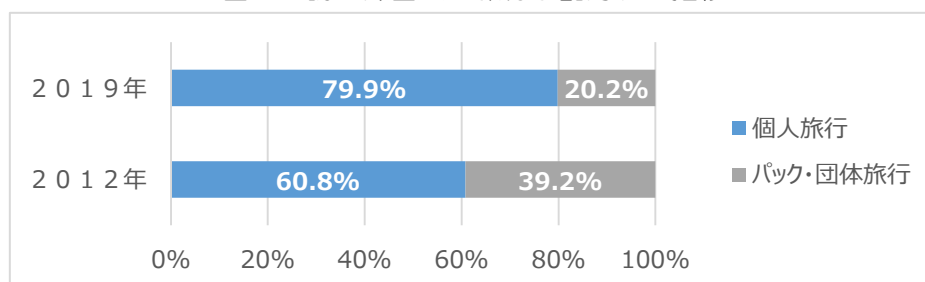


1 現状と課題

- ・ 近年、日本国内居住者の旅行全体に占める個人旅行の割合は8割を超え、訪日外国人の旅行手配方法についても、4分の3以上を占める等、旅行形態が団体旅行から個人旅行に移行してきています。(図1)
- ・ 個人旅行者のニーズに的確に対応した観光産業の振興を図るとともに、どこに行っても安心して旅行を楽しめるような地域づくりを進めることが必要です。
- ・ 観光庁は、2016(平成28)年、地域の「稼ぐ力」を引き出し、「観光地経営の視点に立った観光地域をつくるため、「観光地域づくり法人(DMO)※」制度を創設しました。
- ・ 本県は、2020(令和2)年度末時点で、登録DMOが3団体、候補DMOが8団体登録される等、観光振興体制の強化に取り組む団体が増えつつあります(表1)。
- ・ 今後、益々多様化する観光ニーズに柔軟かつ的確に対応できる人材を育成するとともに、DMO登録法人を増やしていく必要があります。
- ・ また、点在する観光資源をつなぎ合わせた広域ルートの設定を進めていることから、県域を超えた観光振興を図るための組織連携も必要です。
- ・ 2020(令和2)年4月に新たに導入した宿泊税を活用し、市町村とも連携した、新たな観光施策を展開することが可能となっています。

※ DMO: Destination Management/Marketing Organization の略。地域の多様な関係者を巻き込みつつ、データに基づく戦略策定等科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人

図1 訪日外国人の旅行手配方法の推移



資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査【観光・レジャー目的】」

表1 県内のDMO団体の登録状況(2021年3月31日現在)

DMOの区分	登録DMO	候補DMO
広域連携DMO	1	0
地域連携DMO	1	1
地域DMO	1	7
計	3	8

資料：福岡県

注：対象とする観光地域のエリアに応じて、広域連携DMO(複数の都道府県に跨がる地方ブロックレベルの区域)、地域連携DMO(複数の地方公共団体に跨がる区域)、地域DMO(基礎自治体である単独市町村の区域)の区分がある。

2 施策の方向

(1) 概要

- ・「持続可能な観光」を実現するため、観光産業の発展を支える人材の育成や組織体制の強化に取り組みます。

(2) 具体的な取組

① 各地域の観光を支える人づくり

- ・観光地域づくりを牽引する地域の観光人材を育成します。
- ・飲食店、宿泊施設等の観光関連事業者の人材育成を支援します。
- ・国内外からの観光客が快適に旅行できる環境整備を促進するため、観光案内所の充実、観光ガイドの育成及びスキルアップを図ります。

② 県内の観光関連団体の機能強化

- ・観光関連団体の設立等に関する地域からの相談に対して適切な支援を行うとともに、DMO登録を目指す市町村、観光協会等のマーケティング、マネジメント等の個別の課題の解決を支援します。
- ・(公社)福岡県観光連盟が県内の観光振興のリーダーとしてのプラットフォーム機能を有し、観光事業の企画・推進ができるよう、組織体制の強化を支援します。

③ 客観的データに基づく施策立案体制の確立

- ・施策立案に関する客観的データの分析手段の確立、施策の点検・評価を充実させ、戦略的な施策展開を進めることができる体制をつくります。
- ・観光による県内全域における消費拡大と観光産業の振興に向け、市町村、観光協会等に対して先進事例や観光ビッグデータ等の情報提供を行います。

④ 広域観光の振興に係る九州観光推進機構との連携【10(4)】

- ・九州の観光の魅力を国内外に発信し、県域を越えた広域観光ルート作りや民間事業者による付加価値の高い旅行商品の造成を促進するため、本県が中心となり、九州観光推進機構や九州各県と連携し、大規模な観光プロモーションを行います。

⑤ 市町村と連携した観光振興、宿泊税の活用

- ・観光産業の振興にあたっては、地域の資源や魅力をよく知る市町村と連携して取組を進めます。
- ・その際、宿泊税交付金も活用し、市町村がそれぞれの地域の現状と課題を踏まえ、それぞれ創意工夫を凝らした観光振興施策が実施できるよう支援します。
- ・交付金により実施しようとする事業に関し、市町村の求めに応じ、情報の提供、専門的又は技術的な助言その他の支援を行います。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
観光地域づくり法人及び観光地域づくり候補法人の数	11 団体 (累計)	17 団体 (累計)

1 1 雇用対策の充実、魅力ある職場づくり

(1) 産業・企業ニーズを踏まえた人材育成・定着支援



1 現状と課題

- ・ 県全体で、デジタル・グリーン社会の実現、成長産業の創出等の産業政策を促進していく中、そうした分野で県民が就業し、幅広く活躍できるようにしていく必要があります。
- ・ 本県の基幹産業である自動車産業や農林水産業をはじめ、各分野・業種において、土台となる基礎的な知識・技術の習得に加えて、デジタル技術の活用等、様々な技術革新に対応できる DX 人材の育成が求められています。(表1、2) 一方で、多くの企業ではこうした人材育成に課題があると考えており、その理由として、指導する人材の不足や人材育成の時間がない等が挙げられています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で、雇用情勢全体が落ち込む中においても、介護・福祉、建設、運輸、農林水産等の分野で人材不足の状況がみられます。(表3) こうした分野での人材確保に向けて、求職者等がスキルアップにチャレンジしやすい環境を県内各地域で整えていく必要があります。
- ・ 生産年齢人口が減少し、県内各地域で本県産業を支える様々な技能を引き継ぐ人材が減っていく中、特に若年層の担い手を育成し、将来への技能継承に向けた取組を進めていく必要があります。

表1 中小企業におけるIT人材の確保状況

	3人以上確保 できている	1~2人確保で きている	確保できてい ない
デジタル化の取組全体を総括できる人材(n=4,497)	3.6%	41.2%	55.2%
ITツール・システムを計画・導入・開発できる人材(n=4,415)	5.3%	37.7%	57.0%
ITツール・システムを保守・運用できる人材(n=4,431)	7.7%	45.7%	46.6%

資料：2021年版「中小企業白書」

表2 デジタル化推進に向けた課題

課題	割合
アナログな文化・価値観が定着している	46.4%
明確な目的・目標が定まっていない	40.2%
組織のITリテラシーが不足している	39.8%
長年の取引慣行に妨げられている	28.2%
資金不足	20.8%

資料：2021年版「中小企業白書」

表3 2020（令和2）年度 主な職業別の有効求人倍率

・介護サービスの職業：3.18倍	・社会福祉の専門的職業：2.98倍	・建設の職業：3.55倍
・土木の職業：4.75倍	・輸送・機械運転の職業：1.68倍	・農林漁業の職業：1.12倍

資料：福岡労働局提供

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 成長分野や関連産業・企業等で県民が幅広く活躍できるよう、人材育成を強化していきます。
- ・ 人材不足分野での人材の確保・育成・定着に向けた支援を行うとともに、技能の継承・振興に取り組めます。

(2) 具体的な取組

① 産業・企業や地域のニーズを踏まえた人材育成の推進

- ・ デジタル、グリーン、新たな成長分野等での県民の活躍に向け、関係機関と連携して産業や企業のニーズを的確にとらえ、産業政策と一体となった人材育成を推進します。【1(4)、8(1)】
- ・ 県内7か所に高等技術専門校を有する本県の強みを活かし、次世代自動車の普及に対応

した整備技術の導入等、地域ニーズにマッチした職業訓練を新規学卒者や離転職者等向けに提供します。【1(4)、8(1)、21(1)】

- ・ 職業実践専門課程として国に認定された学科を設置する専門学校に対して、企業等と共同で編成したカリキュラム等による職業実践教育に必要な経費等を助成し、企業等が求める人材の育成を図ります。

② DX 人材育成の強化

- ・ ICT・IoTといった最新の技術を活用し、デジタル化による変革を担うことのできる専門人材や業種横断的に活躍が期待される ICT リテラシー (ICT に関する知識、教養、能力) の高い人材の育成を強化します。【1(4)】

③ 人材不足分野での人材の確保・育成・定着に向けた支援

- ・ 在職者や求職者向けに、介護・福祉、建設、運輸、農林水産等の分野で働くことの魅力を知る機会を提供するとともに、業界の基礎知識・専門知識等を身に付けスキルアップにつながる講座・訓練を実施します。また、職場体験等実習型の就業機会を増やすとともに、就職後の定着に向けた相談支援の提供等を行います。
- ・ 事業者向けに、事業所の魅力向上に向けた支援を提供するとともに、求職者との出会いの場の提供を行います。
- ・ 民間の活力を活かした職業能力開発を促進するため、企業等が在職者に対して行う職業訓練のうち、訓練期間、設備等が一定の水準を満たす訓練を県が認定職業訓練として認定し、在職者のスキルアップや職場定着を支援します。

④ 技能の継承・振興

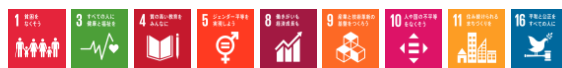
- ・ 技能検定や技能競技大会への若者の参加を促進し、産業を支える技能水準の向上や優れた技能の担い手の育成を図ります。
- ・ 関係機関と連携し、工業系の生徒を対象としたインターンシップや企業等と連携した出前授業等を実施します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
DX 人材育成や人材不足分野対策等による新規正規雇用数	—	1,900 人 (5 年間累計)
高等技術専門校の就職率	89.5 % (R1 年度)	91.0 %
民間教育訓練機関等に委託して行う委託訓練の就職率	80.9 % (R1 年度)	81.0 %
技能検定の受検申請者数	4,805 人 (R1 年度)	5,300 人

1 1 雇用対策の充実、魅力ある職場づくり

(2) 求職者（若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人）の状況に応じたきめ細かな就職支援



1 現状と課題

(1) 雇用情勢（全体）

- ・ 本県の雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全体としては厳しさが見られるものの、職業別にみると有効求人倍率の高い職業があり、求人と求職のミスマッチが見られます（図1）。
- ・ コロナ禍の中で、Web を活用した就職支援や採用活動等が急速に進みました。こうした時代の変化や地域ニーズ等を的確にとらえ、国や市町村等の関係機関とも連携し、機動的に雇用施策を推進していく必要があります。

(2) 分野別

①若者

- ・ 新規学卒者の卒業後3年以内の離職率は、全国と比較して高い状況が続いています。（表1）一定の経験や技能を得る前の安易な離職は、離職後の若者のキャリア形成に悪影響を及ぼす可能性もあり、十分な留意が必要です。
- ・ 若者の県内就職を促進するため、県内外の若者が、県内企業の魅力に触れる機会を増やしていく必要があります。

②女性

- ・ 県内の25歳～44歳の就職を希望する女性9.7万人（2017（平成29）年）のうち、子育て等を理由に求職活動をしていない女性が約3.5万人に上っており、働く意欲のある子育て中の女性は、数多くいます。
- ・ 医療施設等の専門的知識や技術が求められる職場で働く女性は、一旦、離職すると技術の進歩への適応に対する不安等から職場復帰が困難な状況です。

③中高年

- ・ 中高年求職者は、労働条件や職種のミスマッチにより離職期間が長期化する傾向にあることから、丁寧なキャリアコンサルティングの実施等、求職者一人ひとりの置かれた状況やニーズに応じたきめ細かな支援が必要です。
- ・ バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期（概ね 1993（平成5）年から 2004（平成16）年）に学校卒業期を迎えた、いわゆる就職氷河期世代においては、今なお、不安定就労等を余儀なくされている方も少なくない状況にあることから、これら世代への支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、効果的かつ継続的な取組を推進していく必要があります。（表2）

④高齢者

- ・ 改正高年齢者雇用安定法が2021（令和3）年4月に施行され、70歳までの就業機会確保措置が事業主の努力義務となりました。また、内閣府が60歳以上を対象に行った「高齢者の経済生活に関する調査」（2019（令和元）年）によると、「何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいですか」の設問に対し、「70歳ぐらゐまたはそれ以上」あるいは「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答した方は約6割となっています。超高齢社会・人口減少社会において、持続的な経済発展を図っていくためにも、年齢にかかわらず、それぞれの意思と能力に応じて、活躍できる社会づくりに取り組む必要があります。

④ 障がいのある人

- ・ 本県の民間企業（従業員45.5人以上）における障がい者雇用数は、2020（令和2）年は過去最高の18,648.5人となっていますが、本県の障がい者雇用率は、2.18%と法定雇用率2.2%に達しておらず、2021（令和3）年3月に民間企業の法定雇用率が2.3%に引き上げられたことから、障がいのある人の就労支援や企業の障がい者雇用への理解を更に促進する必要があります。
- ・ 県は、民間の事業主に対して率先垂範する立場にあるため、法定雇用率の達成に留まらず、障がいのある人の雇用を積極的に進める必要があります。

図1 本県の有効求人倍率の推移

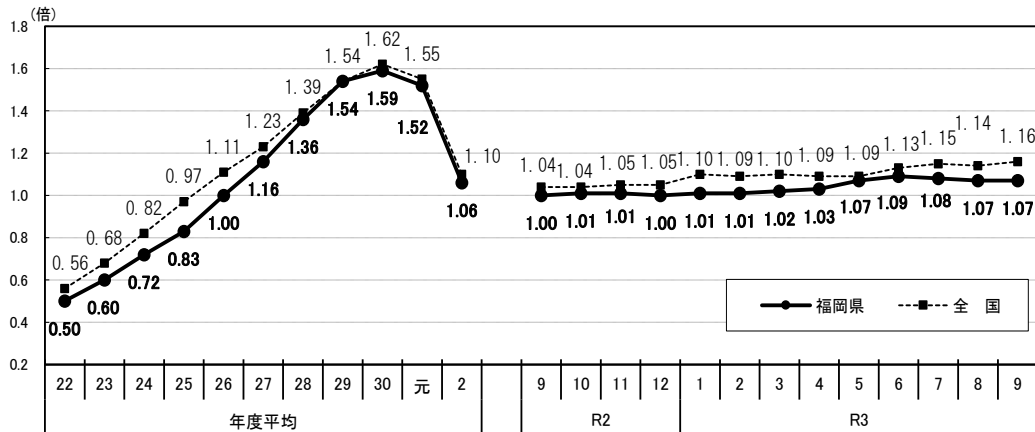


表1 2017（平成29）年3月新規学卒就職者の3年以内離職率

		1年目	2年目	3年目	合計
高校卒	全国	17.2%	12.3%	10.0%	39.5%
	福岡	19.8%	13.7%	11.3%	44.8%
大学卒	全国	11.6%	11.4%	9.9%	32.8%
	福岡	12.6%	12.4%	10.4%	35.5%

資料：厚生労働省「新規学卒者の離職状況（平成29年3月卒業者の状況）」及び福岡労働局「令和3年新規学校卒業者の採用手引」

表2 就職氷河期世代の状況

	不安定な就労状態にある方 (35歳～44歳)	長期にわたり無業の状態にある方 (35歳～44歳)	社会参加に向けた支援を必要とする方 (15歳から64歳のひきこもりの方)
県内人口	26,600人	21,525人	約4万人
人口比	本県(3.8%)>全国平均(3.1%)	本県(3.1%)>全国平均(2.3%)	—

出典 就職氷河期世代活躍支援「ふくおかプラットフォーム」事業実施計画書(2020年3月)

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 「誰もが住み慣れたところで『働く』」を実現するため、求職者のそれぞれの特性に応じたきめ細かな支援を行っていきます。
- ・ 時代の変化や地域ニーズ等を的確にとらえ、国や市町村等の関係機関とも連携し、機動的に雇用施策を推進していきます。

(2) 具体的な取組

① 若者の県内就職促進

- ・ 若者就職支援センターにおいて、おおむね39歳までの若者を対象に、きめ細かな就職支援を行います。若者のニーズを踏まえ、Web活用型の相談やセミナー等を充実させます。センターでの支援により就職した大学等新卒者等について、就職後のフォローアップ等により定着支援を行います。
- ・ 求人情報だけでは伝わらない本県の企業の魅力、経営者や採用担当者の想い等を県内外の若者に伝えマッチングに結び付けられるよう、Web効果も活用し、求職者と地元企業との出会いの場の提供やインターンシップ実施等、県内企業と若者の接点づくりを強化します。
- ・ 高校において、求人開拓や生徒面談等の支援強化を図るとともに、早期離職を防ぐためにも、生徒のうちから必要な職業観・勤労観の育成を行います。また、新規高卒者就職面談会等の関係機関と連携した取組を実施します。
- ・ 若者サポートステーションにおいて、学校卒業後や離職後に一定期間無業の状態となった者(49歳まで)を対象に、心理相談も含めた個別相談、コミュニケーション能力向上のための研修、働く自信をつけるための就労体験、集団活動への適応力を養うボランティア活動等の機会を提供し、職業的自立を支援します。

② 女性の就職支援

- ・ 子育て女性就職支援センターにおいて、就職相談から就職支援情報・保育情報の提供、就職あっせんまで一人一人の状況に応じたきめ細かな就職支援を一貫して行います。時間や場所の制約がある方でも、身近な場所で相談ができるよう、県内各地で出張相談を行うほか、Webでの面談も行き、支援の機会を充実させます。【11(3)、15(1)】
- ・ 子育て中の方も受講しやすい託児付訓練や短時間訓練等の職業訓練を実施します。
- ・ 子どもを育てる医療従事者の就労継続及び職場復帰を進めるため、病院内保育所の設置を促進します。また、女性医師の出産・育児等による離職を防ぎ、復職を促進するため、就業環境整備の取組を支援するとともに、離職した看護職員の職場復帰に向け、県ナースセンターにおいて看護の知識や技術を修得する復職支援研修、無料職業紹介等に取り組みます。

③ 中高年の就職支援

- ・ 中高年就職支援センターにおいて、おおむね40歳から64歳までの中高年求職者を対象にきめ細かな就職支援を行います。中高年齢者の就職が多く見込まれる分野のセミナーを開催するとともに、ハローワークと連携した職業紹介により早期再就職を支援します。また、市町村との連携により、身近な地域でキャリアコンサルティング等の支援を受けられる出張相談や地元企業との出会いの場の提供等の機会を充実させます。
- ・ 国・県・経済団体等が連携して設置した、就職氷河期世代活躍支援「ふくおかプラットフォーム」において、就職氷河期世代の不安定な就労状態にある方、長期にわたり無業の状態にある方、社会参加に向けた支援を必要とする方それぞれの活躍を支援します。

④ 高齢者の就業支援

- ・ 70歳現役応援センターにおいて、継続雇用や再就職、派遣による就業、シルバー人材センターでの就業等、本人の希望に応じた多様な就労を支援するとともに、これまで培ったノウハウを活用し、地域の高齢者の就労意欲の向上につなげる仕組みづくりや新たな雇用の創出を図ります。【16(1)】

⑤ 障がいのある人の就業支援

- ・ 企業における障がい者雇用への理解促進、雇用する企業の拡大、職域開拓等、障がいのある人が活躍できる場を拓けます。また、障がい者テレワークオフィス「こといろ」の利用促進等により、障がいのある人にとって有効な働き方の一つであるテレワークによる障がい者雇用の促進を図ります。
- ・ 障害者就業・生活支援センターでは、仕事を求める障がいのある人の身近な地域で、発達障がい者支援センターやハローワーク等の関係機関とネットワークを形成し、就業及びそれに伴う生活に必要な支援を行うとともに、障がい者雇用拡大事業として、就職相談、マッチング、定着支援等、障がいのある人の就職を支援します。
- ・ 障がいのある人が働くために必要な技能を習得できるよう、福岡障害者職業能力開発校において計画的な職業訓練を実施するとともに、県内各地域に民間の教育訓練機関等を活用した職業訓練や企業実習型の実践的な訓練を実施します。
また、高等技術専門校においても、精神保健福祉士の配置や施設のバリアフリー化等障がいのある人の訓練環境の整備を進めます。
- ・ 知的障がいのある人をスタッフとして雇用し、県庁内の資料の印刷や文書の封入・発送業務等を行う「福岡県庁ワークサポートオフィス」の取組等により、障がいのある人の雇用を積極的に進めます。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
若者就職支援センター就職率	79.3 % (H30~R2 平均)	80.0 %
若者就職支援センター就職者の正規雇用率	85.4 % (H30~R2 平均)	90.0 %
中高年就職支援センター就職率	55.6 % (H30~R2 平均)	63.0 %
子育て女性就職支援センターによる就職者数	729 人/年 (H30~R2 平均)	5,000 人 (5 年間累計)
70 歳現役応援センターによる進路決定者数	1,666 人/年 (H30~R2 平均)	10,000 人 (5 年間累計)
県内民間企業における障がい者雇用率	2.18 %	2.34 %
福岡障害者職業能力開発校の就職率	70.7 % (R1 年度)	73.0 %
民間教育訓練機関等に委託して行う障がい者委託訓練の就職率	56.6 % (R1 年度)	60.0 %

1 1 雇用対策の充実、魅力ある職場づくり

(3) 誰もが安心して活躍できる魅力ある職場づくり



1 現状と課題

- ・ 将来の労働力人口の減少が見込まれる中、在職者のみならず、求職活動中の方、様々な事情で求職活動ができていないが就業を希望する方等を含め、働く意欲のある誰もがそれぞれの事情に応じて多様な働き方が選択でき、安心して活躍できる魅力ある職場環境を整えていくことが重要です。(表1)
- ・ また、こうした環境整備は、働く側のみならず、企業側にも、例えば優れた人材の確保・定着や自社の労働生産性の向上等の大きなメリットが生まれる可能性があるという理解を広げていく必要があります。
- ・ 子育て応援宣言企業(7,782社 2021(令和3)年10月末時点)や介護応援宣言企業(1,768社 2021(令和3)年10月末時点)の輪は着実に広がっていますが、出産や介護で離職する人も多いことから、仕事と家庭を両立できる職場づくりの一層の促進が重要です。
- ・ 育児・介護休業法の改正を契機として、男性の育休取得促進に向けたさらなる取組が必要です。
- ・ 本県における家族の介護を理由とした離職・転職者は3.9千人に上るとされており、その状況は、誰にも相談せず、介護休業制度等を活用しないまま離職しているケースが多くあります。(表2)
- ・ 厚生労働省の調査(2020(令和2)年度)によると、過去5年間に妊娠・出産・育児休業等に関わるハラスメントを受けた女性労働者の割合は26.3%、育児に関わる制度を利用しようとして、ハラスメントを受けた男性労働者の割合は26.2%となっています。さらに、このうち、女性の12.9%、男性の42.7%が育休の利用を諦めた経験があると回答しています。(図1-1、図1-2)
- ・ 長時間労働の是正等、労働環境の改善に関わる法制度の整備は進んでいますが、国の労働力調査によると、週60時間以上就業している割合は、30歳代や40歳代の男性で高くなっており、男性が地域活動や家事、子育てに積極的に関わりにくい状況にあります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークやオンライン会議の実施等デジタル技術を活用した働き方が急速に拡大しましたが、内閣府の調査(2021(令和3)年度)では、県内のテレワーク実施率は29.4%にとどまっています。テレワークの活用は、仕事と家庭の両立や障がいのある人等の就業機会の拡大に高い効果があると考えられることから、テレワーク導入を希望しているものの導入に踏み出せていない県内中小企業に対して支援を行っていく必要があります(図2)。
- ・ 就労していない障がいのある人を始め、若年無業者、ひきこもり状態にある人、がん患者、難病患者、ひとり親、刑務所出所者、ホームレスなど働きづらさを抱える多様な人は、社会からの孤立、貧困といった課題を有しており、働く場の確保等、企業の理解をさらに深めることが必要です。

表1 「非労働力人口」のうち就業を希望しているが、求職活動をしていない者の主な理由

計	1. 適当な仕事がない							2. 出産・育児のため	3. 介護・看護のため	4. 健康上の理由のため
	総数	近くに仕事がない	自分の知識・能力に合った仕事がない	勤務時間・賃金などが希望にあう仕事がない	今の景気や季節では仕事がない	その他				
計	286	97	18	14	26	18	21	53	16	55
男	87	33	6	7	5	6	8	0	4	23
女	198	64	12	8	21	11	13	53	12	32

資料：総務省統計局「労働力調査（詳細集計）2020年（令和2年）」

表2 都道府県別介護・看護のために過去1年間に前職を離職した者（千人）

	平成24年	平成29年
全国	101.1	99.1
福岡県	4.0	3.9

資料：総務省「平成29年就業構造基本調査」（平成30年7月13日）

図1-1 妊娠・出産・育児休業等ハラスメントを受けた経験（従業員規模別）

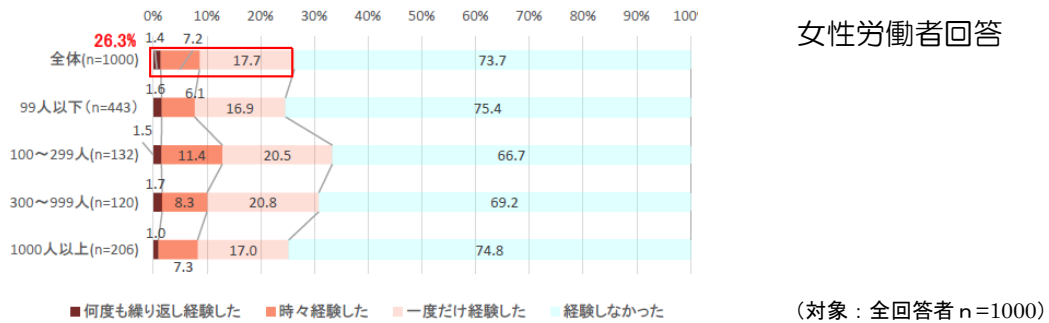
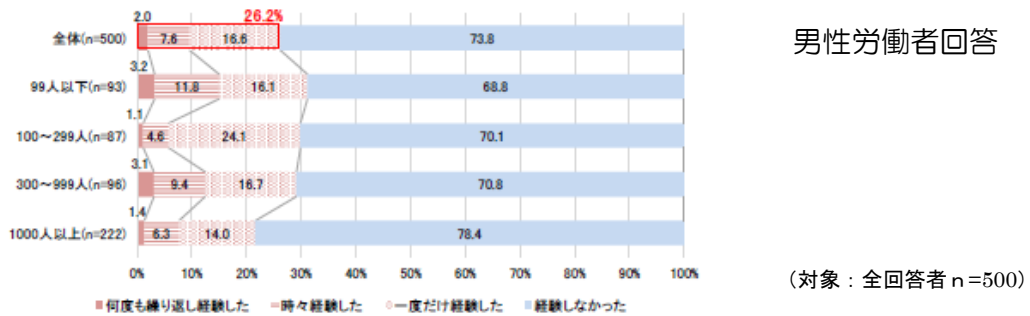
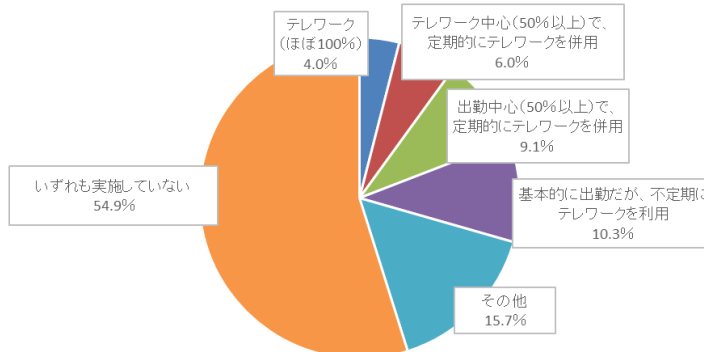


図1-2 育児休業等ハラスメントを受けた経験（従業員規模別）



資料：令和2年度厚生労働省委託事業「職場のハラスメントに関する実態調査主要点」

図2 本県のテレワーク実施率（就業者）



資料：内閣府「第3回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」2021（令和3）年6月4日

2 施策の方向

(1) 概要

- ・誰もが安心して活躍できる魅力ある職場づくりに向けて、県内各地域での働き方改革の実践の輪を広げるとともに、労働福祉の充実、多様な就労機会の創出、公正採用選考の推進等に取り組めます。
- ・仕事と家庭の両立支援や中小企業のテレワーク導入支援等に取り組めます。

(2) 具体的な取組

① 魅力ある職場づくりの促進

- ・県内4地域で、職場内でのコミュニケーションの活性化の手法も含め働き方改革の進め方等を企業が学べる機会を提供するなどにより、魅力ある職場づくりを実行する「働き方改革実行企業(よかばい・かえるばい企業)」を増やしていきます。また、他の企業の模範となるよう、働き方改革実行企業の取組事例やノウハウを見える化し、魅力ある職場づくりの輪を広げていきます。【8(1)、25(3)】
- ・県内4地域に設置している労働者支援事務所が働き方改革実行企業に対して情報支援等のフォローアップを行い、各企業の自主的・継続的な取組を促進します。

② 仕事と家庭の両立支援

- ・企業の経営者が従業員の仕事と子育て、介護の両立を応援する取組を自主的に宣言する子育て応援宣言企業及び介護応援宣言企業の取組内容の充実等を図り、希望に応じて誰もが仕事と家庭の両立ができ、働き続けることができる職場づくりを促進するとともに、特に、女性と比べて取得率・取得期間が低水準に留まる男性の育児休業取得について企業の取組を促進します。【15(1)、25(3)】
- ・介護離職防止のため、介護支援専門員が企業・事業所に出向き、介護と仕事の両立に係る出前講座・相談を実施します。

③ 働く場における女性の活躍推進

- ・女性が活躍しやすい職場づくりを進めるため、県内の経済団体や行政機関等と連携し、社会全体の気運の向上や企業等への働きかけを行います。【15(1)】
- ・男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等の労働関連法制度の周知を図るとともに、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、パタニティハラスメント等、従業員の能力発揮を阻害する職場におけるハラスメント防止対策の促進を図ります。【15(1)】
- ・女性の職域を広げ、各職場で個性や能力、リーダーシップを発揮し、管理職等として活躍できるよう、女性の人材育成を進めます。【15(1)】
- ・子育て中の女性等を対象に、就職相談から求人開拓、就職あっせんまでの一貫した就職、再就職の支援を行うとともに、就職に向けた技術・資格の取得を目指し、多様な職業訓練を行います。【11(2)、15(1)】

④ テレワークの活用促進

- ・テレワークによる業務の効率化や生産性の向上、通勤負担の軽減等によるワーク・ライフ・バランスの実現等、効果を十分に周知するとともに、特にテレワークに踏み出すことができない中小企業への支援を実施し、活用促進・定着を図ります。
- ・障がい者テレワークオフィス「こといろ」の利用促進やテレワークによる ICT 技術者の育成等、テレワークによる障がい者雇用の促進を図ります。

⑤ 労働福祉の充実

- ・ 県内4地域に設置している労働者支援事務所において、賃金、解雇、職場でのいじめ、セクシュアルハラスメント等、労働問題の解決のため、労働者、使用者双方に対する労働相談やあっせんによる支援等を行い、安心して働ける職場環境の整備を進めます。
- ・ 最低賃金の改定にあたっては、中小企業・小規模事業者への支援の実施や地域間格差が拡大しないようにすること等を国に求めていくとともに、県内企業が国の雇用関係助成金等を積極的に利用できるよう、国と連携し活用促進を図ります。

⑥ 多様な就労機会の創出

- ・ 正規雇用促進企業支援センターによる県内企業向けの個別相談やセミナー等により、就職氷河期世代の方を含めた求職者の正社員就職の希望の実現に向けた受け皿づくりや非正規雇用を余儀なくされている方の企業内での正社員への転換を支援します。
- ・ 労働者協同組合法について、県民や市町村等に対する周知等を図り、多様な就労の機会の創出につなげます。
- ・ 難病患者、ひきこもり経験者等の長期無業者、犯罪や非行をした者等、就労困難者が誰一人取り残されず、働き活躍できる場の創出に向け、取組を推進します。

⑦ 公正採用選考の推進

- ・ 就職の機会均等を図るため、国等と連携し、差別のない公正な採用選考を推進します。
【18(1)】

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
子育て応援宣言企業の従業員の育児休業取得率(男性)	16.2 %	34.7 %
働き方改革実行企業(よかばい・かえるばい企業)の新規登録社数	172 社/年	1,500 社 (5年間累計)

12 健康づくり、安心で質の高い医療の提供

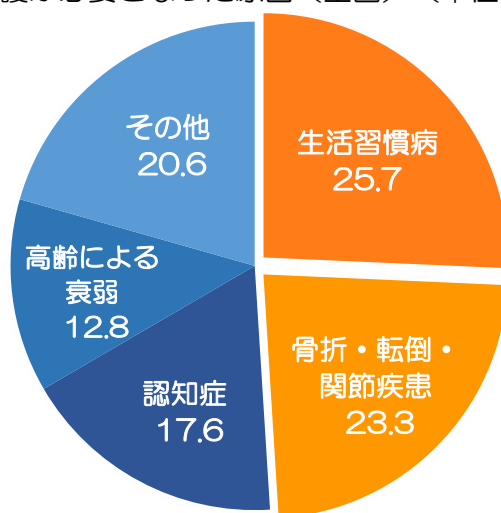
(1) 健康づくりの推進による健康寿命の延伸



1 現状と課題

- ・ 県民が長生きしてよかったと思えるためには、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる「健康寿命」を延ばすことが必要です。2016（平成28）年における本県の健康寿命は、男性が71.49年で全国40位、女性が74.66年で全国30位となっています。
- ・ 国民生活基礎調査（2019（令和元）年度、全国値）によると、「介護が必要となった原因」は、心疾患、脳血管疾患、悪性新生物、糖尿病の生活習慣病が25.7%、転倒・骨折・関節疾患が23.3%となっています（図1）。
- ・ 市町村等の各医療保険者が生活習慣病を予防するために実施する特定健康診査の2019（令和元）年度の実施率は50.3%で、全国40位と低い状況です（表1）。
- ・ 健康寿命の延伸のためには、特定健康診査・特定保健指導の効果的な実施や食生活の改善、運動習慣の定着等による発症予防と症状の進展や合併症の発症を防ぐ重症化予防が必要です。
- ・ たばこは、多くの有害物質を含み、喫煙は、肺がん、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、虚血性心疾患等、多くの生活習慣病の危険因子となります。本県の成人の喫煙率は、2019（令和元）年で19.8%と、全国平均に比べて高くなっています。
- ・ 歯と口の健康は全身疾患の予防や生活の質の向上につながるため、むし歯や歯周病の予防に関する県民の理解を深め、ライフステージごとの歯科口腔保健の推進を図ることが必要です。

図1 介護が必要となった原因（全国）（単位：%）



資料：厚生労働省「2019年度国民生活基礎調査」

表1 特定健診実施率の推移

	H27	H28	H29	H30	R1
福岡県	45.3%	47.2%	49.0%	50.5%	50.3%
全国	50.1%	51.4%	53.1%	54.7%	55.6%
順位	37位	33位	33位	34位	40位

資料：厚生労働省ホームページ「特定健診・特定保健指導について」

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 県民の健康寿命の延伸、生活の質の向上を図るため、多様な主体と一体となって「ふくおか健康づくり県民運動」を展開し、「健(検)診受診率の向上」「食生活の改善」「運動習慣の定着」を柱とした県民の自主的な健康づくりの推進に取り組みます。

(2) 具体的な取組

① 健康づくり県民運動の推進

- ・ 「健(検)診受診率の向上」に向け、各保険者、保険者協議会、医療機関、職域関係者等の関係団体と連携し、健(検)診受診促進月間における普及啓発や「ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイト」による情報提供に取り組みます。
- ・ 国民健康保険加入者の特定健康診査の実施率向上に向け、データ分析や優良事例の紹介等により、市町村の取組を支援します。
- ・ 「食生活の改善」に向け、主食・主菜・副菜を組み合わせたバランスのとれた食事や野菜・果物の摂取、減塩について普及啓発に取り組むとともに、自然に健康になれる食環境づくりを推進します。
- ・ ライフステージに応じて誰もが気軽に運動やスポーツを通じた健康づくりに親しむことができるよう、県民の健康づくりを支援する「ふくおか健康ポイントアプリ」等の活用による運動習慣の定着に取り組むとともに、市町村の運動教室等の取組を支援します。
- ・ 従業員やその家族の健康づくりに取り組む団体・事業所が、その取組内容を宣言し、登録する「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」の登録を推進します。
- ・ 「地域・職域連携会議」を開催し、地域と職域が連携した、生活習慣病の早期発見、発症・重症化予防、生活習慣の改善等の地域の健康課題の解決を推進します。

② たばこ対策の推進

- ・ 肺がん、COPD(慢性閉塞性肺疾患)、虚血性心疾患等、たばこが健康に及ぼす影響等に関する普及啓発や未成年者等の喫煙防止、禁煙支援の推進に取り組みます。

③ 歯科口腔保健の推進

- ・ むし歯予防のためのフッ化物利用の普及や歯周病予防のための定期的な歯科健診の受診勧奨、オーラルフレイル(軽微な口腔機能の低下)対策の普及等の取組を推進します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	国調査予定 (R3 年度)	R3 年度の 結果以上

12 健康づくり、安心して質の高い医療の提供

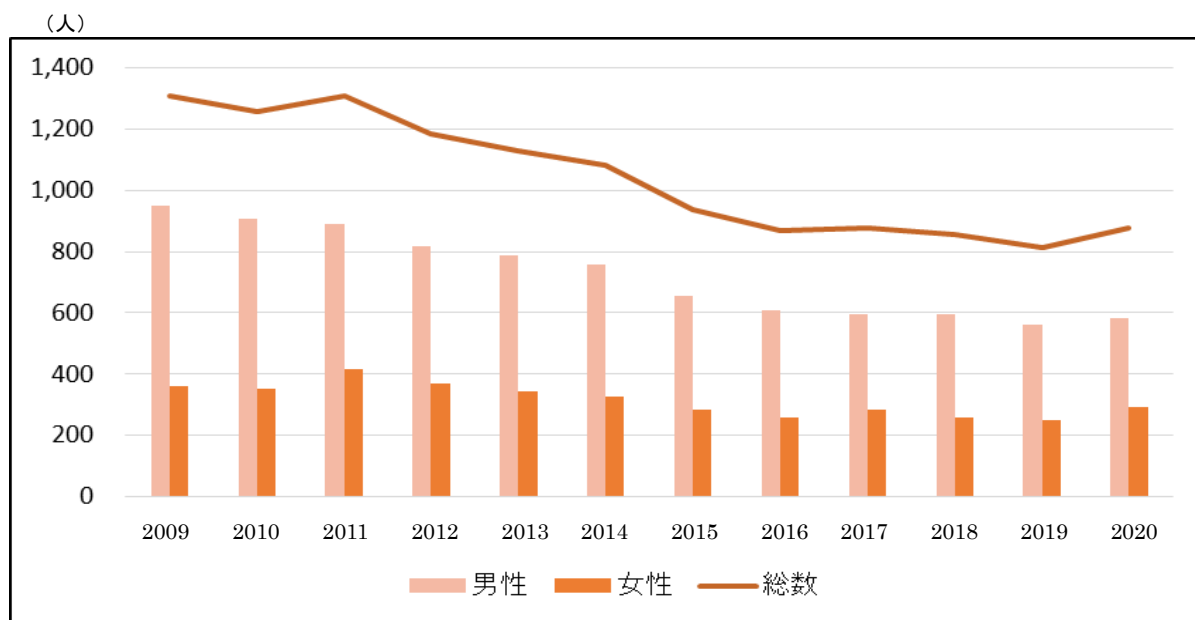
(2) こころの健康づくりの推進



1 現状と課題

- ・ こころの健康には、身体状況、社会経済状況、住居や職場の環境、対人関係等、多くの要因が影響します。心の不調に本人は気づきにくいいため、周囲の人が「いつもと違う」という変化に早く気づき、適切な支援につなげることが重要です。新型コロナウイルスによる長い自粛生活の影響で社会的に孤立する人の増加も指摘されており、年齢・性別に関わりなく誰もが利用しやすい相談体制の整備が必要です。
- ・ 本県の自殺者数は、2012(平成24)年から減少傾向にありましたが、2020(令和2)年に増加に転じ、特に顕著な増加がみられる若者と女性に対する自殺対策が必要です(図1)。
- ・ 本県のアルコール依存症者は2018(平成30)年時点で1万人、ギャンブル等依存症者は2020(令和2)年時点で約7.8万人と推計されます。また、2020(令和2)年の覚醒剤の再犯者率は76%と高く、依存症に関する正しい知識の普及や問題を有する人とその家族が社会生活を円滑に営むことができる支援体制の整備が必要です。
- ・ 本県における15歳から64歳のひきこもり状態にある人は、約4万人に上ると推計されます。ひきこもりについては、当事者や家族の視点に立ち、ひきこもりに至った要因や将来を考慮した息の長い支援が重要です。

図1 本県の自殺者数の推移



資料：警察庁「自殺統計」

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 様々な悩みや問題を抱える人が相談できる窓口を整備するとともに、民間団体等を含めた関係機関の連携体制を構築して適切な支援につなげ、こころの健康を支え合いながらいきいきと自分らしく生きることができると社会の実現を目指します。

(2) 具体的な取組

① こころの健康づくりの推進

- ・ こころの健康に関する相談窓口の整備のほか、精神保健に関する普及啓発、精神保健福祉センターや保健福祉（環境）事務所による精神保健相談等に取り組みます。

② 自殺対策の推進

- ・ 自殺を考えている人の悩みを傾聴する相談窓口を設置し、不安軽減を図ることで自殺防止に取り組みます。【15(1)】
- ・ 市町村と連携し、悩んでいる人に早く気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげるゲートキーパーの養成を推進します。
- ・ 県内各地域において救急医療機関や精神科医療機関、市町村等との連携を強化し、うつ病患者や自殺未遂者等の自殺ハイリスク者に対する支援体制を整備します。

③ 依存症対策の推進

- ・ 依存症は、誰でも陥る可能性がある病気であることや適切な支援・治療で回復等が十分可能であること等、依存症に対する正しい知識の普及啓発に取り組みます。
- ・ 依存症の発生予防から、相談、治療、回復、社会復帰に至る切れの目ない支援のため、医療機関、相談機関、自助グループをはじめとする民間団体、事業者等と連携した支援体制の整備に取り組みます。
- ・ アルコール依存症対策として、飲酒運転違反者に保健福祉（環境）事務所等での適正飲酒指導や指定医療機関の受診を促し、飲酒に関する正しい知識の提供や治療への誘導を図ります。
- ・ 薬物依存症対策については、薬物事犯の初犯者（執行猶予判決の者）及び少年の検挙補導者に対する回復支援を推進します。

④ ひきこもり状態にある人への支援

- ・ 地域のひきこもり支援の拠点である「ひきこもり地域支援センター」において、ひきこもりへの不安を抱える人やひきこもり状態にある人に加え、それぞれの家族からの相談に対応するとともに、身近な市町村において、適切な支援につなげるため、地域の関係機関とのネットワークの構築を推進します。
- ・ 市町村の職員やひきこもり支援に関心がある人を対象に研修を実施し、適切な支援を行なえる人材の養成とひきこもり支援の質の向上を図ります。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
自殺死亡率(人口 10 万人当たりの自殺者数)	15.0 人 (R1 年)	12.5 人

12 健康づくり、安心で質の高い医療の提供

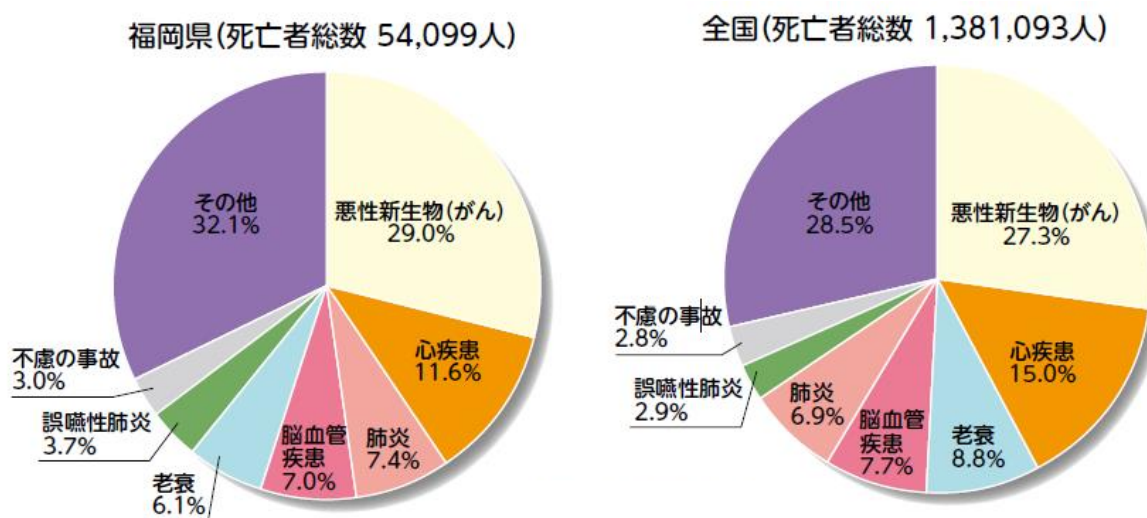
(3) がん、難病対策の推進



1 現状と課題

- ・がんは本県の死因第1位であり、2019(令和元)年にがんで亡くなった県民は15,705人と、全体の約3分の1を占めています。一方、医療技術の進歩やがんの早期発見、早期治療の推進等により、今ではがんも治せる病気になりつつあります。がんが死因の第1位を占め続ける中、がん検診受診率の向上、がん種、世代、就労といった患者それぞれの状況に応じた支援等、更なる取組が求められています。(図1)
- ・医療が進展した今日においても、依然として原因不明で治療方法が確立していない難病や幼少期から長期にわたり治療が必要な慢性疾患(小児慢性特定疾患)が数多くあります。療養上の悩み、医療費等の経済的不安を抱える患者や家族も多く、適切な支援が求められています。

図1 死因別死亡割合



資料：厚生労働省「令和元年人口動態統計」

2 施策の方向

(1) 概要

- ・がん患者を含めた県民が、がんの克服を目指し、がんに関する正しい知識を持ち、避けられるがんを防ぐことや様々ながんの病態に応じて、いつでもどこに居ても安心かつ納得できるがん医療や支援を受け、尊厳を持って暮らしていくことができる社会を実現します。
- ・指定難病や小児慢性特定疾患に関する医療費助成のほか、患者やその家族の不安・悩み等を軽減するため、相談支援等に取り組み、生活の質の維持向上を図ります。

(2) 具体的な取組

① 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

- ・がんを予防する方法を普及啓発するとともに、研究成果に基づいた施策を実施することにより、がんの罹患者を減少させます。
- ・県民が利用しやすい検診体制を構築し、がんの早期発見、早期治療を促すことで、効率的かつ持続可能ながん対策を進め、がんによる死亡者の減少を目指します。

② 患者本位のがん医療の実現

- ・がん登録の活用等によるがん医療の質の向上、それぞれのがんの特性に応じたがん医療の均てん化・集約化、効率的かつ持続可能ながん医療の実現、また、ビッグデータやAIを活用したゲノム医療等を推進し、個人に最適化された患者本位のがん医療の実現を目指します。

③ 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

- ・がん患者が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受けることができる環境を整備します。
- ・国や市町村、医療機関等と連携し、効率的な医療・福祉サービスを提供することで、がん患者が、いつでも、どこに居ても、尊厳を持って安心して生活し、自分らしく生きることのできる地域共生社会を目指します。

④ 働く世代のがん患者支援の充実

- ・がんになっても自分らしく生き活きと働くことができる社会を実現するため、企業・事業所、国や市町村、医療機関等との連携し、就労支援等に取り組みます。

⑤ 難病及び小児慢性特定疾病を有する者の生活の質の維持向上

- ・難病及び小児慢性特定疾病を有する者やその家族からの様々な不安や悩みに対応でき、適切な情報提供や助言ができるよう、福岡県難病相談支援センターにおける総合的な相談支援に取り組みます。
- ・家族等の介護者の心身の負担軽減を図るため、患者家族交流会やレスパイト入院事業等を充実させます。

⑥ 難病に関する医療提供体制の確保

- ・難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るため、難病診療連携拠点病院や協力病院による難病診療連携体制の充実を図ります。
- ・研修会の開催等により、難病医療に携わる医療従事者の人材育成に取り組みます。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
がんの75歳未満年齢調整死亡率(人口10万人当たりのがん死亡者数)	74.9 人 (R1 年度)	68.4 人

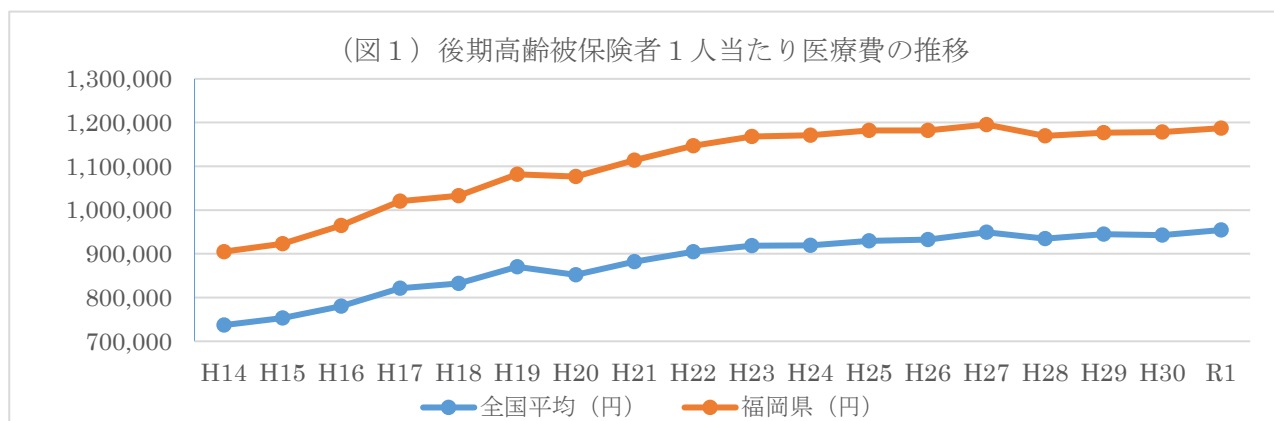
12 健康づくり、安心で質の高い医療の提供

(4) 医療提供体制の確保・医療保険制度の安定的な運営



1 現状と課題

- ・ 少子高齢化が一層進展する中、誰もが住み慣れた地域で暮らしながら必要な医療が受けられるよう、医療提供体制を確保していくことが必要となっています。
- ・ 団塊の世代が75歳以上となる2025(令和7)年に向け、地域ごとに異なる人口構造の変化を踏まえた将来の医療需要に対する的確に対応し、より良質な医療サービスを受けられる体制を構築していくことが必要となっています。
- ・ また、今般の新型コロナウイルス感染症のような新興感染症等の感染拡大時には機動的に対策が講じられるよう、必要な準備を行うことも重要です。
- ・ 県内の救急搬送人員はこの10年間で約1.3倍に増加しています。また、救急要請から医療機関に収容されるまでに要した平均時間も増加傾向にあります。
- ・ 2019(令和元)年の在宅での死亡割合は19%ですが、本県の県政モニター調査(令和元年度)では、県民の52%が「自宅で最期を迎えたい」と回答しています。
- ・ 医療技術の高度化が進む一方、医療事故防止等、県民の医療安全に対する関心が高まっています。
- ・ 医薬品の不適正製造問題、医薬品の副作用、医療機器の不具合等により、生命・健康を脅かす事態が発生していることから、医薬品等の安全確保に対する関心が高まっています。
- ・ 国の医師偏在指標によると、本県は全国第3位の医師多数県となっていますが、地域や診療科で偏在が生じています。また、現在の医療は医師の自己犠牲的な長時間労働により支えられている面があります。
- ・ 国の看護職員需給推計によると、2025(令和7)年の本県の看護職員は少なくとも5,700人不足する見込みです。
- ・ 2018(平成30)年度の国民健康保険制度改革に伴い、県は、市町村とともに国民健康保険の共同運営者となり、財政運営の責任主体として、中心的な役割を担うこととなりました。
- ・ 本県の一人当たり医療費は全国的に見て高い水準で推移しています。特に後期高齢者の一人当たり医療費は2002(平成14)年度から連続して全国で最も高くなっています(図1)。
- ・ 県内のジェネリック医薬品普及率は2020(令和2)年度に76.1%に達しているものの、患者の負担軽減と医療費の適正化を進めるため、さらなる使用促進を図ることが重要となっています。



資料：厚生労働省「後期高齢者医療事業年報」

2 施策の方向

(1) 概要

- ・「福岡県保健医療計画(第7次)」に基づき、5 疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)、5 事業(救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療)及び在宅医療等について、地域の実情に応じた医療提供体制を確保します。
- ・今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、「新興感染症等の感染拡大時における医療」について検討を行い、「福岡県保健医療計画(第8次)」の記載事項として位置付けます。
- ・「医療費適正化計画」に基づき、県民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供に取り組めます。

(2) 具体的な取組

① 地域医療構想の推進

- ・「福岡県地域医療構想」に基づき、地域の実情や医療ニーズを踏まえながら、地域医療構想調整会議において協議を行うとともに、医療資源の効果的かつ効率的な配置を促し、それぞれの地域で必要となる医療提供体制を構築していきます。
- ・「福岡県保健医療計画(第8次)」に「新興感染症等の感染拡大時における医療」を新たに位置づけ、感染症対応と一般医療の役割分担等、医療機関の間での連携体制を構築することにより、必要な医療提供体制を確保していきます。

② 救急医療体制の確保

- ・救急搬送人員の約4割は入院加療を必要としない軽症者となっています。急な病気やけがに関する相談を受け付ける救急電話相談(#7119)の実施により、県民の急病時における不安の軽減、救急医療機関の適正利用促進に取り組めます。

③ 在宅医療の推進

- ・安心して在宅医療を受けられるよう、訪問看護師や在宅医療に取り組む医師を確保する等、在宅医療提供体制の整備に取り組めます。
- ・入院医療機関と在宅医療機関がそれぞれの役割を理解し、協議する機会を提供することで、相互の協力・連携体制を構築し、切れ目のない在宅医療提供体制づくりを推進します。

④ へき地医療対策の推進

- ・へき地における医療提供体制を確保するため、自治医科大学卒業の医師を活用するとともに、へき地診療所、へき地医療拠点病院の支援に取り組めます。

⑤ 医療機関における安全確保

- ・医療機関における医療安全体制を確保するため、医療事故調査制度で得られた再発防止に関する知見を活用し、医療機関に対する監視・指導に取り組めます。

⑥ 医薬品等の安全確保

- ・患者に安全で安心な薬物療法を提供できる体制を確保するため、薬局のかかりつけ機能の強化に向けた取組を促進します。また、高齢者の薬物療法の適正化や重複投薬の適正化等の医薬品適正使用の取組を推進します。
- ・医薬品等の安全を確保するため、製造業者に対する国際基準に基づいた査察や販売業者に対する監視指導に取り組めます。

⑦ 医療・看護を担う人材確保と資質の向上

- ・ 誰もが必要な医療を受けられるよう、地域や診療科による医師の偏在解消を図るとともに、地域医療へ配慮した専門医の養成を支援します。また、地域の医療体制を確保しつつ、労働時間を短縮する「医師の働き方改革」の支援に取り組みます。
- ・ 看護職員を確保するため、養成、離職防止、再就職支援に取り組むとともに、医療技術の進歩、医療ニーズの多様化に対応できる質の高い看護を提供するための支援に取り組みます。

⑧ 国民健康保険制度の安定的運営

- ・ 県内の国民健康保険運営にかかる統一的な方針として策定した「国民健康保険運営方針」に基づき、県と市町村が協力して、国民健康保険財政の安定化、事業の効率化に取り組みます。

⑨ 医療費の適正化

- ・ ジェネリック医薬品のさらなる使用促進を図るため、医師会や薬剤師会等の関係団体と協議しながら、普及啓発等に取り組みます。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
ジェネリック医薬品普及率(数量ベース)	76.1 %	80.0 %
福岡県ナースセンターの無料職業紹介事業等により就職した看護職員数	1,008 人	1,680 人

13 スポーツ立県福岡の実現

(1) スポーツ立県福岡の実現

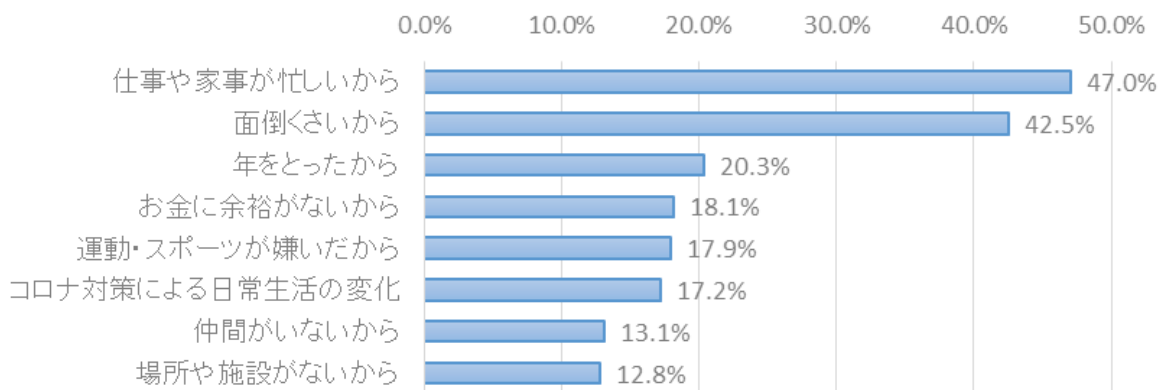


1 現状と課題

(スポーツ活動の推進)

- ・スポーツ庁の調査では、成人の週1回以上のスポーツ実施率は59.9%となっており、実施できない要因としては、“仕事や家事が忙しいから”、“面倒くさいから”という回答が上位に挙げられています。(図1)
 楽しみを目的としたレクリエーションや健康のための身体活動もスポーツとして捉える等、スポーツに対する考え方を広げ、県民のスポーツ活動を促進することが必要です。
- ・学校の体育の授業以外で週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合は、50.2%となっており、積極的に運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られます。(図2)
- ・運動部活動は、子どもが生涯にわたって運動・スポーツに親しむ資質や能力を育む重要な場です。その運営にあたっては、子どもの発達段階やニーズを踏まえた指導を行う等、適切な運営が行われる必要があります。そのため、指導者には高いコーチング力やマネジメント力が求められます。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、スポーツの分野においても、多くの大会が延期・中止となり、また、無観客や人数制限を行ったうえでの試合を余儀なくされる等、大きな影響を与えています。
- ・このような中、心身の健康維持のため、運動やスポーツの重要性が再認識されています。今後、新型コロナウイルス感染症を始めとした世界規模の感染症の拡大に備え、新たな生活様式に対応したスポーツの実施を促していく必要があります。

図1 週1回以上実施できない、または直近1年間に運動を実施しなかった理由



資料：スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（2020年度）

図2 学校の体育の授業以外で週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	合計
男子	36.4	44.0	54.3	59.9	61.7	60.1	75.5	76.9	74.5	62.2	61.9	56.3	50.2
女子	26.2	30.3	38.0	41.5	42.9	37.0	56.3	55.3	53.0	34.5	35.0	30.1	
全体	31.5	37.4	46.4	50.8	52.5	48.8	66.2	66.4	63.9	48.4	48.8	43.3	50.2

資料：福岡県「児童生徒体力・運動能力調査」（2019年度）

(スポーツを推進する人材の育成)

- ・ 本県では、2004(平成14)年から福岡県タレント発掘事業に取り組んでおり、384名の修了生のうち、3名が東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に出場しました。
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会には、53名もの本県ゆかりのアスリートが出場しました。特にオリンピック競技大会では、1988年ソウル大会以降、毎回メダリストを輩出しています。今後も、競技適性の高いジュニアアスリートを早期に発掘するとともに、中央競技団体と連携し、世界に通用する一貫指導システムを構築することが重要です。

(障がい者スポーツの推進)

- ・ スポーツ庁の調査では、成人の週1回以上のスポーツ実施率59.9%に比べ、障がい者のスポーツ実施率が24.9%と低い状況となっていることから、障がいのある人が身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等が必要です。
- ・ 本県では、健常者のアスリート発掘・育成のために、福岡県タレント発掘事業を実施していますが、障がいのある人に対しては、同様のアスリート発掘・育成システムが構築されていないため、システムを構築する必要があります。

(スポーツを推進する環境づくり)

- ・ 県内各地のスポーツ施設の多くは、建設から相当年数が経過しており、老朽化対策やユニバーサルデザインへの配慮、ICTの活用等、利用者の視点に立った設備の整備や機能の充実が求められています。
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて発信された多様性と調和の大切さに対する理解を深め、共生社会を築いていくことが重要です。

(スポーツを通じた地域経済の活性化)

- ・ 本県では、2019(令和元)年以降、世界フィギュアスケート国別対抗戦やラグビーワールドカップ、世界体操・新体操選手権北九州大会が開催されたほか、2022(令和4)年に世界水泳選手権、2023(令和5)年にツール・ド・九州の開催が決定しています。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会においては、事前キャンプ地誘致に積極的に取り組み、新型コロナウイルスの影響により一部の国・地域で中止となったものの、13の国・地域の事前キャンプが行われました。
- ・ 国際大会や事前キャンプを誘致・開催することは、県民のスポーツへの関わりを広げるほか、国際交流や青少年の健全育成、地域の活性化等様々な効果をもたらすものであり、今後も積極的に取り組んでいくことが望まれます。
- ・ スポーツ大会への参加や観戦を目的として訪れる人を増やしたり、スポーツと他の地域資源とを掛け合わせた観光プログラムを充実させる等、スポーツツーリズムを拡大していくことが必要です。
- ・ 本県では、2020(令和2)年に福岡県スポーツコミッション、公益財団法人福岡県スポーツ推進基金を設立しました。今後はこれらを核として、大規模大会の誘致、スポーツツーリズムの推進に戦略的に取り組む必要があります。

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 県民のスポーツ活動を活性化することにより地域に活力をもたらし、スポーツの力により活性化した地域がさらにスポーツを支援できる力を発揮する、というような好循環が県内各地で

生み出され、スポーツの力で県民生活をより豊かに、より元気にする「スポーツ立県福岡」の実現を目指します。

(2) 具体的な取組

① スポーツ活動の推進

- ・ 年齢や性別、障がいの有無に関わらず県民の誰もがスポーツに親しみ楽しめる発表の場として、福岡県民スポーツ大会、福岡県障がい者スポーツ大会、体験会等の各種スポーツイベントを開催します。またイベント開催団体が講じる感染症対策を支援します。【22(2)】
- ・ 県内で活動している総合型地域スポーツクラブを「誰もが」「身近な場所で」スポーツに取り組むことができる場として充実を図るため、総合型地域スポーツクラブ育成委員会や総合型地域スポーツクラブ連絡協議会と連携し、指導者の養成や活動の支援を行います。
- ・ 東京2020オリンピック競技大会において正式種目となり注目を集めたスケートボードやBMX等のアーバンスポーツの普及振興を図るため、体験イベントの実施や指導者の育成に取り組むとともに、競技者同士の交流や競技力の向上を図るため競技団体と連携し、各種大会等の開催に取り組めます。
- ・ 本県の子どもたちの体力・運動能力の維持・向上及び運動習慣の定着に向け、各学校において、子どもたちの実態に応じて体力向上を目指す「1校1取組」運動の充実を図ります。
- ・ 中学校及び高等学校における運動部活動の指導体制の充実を図るため、部活動指導員の派遣や活用を促進します。
- ・ 日常生活における身体活動や運動を促進するため、県民の健康づくりを支援する「ふくおか健康ポイントアプリ」等の活用により、日常生活における年代に応じた歩数の増加、運動習慣の定着に取り組めます。
- ・ 市町村が主体的に地域スポーツを推進するとともに、スポーツを活用した地域活性化を図ることができるよう、研修会等を開催し、国内外の最新情報を提供する等、市町村の課題に応じた新たな事業の創出や取組を支援します。

② スポーツを推進する人材の育成

- ・ 福岡県タレント発掘事業への参加者を拡大するとともに、障がいの有無に関わらず、より多くの対象者の中から高い競技適性を有する人材の発掘を行います。そのノウハウを競技団体と共有することにより、競技適性に応じた人材の発掘システムを構築し、競技力の向上に取り組めます。【1(2)】
- ・ 全てのアスリートが質の高いコーチングを受けられる環境を整備するため、中央競技団体等と連携し、世界に通用するトップアスリートを育成する一貫指導システム(主として小・中・高・大学生年代)の構築を図るとともに、そのシステムを県内の指導者に普及します。【1(2)】
- ・ 女性アスリートの育成・強化を推進するため、女子競技の強化拠点づくりを進め、発掘事業等を行うとともに、女性指導者の育成・派遣を行います。
- ・ オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模スポーツ大会での活躍が期待される、本県ゆかりのトップアスリートに対し、国内外で十分な強化活動ができるよう支援します。【1(2)】
- ・ アスリートが本県で就職し、本県を拠点に活動することをサポートする企業・事業者を支援するとともに、アスリートに対するキャリア形成支援を推進します。
- ・ 各世代のスポーツ指導者に対して、最新のスポーツ医・科学や指導方法に関する研修に加え、健全性・誠実性・高潔性といったスポーツ・インテグリティの確保に関する研修を行います。

- ・女性が身近な場所で気軽にスポーツを行うことができるよう、スポーツ推進委員研修会において、女性の視点に立った指導ができる指導者を育成します。

③ 障がい者スポーツの推進

- ・障がいの有無に関わらず県民の誰もがスポーツに親しみ、楽しめる発表の場として、県民スポーツ大会のパラスポーツ種目を拡充するほか、障がい者スポーツが体験できる場を提供します。
- ・福岡県障がい者スポーツ大会の開催や国内外の大会への参加費用等を助成する等、様々な大会に挑戦する障がい者アスリートを支援します。
- ・スポーツ団体やプロスポーツチーム等と連携・協力し、障がい者スポーツを普及する活動や様々な人権に関する啓発活動を行います。
- ・障がい者スポーツにおいても、競技適性に応じた人財の発掘システムを構築し、競技力の向上に取り組みます。

④ スポーツを推進する環境づくり

- ・公立学校体育施設や公共スポーツ施設において、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽にスポーツ活動を行うことができるよう施設の整備を推進します。
- ・県警察の武道訓練推進の場でもある福岡武道館が、武道を通じた県民特に青少年の健全育成と心身の鍛錬の場として、また、本県のスポーツ振興の拠点の一つとなるよう新たに整備を進めます。
- ・国、県の関係機関等が保有する国内外のスポーツに関する情報を配信している「ふくおかスポネット」の充実を図るとともに、広く県内のスポーツに関する情報や大会、イベント情報を集約し、県民に向けて発信します。
- ・スポーツ団体やプロスポーツチーム等と連携・協力し、障がい者スポーツを普及する活動や様々な人権に関する啓発活動を推進します。

⑤ スポーツを通じた地域経済の活性化

- ・福岡県スポーツコミッションにおいて、大規模スポーツ大会等の誘致に取り組むとともに、開催地や周辺エリアの観光を促し、選手団や参加者・観戦者の滞在等にかかる消費を促進します。また、温泉や食、地域の文化が体験できる福岡ならではのスポーツ合宿やスポーツツーリズムのプログラム、観光商品等を企画し、その普及・商品化に取り組めます。
- ・新たなスポーツ関連ビジネスモデル創出に向けて、福岡県スポーツコミッションの機能強化を図ります。
- ・本県で開催される国際大会や強化合宿等に参加する海外の選手と県民との交流を促進します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
スポーツイベント開催件数	275 件 (H30~R2 平均)	405 件
障がい者が参加できるプログラムを提供している総合型地域スポーツクラブの割合	34.5 %	100 %
国民体育大会の順位(再掲)	13 位	8 位

1.4 文化芸術の振興

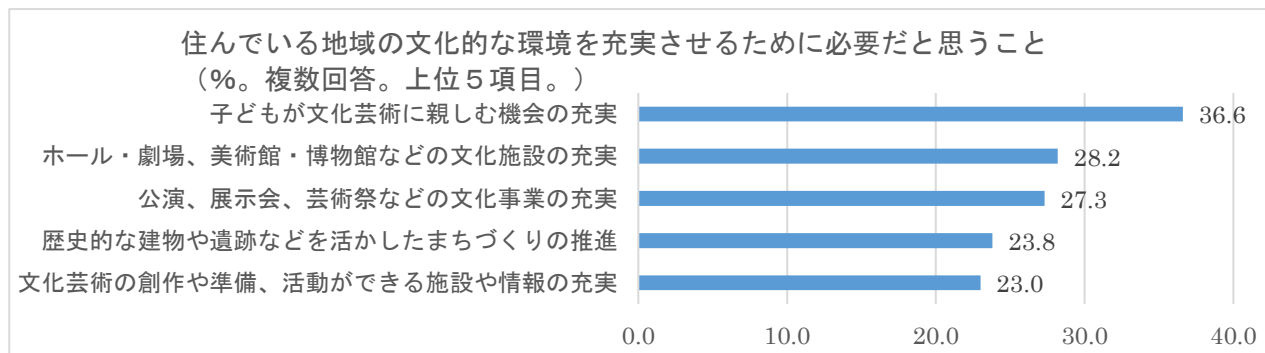
(1) 文化芸術の振興



1 現状と課題

- ・ 県民誰もが生涯を通じて、経済的状況や居住する地域、障がいの有無にかかわらず、等しく文化芸術活動に親しむことができる環境を充実させることが重要であり、文化芸術に親しむ機会の充実や、美術館等の文化施設の充実が望まれています(図1)。
- ・ 障がいのある人の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がいのある人の生活を豊かにするとともに、県民の障がいへの理解と認識を深め、障がいのある人の自立と社会参加を推進することが必要です。
- ・ 過疎化や少子高齢化等社会状況の変化により、地域の活力の低下が懸念され、文化芸術の担い手や文化芸術活動を支える人材の減少等、豊かな伝統や文化の継承が困難な状況も見られます。
- ・ 文化の振興を、観光の振興や地域活性化につなげ、この経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出するため、国や関係自治体、地域住民等と連携し、地域の文化財や世界文化遺産をはじめとした県内の文化資源の保存・活用の取組をさらに進める必要があります。

図1 地域の文化的環境を充実させるために必要なこと



資料：福岡県「県民の文化芸術活動等に関する実態調査」(2020年)

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 地域で守り伝えられてきた文化を守り、より良いものに高め、将来世代に引き継いでいくとともに、一人一人が自分らしく、文化芸術を創造し、享受することができる環境づくりを進め、県民の心豊かな生活と活力ある地域社会の実現を目指します。

(2) 具体的な取組

① 文化芸術活動の推進

(文化芸術に親しむ機会の充実)

- ・ 市町村や文化芸術団体と連携して、県内各地域で「ふくおか県民文化祭」を開催し、広く県民に文化芸術の鑑賞・参加・創造の機会や文化芸術団体の交流の場を提供します。【22(2)】
- ・ 公共施設における文化芸術の公演や展覧会等の開催に努め、子育て世代や高齢者をはじめ、県民が住んでいる地域で身近に文化芸術を鑑賞できる機会の充実を図ります。

- ・福岡県高等学校芸術・文化連盟及び福岡県中学校文化連盟が開催する福岡県高等学校総合文化祭や福岡県中学校総合文化祭等を支援し、学校の文化部活動の活性化を図ります。

(県有文化施設等における取組)

- ・県有文化施設において、各施設の特色を活かした魅力ある公演等を開催します。また、公演等の事業を実施するにあたっては、働く世代や子育て世代が参加しやすい取組を進めます。
【22(2)】
- ・大濠公園能楽堂において、能楽等の公演の場を提供するとともに、初心者でも楽しめる能楽入門講座を開催します。
- ・九州国立博物館「きゅーはく号」による移動博物館の取組や九州歴史資料館における県民向け講座の開催等文化財を活用した教育普及活動に取り組みます。
- ・県立美術館の所蔵品を県内の文化施設等で公開する移動美術館展の開催やインターネット上で所蔵品を鑑賞することができるバーチャル美術館の開設等、美術鑑賞の機会の充実を図ります。

(アウトリーチ活動の推進)

- ・小学校や特別支援学校へプロの演奏家を派遣し、楽器演奏体験活動等を行う出前授業を行います。
- ・児童生徒が様々な芸術や伝統芸能等に触れる機会を提供するため、小・中学校、特別支援学校等へプロのダンサーや能楽師等を派遣します。
- ・能楽師が学校や文化施設等に出向き講座を開催するアウトリーチ活動等に取り組みます。

(文化財等の保存・活用)

- ・文化財の適切な保存に取り組みます。また、地域の文化財の価値や魅力を高め、観光振興、地域振興の分野と連携した文化財の多面的な活用に取り組みます。
- ・福岡共同公文書館を中心に、歴史公文書の適切な保存に取り組みるとともに、利用促進を図ります。
- ・世界文化遺産等の保存・活用に取り組み、次世代へ継承します。

(伝統工芸の継承・発展)

- ・県の伝統工芸品を常設展示するアクロス福岡の匠ギャラリーを再整備し、県の伝統工芸に関する情報発信を強化します。
- ・伝統工芸士の作品をはじめ県内各地域で製作された伝統工芸・民芸品を紹介・販売する展示会や製作の実演、体験を実施する展示会等様々な展示会を定期的で開催し、県民が優れた伝統工芸に接する機会を提供するとともに、伝統工芸品製造事業者の活動を支援します。

② 文化芸術を育む人材の育成

- ・アクロス福岡において、プロの音楽家を目指す子どもたちを対象としたセミナーの開催やセミナー卒業生を対象としたステップアップの場である「アクロス弦楽合奏団」の提供等、育成から活動の場の提供まで長期に亘って若手音楽家を育成する取組を進めます。【1(2)】
- ・大濠公園能楽堂において、子どもや能楽に親しんだことのない若者等を対象として能楽入門講座を開催し、能楽を継承する担い手の確保・育成に取り組みます。【1(2)】
- ・九州芸文館において、絵画、彫刻、陶芸等を学ぶ講座の開設や一定期間、国内外の芸術家

が滞在して活動等を行うアーティスト・イン・レジデンスに取り組みます。また、文化芸術活動を支える人材を育成するため、博物館活動に興味があり、アートコーディネーター等を目指そうとしている人を対象とした研修会を開催します。【1(2)】

- ・ 県立美術館において、県民から広く作品を公募する福岡県美術展覧会を開催し、県民の創作意欲を高め、美術活動の推進を図ります。
- ・ 九州歴史資料館において、学芸員資格取得を目指す博物館実習生や学生のインターンシップ等を受け入れます。また、子どもたちの文化財への興味関心を高めるため、学校への出前講座や体験学習を行います。【1(2)】
- ・ 国の重要無形民俗文化財に指定された豊前神楽をはじめ、県内各地域で保存継承されている神楽、風流、獅子舞等の民俗芸能について、アクロス福岡等における公演の開催や情報発信、後継者の育成等に取り組みます。
- ・ 伝統工芸品製造事業者の後継者確保、育成に取り組みます。

③ 障がいのある人の文化芸術活動の推進

- ・ 県障がい児者美術展の開催をはじめ、市町村とも連携し、障がいのある人の創作活動・発表機会の拡大を図ります。
- ・ 県有文化施設において、声を上げて体を動かして楽しむクラシックコンサートや展示作品に触れることができる展覧会等、障がいのある人が施設を利用する動機付けとなるような公演等を開催するとともに、文化芸術を鑑賞する際の情報保障（手話通訳、音声ガイド等）の取組を進めます。
- ・ 障がいのある人が居住する地域にかかわらず、文化芸術活動に触れる機会を創出するため、特別支援学校、障がい福祉サービス事業所等へ劇団や楽団等を派遣し、管弦楽、児童劇、演芸等の公演を実施するアウトリーチ活動を推進します。
- ・ 障がいのある人の文化活動を支える人材を育成・確保するため、県障がい者文化芸術活動支援センターで文化芸術活動に関する相談や助言、情報提供等を行います。
- ・ 障がいのある人が創作した作品の販売や収益の向上につなげるアートレンタル事業を実施します。

④ 文化芸術に親しむ環境づくり

- ・ 県営大濠公園南側において、本県の文化芸術の拠点施設となる新たな県立美術館の整備を進めます。
- ・ 障がいのある人や外国人、小さな子ども連れの家族等、多様な人々が利用しやすいよう、音声ガイド、外国語による表記、託児室の設置等県有文化施設の環境整備に取り組みます。
- ・ WebサイトやSNS等多様な手法を活用し、本県の文化芸術の魅力を国内外へ発信します。
- ・ アクロス福岡の「文化観光情報ひろば」や Web サイト「アクロスおでかけナビ」において、九州・沖縄、山口エリアの音楽公演、演劇公演、文化講座、祭り等の情報の収集・提供に取り組みます。

⑤ 文化芸術を活用した地域の活性化

- ・ 国内外から多くの観光客を呼び込むため、世界文化遺産をはじめとした様々な文化資源の魅力に触れ、文化への理解を深めることができる文化観光の取組を進めます。
- ・ 周遊イベントの実施や展覧会の開催等を通じて、世界文化遺産等への来訪を促し、観光振興や地域振興等にも活用していきます。
- ・ 文化財保護法で定められている文化的景観及び伝統的建造物群をはじめ、地域に残る歴

史的な建造物、集落や町並み、景観等を地域で守り、次世代に継承していく取組を支援します。

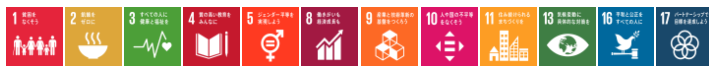
- ・九州国立博物館における海外博物館との文化交流協定に基づく展覧会や講演会といった交流事業等、文化芸術を通じた国際交流を推進します。
- ・Web サイト「アジアンビート」において、まんが、アニメ、ファッション、J-POP 等の若者文化を切り口として、本県の魅力を多言語で発信します。
- ・本県を訪れる外国人や留学生に対し、日本文化や本県の文化を体験する機会を提供し、文化交流を図る団体や大学の取組を支援するとともに、外国人コミュニティや留学生が自国文化を紹介するイベントを支援します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
文化芸術を直接鑑賞した県民の割合	69.0 %	76.2 %
県立美術館入館者数	158,426 人 (H30~R2 平均)	160,000 人
企業等に有料で貸し出しされた障がい者のアート作品数	—	210 件

15 ジェンダー平等の社会づくり

(1) ジェンダー平等・男女共同参画の推進



1 現状と課題

(ジェンダー平等・男女共同参画の推進)

- ・ ジェンダー平等・男女共同参画を推進することは、誰にとっても、働きやすさ、暮らしやすさにつながります。このため、幅広い分野で女性がさらに活躍できるよう、働く場における女性の活躍と家庭・地域におけるジェンダー平等・男女共同参画をともに進めることが重要です。
- ・ 県・市町村・民間事業所等における管理的業務に従事する女性の割合は、2017(平成 29)年に本県は 17.3%となっており、全国平均(14.8%)より高くなっていますが、男性と比べると低く、国が目標として掲げる「指導的地位に占める女性の割合 30%」には及ばない状況です。
- ・ 女性の就業者数は増加し、就業者全体に占める女性の割合も半数近くとなっています。しかし、非正規雇用労働者の割合は、男性が2割程度であるのに対し、女性は5割を超えており、女性は30歳代からその割合が増えていきます(図1)。
- ・ 長時間労働の是正等、労働環境の改善に関わる法制度の整備は進んでいますが、国の労働力調査によると、週60時間以上就業している割合は、30歳代や40歳代の男性で高くなっており、男性が地域活動や家事、子育てに積極的に関わりにくい状況にあります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、仕事でのオンライン活用が拡大したことで、男女ともに新しい働き方の可能性が広がっています。
- ・ 本県や県内市町村の審議会委員に占める女性の割合は、着実に拡大していますが、自治会長に占める女性の割合は1割未満と低い状況にあります。人口が減少する中、住みよい地域づくりを進めていくためには、女性が地域の意思決定や政策決定の場に参画していくこと、働く世代の男女が活動を担っていくこと等、地域活動の担い手の多様化が求められています。
- ・ 2021(令和3)年6月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が改正され、男女を問わず、立候補や議員活動をしやすい環境整備等を行うため、啓発活動や性的な言動等に起因する問題への対応等更なる取組が求められています。
- ・ 「男は仕事、女は家庭」という考えに反対する人の割合が増加する等、固定的な性別役割分担意識は着実に解消に向かっていますが、未だ約4割の人が固定的な性別役割分担意識を有しています(図2)。男女がともに働き方・暮らし方の変革を進めていく上で、こうした固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が大きな障壁となっています。
- ・ ジェンダー平等・男女共同参画の実現に当たっては、多様な性のあり方が尊重されることが重要ですが、理解が十分とは言えません。
- ・ 子どもの頃から、誰もがともにひとりの自立した人間として互いの人格や個性を尊重し、自らの意思によって行動できるよう、子どもの成長段階に応じたジェンダー教育を行う必要があります。
- ・ ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現は、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」に合致しているだけでなく、教育や就業機会、まちづくり等、他のすべての目標の達成に関わる非常に重要な項目であり、あらゆる政策分野でジェンダー平等の視点が重要です。

(誰もが安心して暮らせる環境づくり)

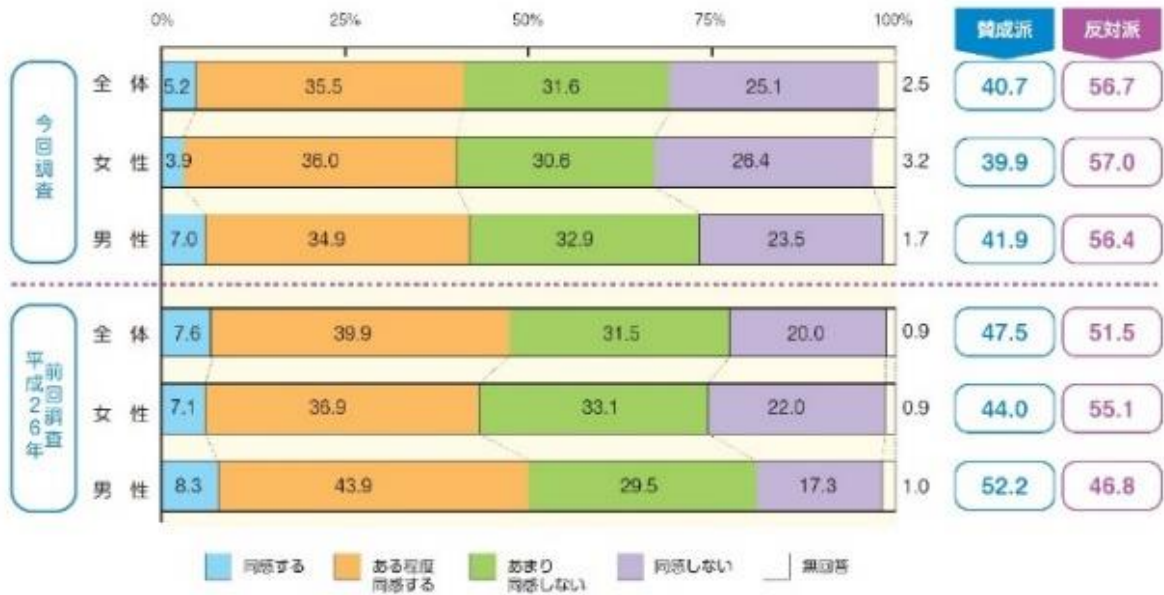
- ・ DVや性暴力、ハラスメントは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。2020(令和2)年度に本県の配偶者暴力相談支援センターで受けた DV 相談件数は 2,204 件、県警察における DV 事案の認知件数は 2,747 件と依然として高水準であり、性犯罪については、認知件数は減少傾向にあるものの、発生率(人口 10 万人当たりの認知件数)は、全国と比較すると高水準で推移しています。
- ・ 企業におけるハラスメントは、法整備を含め対策が強化されてきましたが、企業内だけでなく、大学、スポーツ界、就職活動の場等様々な場面でのハラスメントが問題になっています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大は、特に女性に対して、就業や生活面において様々な形で深刻な影響を与えています。
- ・ ひとり親家庭のうち母子家庭の母は、離婚時に就業していなかったり、パートや派遣社員等の非正規雇用の割合が高く、家計を支える安定した収入を得る仕事に就けていないほか、子どもの養育費の受給が進んでいない現状があります。
- ・ 高齢者差別、障がいのある人への差別、国籍による差別、部落差別、性的少数者への差別等がなく、また女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれないう、安心して暮らせる環境の整備が重要です。
- ・ 生涯を通じ健康を維持することは、誰もがいきいきと働き、社会で活動するための重要な基盤であり、平均寿命が延び人生 100 年時代が到来する中、健康寿命を延ばし、学び・活躍し続けられる環境づくりが求められています。
- ・ 本県では、5年連続して豪雨災害が発生しており、防災・減災対応、避難所運営等の被災者支援、災害からの復興等の場面で、多様な視点で対応することが求められています。

図1 県内就業者の年代階級別正規・非正規構成比率(起業は含まず)



資料：福岡県「2017年就業構造基本調査」

図2 「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する意見



資料：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（2019年度）

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 誰もが人権を尊重され、社会のあらゆる分野で自分に合った生き方を選択し、個人として持つ能力を発揮することができるジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向け、女性のさらなる登用や能力開発の促進、仕事と生活の両立のための働き方改革の推進、暴力被害や生活上の困難等の人権課題に直面している女性への支援、男女双方の意識改革、性的少数者への理解促進等に取り組みます。

(2) 具体的な取組

① ジェンダー平等・男女共同参画の推進

(働く場における女性の活躍推進)

- ・ 女性が活躍しやすい職場づくりを進めるため、県内の経済団体や行政機関等と連携し、社会全体の気運の向上や企業等への働きかけを行います。【11(3)】
- ・ 男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等の労働関連法制度の周知を図るとともに、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、パタニティハラスメント等、従業員の能力発揮を阻害する職場におけるハラスメント防止対策の促進を図ります。【11(3)】
- ・ 女性の職域を広げ、各職場で個性や能力、リーダーシップを発揮し、管理職等として活躍できるように、女性の人材育成を進めます。【11(3)】
- ・ 本県における女性職員の人材育成や管理職への登用を積極的に進めるとともに、市町村における女性職員の管理職等への登用について、調査、公表、助言します。
- ・ パートタイム・有期雇用労働法等の労働関連法制度の周知・啓発を行うことにより、正規雇用労働者との均等・均衡待遇の確保を図ります。また、企業への働きかけを通して、正規雇用を目指す女性への支援を行います。
- ・ 子育て中の女性等を対象に、就職相談から求人開拓、就職あっせんまでの一貫した就職、再就職の支援を行うとともに、就職に向けた技術・資格の取得を目指し、多様な職業訓練を行います。【11(2)(3)】

- ・ 女性が取得した資格や経験を活かして就業できるよう支援を行います。
- ・ 起業を希望する女性に対し、女性が起業する際の課題等を踏まえた支援等を行い、女性の起業を促進します。
- ・ 女性農林漁業者へのリカレント教育や起業活動支援により、女性経営者を育成するとともに、農山漁村における女性農業者の社会参画を促進します。【9(3)、22(2)】

(働き方改革、仕事と生活の両立)

- ・ 男女がともに、仕事と生活の両立を進める上で有効な働き方であるテレワークの活用を促進します。
- ・ 企業の経営者が従業員の仕事と子育て、介護の両立を応援する取組を自主的に宣言する子育て応援宣言企業及び介護応援宣言企業の取組内容の充実等を図り、希望に応じて誰もが仕事と家庭の両立ができ、働き続けることができる職場づくりを促進するとともに、特に、女性と比べて取得率・取得期間が低水準に留まる男性の育児休業取得について企業の取組を促進します。【11(3)、25(3)】
- ・ 本県における男性職員の育児休業取得促進等、仕事と生活の両立の促進を図ります。
- ・ 待機児童の解消や多様なニーズに対応した保育サービス等の充実を図るとともに、老人福祉施設等の整備促進や介護サービスの充実により、仕事と子育て、介護との両立を支援します。

(地域・家庭・社会活動における男女共同参画の推進)

- ・ 女性の自治会等の役員への参画促進、働く世代の男女に地域活動に参加することを促す工夫や好事例の紹介等を、市町村等と連携して積極的に展開します。
- ・ 役職を受けることについて、知識や能力の面での不安や責任が重いことを負担と感じる女性も多いことから、女性リーダーの育成に向けた研修等を行います。
- ・ 女性が主体的に活動している団体による地域活性化や地域の課題解決に向けた取組を支援し、先進事例の情報発信を図ることにより、地域づくりへの女性の参画を促進します。
- ・ 家事、育児、介護の負担が女性に偏り、生活の質への影響、就業継続や仕事との両立の難しさにつながっている現状を改善するため、男性に期待されている仕事のあり方や男性自身の仕事への向き合い方の変革と併せて、男性の家事、育児、介護への参画を促進します。

(様々な政策・方針決定過程への女性の参画推進)

- ・ 本県の審議会等における女性委員の比率の維持・向上を目指して、全ての関係部局において女性委員の登用を進めます。
- ・ 市町村に対し、審議会等の女性登用促進に向けて状況把握及び女性人材の情報提供等を行います。
- ・ 政治分野における男女共同参画の推進に向けて、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の趣旨等を周知するとともに、必要な情報の収集・提供、啓発等を行います。

(男女双方の意識改革)

- ・ 男女共同参画についての理解を広げ、女性がいきいきと働き活躍する社会づくりに向けた気運醸成を図るため、幅広い層への啓発や研修を行います。
- ・ 固定的な性別役割分担意識の解消に向け、メディア等と連携し、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に対する理解促進等、男女双方の意識改革に取り組みます。

- ・ 男女共同参画についての広報・啓発活動において、SDGs の考え方も示しながら、更なる理解を促進します。

(学校教育における男女共同参画の推進)

- ・ 男女共同参画と人権尊重の理念に基づく学校教育を進めるとともに、キャリア教育・進路指導において固定的な性別役割分担意識にとらわれず、誰もが主体的に進路を選択できるよう進路指導の充実を図ります。

(ジェンダー平等の理念の政策への反映)

- ・ 本県が実施する様々な政策分野において、ジェンダー平等の視点を確保し、施策に反映していきます。

② 誰もが安心して暮らせる環境づくり

(人権を侵害する暴力の根絶)

- ・ 「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、DVの根絶に向けた啓発を推進し、被害の防止に取り組むとともに、相談体制の充実、被害者の保護と安全の確保及び自立のための支援について、関係団体と連携し総合的な対策を図ります。【11(3)】
- ・ 性暴力根絶条例に基づき、性暴力対策アドバイザーの派遣等による性暴力根絶及び被害者支援に関する教育・啓発、被害者支援の充実・強化並びに性暴力加害者の再犯防止対策に取り組みます。【20(1)】
- ・ ストーカーや売春、児童ポルノ等の事案の取締りの強化、被害者の保護や立ち直りの支援を行います。
- ・ 男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等の労働関連法制度の周知を図るとともに、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、パタニティハラスメント等、職場で直面するトラブル等の相談に応えます。【11(3)】

(生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援)

- ・ ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と自立を促進するため、生活と子育ての支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援を柱とした総合的な自立支援策を推進します。
- ・ 高齢女性等が安心して暮らしていけるよう支援するとともに、それぞれの意思と能力に応じて、働いたり、NPO・ボランティア活動等に参加し、活躍し続けることができるよう取り組みます。
- ・ 障がいのある女性等に対する虐待防止や雇用の推進を図るため、障がいに対する理解を深める啓発に取り組むとともに、障がいの特性に応じた就職支援を行います。
- ・ 外国人女性等が異なる言語や文化、価値観の違い、地域における孤立等の困難な状況に置かれないう、国際理解のための啓発を推進するとともに、外国語による各種情報提供や相談への対応を行います。
- ・ 同和問題(部落差別)に加えて、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれないう、これらの人権課題についての正しい理解を深めるための啓発に取り組みます。
- ・ 性的指向や性自認等を理由として困難な状況に置かれることのないよう、人権教育・啓発を推進するとともに、DV相談等においては、性的少数者の被害者に適切に対応するため、性的少数者を対象とした専用の相談を実施します。
- ・ 様々な人権課題に加え、女性であることで、複合的に生活上困難な状況等に置かれないう

う、相談支援等権利擁護の取組を行います。

(生涯を通じた男女の健康支援)

- ・ 女性のライフサイクルに応じた健康支援を行うとともに、女性特有のがん等の疾患予防に取り組めます。
- ・ 健康寿命を延ばし、一人一人が長生きしてよかったと実感できる社会を実現するため、生活習慣病の予防、改善に向けた取組を行います。
- ・ 年齢性別を問わず、自殺防止に向けた相談や心の健康等の悩みの相談を受け付け、心身の健康維持に取り組めます。【12(2)】
- ・ 女性が安心して妊娠・出産するための支援や不妊治療への支援を行うとともに、性感染症対策や学校における性に関する指導の充実を図ります。
- ・ 女性がスポーツに親しむ環境づくり等、女性のスポーツ活動の推進を図ります。

(防災・復興における男女共同参画の推進)

- ・ 防災に関する政策・方針決定の場である防災会議における女性委員の増加や地域の防災を担う自主防災組織における女性の参画の促進に取り組むとともに、男女共同参画の視点を持って防災・復興に対応できる人材の育成等を通じて、平常時からの地域コミュニティの男女共同参画を推進します。【29(1)】

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
市町村審議会等委員に占める女性の割合	32.9 %	40.0 %
自治会長における女性の割合	9.6 %	13.7 %
知事部局及び各種委員会事務局における 本庁課長相当職に占める女性の割合	17.3 % (R3 年度)	20 % 以上 (R7 年度)

16 高齢者、障がいのある人への支援

(1) 高齢者の活躍応援



1 現状と課題

- 我が国の平均寿命は、「65歳以上が高齢者」と定義された1956(昭和31)年当時に比べ大きく延伸しています。

平均寿命の比較:1956(昭和31)年 男性 64歳、女性 67歳

2019(令和元)年 男性 81歳、女性 87歳

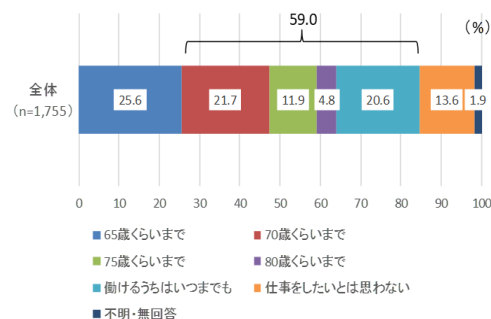
- 内閣府「高齢者の経済生活に関する調査」(2019(令和元)年)によると「何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいですか」の設問に対し「70歳ぐらい、またはそれ以上」あるいは「働けるうちはいつまでも働きたい」と回答した方は約6割となっており、多くの高齢者は元気で働きたいと望んでいます。(図1)
- 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来人口(都道府県)」(2018(平成30)年推計)によると、本県の65歳以上の高齢者の人口は、2015(平成27)年の132万人(本県人口の25.9%)から25年後の2040(令和22)年には159万人(本県人口の33.7%)に増加すると予想されています。
- 15歳から64歳までの生産年齢人口は、2015(平成27)年の310万人から25年後の2040(令和22)年には約20%減少し、256万人となることが予想されています。2015(平成27)年に2.3人で1人の高齢者を支えていましたが、2040(令和22)年には1.6人で1人の高齢者を支えることになることが予測されています。
- また、改正高年齢者雇用安定法が2021(令和3)年4月に施行され、70歳までの就業機会確保措置が事業主の努力義務となりました。
- 超高齢社会・人口減少社会において、持続的な経済発展を図っていくためには、高齢者が年齢にかかわらず、それぞれの意思と能力に応じて、仕事や社会参加等の場で更に活躍できる社会づくりに取り組むことが必要です。

福岡県70歳現役応援センターでの相談の様子



図1 いつまで働きたいか

(図1) 【いつまで働きたいか】



資料: 内閣府「高齢者の経済生活に関する調査」(令和元年)

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 年齢にかかわらず、それぞれの意思と能力に応じて、働いたり、NPO・ボランティア活動等に参加し、活躍し続けることができる、選択肢の多い社会を目指します。
- ・ 高齢者の社会参加を促進し、はつらつとした高齢社会の構築を目指します。

(2) 具体的な取組

① 70 歳現役社会づくりの推進

- ・ 行政、経済団体、労働者団体、高齢者関係団体、NPO・ボランティア団体等幅広い団体により組織する福岡県 70 歳現役社会推進協議会のもと、官民一体となって 70 歳現役社会づくりを推進します。また、企業等に対して、これまで70歳現役応援センターにおいて培われたノウハウを提供し、高齢者が活躍できる社会づくりを推進します。【11(2)】
- ・ 定年廃止や継続雇用の促進等、年齢に関わりなく働ける企業を拡大するとともに、再就職支援、派遣やシルバー人材センターといった高齢者のニーズに応じた多様な就労を支援します。
- ・ 高齢者の NPO・ボランティア団体の活動や地域活動、ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスへの参加等を支援します。
- ・ 高齢者が自らの経験を活かして子育てを応援するふくおか子育てマイスターの養成を進め、高齢者の活躍の場の拡大に取り組みます。

② 高齢者の生きがいづくりの推進

- ・ 高齢者の生きがいづくり、仲間づくりといった社会参加を推進するため、学校や地域でのスポーツ指導者への登用、総合型地域スポーツクラブ等地域スポーツクラブの運営への参画機会の創出、老人クラブが行う趣味やスポーツ活動、友愛訪問活動等への支援に取り組みます。
- ・ 高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭（ねんりんピック）に選手団を派遣する等、スポーツ活動を通じた高齢者の社会参加を推進します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
70 歳現役応援センターによる進路決定者数(再掲)	1,710 人/年	8,500 人 (5 年間累計)
総合型地域スポーツクラブにおける高齢者等の割合	24.00 %	35.78 %

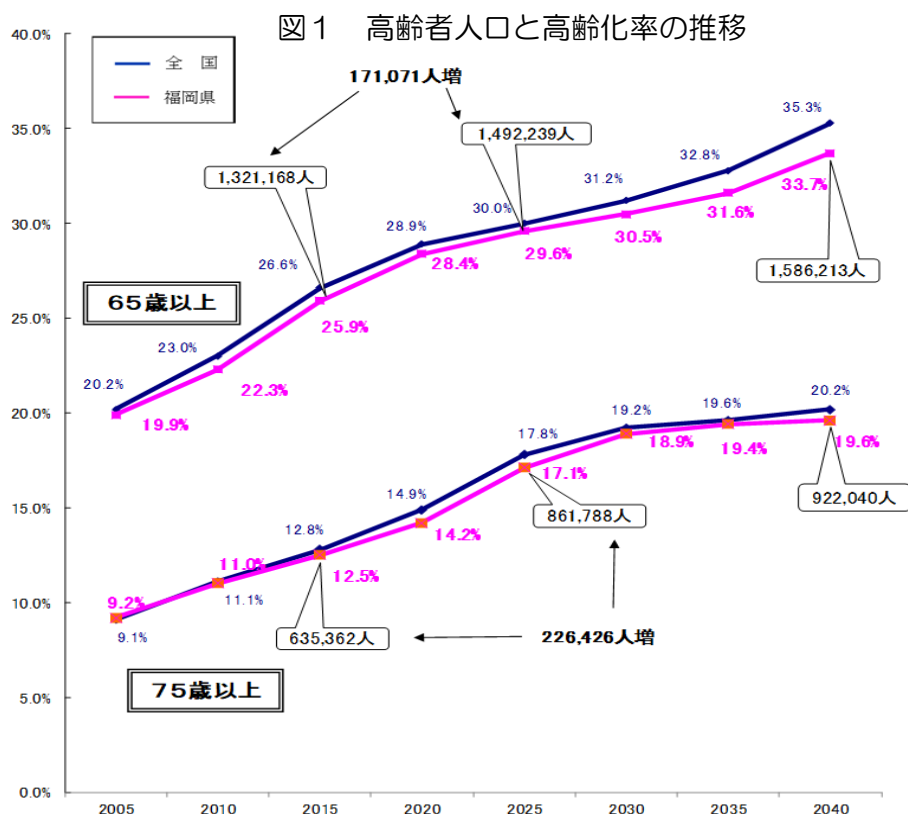
16 高齢者、障がいのある人への支援

(2) 地域包括ケアの推進



1 現状と課題

- ・ 高齢化の進展に伴い、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 (令和 7) 年には、我が国の人口に高齢者が占める割合は 3 割を超え、高齢者の 6 割は 75 歳以上になると予測されており、医療や介護を必要とする高齢者は今後さらに増加することが見込まれます (図1)。
- ・ 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。
- ・ 本県の認知症高齢者数は、2018 (平成 30) 年の約 20 万人から 2025 (令和 7) 年には、約 30 万人に増加することが見込まれます。このような中、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現が求められています。
- ・ 今後、ひとり暮らし、夫婦のみの高齢世帯、認知症高齢者の増加が見込まれており、高齢者が孤立せず、安心して生活できる地域づくりが必要となっています。
- ・ 多くの県民が介護について理解と認識を深め、介護を必要とする高齢者とその家族を支援する地域づくりが必要です。
- ・ 介護が必要な高齢者、認知症等により判断能力が十分でない高齢者が、その尊厳を尊重され、不当に権利を侵害されることのないよう、取り組む必要があります。
- ・ 高齢者が介護を必要とする状態にならないよう、予防に取り組むことも重要です。



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（中位推計）」、福岡県「日本の地域別将来推計人口（都道府県）」より作成

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 高齢者が医療や介護等が必要となっても住み慣れた地域で安心して、かつ尊厳をもって生活できる社会の実現を目指します。

(2) 具体的な取組

① 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の推進

- ・ 地域包括支援センターの人材の育成や財政的な支援を行います。
- ・ リハビリ専門職の派遣、先進的取組事例の紹介、研修の実施等により、地域ケア会議の効果的な開催を支援します。

② 医療・介護サービスの充実

- ・ 「福岡県地域在宅医療支援センター」を中心に、各地域における在宅医療と介護の連携を進めます。
- ・ 定期巡回や随時対応型訪問介護看護を進めるとともに、事業者の参入を促進することにより、中重度の要介護者が在宅での生活を継続できるよう取り組みます。

③ 認知症対策の推進

- ・ 認知症サポーターの養成等、認知症の普及啓発や本人による発信の支援に取り組むとともに、運動習慣の定着を図る等、認知症の予防につながる活動を推進します。
- ・ 認知症医療センターの配置、認知症対応力向上研修の実施等により、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援に取り組みます。
- ・ 認知症の人が地域で生活を続けていく上での障壁を減らすため、「認知症バリアフリー」を推進するとともに、若年性認知症の人を支援します。

④ 地域で支え合う体制づくりの推進

- ・ 「見守り活動チーム」づくり、「見守りネットふくおか」の拡大、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の養成等、地域で支え合う体制づくりを支援します。
- ・ 「介護の日」を中心に、イベント等を通じて、県民の介護に関する理解と認識を深めます。

⑤ 安心して生活できる住まいの確保

- ・ 高齢者が安心して生活できる住まいの確保や高齢者居宅生活支援サービスの利用を促進します。
- ・ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅をはじめとする高齢者の住まいの供給を促進するとともに、サービスの質の確保・向上を図ります。
- ・ 高齢者が在宅で自立した生活を送ることができるよう、住まい等に関する有益な情報の提供や相談体制の充実を図ります。
- ・ 県営住宅において、建替等によるバリアフリー化を進めるとともに、入居者募集時の倍率優遇措置を行い、住宅セーフティネットを確保します。

⑥ 高齢者の権利擁護

- ・ 介護事業所等に対する集団指導や実地指導、管理者・介護職員等に対する研修、身体拘束廃止の取組等を通じて、職員の高齢者虐待防止に係る意識の向上を図ります。
- ・ 高齢者の権利擁護を図るため、虐待防止に係る知識・ノウハウを有する市町村等の職員を育成します。

- ・ 成年後見制度の普及を促進し、市町村における市民後見人の養成を支援します。

⑦ 介護予防の促進

- ・ 「ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイト」において、ロコモティブシンドローム（運動器の障がいのために移動機能の低下をきたした状態）予防のための普及啓発に取り組みます。
- ・ 県内 4 ヶ所の「介護予防支援センター」を活用して、介護予防に係る人材育成や専門的な技術指導等を行い、市町村を支援します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
県内高齢者施設等における虐待発生率	0.2 % 以下 (R1 年度)	全国数値を 下回る
認知症サポーターの養成数	475,487 人 (累計)	664,000 人 (累計)
高齢者向け住まい数	55,979 戸 (累計)	59,000 戸 (累計)

16 高齢者、障がいのある人への支援

(3) 介護サービスの確保



1 現状と課題

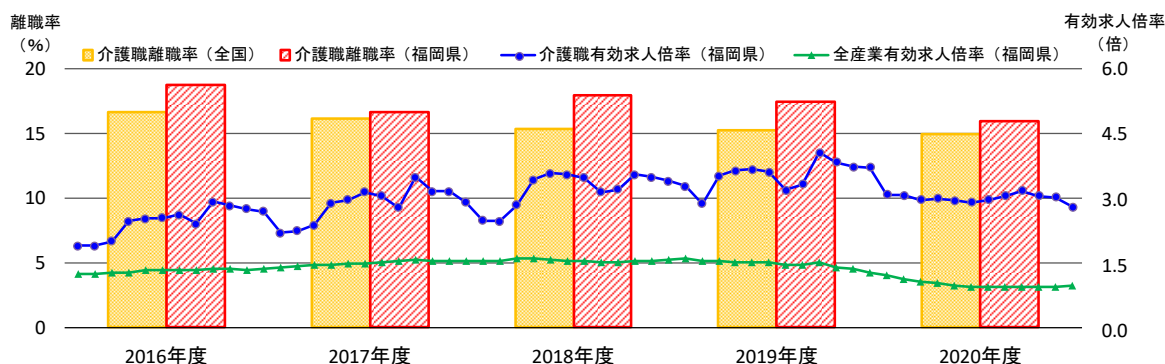
- ・ 社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、2000（平成12）年4月から介護保険制度が開始されました。
- ・ 高齢化の進展に伴い、要介護認定者数や介護サービス事業所数も増加しており、高齢者の暮らしを支える制度として定着しています（表1）。
- ・ 今後、介護保険制度の利用者が増加し、介護サービスのニーズが着実に増加していくことが見込まれる中で、必要な介護サービスの供給量の確保が求められています。
また、支給限度額に対するサービスの割合が極端に高い、あるいは特定の業者に偏っている場合は、適正なサービスの提供となっていない可能性があるため、より利用者の意向や状態にあったケアプランが作成されるよう、介護給付適正化の取組を進めていく必要があります。
- ・ 一方、本県の介護職員の離職率は全国平均を上回っています。また、介護職員の有効求人倍率も全産業の平均を上回っており、今後、介護サービス需要の増加・多様化が見込まれる中、介護人材を確保することが課題となっています（図1）。

表1 本県の要介護認定者数、介護サービス事業所数の推移

	2002年度	2005年度	2008年度	2011年度	2014年度	2017年度	2020年度
要介護(要支援)認定者(人)	161,204	194,701	196,786	220,774	246,172	264,982	275,430
指定居宅サービス事業所	2,787	4,158	3,970	4,605	5,653	4,791	4,816
施設サービス事業所	585	576	517	513	562	579	580
地域密着型サービス事業所	157	455	824	961	1,163	2,123	2,069

- ※ 要介護(要支援)認定者は、厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報)」による年度末時点の人数
- ※ 介護サービス事業所数は、年度末現在の事業所数
- ※ 指定居宅サービス事業所の通所介護事業所が、2016年度から利用定員が19人以下の小規模通所介護事業所は、地域密着型通所介護に移行したため数字の増減が大きくなっている。
- ※ 指定居宅サービス事業所数に、みなし指定のある、訪問看護事業所、訪問リハビリ事業所及び居宅療養管理指導は含まない。

図1 介護職員の離職率や有効求人倍率の推移



資料：公益財団法人介護労働安定センター「介護労働実態調査」、福岡労働局「事例・統計情報」

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 要介護認定及びケアマネジメントの適正化事業を着実に実施していきます。
- ・ 関係団体や事業者等と連携・協力しながら、介護人材の「参入促進」、「労働環境・処遇の改

善」、「資質の向上」のための事業を実施し、その確保・定着、資質の向上を図っていきます。

(2) 具体的な取組

① 供給量の確保及びサービスの質の向上

- ・在宅生活を支える地域密着型サービス、特別養護老人ホーム等の入所施設等、介護基盤の計画的な整備を進めるとともに、社会福祉法人や医療法人のほか、民間事業者の介護サービスへの幅広い参入を促し、サービス供給体制の確保を図ります。

② 介護給付の適正化

- ・要介護認定の適正化については、保険者と連携しながら、介護保険審査会の委員及び事務局職員、認定調査員、主治医に対する研修に取り組むとともに、認定審査アドバイザーの派遣や認定審査セミナーの開催等、介護認定審査会や保険者への助言・指導を行います。
- ・ケアマネジメントの適正化については、保険者のケアプランチェック担当職員を対象に、ケアプランチェックの手法や介護支援専門員に対する指導方法について、研修を行います。また、保険者のケアプランチェックの現場にアドバイザーを派遣し、助言を行うことにより、保険者のチェック能力の向上を図るとともに、その成果に関する報告会を開催し、全保険者のチェック能力の強化を図ります。

③ 介護人材の確保・定着、資質の向上

- ・多様な介護人材を確保するため、福祉人材センターや地区福祉人材バンク、ハローワークと連携した就職支援、介護職の機能分化によるチームケアの推進、介護福祉士修学資金等貸付事業の活用、介護福祉士資格取得を目指す留学生確保や外国人介護人材の学習支援に取り組めます。
- ・介護職員の職場定着を促進するため、経営者や管理者等のマネジメント能力の向上や雇用管理改善等の働きやすい職場づくりを支援するとともに、介護職員の処遇改善、介護ロボット・ICTの導入促進、ノーリフティングケアの普及促進に取り組めます。
- ・質の高い介護サービスを提供するため、小規模事業所における人材育成環境の整備や離職した介護福祉士の再就業促進に取り組めます。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
介護職員の増加数	3,586人/年 (R1年度)	9,500人 (5年間累計)
介護保険給付費の全国平均比	1.009	1.000

16 高齢者、障がいのある人への支援

(4) 障がいのある人の生活支援



1 現状と課題

- ・ 2013(平成25)年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の成立を踏まえ、本県では、2017(平成29)年に「福岡県障がい者差別解消条例」を制定し、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的として、各種施策に取り組んできました。2021(令和3)年には障害者差別解消法の改正により、これまで努力義務とされていた民間事業者による合理的配慮が、国や自治体と同じように義務化されることとなりました。障がいを理由とする差別の解消の推進や合理的配慮が幅広く社会に浸透するための取組をさらに進めることが必要です。
- ・ 障がいのある人への虐待は、障がいのある人の尊厳を傷つけるだけでなく、生命をも危険にさらす重大な問題です。このため「障害者虐待防止法」(2012(平成24)年施行)に基づき、虐待を受けた方への対応とともに虐待の未然防止への取組を進めています。
- ・ 障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活、社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスの提供、相談支援等を受けることができる体制づくりや外出・移動支援等社会参加の促進を図る施策の充実を進めていくことが重要です。
- ・ 障がいのある人が経済的に自立するためには、障害年金をはじめとする社会保障給付等による収入と併せて、就労が可能な方の一般雇用への移行を進めるとともに、障がい福祉サービスを提供する事業所を利用して働く障がいのある人の収入水準を引き上げていくことが重要です。本県では、障がいのある人がつくる製品や提供するサービスを「まごころ製品」と名付け、その販売促進を図ることにより、障がいのある人の収入向上に努めてきました。全国的にはまだ低水準であり、更なる販売拡大等、収入向上施策の推進が必要です。
- ・ 障害者差別解消法を踏まえ、また、「福岡県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障がいのある人等が、建築物や公共交通機関、道路、路外駐車場、公園施設等公共空間において円滑かつ安全に移動でき、地域で自立した生活を営み、積極的に社会参加できる環境づくりを進めています。(表1)

(表1) 障がいのある人が安心して生活できる社会をつくるために行政に力を入れてほしいこと

障がいのある人の就職支援	43.9%
不当な差別的取扱いの禁止	29.3%
快適に暮らせるまちづくり(住宅の整備、バリアフリーなど)	29.0%

資料:「福岡県ニーズ調査」(2021(令和3)年度)

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行等の社会的障壁を除去するため、合理的配慮が浸透した社会を目指します。
- ・ 障がいのある人への差別をなくし、障がいのある人もない人も共に生きる社会を目指します。
- ・ 障がいのある人が個性や能力を発揮して働き、その人らしく自立して生活でき、積極的に参加できる社会を目指します。
- ・ 障がいのある人が安心して、必要な障がい福祉サービスを受けられる社会を目指します。

(2) 具体的な取組

① 障がいを理由とする差別の解消の推進

- ・ 障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障がいのある人が求める必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底する等、障がいを理由とする差別の解消に向けて着実に取組を進めるとともに、民間事業者においても適切に対応できるよう必要な取組を行います。

② 障がいのある人の権利擁護

- ・ 障がい及び障がいのある人への理解を深めるための事業者や個人に対する研修の実施、普及啓発、相談に係る体制整備等、必要な対策を講じます。
- ・ 障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見・迅速な対応のため、国、県、市町村の連絡・連携を徹底し、障がい者施設への的確な指導・助言を行います。

③ 障がいのある人の地域生活支援

- ・ 発達障がいのある人とその家族が豊かな生活が送れるよう、県内4地域に設置した発達障がい者支援センターを中核として、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関との緊密な連携のもと、切れ目ない支援を行っていきます。
- ・ また、在宅の障がいのある人のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障がい児施設等の有する療育支援機能を活用し、身近な地域での療育体制の充実を図ります。
- ・ 重症心身障がい・医療的ケア児者が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、支援に携わる人材の育成、医療型短期入所事業所や在宅医療を提供する医療機関の確保、介護する家族の負担軽減を図るためのレスパイト事業の実施等、充実した支援体制の構築を図ります。
- ・ 障がい福祉サービスの適正な運営のため、障がい福祉サービス事業所等に対する指導の充実を図ります。
- ・ 障がいのある人が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図るとともに、適切な支援が提供されるよう、事業所の設置について適切な助言・指導を行います。
- ・ 精神障がいのある人の地域での生活の定着を図るため、本人の希望に沿った必要な支援の把握に努め、関係機関と連携を図りながら、地域での見守り体制の構築に取り組みます。

④ 障がいの特性に応じた就労支援

- ・ 障がいのある人の収入向上のため、障がいのある人向けの業務を受注する営業ノウハウを持つ民間企業と連携し、共同受注窓口を通じた受注拡大を図ります。また、商工団体や農業団体が参画する共同受注推進協議会との連携を進めます。【9(3)】
- ・ 低工賃の事業所に対する工賃向上事業所指導等の経営力強化に向けた支援のほか、まご

ころ製品の PR 強化や農福連携マルシェの開催、人材確保の支援といった農福連携の促進等に取り組めます。【9(3)】

- ・ 障害者優先調達推進法に基づき、県が率先して、障がい者就労施設等からのまごころ製品の調達を進めるとともに、市町村に対し、方針の策定及び積極的な調達を促します。

⑤ 福祉のまちづくりの推進

- ・ すべての人が、地域で安全に安心して生活し、社会参加できるよう、公共施設や建築物、公共交通機関や歩行空間のバリアフリー化を促進します。
- ・ 施設・設備の整備、職員への研修等ハード・ソフトの両面から、求められた合理的配慮を速やかに実現するとともに、社会参加の障壁をつくらないよう、障がいのある人からの改善の申出を待つことなく、環境整備のための改善措置を実施します。
- ・ 県民誰もが安全・安心・快適に暮らせるよう、障がいの社会モデルの考え方を共有し、心にある障壁の除去に向けた取組（心のバリアフリー）及び物理的障壁や情報にかかわる障壁の除去に向けた取組（ユニバーサルデザインのまちづくり）を進めていきます。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
障がいのある人の平均収入月額	全国 45 位	全国 10 位 以上

17 社会的、経済的に厳しい状況にある方への支援

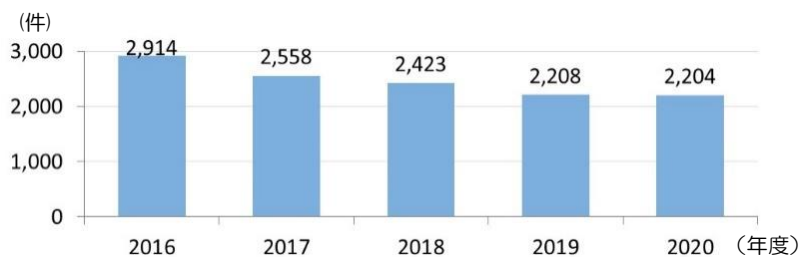
(1) DV防止対策及び被害者支援



1 現状と課題

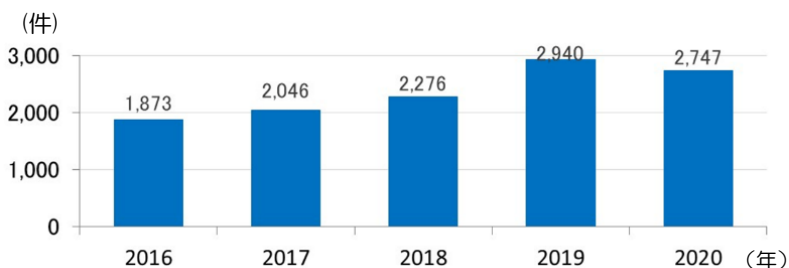
- ・ 2020(令和2)年度に本県の配偶者暴力相談支援センターで受けたDV相談件数は2,204件、県警察におけるDV事案の認知件数は2,747件と依然として高水準であり、DVは未だ深刻な社会問題となっています(図1、図2)。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活不安やストレス等から、DVの増加・深刻化が懸念されるため、被害の潜在化や深刻化を防ぎ、早期の相談につなぐための取組が必要です。
- ・ 交際相手からの暴力である「デートDV」について、若年層では、比較的認識が進んでいますが、男性の認識は依然として低いことから、加害者も被害者も生まないための正しい理解の促進が必要です。
- ・ 子どもの目の前で行われるDV(面前DV)は、子どもへの心理的虐待にあたり、子どもに対して著しい心理的外傷を与えます。また、DVと子どもへの虐待が同時に起きる痛ましい事件も発生しています。
- ・ 若年女性、男性、性的少数者、外国人、障がいのある人、高齢者等、DV被害者の状況も多様化しているため、それぞれの状況に配慮したきめ細かな支援が必要です。
- ・ 本県における2020(令和2)年の県警察に寄せられたストーカー事案に関する相談等件数は、1,625件と高水準で推移しています。

図1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



資料：福岡県

図2 DV事案の認知件数



資料：福岡県警察本部

※認知件数とは、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 配偶者や交際相手からの暴力の根絶に向け、DV に対する正しい理解の促進や相談体制の充実を進めるとともに、市町村や関係機関、民間団体と連携の上、被害者の安全確保と自立支援の取組を効果的に進めます。

(2) 具体的な取組

① 配偶者や交際相手からの暴力防止対策及び被害者支援

- ・ DV を防止するために、個人の尊厳や人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成を図り、被害の早期発見と重大な事件を防止する体制の構築に取り組みます。
- ・ 中学生や高校生、大学生等の若年層に対し、様々な機会を活用して、交際相手からの暴力の防止に関する啓発を行い、加害者と被害者を生まないための教育を推進します。
- ・ DV が子どもに及ぼす影響への理解を促進するとともに、DV 対応と児童虐待対応の連携強化を進めます。
- ・ 配偶者暴力相談支援センター、女性相談所、市町村、関係機関、民間団体との連携による相談、安全確保、自立支援に取り組みます。また、被害者のニーズや状況に応じて、きめ細かに支援します。
- ・ 被害者やその親族等の安全確保を最優先に、被害者に対する暴力が比較的軽微な場合であっても、危害が加えられる危険性・切迫性に応じ、各種法令を適用して的確に事件化を図り、加害者の検挙措置を講じます。

② ストーカー対策の推進

- ・ ストーカー行為者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく指導警告や禁止命令の発出等の行政措置を行うほか、各種法令を適用して的確な事件化を図り、行為者の検挙措置を講じます。
- ・ 関係機関や民間の支援団体と連携し、被害者やその親族等の安全対策を講じます。
- ・ 医療機関等と連携し、精神医学的・心理学的手法による行為者の更生に向けた取組を推進し、再犯・再被害の防止を図ります。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
DV 被害者支援に関する庁内連絡会議を設置した市町村数	49 団体 (累計)	60 団体 (累計)

17 社会的、経済的に厳しい状況にある方への支援

(2) 子どもの貧困対策の推進



1 現状と課題

- ・ 国民生活基礎調査によると、我が国の子どもの貧困率は、2015(平成27)年に13.9%だったものが2018(平成30)年には13.5%と減少し、改善傾向にあります(表1)。
- ・ 本県における生活保護を受給する17歳以下の子どもの数は、13,774人(2019(令和元)年度)となっており、就学援助の対象となる要保護及び準要保護児童生徒の数は91,490人(2017(平成29)年度)となっています。
- ・ 本県においては、17歳以下の生活保護率や小中学校の就学援助率は改善傾向にあるものの、全国平均と比べて高い水準が続いていることから、子どもの貧困状況は、全国より厳しいものとなっています(表2)。
- ・ 子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また貧困が世代を超えて連鎖することなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して、以下の方針で重点的に取り組む必要があります。
 - ① 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援
 - ② 支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭に配慮した対策
 - ③ 生まれた地域によって子どもの将来が異なることのないよう、市町村の取組支援
 - ④ 行政、学校、ボランティア、子ども食堂等、地域の関係者が一体となって行う支援

表1 子どもの貧困率

2006年	2009年	2012年	2015年	2018年
14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

表2 本県の17歳以下の生活保護率及び就学援助率(括弧内書きは全国平均)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
生活保護率	2.08% (1.34%)	1.99% (1.23%)	1.86% (1.16%)	1.80% (1.10%)	1.71% (1.04%)
就学援助率	23.5% (15.2%)	23.1% (15.0%)	22.6% (14.9%)	22.5% (14.7%)	22.2% (14.5%)

資料：厚生労働省「被保護者調査」及び県福祉労働部保護・援護課調べ、
文部科学省「就学援助実施状況等調査」(2019年度は速報値)

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に応じて、教育を受け、職業に就くことで、地域社会を支える一員として活躍できる社会を実現するため、「①教育の支援」「②生活の安定のための支援」、「③保護者に対する就労の支援」及び「④経済

的支援」の施策を総合的に推進します。

(2) 具体的な取組

① 教育の支援

- ・ 家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもたちが将来的な夢や希望を諦めることなく、安心して教育を受けることができるよう、教育費の負担軽減を図ります。
- ・ 生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援を行うとともに生活習慣の改善を図るほか、保護者も含めた相談支援を通じて大学進学に向けた後押しを行います。

② 生活の安定のための支援

- ・ 子ども支援オフィスにおいて、貧困の状況にある又は貧困の状況に陥るおそれのある子ども及び保護者に対するワンストップかつアウトリーチ型の相談支援を行い、関係機関と連携しながら包括的な支援を提供します。
- ・ 小学校入学以降の生活や学習の基盤づくりのため、就学前児童及びその保護者等の基本的な生活習慣習得のための取組を推進します。

③ 保護者に対する就労の支援

- ・ 保護者の就労機会確保に向けて、職業訓練の実施や年代別・対象別の就職支援センターによる求職者の個々の状況に応じたきめ細かな支援を行います。また、正規雇用促進企業支援センターにおいて、正社員就職の希望の実現に向けた受け皿づくりや不本意ながら非正規雇用で働いている方の正社員転換を支援します。
- ・ ひとり親家庭の親に対して、県内3か所に設置しているひとり親サポートセンターにおいて、就業に関する相談から、自立支援プログラムの策定、就業支援講習会の開催、ハローワークと連携した求人情報の提供まで一貫した就業支援を行うとともに、教育訓練講座を受講する費用の一部を助成すること等により、就職に結びつきやすい資格取得等の支援に取り組みます。

④ 経済的支援

- ・ ひとり親家庭や障がい児のいる家庭、生活に困窮している子育て世帯等の生活を下支えするため、各種手当の支給、資金の貸付け等の経済的支援を行います。
- ・ 子育て世帯、特にひとり親家庭の親子、父母のいない子どもに医療費の一部助成を行うことにより、子どもやひとり親家庭の健康保持及び福祉の増進を図ります。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
生活保護世帯に属する子ども(高等学校等卒業後)の大学等進学率	34.7 %	47.8 % (R7 年度)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	4.6 %	3.8 % (R7 年度)

17 社会的、経済的に厳しい状況にある方への支援

(3) ひとり親家庭の支援



1 現状と課題

- ・ひとり親家庭の親は、子育てや家事と生計の維持という役割をひとりで担うこととなるため、就業をはじめ、子どもの養育や教育、住居等の問題等日常生活全般にわたり、様々な困難を抱えています。
- ・収入が少なく経済的に困窮しているひとり親家庭及び寡婦に対して、収入の安定化を図るため、就業支援、養育費の確保、各種資金の貸付等の支援を行う必要があります。
- ・特に、母子家庭の母は、離婚時に就業していなかったり、パートや派遣社員等の非正規雇用の割合が高く、家計を支える安定した収入を得る仕事に就けていない現状があるため、個々の事情に応じた就業支援、自立支援をきめ細かに行う必要があります。

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と自立を促進するため、生活と子育ての支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援を柱とした総合的な自立支援策を推進します。

(2) 具体的な取組

① 生活と子育ての支援

- ・ひとり親家庭及び寡婦の一時的な日常生活の支障に対し、市町村が家庭生活支援員を派遣し、介護・保育等の支援を行う日常生活支援事業の実施を促進します。
- ・ひとり親家庭の児童に大学生等のボランティアを派遣し、学習を支援するとともに、子どものよき理解者として進学相談等に応じます。
- ・市町村におけるひとり親家庭の子どもの保育所への優先入所や放課後児童クラブの優先利用の取組を支援します。
- ・県営住宅におけるひとり親家庭の入居決定に際して優遇措置を実施します。
- ・ひとり親家庭及び寡婦からの様々な相談に対して、情報提供や助言を行う保健福祉（環境）事務所の母子・父子自立支援員に対し、研修等により資質の向上に取り組み、相談機能の充実を図ります。
- ・保護を必要とする母子家庭については、住居を確保するとともに、生活の自立と子どもの福祉を増進するため、母子生活支援施設への入所等適切な対応を行います。

② 就業支援

- ・県内3か所に設置している「ひとり親サポートセンター」において、就業に関する相談から自立支援プログラムの策定、就業支援講習会の開催、ハローワークと連携した求人情報の提供まで一貫した就業支援を行います。
- ・児童扶養手当受給者を対象に、自立支援計画書（自立支援プログラム）を作成し、一人一人に合った支援方法を選択することにより、プログラムの内容に沿って就職までアドバイスと支援を行います。
- ・自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に対し、住居費の貸付を無利子で

行います。

- ・ひとり親家庭の親に対して、教育訓練講座を受講する費用の一部を助成する自立支援教育訓練給付金や看護師・介護福祉士等の就職に有利な資格を取得する際の生活の負担を軽減するための高等職業訓練促進給付金を支給することにより、就職に結びつきやすい資格取得等の支援に取り組みます。
- ・子育て中の方が職業訓練を受講しやすいよう、施設内訓練中の託児サービスを行います。また、働く意欲があるにも関わらず、子育てによる時間的制約等によって職業訓練や就職支援の機会を得ることが少ない方の職業訓練の受講、就職支援を図るため、子育て中の方も受講しやすい職業訓練を民間の教育訓練機関を活用し実施します。

③ 養育費の確保

- ・養育費の重要性を広く認識してもらうため、市町村窓口における離婚手続き時の啓発用チラシの配布等を行います。
- ・ひとり親家庭を対象に、ひとり親サポートセンターにおいて、養育費に関する法律相談等を行います。
- ・ひとり親家庭を対象に、電話による弁護士相談「養育費・ひとり親110番」を実施します。また、ひとり親サポートセンターへの来所相談が困難な方に対して、都合のよい時間と場所で弁護士への相談が無料で1時間受けられるクーポンを発行します。

④ 経済的支援

- ・ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の向上のために、18歳に達する日以後の年度末までの児童を養育している方に、児童扶養手当を支給します。
- ・ひとり親家庭の親子、父母のいない子どもを対象に医療費の一部を助成します。
- ・生活の維持や子どもの修学等で経済的に困っているひとり親家庭及び寡婦向けに、各種資金の貸付を行います。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
ひとり親サポートセンター登録者の就職率	62.7 %	79.5 %

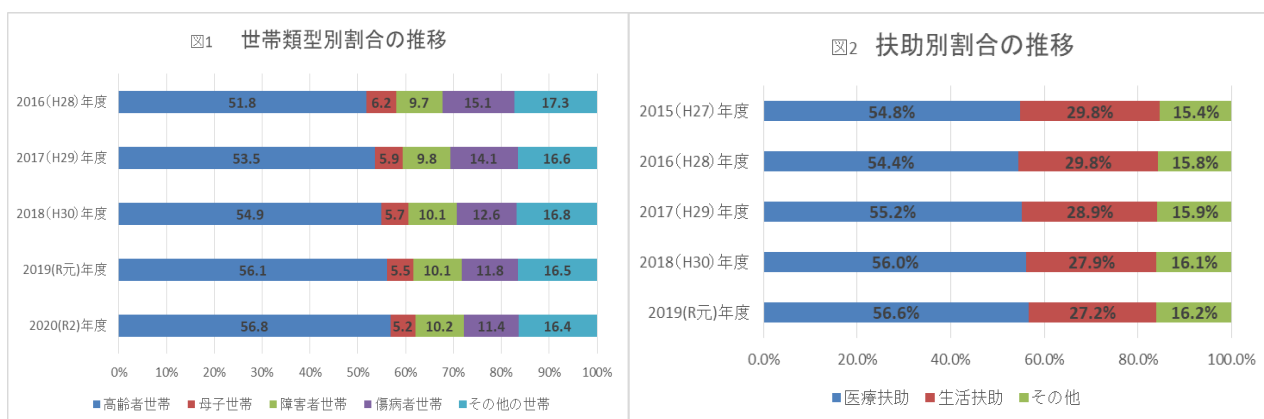
17 社会的、経済的に厳しい状況にある方への支援

(4) 生活困窮者等の支援



1 現状と課題

- ・ 近年、本県の生活保護世帯数は、減少傾向で推移（2020（令和2）年度 94,332 世帯）しています。高齢化の進展に伴い、高齢者世帯が全体の半数を占め、今後の増加も見込まれることから、障がい者世帯、傷病者世帯等と合わせ、最低限度の生活を保障していく必要があります。一方、生活保護世帯の自立を助長するため、世帯の状況に応じた支援、稼働能力のある世帯への就労支援の強化が課題となっています（図1）。
- ・ 本県の生活保護受給者の約9割が医療扶助を受給しており、2019（令和元）年度の生活保護費に占める医療扶助費の割合は56.6%と全国平均49.6%と比較しても高いため、必要な医療を確保したうえで、不適正な頻回受診、重複受診の是正等、医療扶助の適正化を図る必要があります（図2）。
- ・ 生活困窮者は、就労や健康、住まい、家庭の問題等の課題を複数抱えていることが多く、その課題は複雑かつ多様化しており、早い段階での包括的な支援が求められています。
- ・ 本県のホームレスの人数は、ピーク時の1,237人（2009（平成21）年1月）から268人（2021（令和3）年1月）と大幅に減少しています。今後とも、ホームレスからの脱却に向けた支援とともに、新たに又は再びホームレスとなることを防止する取組が必要です。
- ・ 中国残留邦人やその家族を含めた本県の国費帰国者は、2021（令和3）年4月現在で365名となっています。
- ・ 中国帰国者は、言葉、文化、生活習慣等の違いによる課題を抱えているほか、高齢化により年々自立が難しくなっており、自立への支援と生活の安定が課題となっています。



資料：福岡県「福岡県の生活保護」

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 生活保護世帯に最低限度の生活を保障するとともに、世帯状況に応じた自立を目指します。
- ・ 生活困窮者等の自立を促進するため、予防的な観点も含めた効果的な支援に取り組みます。
- ・ 中国帰国者及び戦傷病者等に対して、個々のニーズに応じた取組を推進し、地域で安心して生活を営むことができるよう支援します。

(2) 具体的な取組

① 生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進

(生活保護受給者の自立支援・適正実施の推進)

- ・生活保護世帯の就労による自立に向け、稼働能力のある受給者に対して、職業カウンセラーによる支援計画作成、職業訓練、就職支援及び就職後の職場定着支援を一体的に行います。また、社会生活や日常生活の自立に向け、様々な課題を抱える生活保護受給者に対し必要な支援を行います。
- ・不適正な頻回受診、重複受診については、適正受診指導等の取組により、医療扶助費の適正化を推進します。

(生活困窮者等の自立支援)

- ・様々な課題を抱える生活困窮者の総合相談窓口である自立相談支援事務所において、自ら相談を行うことが困難な方への積極的な支援や就労・家計等の様々な面からの包括的な支援を行うとともに、関係機関と連携し、支援を必要とする方の早期把握に取り組みます。
- ・ホームレスの自立支援に向けて、地域の実情に応じた市町村の施策が円滑に進むよう、行政やNPO法人等で構成する福岡県ホームレス自立支援推進協議会を活用して情報提供や啓発広報活動を行うとともに、直ちに一般就労へ移行することが困難な方に対する就労準備支援や住居のない方に一時的に宿泊場所等を提供する一時生活支援の実施拡大を図ります。

② 中国帰国者及び戦傷病者等の援護

(中国帰国者への支援)

- ・地域での生活を支援するため、支援・相談員や自立支援通訳を派遣し、日常生活に必要な援助を行います。
- ・生活状況等を把握するため、定期的な電話や訪問を実施します。
- ・中国帰国者の自立を図るために就労相談員を派遣し、関係機関と連携して就労相談を実施します。

(戦傷病者等への支援)

- ・先の大戦により亡くなられた方々への慰霊や戦傷病者・遺族の方々への援護を実施します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
頻回受診指導対象者に係る改善者割合	72.1 %	80.0 %

18 人権が尊重される心豊かな社会づくり

(1) 人権教育・人権啓発の推進



1 現状と課題

- ・ 人権尊重社会の確立に向け、あらゆる機会を通じて人権教育・人権啓発に関する施策を総合的に推進した結果、人権に対する認識は高まっていますが、依然として、同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等に対する偏見や差別が、学校、地域、家庭、職場等の社会生活の様々な場面において存在しています。
- ・ 同和問題（部落差別）に関しては、現在もなお差別落書きや差別につながる土地の調査等の差別が存在し、インターネットの普及をはじめとした情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じています。特に、インターネット上では、個人や団体を誹謗中傷する書き込み、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で同和地区の所在地情報を流布する等の問題が発生しています。
- ・ 女性、子ども、高齢者、障がいのある人等に対する暴力・虐待等深刻な人権侵害も依然として発生しています。また、性的少数者に対する偏見や差別等の人権問題が顕在化しており、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチ等も課題となっています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する不安や偏見により、医療従事者、社会機能の維持にあたる人、感染者、療養を終えて学校、職場、地域に戻られた人とその家族、ワクチンを接種していない人等に対する誹謗中傷、いじめ、差別的な対応といった人権侵害が起きています。
- ・ インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、インターネット上でプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現の書き込みを行う等の問題が発生しています。
- ・ 近年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」といった個別の人権課題についての法整備が進み、本県においては「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」や「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しています。

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 一人一人がかげがえのない存在として尊重される社会を目指します。
- ・ 同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者等に対する差別や偏見のない社会を目指します。

(2) 具体的な取組

① 人権尊重の意識や行動の定着

- ・ 人権尊重の意識や行動が定着するよう、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、あらゆる機会をとらえて人権教育・人権啓発を推進します。
- ・ 学校教育においては、自他の人権を守ろうとする実践力を持った子どもを育成するため、指導内容及び方法を開発する研究実践を行い、教育活動全体を通じた人権教育を推進しま

す。

- ・ 県民啓発の拠点施設である福岡県人権啓発情報センターにおいて、常設展示や同和問題啓発強調月間、人権週間行事における啓発事業の一層の充実を図り、人権問題に係る啓発を推進します。
- ・ 広く県民を対象に人権問題に関する学習機会を提供するとともに、人権尊重の精神の育成等を図るため、人権に関する学習を推進・支援します。
- ・ 就職の機会均等を図るため、国等と連携し、差別のない公正な採用選考を推進します。

【11(3)】

- ・ 教職員、医療関係者、福祉関係者、警察職員、公務員、マスメディア関係者等の特定職業従事者については、特に人権への配慮が必要とされており、職種や職務に応じた職員研修を実施するとともに、各職場や関係機関等において実施される研修が充実したものとなるよう、情報の提供や研修講師のあっせん等積極的に支援します。

② 人権施策の推進

- ・ 同和問題(部落差別)について、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう、啓発活動を充実強化するとともに、市町村、地域、企業等における啓発活動や研修に対する支援を行い、学校や地域、家庭において、部落差別に関する差別意識の解消に向けた教育を推進します。また、部落差別に関する相談体制の充実や必要に応じて部落差別の実態に係る調査を行うとともに、インターネット上で部落差別に関する情報を確認し、発見した際は、プロバイダ等に対し、削除要請を行います。
- ・ 女性の人権が尊重される社会づくりを進めるための啓発を推進するとともに、配偶者からの暴力防止や自立支援施策の充実、広報媒体等における人権尊重の確保等を行います。
- ・ 子どもの最善の利益が尊重されるよう、子どもが健やかに育つことができる環境づくりを進めるとともに、児童虐待の防止等の人権施策を推進します。
- ・ 高齢者が生きがいをもって社会参加できるよう啓発するとともに、高齢者虐待防止に係る知識・ノウハウを有する市町村職員の育成、成年後見制度に係る人材育成、普及促進等、高齢者の尊厳が尊重される社会づくりを推進します。
- ・ 障がい及び障がいのある人への理解を深める啓発に取り組むとともに、障がいのある人に対する虐待の防止及び相談体制の充実を図る等の人権施策を推進します。
- ・ 性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくし、性的少数者が、安心して生活し、活躍できるよう、性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を推進します。
- ・ 日本人と外国人が異なる文化や価値観等を理解し、ともに暮らす社会づくりのために、国際理解のための啓発を推進します。また、ヘイトスピーチは許されないという認識を広め、その解消を図るための人権教育・啓発を推進します。
- ・ HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病患者・元患者・その家族等への偏見や差別を解消するため、正しい知識を普及啓発するとともに、学校、地域、家庭が一体となった啓発活動を推進します。
- ・ ホームレス、犯罪被害者の人権問題や拉致問題等について、様々な機会を捉えた人権教育・啓発を推進します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害が起きないように、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及と確かな情報に基づき冷静な行動を呼びかける啓発を推進します。
- ・ インターネットによる人権侵害については、名誉やプライバシーに関して正しく理解し、法律を守ることはもちろん、一人一人がルールやマナーを守り、人権を侵害する情報をインターネッ

ト上に掲載することがないよう、法務局等の関係機関と連携し啓発を推進します。また、児童生徒が、インターネット上の様々な情報の中から、真偽を主体的に判断し、必要なものを的確に選別・活用できる能力や適切に行動するための基本となる考え方及び態度を培うための教育の充実と保護者への啓発を推進します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
県人権啓発情報センター来館者数	28,405 人 (H30~R2 年度)	36,500 人

19 外国人材に選ばれる地域づくり

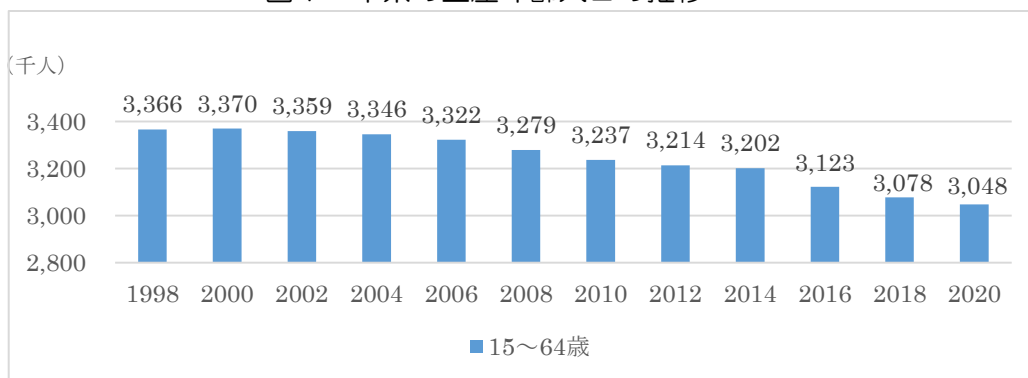
(1) 外国人材が活躍できる地域づくり



1 現状と課題

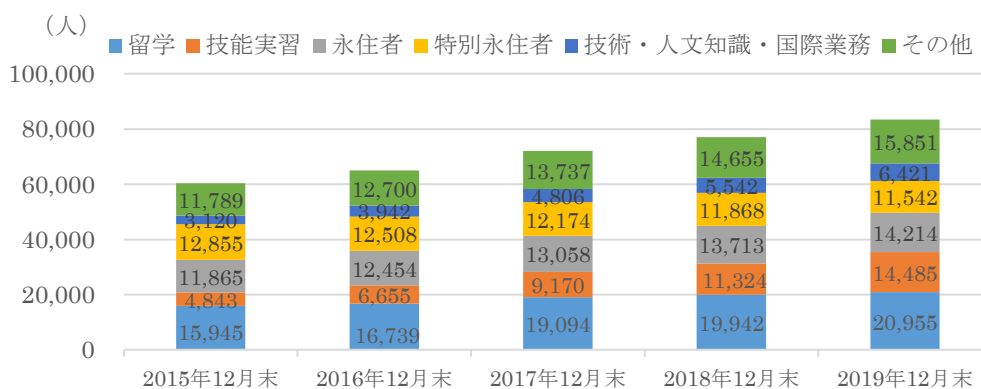
- ・ 本県は、少子高齢化の進展により、生産年齢人口が 2000（平成12）年をピークに減少しており、働き手や地域社会の担い手不足が深刻化していくことが見込まれています。（図1）
- ・ 一方で、県内に在住する外国人の人口は増加傾向にあり、特に技能実習生や留学生といった外国人材の増加が顕著となっています。（図2）
- ・ 今後、人口減少社会の中で地域の活力を維持していくためには、県内企業の働き手や地域社会の新たな担い手として外国人材に活躍してもらうことが不可欠です。
- ・ このため、外国人材が、安全・快適に暮らし、働きやすく、地域社会に参画しやすい環境を整備することにより、世界から外国人材を本県に呼び込む必要があります。

図1 本県の生産年齢人口の推移



資料：総務省「住民基本台帳」

図2 本県の在留資格別在留外国人人数



資料：法務省「在留外国人統計」

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 外国人材が地域で活躍できるよう、安全・快適に生活でき、働きやすく、地域社会に参画しやすい環境整備を行うことで、世界から外国人材を呼び込んでいきます。

(2) 具体的な取組

① 外国人が安全・快適に生活できる環境整備

- ・ 外国人材が、安全・快適に暮らしていけるよう、多言語での生活全般に関する情報提供、相談窓口の設置、医療に関する案内・通訳支援、防災対策の充実等の取組を進めます。
【29(1)】
- ・ 技能実習生等の外国人材が身近な場所で、日本語教育を受けられる環境を整備するとともに、日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援や日本語指導担当教員の指導力向上に取り組めます。また、福岡インターナショナルスクールへの支援を行います。

② 外国人材が働きやすい環境整備

- ・ 外国人材がその能力を十分発揮し、適正に就労できるよう、企業向けの相談支援や外国人材を雇用する企業に対する講習会の実施、県内監理団体に対する研修・啓発等に取り組むことで、外国人材の適正な労働環境の確保を行います。
- ・ 働き手不足が課題である看護・介護分野では、外国人看護職員・介護人材の受け入れに向けた日本語及び看護・介護分野学習に対する支援に取り組めます。
- ・ 海外からの優秀な留学生を呼び込み、日々の生活から県内企業への就職まで一貫した支援を実施することで、県内企業等で活躍する外国人材を増やします。

③ 外国人材の地域社会への参加促進

- ・ 外国人材が地域社会の新たな担い手となれるよう、地域における国際理解教室の実施、民間の国際交流団体への活動支援等を通じて地域住民の外国人に対する理解を深めます。
【15(1)】
- ・ 外国人材が主体的に地域社会の活動やイベントに参加できるよう、外国人材と日頃からコミュニケーションを図り、身近な相談役を担う等、地域における外国人材と地域社会をつなぐ人材の育成に取り組めます。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
留学生の県内企業就職者数	929 人 (R1 年度)	1,220 人

19 外国人材に選ばれる地域づくり

(2) 海外との地域間交流・国際貢献の推進



1 現状と課題

- ・ 本県は、米国・ハワイ州、中国・江蘇省、タイ・バンコク都、インド・デリー準州、ベトナム・ハノイ市との姉妹提携・友好提携や24か国39地域に設置された海外福岡県人会、本県で学んだ留学生が組織する元留学生会等を活用し、地域間交流を進めています。
- ・ また、アジアの諸地域との環境協力協定や九州唯一の国連機関である国連ハビタット福岡本部への支援を通じ、国際協力・貢献に取り組んでいます。
- ・ さらに県内には、アメリカ領事館をはじめ、韓国、中国、ベトナム、タイの総領事館のほか多くの名誉領事館が設置され、本県と海外とをつなぐかけ橋となっています。
- ・ 国際的に活躍する県民や企業を増やし、海外からの優秀な人材の誘致を進めるためには、これらのネットワークを活かし、アジアをはじめ世界の諸地域と経済、環境、青少年育成等多様な分野で交流・協力関係を構築し、国際社会における本県の知名度や存在感を一層高めていくことで、「世界から選ばれる福岡県」を目指す必要があります。
- ・ 併せて、県内企業等で積極的に国際協力・貢献等に取り組む人材を育成する必要があります。

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 5か国の友好提携地域とのつながり、海外福岡県人会や元留学生会等のネットワークを活かして、海外との地域間交流を推進します。
- ・ 環境問題を克服してきた長年の実績とノウハウを活かし、アジア諸地域の環境改善に貢献するとともに、国連ハビタット福岡本部への支援を通じて、国際協力・貢献の取組を進めます。
- ・ 海外との地域間交流、国際協力・貢献で培ったネットワークを活用し、国際的に活躍する人材の育成を進めます。

(2) 具体的な取組

① 地域間交流・連携の推進

- ・ 米国・ハワイ州、中国江蘇省、タイ・バンコク都、インド・デリー準州、ベトナム・ハノイ市との姉妹提携・友好提携に基づく交流を積み重ね、各地域との関係強化を図ります。
- ・ 「日韓海峡沿岸県市道交流知事会議」を通して、韓国南岸一市三道との交流・協力関係を発展させます。
- ・ そのほか、アジアの若者に向け、若者文化を切り口として本県の魅力を多言語で発信するとともに、世界各地に広がる海外福岡県人会や元留学生会等のネットワークを活用して、地域間交流を進めます。
- ・ また、現在取り組んでいるオーストラリアとの交流を進めるとともに、県内市町村と海外自治体との地域間交流を支援します。

② 国際協力・貢献の推進

- ・ 大気汚染や廃棄物等の環境問題が深刻化するアジア諸地域を対象に、長年の実績とノウ

ハウを活用した環境人材育成や環境技術交流等を進め、アジアの環境問題の解決に貢献します。

- ・ 地元自治体や経済界等と連携した国連ハビタット福岡本部への支援を通じて、アジア太平洋地域のまちづくりに貢献するとともに、国連ハビタット福岡本部と連携し、国際協力に対する県民・企業の理解を深めます。

③ 国際的に活躍する人材の育成【1(3)】

- ・ 友好提携地域や海外福岡県人会、元留学生会等との連携により、海外での学びや交流の機会を提供し、国際的な視野を持つ未来人材を育成します。
- ・ 国連ハビタットが有する国際協力活動に関する知見や開発途上国における国際協力のニーズを学ぶ機会を提供し、国際協力等に積極的に取り組む人材を育成します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
県及び県内市町村と海外自治体等との継続的な国際交流事業の件数	60 件	72 件
国際環境協力の案件数	14 件 (累計)	27 件 (累計)

20 安全で安心して暮らせる地域づくり

(1) 暴力団壊滅、飲酒運転撲滅及び性暴力根絶の対策の推進



1 現状と課題

- ・ 本県の暴力団勢力は減少しているものの、県内にはいまだ全国最多となる5つの指定暴力団が存在しているほか、暴力団によると見られる凶悪事件の多くが未解決であり、分裂した六代目山口組と神戸山口組の対立抗争が本県に波及するおそれもある等、本県の暴力団情勢は依然として厳しい状況にあります。
- ・ 本県の飲酒運転による交通事故の発生件数は、2011（平成23）年以降増減を繰り返しながら減少傾向で推移し、2020（令和2）年は111件となり、統計が残る1965（昭和40）年以降最少となりましたが、いまだ撲滅には至っていません（図1）。
- ・ 2020（令和2）年中、飲酒運転による交通事故を起こした者の約8割が高濃度のアルコールを体内に保有した状態である等、酒の影響があることを十分認識しながら運転する悪質なドライバーの存在が認められます。
- ・ 本県の性犯罪の認知件数は、2015（平成27）年以降、減少傾向で推移しておりますが、性犯罪の発生率（人口10万人当たりの認知件数）が、全国と比較すると高水準で推移しているとともに、性犯罪の認知件数が減少する中で、性犯罪の前兆となる子ども・女性を対象とする声かけ・つきまとい事案が多数発生する等、更なる対策が必要です（図2）。

図1 本県の飲酒運転による交通事故発生件数

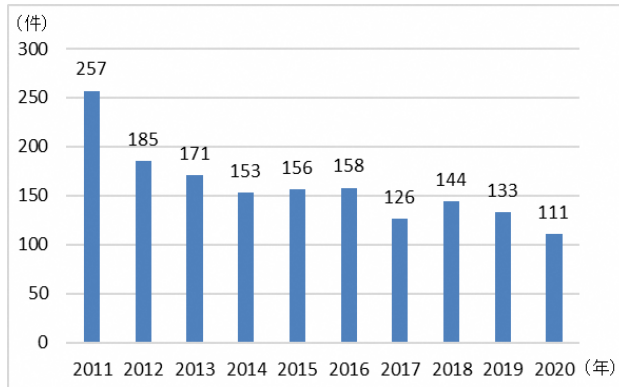
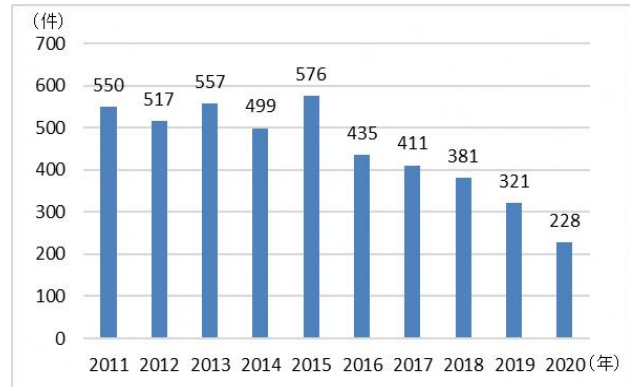


図2 本県の性犯罪認知件数



資料：福岡県警察本部「交通事故・犯罪統計資料」

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 地域社会と協働して暴力団の存在しない社会を実現し、「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」に基づき、飲酒運転撲滅に向けた取組を着実に推進するとともに、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」に基づき、性犯罪をはじめとする性暴力の根絶対策に取り組めます。

(2) 具体的な取組

① 暴力団壊滅に向けた対策の推進

- ・ 暴力団の存在しない社会を実現するため、あらゆる法令を駆使して暴力団犯罪を徹底検挙するとともに、社会全体が一体となった暴力団排除活動の推進、暴力団に加入させないた

めの暴力団排除教育、暴力団員の社会復帰対策、暴力団事務所の撤去等総合的な対策を強力に推進します。

- ・暴力団等による犯罪の被害者、暴力団排除活動関係者、暴力団との取引・交際その他の関係の遮断を図る企業の関係者等に対して危害が及ぶことがないよう保護警戒活動を徹底します。

② 飲酒運転撲滅対策の推進

- ・「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」という県民の飲酒運転撲滅意識の定着を図るため、県、市町村、警察、関係機関等と連携し、飲酒運転撲滅の日（毎月25日）や飲酒運転撲滅週間（8月25日から31日）を中心に交通安全教育、広報啓発活動等を展開します。
- ・飲酒運転を見掛けた際の110番通報義務、事業者の責務等についての周知を図るとともに、飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店の登録の拡大等、「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」に基づく取組を着実に推進します。
- ・飲酒運転の実態に即した実効ある取締りを実施し、飲酒運転を徹底検挙します。また、いわゆる飲酒運転周辺者三罪（「車両等提供罪」、「酒類提供罪」及び「同乗罪」）等の摘発に向けた捜査を徹底します。
- ・飲酒運転違反者が再び飲酒運転を行うことのないよう、保健福祉（環境）事務所等での適正飲酒指導や指定医療機関の受診を促し、飲酒に関する正しい知識の提供やアルコール依存症等の治療への誘導を図ります。

③ 性犯罪をはじめとする性暴力根絶対策の推進

- ・性暴力根絶条例に基づき、性暴力対策アドバイザーの派遣等による性暴力根絶及び被害者支援に関する教育・啓発、被害者支援の充実・強化並びに性暴力加害者の再犯防止対策に取り組みます。
- ・被害者が安心して相談でき、必要な支援を迅速に受けることができるよう、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」において、被害直後からの総合的な被害者支援に取り組みます。
- ・性犯罪の被害を防止するため、その前兆とされる声かけ・つきまとい等に対応するとともに、様々な情報発信ツールによる広報啓発、子どもや女性に対する自己防衛教育の推進により、自主防犯行動の促進を図ります。また、街頭防犯カメラや防犯性の高い住宅の普及を促進することで、性犯罪の起きにくい環境整備に取り組みます。
- ・迅速・的確な初動捜査、科学捜査や捜査支援システムの活用により、性犯罪の早期検挙を図ります。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
性犯罪認知件数	228件 (R2年)	190件 (R8年)
飲酒運転による交通事故発生件数	111件 (R2年)	60件 (R8年)

20 安全で安心して暮らせる地域づくり

(2) 犯罪や事故のない地域づくりの推進



1 現状と課題

- ・ 本県の刑法犯認知件数は、2002（平成14）年をピークに減少を続けているものの、県民の身近で発生するニセ電話詐欺やサイバー犯罪等については、社会の情勢の変化を背景に、手口が多様化・巧妙化する等、その対策が課題となっています（図1）。
- ・ また、刑法犯の検挙者の約半数が、再犯者となっている現状があります。
- ・ 交通事故発生件数は、2014（平成26）年から7年連続で減少し、2020（令和2）年は21,495件となっています。また、同年の交通事故死者数は91人となり、統計の残る1946（昭和21）年以降最少となりましたが、依然として、交通事故死者数における高齢者の割合は、半数以上を占めており、高い水準で推移しています（図2）。
- ・ 自転車関連の交通事故の発生件数は減少傾向にあるものの、自転車対歩行者の交通事故は近年横ばいで推移していることから、交通ルール・マナーの広報啓発活動や安全で快適な自転車通行空間の確保が求められています。

図1 本県の刑法犯認知件数

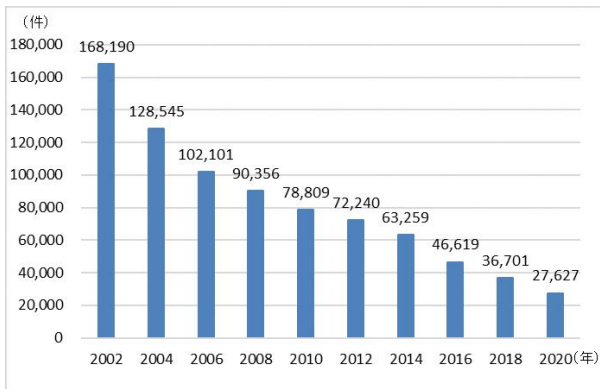
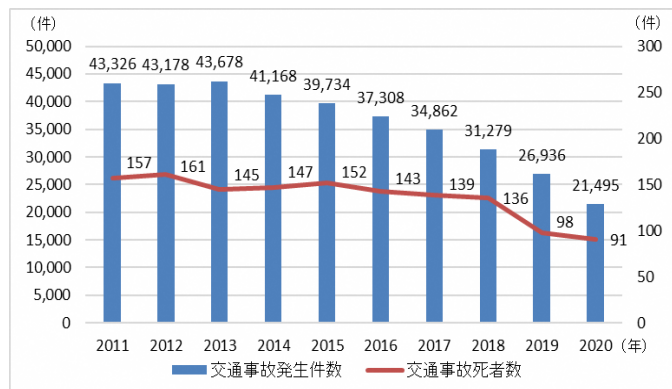


図2 本県の交通事故発生件数・死者数



資料：福岡県警察本部「交通事故・犯罪統計資料」

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 県民の身近で発生する犯罪の未然防止や再犯防止に取り組むとともに、県、市町村、警察、関係機関等の連携を強化し、「交通ルールの厳守」と「交通モラル・マナーの向上」を両輪とした交通安全県民運動を推進することにより、犯罪や事故のない「安全で安心な福岡県」を目指します。

(2) 具体的な取組

① 県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進

- ・ パトロールや地域安全情報の提供を通じ、県民の安全と安心の確保に取り組みます。また、犯罪の起きにくい地域づくりを推進するため、県民による「ながら防犯」をはじめとした自主防犯活動や防犯カメラ等の防犯環境整備を促進します。
- ・ ニセ電話詐欺を根絶するため、犯人グループの徹底検挙のほか、被害防止のための広報啓発や「ニセ電話気づかせ隊」をはじめとする県民運動の展開等による予防活動を促進します。

- ② サイバー空間の安全確保に向けた対策の推進
- ・ 産業界・学術機関と連携した人材育成・情報共有等を通じて、高度な情報通信技術を用いたサイバー事犯への対処能力の高度化を図り、検挙と予防の両面から対策を推進します。
 - ・ SNS等を活用した情報発信、事業者に対する個別訪問や情報セキュリティ講習会等を通じた広報啓発活動を推進し、社会全体のセキュリティ意識の高揚に取り組みます。
- ③ 重要凶悪事件の徹底検挙
- ・ 認知時の迅速・的確な捜査を推進するとともに、科学技術や各種分析システム等を駆使した捜査活動により、殺人、強盗等の重要凶悪事件の徹底検挙を図ります。
- ④ 薬物乱用防止対策の推進
- ・ 覚醒剤・大麻等の薬物乱用を根絶するため、薬物の水際阻止、薬物乱用者の検挙を徹底するとともに、関係機関と連携して広報啓発や再乱用防止対策を推進します。
- ⑤ テロ対策の推進
- ・ テロ等重大事案に関する情報の収集・分析と違法行為の取締りを強化して未然防止を図るとともに、国際海空港での水際対策、重要施設等への警戒警備、広報啓発等、官民一体となったテロ対策を推進し、テロの脅威から県民を守ります。
- ⑥ 再犯防止対策の推進
- ・ 犯罪や非行をした人が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となるため、就労や住居の確保、福祉サービスの利用促進等に取り組みます。
- ⑦ 犯罪被害者等支援対策の推進
- ・ 犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」の効果的運用及び各種公費支出制度の適切な運用等により、犯罪被害者等の精神的・経済的負担を軽減するとともに、「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」等において、被害直後からの総合的な被害者支援に取り組みます。
- ⑧ 交通安全対策の推進
- ・ 県、市町村、警察、関係機関等が連携し、四季の交通安全県民運動、交通安全県民大会、歩行者の安全を確保するための「横断歩道マナーアップ運動」等を展開します。
 - ・ 交通事故の被害者になりやすい子どもと高齢者の安全な通行を確保するため、交通事故の危険性の高い箇所や通学路等においては、関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な交通事故抑止対策を推進します。
 - ・ 交通事故実態を的確に分析し、悪質性・危険性・迷惑性の高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。
 - ・ 高齢者が関係する交通事故を防止するため、高齢運転者に対しては、安全に運転を継続するための交通安全教育及び広報啓発活動並びに運転に不安がある方等の運転免許証の自主返納を推進し、高齢歩行者に対しては、安全な交通行動を促す交通安全教育及び反射材の着用促進等の広報啓発活動を推進します。
 - ・ 良好な自転車交通秩序を実現するため、歩行者、自転車、自動車等が共に安全に通行できる道路環境の整備を推進するとともに、自転車利用者の交通違反に対する交通指導取締りを推進します。
 - ・ 自転車の安全で適正な利用を促進するため、自転車利用者に対する交通安全教育やルール・マナーの広報啓発活動を推進するとともに、「福岡県自転車の安全で適正な利用の促

進及び活用の推進に関する条例」により義務化された自転車損害賠償保険等の加入を徹底します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
刑法犯認知件数	27,627 件 (R2 年)	23,000 件 (R8 年)
二七電話詐欺被害額	3.9 億円 (R2 年)	3.5 億円 (R8 年)
交通事故死者数	91 人 (R2 年)	80 人 (R7 年)

20 安全で安心して暮らせる地域づくり

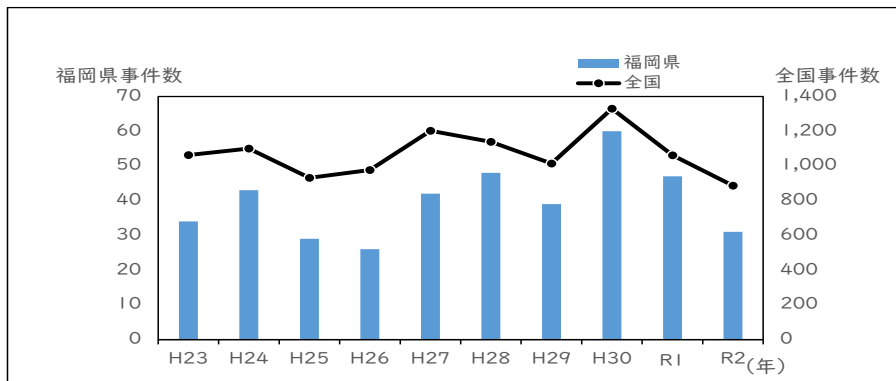
(3) 暮らし・食品の安全の推進



1 現状と課題

- ・ SNSを活用した新しい商品・サービス等、取引方法の多様化により、消費生活相談の内容が複雑化しており、消費者被害を防止するための取組の強化が求められています。
- ・ 消費者が貸金業法に反するヤミ金融等を利用する、また多重債務に陥ることがないように啓発等の取組を実施する必要があります。
- ・ 理・美容所、公衆浴場等の生活衛生関係施設は、県民の生活に不可欠なサービスを提供しており、継続的に衛生水準の維持・向上を図っていく必要があります。
- ・ 住宅を活用した宿泊サービスの提供（民泊）については、違法民泊や衛生上の問題への適切な対応、地域におけるトラブル防止に継続して取り組む必要があります。
- ・ 高圧ガス、火薬、採石を扱う事業所や現場は常に災害発生のリスクを抱えており、ひとたび事故が発生すると甚大な被害を伴うため、厳しい安全確保が求められます。
- ・ 世帯構造の変化を背景に、調理食品、外食・中食への需要増加により、食品の安全安心に対する消費者の信頼の確保が重要となっています。
- ・ 食のグローバル化の進展に伴い、国際標準と総合的な衛生管理が求められています。
- ・ 近年の食中毒は、食品流通の多様化、複雑化を背景に、広域・大規模化及び被害の重篤化が懸念されており、未然防止対策及び発生時の迅速な対応が求められています。
- ・ 健康の維持・増進に役立つとして流通している健康食品の中には、医薬品成分を含有した不正なもの（無承認無許可医薬品）があるため、健康被害の防止と消費者の信頼の確保が重要になっています。
- ・ 農産物の生産工程を点検し、問題箇所を改善するGAPの取組は、県産農林水産物の安全・安心を確保する観点から、今後も拡大が必要です。
- ・ 家畜伝染病の発生は畜産経営や地域へ多大な影響を及ぼすことから、飼養衛生管理基準の遵守、まん延防止体制の維持に加えて、高い衛生レベルによる飼養環境づくりが求められています。

図1 全国及び本県における過去10年間の食中毒発生事件数



資料：厚生労働省統計資料

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 消費生活の安全・安心が守られていることを目指すとともに、県民の清潔で安全・安心な暮らしの実現や高圧ガス事故撲滅等産業保安の確保を目指します。

- ・ 県民の健康保護に重要な要素となる食品の安全性を確保するため、生産から販売に至るまでの食品供給行程の各段階において、食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

(2) 具体的な取組

① 消費生活の安全・安心の確保

- ・ 県域全体の消費生活相談機能の充実を図るとともに、消費者教育・啓発の推進や悪質事業者に対する指導の強化により、消費者被害の未然防止・拡大防止に取り組みます。
- ・ 貸金業者への立入検査を実施することで、貸金業務の適正な運営確保と資金需要者の利益保護を図り、多重債務者の発生防止に取り組みます。
- ・ 県民を脅かす悪質商法、ヤミ金融等の悪質事業者の取締りを強化します。

② 生活衛生の安全・安心の確保

- ・ 生活衛生関係施設の衛生水準の確保及び向上を図るため、立入り検査等による監視・指導を徹底します。
- ・ 民泊については、衛生水準の確保と周辺地域の生活環境への悪影響の防止のため、関係機関と連携して違法な営業に対する是正・改善指導を行います。

③ 産業保安の確保

- ・ 高圧ガス、火薬、採石を扱う事業者への検査・監視・指導を強化することにより、産業保安の確保を図り、事故の撲滅を目指します。

④ 生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

- ・ 食品供給行程の各段階における監視・指導・検査を強化し、衛生レベルの向上を図るとともに、食品に起因する健康被害の未然防止、発生時の拡大防止を図ります。
- ・ 「食品表示法」に基づく原産地表示等食品表示の適正化に向け、食品関連事業者に対する指導・啓発を行います。
- ・ 食品の安全性の一層の向上を図るため、製造・加工段階におけるHACCPに沿った衛生管理の定着を促進します。
- ・ 農林水産物のGAP等の認証を取得する産地をさらに拡大するとともに、産地での取組を実施需者等へ発信し、その安全性をPRします。【9(4)】
- ・ 店舗、インターネットで流通している健康食品等の検査を行い、違反品を流通から排除するとともに、県民への注意喚起を行い、健康被害の未然防止を図ります。
- ・ 農場に対し、飼養衛生管理基準の遵守を指導し、家畜伝染病の発生を予防します。また、万一の発生時には、迅速な防疫措置を行い、まん延防止に取り組みます。【9(4)】

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
消費者安全確保地域協議会の人口カバー率	54 %	100 %
食品営業施設等への監視指導実施率	66.9 %	100 %
国際水準GAPの認証取得数(再掲)	37 件 (累計)	60 件 (累計)

21 地域の活力向上

(1) 県内各地域の振興



1 現状と課題

- ・人口減少・少子高齢化が進む中山間地域等では、集落機能や生活サービス機能が低下し、住み慣れた地域で暮らし続けることが困難になることが危惧されています。
- ・一方で、都市住民が農山漁村の持つ価値や魅力を再評価し、交流、移住を行う「田園回帰」とよばれる人の流れがあり、こうした動きを踏まえた取組が必要です。
- ・経済活動や県民生活を支える重要な社会基盤である地域公共交通は、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響等による利用者の減少、運転手不足の深刻化等により、厳しい環境に置かれています。
- ・都市部でも、中心市街地の衰退、都市のスポンジ化(※)により、生活の利便性や魅力の低下が懸念されています。
- ・適正な管理が行われていない空き家が周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。
〔 ※スポンジ化: 空き地・空き家等がランダムに発生する現象 〕

表1 圏域別人口の将来展望

ケースⅠ	2020年	2040年		2060年	
	人口数	人口数	増減率	人口数	増減率
北九州市圏域	944,407	843,137	0.89	736,684	0.78
遠賀・中間圏域	130,746	109,613	0.84	92,013	0.70
京築圏域	178,391	151,269	0.85	125,975	0.71
福岡市圏域	1,578,801	1,667,333	1.06	1,694,555	1.07
筑紫圏域	436,721	431,863	0.99	407,656	0.93
粕屋中南部圏域	197,686	199,617	1.01	195,912	0.99
宗像・糟屋北部圏域	243,945	236,350	0.97	222,311	0.91
糸島圏域	95,525	87,613	0.92	76,365	0.80
朝倉圏域	80,950	67,980	0.84	55,180	0.68
八女・筑後圏域	128,966	112,433	0.87	95,524	0.74
久留米圏域	448,269	403,057	0.90	347,765	0.78
有明圏域	211,676	166,269	0.79	128,712	0.61
直方・鞍手圏域	104,440	85,552	0.82	69,858	0.67
嘉飯圏域	175,166	148,582	0.85	125,464	0.72
田川圏域	119,728	96,159	0.80	79,178	0.66

資料：福岡県「福岡県人口ビジョン」のケース〇より作成

※増減率：2020（令和2）年の人口を100とした数値

図1 本県の乗り合いバス輸送人員推移



資料：国土交通省九州運輸局「九州運輸要覧」（令和2年度）より作成

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 県内各地域の特性を踏まえ、地域の基幹産業の振興、地域を支える人材の育成・確保、魅力ある地域づくりに取り組むとともに、地域公共交通の維持・確保や都市機能の強化等により、持続可能なまちづくりを推進します。

(2) 具体的な取組

① 地域の基幹産業の振興、雇用の創出

- ・ これからのデジタル社会における全ての産業の根幹となり、またエネルギー・環境制約を克服するための大規模データセンターや半導体等のデジタル産業をはじめとした企業等を、地域のポテンシャルを最大限に活かし、国内外から戦略的に誘致します。【2(1)、4(1)】
- ・ 県と市町村が連携して積極的な産業団地の整備を進めるため、県での団地整備を行うとともに、団地整備に取り組む市町村を支援します。また、企業が実施するテレワークを活用したサテライトオフィスの設置等に対応するため、空き校舎や校庭等の遊休公共不動産を活用した企業誘致の受け皿整備に取り組む市町村を支援します。【2(1)、4(1)】
- ・ 基幹的産業である農林水産業を振興するため、DXの推進による生産力の強化、県産農林水産物のブランド力や販売力の強化とともに、次代を牽引する人材を育成します。【4(1)】

② 中山間・過疎地域の活力の向上

- ・ 企業や都市住民等と、収穫体験や農泊等の交流を促進するとともに、荒廃農地の再生、森林づくりといった共同での地域活動の取組を強化します。
- ・ 鳥獣被害対策の徹底とあわせ、上質な「ふくおかジビエ」の供給を拡大します。

③ 地域を支える人材の育成及び確保

- ・ 現在、田川地域で実施している「田川飛翔塾」を参考とした次世代リーダー育成の取組を県内に広げていきます。【1(2)】
- ・ 県内7か所に高等技術専門校を有する本県の強みを活かし、次世代自動車の普及に対応した整備技術の習得等のデジタル、グリーン分野、介護等の人手不足分野の人材育成等、地域ニーズにマッチした職業訓練を新規学卒者や離転職者等向けに提供します。【1(4)、11(1)】
- ・ 宿泊事業者のサービス向上、生産性向上のための専門家による指導に加え、地域の「稼ぐ力」を高めるために必要となるマーケティングやデジタルプロモーションの専門講座を実施し、観光地域づくりを牽引する地域の観光人材を育成します。【1(4)】
- ・ 農林業を営みながら他の仕事にも携わる「半農半X」等の取組により移住定住を促進し、中山間地域を支える多様な人材を確保します。【4(1)】

④ 地域おこし協力隊制度の活用推進

- ・ 地域外から地域おこし協力隊員を受け入れるための市町村の環境整備に対する支援や市町村職員対象の研修等を行います。
- ・ 観光振興や6次産業化商品の開発等、地域の担い手として活動している地域おこし協力隊員を対象に起業・就業に関する研修会を実施し、同じ地域での定住を促進します。【4(1)】

⑤ 地域コミュニティの活性化の支援

- ・ 市町村職員や地域の担い手を対象に、地域の防災・防犯、高齢者の見守り等、様々な課題

解決に向けたノウハウや先進事例を紹介する研修会を開催し、人材を育成するほか、小さな拠点の形成や地域における取組に対する助成、専門人材の派遣等により、地域コミュニティの活性化を支援します。

⑥ 地域公共交通の維持・確保

- ・ 持続可能な地域公共交通を確保するため、路線バスや市町村によるコミュニティバスの維持、オンデマンド交通等の新たなモビリティサービスやコミュニティバスの広域化等の地域の実情に応じた地域公共交通の実現、地域鉄道の安全輸送の確保に加え、地域公共交通の利用促進に取り組みます。

⑦ 地域間及び地域内道路ネットワークの形成

- ・ 地域間の交流や地域内の活性化を支援するため、都市と地域を結ぶ道路網の充実や地域住民の生活の利便性・安全性を高める道路整備を推進します。

⑧ 持続可能な都市づくりの推進

- ・ 都市機能が集積する拠点（街なか）の形成と公共交通軸の設定等により、豊かで暮らしやすい都市づくりを推進します。
- ・ 既成市街地の再生、有効利用を図るとともに、立地適正化計画の策定、見直しを行う市町村に対する支援を行います。
- ・ 市町村や民間事業者等と連携し、空き家やマンション等の利活用、適正管理の促進を行うことで、地域の生活環境の維持や向上を図ります。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
人口の社会減の数値が改善した圏域数	—	10 圏域
地域おこし協力隊員数	119 人	137 人
乗合バス利用者数	269,132 千人 (R1 年度)	維持
地域鉄道利用者数	7,540 千人 (R1 年度)	維持
立地適正化計画を作成した市町村の数	11 市町村 (累計)	19 市町村 (累計)

2.2 共助社会づくり、生涯学習の推進

(1) NPO・ボランティア団体等多様な主体の協働の推進



1 現状と課題

- ・ NPO・ボランティア等との協働に対する理解が進み、本県においても多様な主体と協働した取組が広がっています。(表1、表2)
- ・ 近年、自然災害の頻発、さらにはコロナ禍によって、社会的課題がより複雑化・多様化していることから、企業やNPO・ボランティア団体等多様な主体による協働をさらに推進する必要があります。
- ・ 特に、NPOにあっては、困難を抱える方への対応等行政だけで支援が届きにくいところを担う役割がこれまで以上に高まっていることから、社会的・公益的活動の担い手として自立と発展に向けた活動基盤の強化が求められています。
- ・ 「社会の役に立ちたい」という理由から、ボランティア活動に参加する人の割合が増加しています(図1)。災害時には被災地における支援活動に多くのボランティアが参加しています。また、日頃から河川清掃・道路美化、子どもの学習支援等様々な分野でボランティアが活動しています。
- ・ SDGsの取組やESG経営の拡大等、企業の社会的責任の一環として社会貢献活動を行う企業が増えています(図2)。本県では、2021(令和3)年11月現在、28社の企業と包括提携協定に基づく取組を実施していますが、さらなる協働の取組を創出することが必要です。

表1 県とNPO・ボランティア団体との協働事業実施件数の推移

年度	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
件数	179件	187件	202件	207件	143件

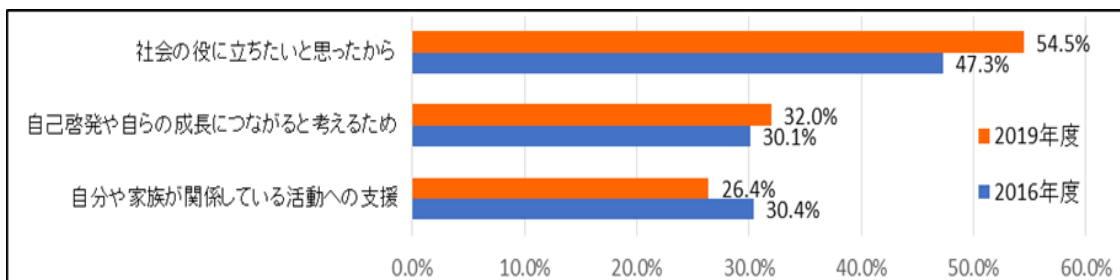
資料：福岡県「NPO・ボランティア団体と行政との協働事業実績調査」

表2 県と包括提携協定を締結した企業数の推移

年度	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
件数	10社	12社	23社	26社	27社

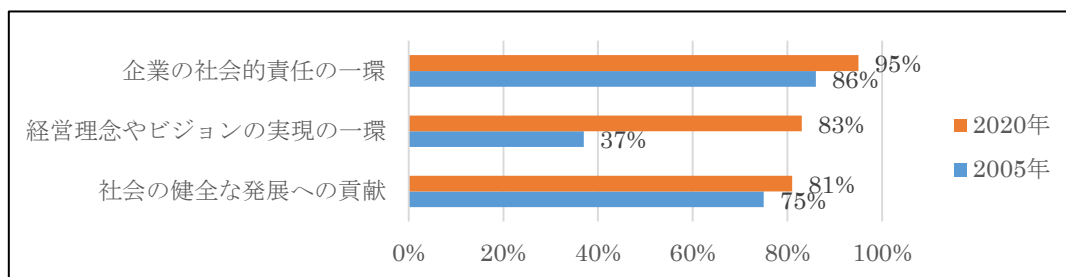
資料：福岡県

図1 ボランティア活動に参加した理由(複数回答、上位3項目)



資料：内閣府「市民の社会貢献に関する実態調査」

図2 企業の社会貢献活動の役割や意義について（複数回答、上位3項目）



資料：一般社団法人日本経済団体連合会「社会貢献活動に関するアンケート調査」（2020年）

2 施策の方向

（1）概要

- ・ 複雑化・多様化する社会的課題の解決に向け、NPO・ボランティア、企業、行政等多様な主体による協働を推進します。

（2）具体的な取組

① NPO・ボランティアとの協働の推進

- ・ 企業や自治体職員の協働に対する理解を促進し、意欲・関心を喚起するため、セミナーの開催や協働事例紹介等による啓発に取り組みます。
- ・ NPO・ボランティア団体と企業、行政との協働の取組を支援するとともに、他の模範となる優れた協働の取組の表彰や事例の紹介を行います。

② NPO・ボランティアの活動基盤強化

- ・ 資金調達、会計・税務、運営に関する相談に対応し、NPO・ボランティア団体の組織運営力や財政力の強化を図ります。
- ・ 休眠預金等の助成金情報の提供や相談対応により、NPOの資金確保を支援します。

③ ボランティア活動の推進

- ・ ボランティア活動に関心がある人の参加を促進するため、福岡県NPO・ボランティアセンターのサイトを活用し、ボランティア募集や活動内容等の情報を提供します。【22(2)】
- ・ 災害対応、復興支援に取り組む NPO や関係団体と平時から連携を強化し、発災時には速やかに災害ボランティア活動の情報発信を行うとともに、支援団体間の情報共有の場を設ける等、災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援します。
- ・ 県内の公営物の管理者と連携し、道路、河川、海岸の清掃や環境保全、その他愛護活動を行うボランティア団体の活動を支援します。

④ 企業との協働の推進

- ・ 企業の社会貢献活動を促進するとともに、企業との包括提携協定を拡大します。
- ・ 協定を締結した企業への県政情報の提供を積極的に進め、協定に基づく取組の充実を図るとともに、新たな取組を創出します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
NPO・ボランティアと県との協働事業件数	143 件	168 件

2.2 共助社会づくり、生涯学習の推進

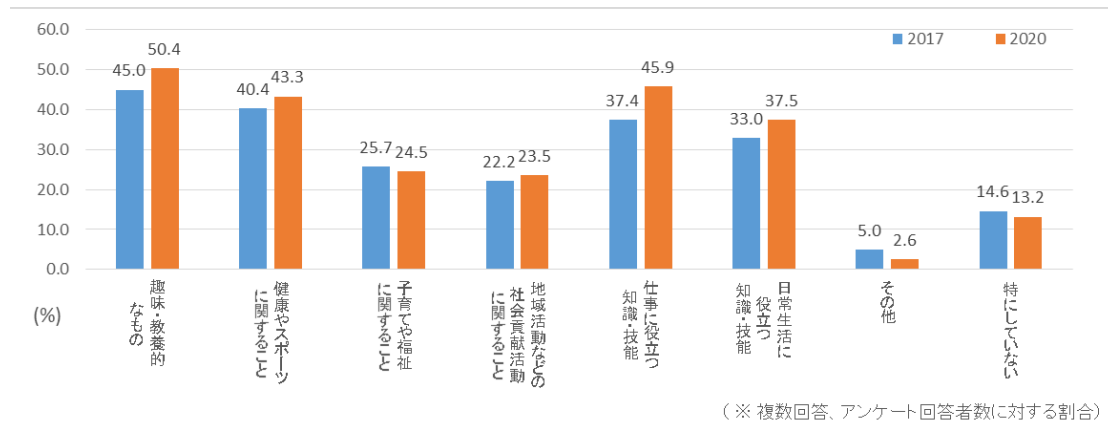
(2) 生涯学習の推進



1 現状と課題

- ・ 県民が実際に行った学習内容の分野別推移をみると、「仕事に役立つ知識・技能」をはじめ、「趣味・教養的なもの」や「日常生活に役立つもの」等各分野で学習した人の割合が増加しており、県民それぞれが、ライフスタイルに応じて学習に取り組んでいる傾向にあります。(図1) 人生100年時代と言われる中、誰もがいつでも学び直しができ、キャリアアップをしながら、様々な場での活躍を選択できる環境を整えることが必要です。
- ・ PTA、子ども会、婦人会等社会教育団体による活動や公民館、図書館等社会教育施設における学習機会及び情報の提供は、生涯学習・社会教育を推進する上でも重要な役割を果たしています。
- ・ 地域の多様な人たちが相互に理解し合い共生できる社会的包摂の実現や多様な人々の社会参加と活躍に資する学習機会の提供が求められています。
- ・ 地域社会のつながりや支え合いの希薄化等により地域の教育力が低下し、学校が抱える課題が複雑化、多様化する中で、さらに学校、家庭、地域が連携して子どもの育成に取り組む必要があります。
- ・ 感染症対策やICT化の進展により、オンライン学習等新しい生活様式に対応した学習環境を整えることが必要です。

図1 直近一年間に行った学習内容



資料：福岡県「2017年、2020年県政モニターアンケート」

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 誰もが何歳になっても、「学び直しと新しいチャレンジ」ができ、生涯学習を通じて、多様な人々の社会参加や社会貢献を促進し、県民一人一人が生きがいを感じることでできる社会を目指します。
- ・ 県民の主体的な参画による持続可能な人づくり、つながりづくり、地域づくりを推進します。

(2) 具体的な取組

① 個人学習の推進

- ・ リカレント教育をはじめ、多様な生涯学習情報を一元的に提供するサイト「ふくおか生涯学

習ひろば」の充実を図り、誰もが身近に生涯学習に取り組める環境づくりを推進します。

- ・ 県民が学んだ成果を地域や社会での活動、NPO・ボランティア活動において発揮できるよう、ボランティア募集や活動内容等の情報を提供します。【22(1)】
- ・ アクロス福岡や九州芸文館等の文化施設の充実・活用を図ります。【14(1)】
- ・ 県民が自らの可能性に挑戦し、高めた技術や学んだ成果を発揮できるよう、誰もが身近に参加できるスポーツや文化イベントを実施します。【13(1)、14(1)】

② 社会人の学び直しの推進

- ・ 県が設立している三公立大学法人が有する知的資源を生かした公開講座やリカレント教育を充実します。
- ・ 再就職を目指す離転職者の職業能力の向上につなげるため、高等技術専門校等において多様な職業訓練を実施します。【1(4)、11(1)、21(1)】
- ・ 産学官金で構成されるコンソーシアムにより、九州大学等と連携しながら福岡県の産業の特性、ニーズに合わせたDX人財育成のプログラム構築を行います。【1(4)、5(2)、8(1)】
- ・ 農業大学校を拠点としたリカレント教育の導入により、農業用ドローンやAI・IoTといった先進技術に対応できる人材を育成します。【1(4)、5(2)、9(3)】
- ・ 女性農林漁業者へのリカレント教育や起業活動支援により、女性経営者を育成します。【9(3)、15(1)】

③ 社会教育の推進

- ・ ICTを活用しながら、社会教育に関する多様な学習機会や情報の提供、相談体制の充実を図るとともに、学習成果の活用を促進します。
- ・ PTA、子ども会、婦人会等の関係機関・団体との連携・協力体制を強化します。
- ・ 社会教育活動の活性化に向けた人的ネットワークの構築を図るとともに、その中核となる社会教育主事等の社会教育関係職員の一層の資質向上を図ります。
- ・ 県立社会教育施設の機能の充実を図り、県民の学習ニーズに即した学習プログラムの開発に取り組みます。
- ・ 地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるために、コミュニティ・スクール(学校運営協議会)と地域学校協働活動を一体的に推進し、学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備を図ります。【1(1)、24(1)(2)】

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
「ふくおか生涯学習ひろば」へのアクセス件数	—	60,000件
県立美術館入館者数(再掲)	158,426人 (H30~R2平均)	160,000人
県立図書館の図書貸出冊数	404,516冊 (H30~R2平均)	460,000冊
県立社会教育施設の利用団体数	1,504団体 (H30~R2年度)	1,900団体

2.3 快適な環境の維持、保全

(1) 循環型社会の推進



1 現状と課題

- ・ 本県の一般廃棄物（ごみ）の県民1人1日当たりの排出量は依然として全国平均を上回っており、更なる減量に取り組む必要があります（図1）。
- ・ 産業廃棄物の排出量は、近年横ばいで推移しており、更なる排出の抑制や再生利用可能な資源の循環利用を進めていく必要があります（図2）。
- ・ 近年、海洋プラスチックによる生態系や海洋環境への影響が懸念されています。2021（令和3）年6月に成立した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の規定も踏まえ、資源循環の促進や適正処理を一層推進していく必要があります。
- ・ 不法投棄を始めとする産業廃棄物の不適正処理が依然として発生しており、今後も適正処理に向けた施策を推進することが必要です。

図1 一般廃棄物（ごみ）の排出量

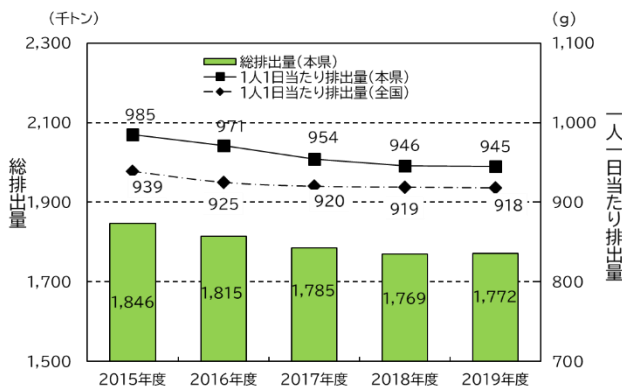
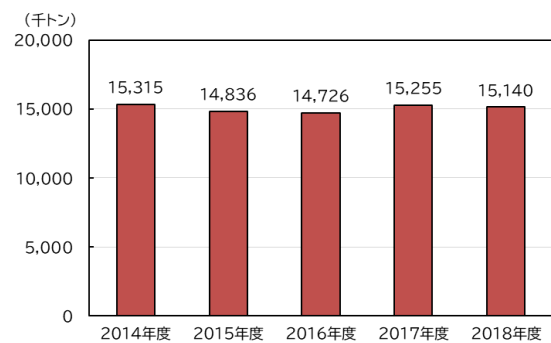


図2 産業廃棄物の排出量



2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 県民や事業者等による「3R」（リデュース、リユース、リサイクル）等の活動により、製品のライフサイクル全体での効果的・効率的な資源循環が進み、限られた資源が有効に利用される社会を目指します。
- ・ 廃棄物の不法投棄がなく、適正に処理され、県民が快適に暮らせる社会を目指します。

(2) 具体的な取組

① 資源循環利用の推進

- ・ 県民・事業者による「3R」活動の推進、建設資材・生活関連リサイクル製品の利用促進により、「3R」に配慮したライフスタイルへの転換を図ります。
- ・ 産業廃棄物について、排出事業者及び産業廃棄物処理業者への指導や働きかけを強化し、排出抑制及び資源循環利用を促進します。
- ・ 福岡県リサイクル製品認定制度及び福岡県県産リサイクル製品（愛称：ふくくる）認定制度の運用等により、リサイクル製品の利用促進を図ります。
- ・ 製造・販売・消費の各段階で発生する食品ロス（食べられるのに捨てられてしまう食品）を削減するため、「福岡県食品ロス削減推進計画」に基づき、事業者・県民の意識啓発、フード

バンク活動の普及促進、福岡県食品ロス削減県民運動協力店（愛称：食べもの余らせん隊）の登録促進に取り組みます。

- ・ 2020（令和2）年7月に策定した「ふくおかプラスチック資源循環憲章」に定めた「ワンウェイプラスチックの使用削減」、「効果的・効率的で持続可能なリサイクルの推進」、「バイオプラスチック等の代替品の適切な利用促進」等を中心に、「ふくおかプラごみ削減協力店登録制度」、「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」を活用し、プラスチック資源循環の促進に取り組みます。
- ・ 木質バイオマスのマテリアル利用やエネルギーとしての活用、下水汚泥の固形燃料化や緑農地利用、建設資材化、消化ガスの発電利用等、各種バイオマスの利用を促進します。

【9(2)】

- ・ 福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおいて、廃棄物の特性に応じて、リサイクル技術や分別回収等の社会システムの研究開発及び実用化を産学官民の連携により推進します。

② 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

- ・ 一般廃棄物の適切かつ効率的な処理体制の構築のため、市町村等への助言・指導を行います。また、施設の維持管理が適正に行われるよう、適宜、立入検査を行うほか、定期的な報告を求め、実態把握を行い、必要に応じ改善指導を行います。
- ・ 福岡県海岸漂着物対策地域計画に基づき、海洋環境の保全についての普及啓発や漂着したプラスチックの回収等に取り組みます。また、海岸漂着物の回収に係る課題や対策について協議を行う等、市町と連携し、海洋環境の保全に取り組みます。
- ・ 産業廃棄物の不適正処理の未然防止及び早期発見・早期対応のため、安定型最終処分場に対する掘削調査、本庁及び保健福祉環境事務所合同の立入検査、休日・夜間パトロール等の実施により監視指導の強化に取り組むとともに、ICTの活用による効率的かつ効果的な監視指導を進めます。また、悪質な違反行為については、取締りを強化します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
一般廃棄物最終処分量	182 千トン	171 千トン (R7 年度)
産業廃棄物最終処分量	520 千トン	526 千トン (R7 年度)
リサイクル技術の実用化件数	37 件 (累計)	49 件 (累計)

2.3 快適な環境の維持、保全

(2) 自然との共生と快適な生活環境の形成



1 現状と課題

- ・ 生物多様性は、私たちの暮らしに不可欠な水や食料をはじめ、心の潤いや精神的な充足、多様な文化等、様々な恵みをもたらすものであるとともに、自然災害の防止や軽減にも寄与しています。調和のとれた自然環境の保全や生物の棲み分けの維持は、人と動物の健康や人間と自然の共生の確保、地球温暖化による気候変動の影響への適応にもつながり、ワンヘルスの推進や持続可能な社会を実現する上で極めて重要です。
- ・ 道路や河川、海岸施設等の社会資本の整備にあたっては、社会面・経済面のみならず環境面も考慮した質の高い公共工事が求められており、生物多様性の保全等への配慮の視点が必要となっています。
- ・ 農山漁村には、そこに人が住み、農林漁業を営むことで、洪水や土砂崩れ等の自然災害を防ぐとともに、美しい風景と生き物のすみかを形成するといった県民全体に及ぶ多面的機能を有しています。人口減少や高齢化が進展する中でも、将来にわたり、これらの機能を維持していくことが必要です。
- ・ 水産資源の持続的な利用には、魚礁の設置や底質環境の改善等の漁場づくりと資源管理の推進、種苗放流による資源づくりが必要です。この取組は、生物多様性保全の観点からも重要です。
- ・ 健康で快適な生活環境を確保するためには、良好な大気環境の確保、流域の特性に応じた水環境の保全、化学物質による環境リスクの低減等に向けた取組が必要です。
- ・ 水資源の安定的確保は、日常生活や産業活動の基盤として、不可欠です。上水道は、人口減少による料金収入の減少や水道施設の老朽化等の問題に直面しており、水道基盤の強化が必要です。
- ・ 公園は、子どもから高齢者まで幅広い年齢層のレクリエーション活動、健康増進活動、文化活動等、多様な活動の拠点であり、その整備・充実が必要です。
- ・ 良好な景観は、美しく、誇りと愛着を持てる県土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることから、現在及び将来にわたる県民共有の資産として、良好な景観の保全形成をはじめとする美しいまちづくりに継続的に取り組むことが必要です。
- ・ 動物は心に潤いを与える存在であるといわれていますが、いまだ多くの犬猫が保健福祉（環境）事務所や動物愛護センター等において引き取られており、動物の愛護や適正（終生）飼養に関する意識の向上が課題となっています。また、致死処分数の更なる削減のために返還・譲渡を促進する必要があります。

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 豊かな自然の保全と社会経済活動が両立し、人と自然が調和・共存することにより成立した里地里山や里海等の地域、文化が保全される等、生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会を目指します。
- ・ きれいな空気・清らかな水・安全な土壌・静かな居住環境等が守られた、県民が健康で心地よく暮らせる社会を目指します。

- ・個性豊かで、美しいまち並みと景観の保全形成に取り組み、誇りを持って次の世代に継承することができる社会を目指します。

(2) 具体的な取組

① 生物多様性の保全と持続可能な利用

- ・ワンヘルスの推進のための様々な取組と相互に連携しながら、「福岡県生物多様性戦略」に基づき、地域住民やNPO、事業者、行政等、多様な主体による生物多様性保全の取組を推進します。
- ・「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」に基づき指定された種について、必要に応じ保護回復事業を実施します。
- ・ワンヘルスの観点から、多くの絶滅危惧種が生息する等、生物多様性保全上特に重要な里地里山の生態系の保全・再生を推進します。
- ・自然公園等の保護及び適正な利用を図るとともに、自然とのふれあい活動を促進するため、施設等の整備を行います。
- ・環境に著しい影響を及ぼすおそれがある大規模な開発事業について、環境への配慮が行われるよう、環境影響評価制度等を適切に運用します。
- ・社会資本整備や土地利用等について、生態系ネットワークの保全・再生・活用、健全な水循環の確保等、グリーンインフラを活用した自然共生地域づくりを推進します。公共工事の実施に当たっては、「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」に基づき、生物多様性に配慮した公共工事を推進します。
- ・地域の共同活動等の支援を強化し、農地の保全や水路の維持等を推進します。
- ・適切な森林整備により、健全な森林づくりを進めていくとともに、県産木材の積極的利用を推進します。【6(1)、9(1)(2)】
- ・農林業における農薬や肥料の適切な使用、バイオマスの活用等の更なる普及に取り組みます。【9(2)(4)】
- ・魚礁の設置や藻場・干潟の保全、底質環境の改善等により、海や河川の特性に応じた漁場づくりを推進します。また、適切な資源管理と種苗放流による、水産資源の持続的な利用や漁場環境に配慮した養殖管理の徹底を図ります。【9(1)】

② 快適な生活環境の形成

- ・大気汚染、水質汚濁については、環境基準等の目標達成と維持を図ります。また、土壌汚染については、汚染の除去等適切な管理の実施を指導し、県民の健康被害を防止します。また、保健環境研究所において、定期的なモニタリング(環境測定)を行うとともに、生活環境の保全に関する課題の解決に向けた研究を推進します。
- ・衛生的で快適な生活環境の形成や公共用水域の水質保全のために、地域の特性に応じて下水道や浄化槽等の汚水処理施設の整備を促進するとともに、持続可能な事業運営のため、汚水処理施設の広域化・共同化の取組を推進します。
- ・化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)を適切に運用し、化学物質に関する情報の提供、排出量等の把握、公表を行います。
- ・騒音・振動や悪臭については、対策の実施主体となる市町村の施策に資するよう、技術的な助言を行うほか、環境基準の達成率が低い路線の道路管理者に対し騒音対策の強化を要請する等、広域的な対策に取り組みます。
- ・将来にわたり安全で安心な水を安定的に供給するため、既存施設の維持・補修や節水意

識の啓発、雨水・再生水の利用促進に取り組むとともに、「水道広域化推進プラン」を策定し、水道の広域化の取組を推進します。

- ・都市公園や河川等の整備・利活用を推進し、地域住民の多様な余暇活動や健康増進を支える場を充実させる等、快適な生活環境の創出を図ります。
- ・都市内の限られた土地資源を有効に配分し、環境と調和しながら、活力のある社会経済活動の場として機能し、県民が快適で安心して暮らしていくことができる都市計画を進めます。

③ 美しいまちづくりの推進

- ・県民が安らげる空間を形成するため、周辺の都市の状況、歴史、文化とその自然を一体として捉え、広域景観計画を通じて、広域的な観点から美しい景観の保全形成を推進するとともに、まちづくり専門家の派遣や補助制度の周知等により、市町村における景観のルールづくりを促進します。
- ・地域住民、関係団体等に対する啓発、助言、情報提供等を行い、美しいまちづくりへの参加を促します。
- ・良好な景観の絵画及び写真、景観形成に資する建築物の表彰、街並みの整備の推進等によって、県民意識の醸成を図り、良好な居住環境づくりを促進します。
- ・屋外広告物を優良なものへと誘導し、美しい景観の保全・創出を図るためのルール作りを行うとともに、屋外広告物に対する事業者、広告主、県民の意識向上を図ります。

④ 動物愛護の推進

- ・地域猫活動の普及、マイクロチップ等による所有者明示の推進、犬猫の譲渡の促進等により致死処分ゼロを目指し、動物の適正飼養に関する県民の意識向上を図ります。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
生物多様性プラットフォーム(HP)アクセス数	177,391 件	266,100 件
農地等の維持・保全に取り組む面積	41,545 ha (累計)	42,180 ha (累計)
景観計画により景観に関して規制・誘導を行う市町村数	26 市町村 (累計)	30 市町村 (累計)

2.4 教育の充実

(1) 学力、体力の向上

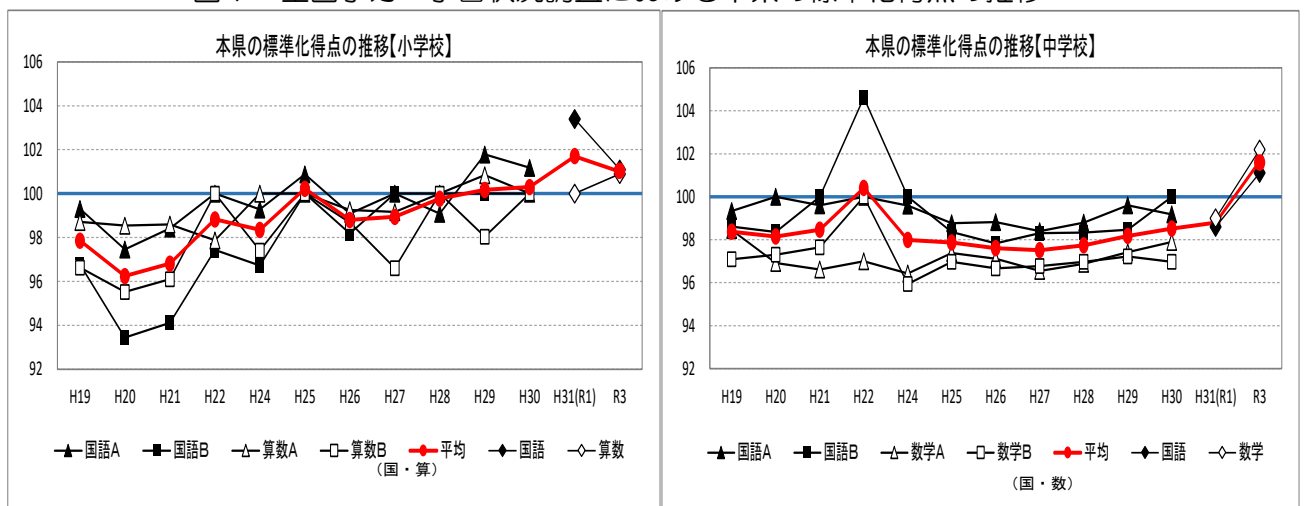


1 現状と課題

- ・ 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(2021(令和3)年度)における本県の標準化得点[※]は、小学校、中学校ともに全国平均を上回っています。(図1)
- ・ 自分で課題を見つけ、考え、主体的に判断し、適切に課題を解決する能力を育成するため、学ぶ意欲等を高める指導法や主体的で参画型の授業を推進すること等が求められています。
- ・ 小学生・中学生の7割、高校生・大学生の6割が、海外留学や海外で仕事をしたいと思っておらず、その理由としては、小・中・高校生及び大学生のすべてで「語学の自信のなさ」が最も多くなっています。
- ・ 将来、子どもたちがグローバル社会において活躍するために必要な実践的な英語力を身に付けるには、4つの技能(聞く・読む・話す・書く)を総合的に育成することが重要です。
- ・ スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(2019(令和元)年度)では、小学校及び中学校の男女全ての区分で全国平均を上回っています(図2)が、体育の授業以外で運動をしない子どもがいること等、運動習慣の定着に課題があります。
- ・ メンタルヘルスに関する問題や性に関する不安・悩み等、子どもの健康課題が多様化・深刻化する傾向にあります。
- ・ 栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する生活習慣病等の健康課題が見られ、学ぶ意欲や体力の低下の一因となっていると考えられています。

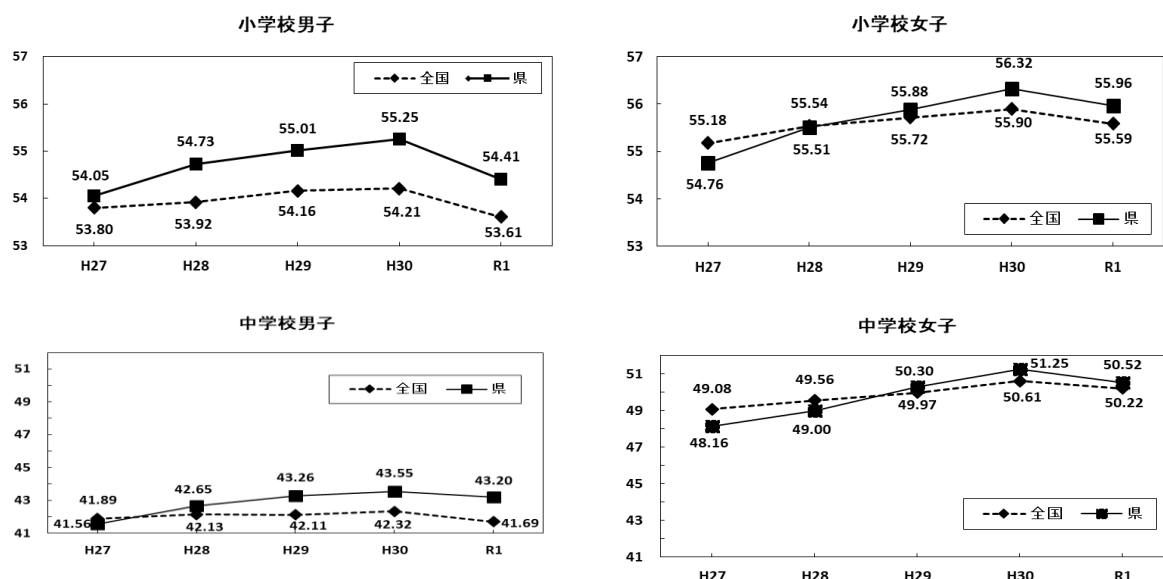
[※ 標準化得点: 全国の平均正答数を100としたときの本県の平均得点]

図1 全国学力・学習状況調査における本県の標準化得点の推移



資料：福岡県教育委員会「2021（令和3）年度全国学力・学習状況調査報告書」

図2 体力合計点平均値（小学校5年生男女、中学校2年生男女）



資料：福岡県教育委員会「令和元年度全国体力・運動能力運動習慣等調査報告書」

※令和2年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査は、中止

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 確かな学力、体力を身に付けた子どもの育成を目指します。
- ・ 基礎的・基本的な知識・技能や学習内容を確実に身に付け、自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な他者と協働しながら、持続可能な社会の創り手となる子どもの育成を目指します。

(2) 具体的な取組

① 学力の向上【1 (1)】

- ・ ICTの積極的な活用により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。
- ・ 各学校において学力向上に向けた実効性のある検証改善サイクルを構築するため、年間計画とロードマップを作成し、各学校の学力層に着目した分析により、各学力層を踏まえたきめ細かな学習指導の充実に向けた取組の充実を図ります。
- ・ 子ども一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図るため、小学校と中学校の連携・協働による一貫した学習指導等を推進します。
- ・ 地域と学校の連携・協働の下、学習習慣の定着や学ぶ意欲の喚起を図るため、学校支援や放課後等の学習活動に取り組む市町村を支援します。

② 外国語能力の向上

- ・ 英語力や英語で主体的にコミュニケーションを図ろうとする意欲を高めるために、英語を用いて考えを表現し合う体験活動を推進します。
- ・ ネイティブ英語教員の配置や英語以外の教科におけるイマージョン教育の実施、ALTの効果的な活用等により、生徒の高度な英語力の育成を図ります。
- ・ 英語を用いた活動を通して、コミュニケーション能力を育成するとともに、ICT を効果的に活用する等、英語授業における指導方法の改善・充実を図ります。

③ 体力の向上【1(1)】

- ・ 運動やスポーツをする機会を充実させ、体を動かす習慣づくりに向けた取組を推進します。
- ・ 生涯にわたってスポーツをする習慣の基礎づくりを推進するため、運動部活動における適切な運営、部活動指導員等の活用により、その活性化や加入促進等に取り組めます。

④ 健康教育の推進

- ・ 性や心に関する不安・悩みを抱える生徒に対して専門医（産婦人科医・精神科医）による健康相談を実施するとともに、教員や保護者に対し、指導助言を行います。【1(1)】
- ・ 生涯を通じて健康で活力ある生活を送ることができるよう、各教科、学校行事等の教育活動全体を通じた健康教育を計画的・組織的に推進するとともに、家庭や地域と連携・協働し、睡眠や食生活等の望ましい生活習慣を定着させる取組を推進します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
全国学力・学習状況調査における学力上位層の構成割合が全国平均を上回る地区数(教育事務所別)〔公立小学校〕	国語： 5 地区 算数： 2 地区 (R3 年度)	全地区 (国語： 6 地区 算数： 6 地区)
全国学力・学習状況調査における学力上位層の構成割合が全国平均を上回る地区数(教育事務所別)〔公立中学校〕	国語： 1 地区 数学： 1 地区 (R3 年度)	全地区 国語： 6 地区 算数： 6 地区
授業の中で自分たちで課題を立て、解決に向け話し合い、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思う児童の割合〔公立小学校〕	65.5 % (R3 年度)	全国平均以上 (※参考：R3 年度 全国平均 70.9)
授業の中で自分たちで課題を立て、解決に向け話し合い、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思う児童の割合〔公立中学校〕	67.0 % (R3 年度)	全国平均以上 (※参考：R3 年度 全国平均 71.5)
朝食を食べる習慣が定着している児童の割合〔公立小学校〕	93.3 % (R1 年度)	全国平均以上 (※参考：R1 年度 全国平均 95.3)
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力中・上位層の構成割合が全国平均を上回る区分数(教育事務所、小中学校、男女別)〔公立小中学校〕	18 区分 (R1 年度)	全区分 (24 区分)

2.4 教育の充実

(2) 豊かな心の育成



1 現状と課題

(道徳教育、人権教育の推進)

- ・「福岡県民ニーズ調査(2021(令和3)年度)によると、教育分野では、道徳、人権等、児童生徒の心を豊かにするための教育へのニーズが最も高くなっています。
- ・規範意識は、幼児期からしっかりと学習することが大切であり、学童期には、必要な道徳や命の大切さを学ぶとともに、学校での集団生活の中で善悪の判断を自ら行う能力を身に付けることが求められます。
- ・人権に対する認識は高まっていますが、依然として、同和問題(部落差別)をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等に対する偏見や差別が、社会生活の様々な場面において存在しています。

(実体験を重視した教育の推進)

- ・自然体験活動を通して、子どもの豊かな感情、好奇心、思考力等の基礎が培われることから、子どもが日常的に自然や生きものと触れあえる環境づくりが必要です。

(幼児教育の充実)

- ・幼児期は、基本的な生活習慣を獲得するとともに、自尊感情やコミュニケーション能力、他者への信頼感等を育み、社会性の基礎をつくる重要な時期であり、子どものその後の成長に大きく影響を与えることから、質の高い幼児教育の充実を図る必要があります。

(読書活動の充実)

- ・読書活動は、言葉を学び、想像力、思考力を身に付け、感性を磨き、表現力を高めるとともに、多くの知識を得て多様な文化を理解することができるようになる等、子どもの成長に欠かせないものであるため、より一層の推進が必要です。

(いじめや不登校等への対応)

- ・本県における小学校・中学校・高等学校のいじめの認知件数や不登校の子ども数は増加傾向にあり、いじめ・不登校の未然防止、早期発見、早期対応が必要です。

(少年の非行防止と健全育成)

- ・本県における刑法犯少年の検挙補導人員及び再犯者数は減少傾向にありますが、大麻乱用少年が増加する等深刻な状況です。
- ・少年非行には、少年の規範意識の低下、コミュニケーション能力の不足、家庭や地域社会の教育機能の低下等様々な背景があります。

(インターネット適正利用の推進)

- ・インターネットは匿名性が高く、情報を容易に複製できる等の特性があり、誹謗中傷や著作権侵害等の問題が起きやすいため、情報モラルを培うとともに、ルールを理解し、守ることが必要です。
- ・スマートフォン等の普及に伴い、SNS等が介在しいじめの増加や性的犯罪等の被害、長時間利用による生活の乱れ等の問題が起きています。(図1)

(学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備、家庭教育支援の充実)

- ・ 家族形態の変化、地域のつながりの希薄化が進む中で、これまで家庭や地域が担ってきたしつけ、基本的な生活習慣、コミュニケーション能力、社会性の習得等の教育機能が低下してきています。また、学校をめぐる課題が複雑化・多様化し、学校、教員だけでは解決できない課題も増えています。

図1 SNSに起因し犯罪被害にあった児童数

罪種	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
児童買春	24	31	35	31	20
児童ポルノ	37	61	40	31	31
青少年健全育成条例違反(いん行)	30	36	54	53	26
児童福祉法	1	3	1		
略取誘拐			1	2	
強制わいせつ				1	
その他 (青少年育成条例違反(深夜外出)など)	5	2	5	2	4
合計	97	133	136	120	81

資料：福岡県警察本部「少年のみちびき」

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 道徳性を養う心の教育の充実、実体験を重視した教育の推進、いじめや不登校等への対応等の取組を進めることにより、子どもの豊かな心の育成を目指します。
- ・ 少年の非行を防ぎ、立ち直りを支援する環境を整え、非行少年を生まない社会を目指します。
- ・ 学校、家庭、地域が連携・協働し、一体となって次世代を担う子どもを育成する社会を目指します。

(2) 具体的な取組

① 道徳教育、人権教育の推進

- ・ 「特別の教科 道徳」において、体験活動や問題解決的な学習等を取り入れ、それらの活動等で学んだ内容の意義や人間としての生き方等について考え、議論するような指導の充実を図ります。
- ・ 学校の教育活動全体を通じて、授業の公開や地域教材の開発・活用等に家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得る等、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の質の向上と一層の充実を図ります。【1(1)】
- ・ 学校教育においては、自他の人権を守ろうとする実践力を持った子どもを育成するため、指導内容及び方法を開発する研究実践を行い、教育活動全体を通じた人権教育を推進します。【1(1)】

② 実体験を重視した教育の推進【1(1)】

- ・ 子どもの主体的な実践意欲、社会性や他人を思いやる心等を育成する観点から、学級活動、生徒会活動や学校行事等の学校教育活動及び社会教育活動において、自然体験活動、社会貢献活動、読書活動等を推進します。なお、その際、グループ活動による「鍛ほめ福岡メソッド」の積極的な活用を図ります。

③ 幼児教育の充実

- ・ 幼児教育と小学校教育の連続性を確保し、円滑な接続を図るため、望ましい連携の在り方

や幼稚園の役割等について情報提供を行うとともに、幼児教育・保育の質の向上の一体的推進を図ります。

- ・ 家庭・地域社会と連携し、幼児教育の振興、子育てに関する学習機会の充実を図ります。

④ 読書活動の充実

- ・ 「福岡県子ども読書推進計画」に基づき、子どもの発達段階に応じた効果的な取組を推進します。
- ・ 公立図書館及び学校図書館等のネットワーク化や公立図書館による学校支援を推進し、子どもの読書活動の充実を図ります。

⑤ いじめや不登校等への対応

- ・ いじめや不登校等の生徒指導上の問題について、早期発見・早期対応するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を含む校内の全ての教職員で相談機能を充実させるとともに情報共有を徹底し、関係機関と連携・協力する等、学校がチームとして組織的に対応する取組を推進します。
- ・ 日々の授業や行事等において、全ての子どもが活躍できる場面を実現させる取組「絆づくり」と、人間関係づくりのトレーニングや学級・学校をどの子どもにも落ち着ける場所にしていく取組「居場所づくり」を充実させ、いじめや不登校等を生まない学校づくりを推進します。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、不登校の子どもへのきめ細かな支援を通じて学校復帰を図るとともに、教育支援センター（適応指導教室）、フリースクール等の民間団体との連携や ICT を活用した学習支援を行う等、多様な教育機会を確保しながら社会的自立への支援の充実を図ります。
- ・ 福岡県立大学に設置する「不登校・ひきこもりサポートセンター」において、不登校・ひきこもりの子ども、保護者や学校関係者等に対する専門的な相談・情報発信等の支援を行うほか、学校関係者によるネットワーク会議を設置し、不登校の子どもへの社会的自立支援や不登校の未然防止、不登校対策に関わる人材育成等に取り組みます。

⑥ 少年の非行防止と健全育成

- ・ 子どもの社会規範等に対する理解の深化、非行行為に走らない判断力や実践力等を高める取組を行います。
- ・ 少年の非行防止に向けた広報啓発活動や少年を性的被害から守るため、性的犯罪に悪用されるおそれのあるスマートフォン等のツールに着目した予防対策や福祉犯の取締りを推進します。
- ・ 学校と警察のパイプ役であるスクールサポーターを1警察署に1人以上配置し、子どもの非行防止と犯罪被害防止に向けた取組を強力に推進します。
- ・ 少年非行を防止するため、学校、地域住民、ボランティア、警察、市町村等と連携した街頭補導活動、立ち直り支援活動等を行い、少年を見守る社会気運を醸成します。
- ・ 非行等の問題を抱える少年が社会的に自立できるよう、心の拠り所となる居場所の確保、生活基盤を安定させるための就労・定着支援等を行い、再犯を防止します。

⑦ インターネット適正利用の推進

- ・ 「青少年健全育成条例」に基づき、県民や事業者に対する広報・啓発活動を通じて、フィルタリングサービスやインターネットの適切な利用を促進し、青少年が安全かつ安心してインターネットを利用できる環境をつくります。

- ・スマートフォンや SNS が急速に普及する中で、日常のモラルに加え、情報技術の特性や各種技術サービスの有用性・活用方法、トラブルの際の対処法等を理解した上で、情報を正しく安全に利用できるようにするために、発達段階に応じた情報モラル教育に取り組みます。
- ・情報モラル教育に関する教員研修の充実、学校で活用できる教材等に関する情報提供等を通じて、各学校の情報モラル教育を支援します。
- ・ネットトラブルを抱える子どもが匿名で相談できる窓口を設置し、トラブルを抱えて悩む子どもの早期支援を図ります。
- ・サイバーパトロールにより、SNS 上の不適切な書き込みに対する注意喚起や重大な犯罪被害等に巻き込まれる可能性のある少年を補導し、犯罪被害の防止を図ります。

⑧ 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備、家庭教育支援の充実

- ・保護者や地域住民等の参画を得ながら学校運営を行うコミュニティ・スクール、地域と学校が連携・協働し地域住民等の参画を得て学校支援、学習支援、体験活動を実施する地域学校協働活動を一体的に推し進めることにより、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える教育環境の充実を図ります。
- ・地域の幅広い住民や企業、団体等の参画を得ながら、学校の教育活動を支え地域全体で子どもたちの成長を支えていく環境を整えるため、放課後や休業日の学習支援、体験活動のさらなる充実を図ります。
- ・家庭の教育力の向上に向けた取組を充実させるため、PTA とより一層の連携強化を図ります。
- ・学校、家庭、地域と連携・協働した家庭での生活習慣づくりを推進するため、家庭教育支援に関わる人材育成等の取組の充実を図ります。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合 [公立小中学校]	38.4 %	33.0 %
相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合 [県立高等学校]	55.7 %	50.0 %
不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合 [公立小中学校]	33.5 %	38.0 %
不登校から継続して登校できるようになった生徒の割合 [県立高等学校]	53.5 %	65.0 %
PTAや地域住民が学校の活諸動に積極的に参加している学校の割合 [公立小中学校]	小:94.9 % 中:85.6 % (R3 年度)	全国平均以上 (※参考:R3 年度 全国平均 小:95.7 中:85.3)
非行者率 ※10~19 歳までの人口 1,000 人当たりに刑法犯少年が占める割合	2.5 人 (R2 年)	1.5 人 (R8 年)
再犯者数 ※14 歳以上の刑法犯少年における再犯者の数	336 人 (R2 年)	180 人 (R8 年)

2.4 教育の充実

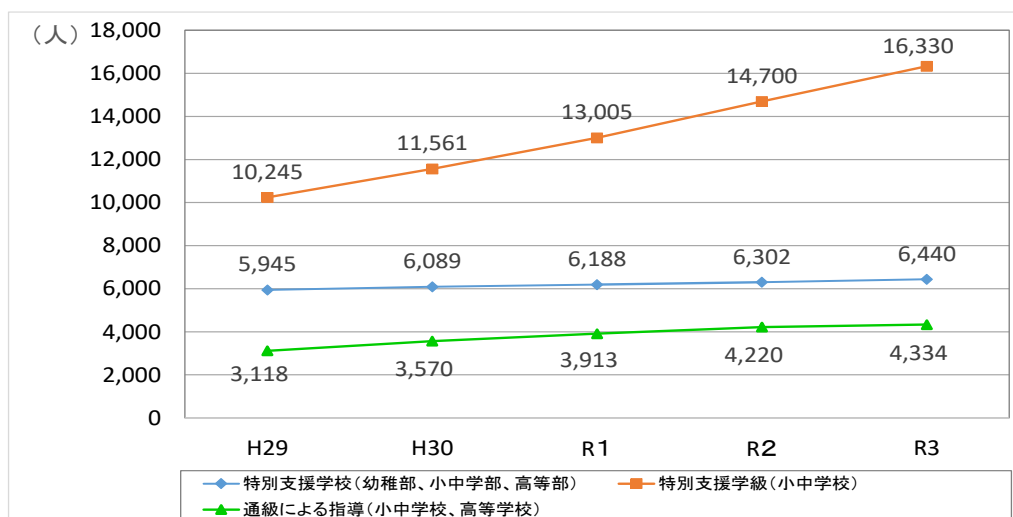
(3) 個性や能力を伸ばす教育の推進



1 現状と課題

- ・ 経済のグローバル化や超高齢社会・人口減少社会の到来・DXの進展等、社会が大きく変化する中で、困難な課題を解決に導くためには、既存の発想にとらわれず、課題に対して柔軟に向き合い、新しい解決方法を考えていくことが必要となります。
- ・ 集団的な遊びや自発的、能動的な体験活動を通して、子どものコミュニケーション能力の育成や自主性、心の回復力、チャレンジ精神、他者への思いやり等を養うことが必要です。
- ・ 本県における特別支援学校の在籍者数は、年々増加しており、障がいが重度・重複化、多様化、複雑化しています。また、特別支援学級に在籍する子どもの数や通級による指導を受けている子どもの数も増加傾向にあります。(図1)
- ・ 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、障がいのある子どもたちの自立と社会参加の推進が一層強く求められています。
- ・ 社会人、職業人として生きていくためには、望ましい職業観、勤労観や基礎的、汎用的な能力を身に付けるとともに、実践的で専門性の高い知識、技能を伸ばすことが必要です。
- ・ 本県の新規学卒者の就職率は、高い状況にありますが、卒業後の早期離職者を防止する必要があります。

図1 特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室対象者数の推移



資料：福岡県教育委員会「特別支援教育資料」

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 社会が大きく変化する中においても、努力し成長していく子どもの育成を目指します。
- ・ 人口構造や経済状況等の環境の変化に前向きにかつ力強く対応することができ、経済的にも自立した、自分らしい生き方のできる子どもの育成を目指します。
- ・ 障がいのある子ども一人一人が、自分の能力や可能性を最大限に伸ばし、夢と希望に向かって成長できるよう特別支援教育を着実に推進します。

(2) 具体的な取組

① 子ども本位の指導の推進

- ・ 全ての学習活動において、本県独自の指導方法である「鍛ほめ福岡メソッド」を実践し、かつ個々の子どもに最適な学習になるよう「子ども本位」の指導を推進することにより、子どもの学ぶ意欲や自尊感情、向上心、チャレンジ精神、勤勉性、困難に立ち向かう心等を育成します。
- ・ グローバル化、少子高齢化やDX等が急激に進展する中で、これからの社会を支える意志と実践力をもった気概のある子どもを育てる教育の充実を図ります。

② 遊びや体験、自発的、能動的な体験活動の充実【1 (2)】

- ・ 子どもたちの集団による外遊びや年齢の異なる仲間・地域の大人との交流、生活体験・社会体験・自然体験等の取組を推進します。

③ 特別支援教育の推進

- ・ 共生社会の形成に向け、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で共に学び、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていくことのできる教育の推進とそのため教職員の専門性の向上や環境の整備を進めます。
- ・ 障がいのある子どもの適切な就学先決定に向けた市町村教育委員会の取組を支援するとともに、県立特別支援学校3校の新設等、特別支援学校に入学する子どもの確実な受入れと質の高い特別支援教育を提供できる教育環境の整備を推進します。
- ・ 障がいのある子どもが自立し、社会参加できるよう、就学前段階から学校卒業後までの長期的な視点に立ち、一人一人の教育的ニーズに応じた一貫した継続性のある指導及び支援の充実を図ります。【1 (1)】

④ キャリア教育・職業教育の推進【1 (1)】

- ・ 小・中・高等学校の各段階や特別支援学校において、地元の企業・経済団体と連携した教育を通して、子どもの発達段階に応じた勤労観・職業観を育み、自立した生き方を考えるようにするためのキャリア教育を推進します。
- ・ 長期間のインターンシップ、ものづくりや先端技術に関する専門性の高い実践的な教育活動、特別支援学校でのICTを活用した就労につながる学習・就労支援等を推進します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
「科学の甲子園」全国大会における総合成績順位	13 位 (H30~R2 平均)	10 位
キャリア体験活動への参加率	86.4 %	100 %
個別の教育支援計画等による学校間の引継ぎの実施割合[公立学校(園)]	70.3 %	100 %

2.4 教育の充実

(4) 教育環境づくり



1 現状と課題

- ・ デジタル化の急速な進展、児童生徒・学生の興味・関心や進路希望等の多様化等に伴い、様々な教育ニーズに対応する必要があります。
- ・ 国際化の進展に伴い外国人の子どもや帰国児童生徒が増加していることから、日本語指導、適応支援等個々の状況に応じた支援を推進する必要があります。
- ・ 少子化の進行に伴い大学間競争が激化するなか、県立三大学が地（知）の拠点として、社会から高く評価されるためには、各大学の個性・特色を明確にし、魅力ある大学をつくることが求められます。
- ・ 全ての子どもが等しく学校教育のICT化の恩恵を受けられるよう、教育の機会均等と水準の向上を図る必要があります。
- ・ 全国で登下校中の子どもが交通事故や不審者等による事件の被害者となる事態が発生しているほか、大雨、台風、地震等、災害の発生が増加しており子どもの安全確保が課題となっています。
- ・ 学校施設、社会教育施設の多くが建設後 30 年以上経過していることから、計画的な老朽化対策が求められます。
- ・ 産業教育、理科教育のための設備について、毎年度更新を行っているものの、増加する更新需要に対応できていないため、学校においては旧来の設備を使用し続けている状況です。
- ・ 本県は、全国と比較して就学援助や高校生等奨学給付金の受給割合が高く、厳しい就学環境の中で学習する子どもたちへの支援が求められています。
- ・ ICTを活用した教育、実践的な英語教育、キャリアステージに応じて求められる資質・能力の育成等の課題に対応するため、教員の指導力向上が求められています。
- ・ 学校現場における様々な課題に対応していくため、幅広い視野を持ち、実践的指導力のある人材を確保していく必要があります。
- ・ 学校の抱える課題が複雑化・多様化し、その役割が拡大する中、授業改善や教育活動の一層の充実が求められており、教員の長時間勤務が課題となっています。

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 子どもたちが安心して十分に学ぶことができ、子ども一人一人の多様な興味・関心、能力・適性、進路希望等に応じた望ましい教育環境の整備を目指します。

(2) 具体的な取組

① 今日的な教育ニーズへの対応

- ・ プログラミング的思考力を育成するため、小・中・高等学校の発達段階に応じたプログラミング教育を推進します。また、幅広い分野で新たな価値を創出する資質・能力を子どもにバランスよく身に付けることができるようSTEAM教育（※1）等の教科等横断的な学習を推進します。
- ・ 外国人の子ども等日本語指導を必要とする子どもへの対応として、個に応じた指導を実施

するための学校の指導体制や市町村の体制づくりを支援する取組を推進します。

- ・ 多様な教育ニーズに応じるため、県立高校の特色化を推進するとともに、中学生が適切な進路選択ができるよう県立高校における情報発信能力の向上を図ります。
- ・ 県が設立している三公立大学法人において、特色ある人づくりに主眼を置いた中期目標を掲げ、大学の個性・強みを生かした教育・研究を行い、地域社会の発展に貢献できる優秀な人材を育成します。

※I STEAM教育:STEAMは、科学(Science)技術(Technology)工学(Engineering)芸術・文化・倫理等(Arts)数学(Mathematics)の頭文字。各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な教育のこと。

② 私立学校教育の充実

- ・ 私立学校の経営の健全性の確保、保護者の経済的負担軽減を図るため、私立学校に対する助成を行います。併せて、私立学校の経営努力や教育改革等、県民の教育ニーズに対応するため、自主的な取組を支援します。

③ 学校教育のICT化【1(1)】

- ・ 日常的なICTの活用や緊急時の「学びの保障」に対応するため、必要なICT環境の整備を図ります。
- ・ 感染症や災害等における学習の継続、様々な学習上の困難を持つ子どもへの対応等の「学びの保障」のため、ICTの持つ特性を最大限活用する取組を推進します。

④ 子どもの安全確保

- ・ 学校、家庭、地域、警察等の関係機関が連携し、学校における防犯教育や子どもの安全を確保する取組の充実を図ります。
- ・ 子どもが自らの判断で、安全を確保する能力を身に付ける防災教育を推進します。

⑤ 学校施設の整備・充実【1(1)】

- ・ 老朽校舎等の改築や長寿命化改修、グラウンド造成等を行います。
- ・ 産業教育、理科教育のための設備の整備を図ります。

⑥ 厳しい教育環境にある子どもへの支援

- ・ 学ぶ意欲のある子どもが経済的理由で修学を断念することがないように、高等学校等就学支援金事業、高等学校奨学金事業及び高校生等奨学給付金事業等に取り組みます。
- ・ スクールソーシャルワーカー等専門スタッフ及び警察・教育支援センター・福祉等関係機関と連携し、生活環境や教育環境の改善に向けた支援等の充実を図ります。

⑦ 教員の指導力・学校の組織力の向上

- ・ ICTを活用した教育活動の推進のため、学校において求められる立場、役割、資質・能力に応じた研修の実施等、教員のICT活用指導力の向上を図ります。【1(1)】
- ・ 海外の高校とのオンライン交流やスマートフォンアプリを活用した英会話演習等の実践事例を基にICTの効果的な活用について研究・研修を行います。【1(1)】
- ・ 採用試験の工夫改善、大学等と連携した教員養成の充実を図ります。【1(1)】
- ・ 教員の指導力向上のため、キャリアステージに応じた研修、校内研修・自主研修について、大学や教職大学院等と連携し、研修等の充実を図ります。【1(1)】
- ・ スクールカウンセラー等多様な専門スタッフの活用により、学校の組織力を高め、教員が子どもの指導に専念できる環境の整備を進めます。【1(1)】

- ・ 教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備するとともに、「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質の維持・向上を図ります。
- ・ 県立学校に部活動指導員を配置するとともに、政令市を除く市町村（学校組合）立学校への配置に係る補助事業を実施し、教職員の負担軽減に向けた取組を推進します。
- ・ 生徒の出欠や成績処理等の情報を一元管理するシステム並びに教員間の情報共有のための学校用グループウェアを普及・推進し、学校の業務改善に取り組みます。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
災害時の児童生徒の引渡し手順・ルールの策定率〔公立小中学校〕	72.7 %	100 %

25 出会い・結婚・出産・子育て支援

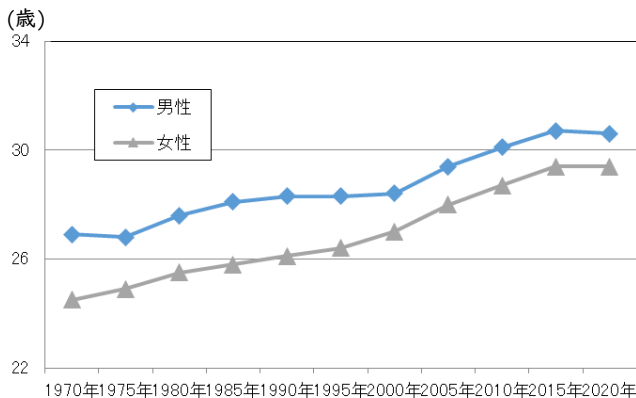
(1) 出会い・結婚応援の推進



1 現状と課題

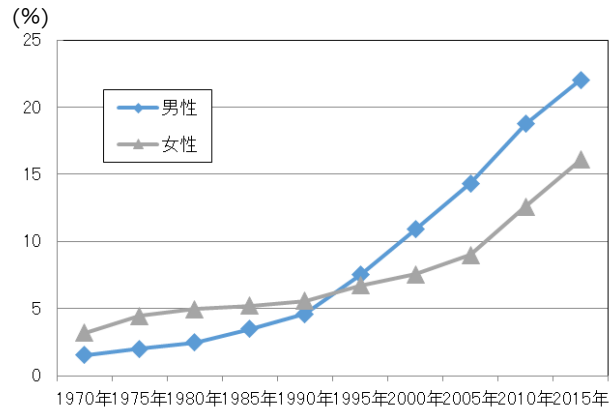
- ・ 本県の平均初婚年齢は、1970(昭和 45)年からの約 50 年間で男性では 3.7歳、女性では 4.9歳上昇しています(図 1)。また、1990(平成 2)年までは、男女ともに 1 桁台であった 50 歳時未婚率は、2015(平成 27)年時点で男性では 22.0%、女性では 16.1%にまで上昇しています(図 2)。
- ・ 一方で、「子育て等に関する県民意識調査」では、「できるだけ早く結婚したい」「いずれ結婚したい」が 5 割以上にのぼり、「一生結婚するつもりはない」という回答は 1 割という結果が出ています。独身でいる理由は、「適当な相手にまだめぐり合わないから」が約 6 割で一番多い回答となっています。
- ・ 未婚化や晩婚化の要因としては、若者の不安定な雇用、結婚観やライフスタイルの変化、出会いの機会の減少等、複合的なものが考えられます。
- ・ 結婚は個人の意思に基づくものですが、誰もが住み慣れたところで働き、安心して子どもを生み育てられるようにするためには、きめ細かな就職支援を行い、若者の経済的自立を促進するとともに、県内各地域において出会いの機会の提供や結婚したい人を応援する気運の醸成等に取り組むことが重要です。

図 1 本県の平均初婚年齢の推移



資料:総務省「国勢調査」

図 2 本県の 50 歳時未婚率(生涯未婚率)の推移



資料:厚生労働省「人口動態統計」

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 出会い応援団体の登録拡大を進めるとともに、企業・団体間マッチング支援センターにより、県内各地域において、異業種間の交流や体験型のイベント等、独身者のニーズを踏まえた多様な出会いの場を提供し、地域社会全体での結婚応援を推進します。
- ・ 結婚に関する様々な情報提供・啓発、出会いの機会を活かすためのコミュニケーション力向上のサポート、個別相談によるフォローアップを実施することにより、出会いから結婚につなげるための支援を行います。
- ・ また、九州・山口各県と経済団体で構成する九州地域戦略会議の取組により、出会いの機会の拡大を図ります。

(2) 具体的な取組

① 多様な出会いの場の提供

- ・ 独身者の出会い・結婚を応援する企業・団体として県が登録する出会い応援団体の登録拡大を図り、地域社会全体での結婚応援を推進します。
- ・ 企業・団体間マッチング支援センターにより、県内各地域において、個別企業や様々な業界団体への働きかけ、とりわけ異業種団体間での出会いイベントのマッチングを強化します。
- ・ 広域地域振興圏ごとの推進会議等と連携し、地域の特性や資源を活かした出会いの機会の拡大を図ります。また、複数市町村と連携し、当該地域の魅力を発信しながら、東京圏や関西圏も対象とした広域的な出会いの機会を提供します。
- ・ 出会いイベント情報を配信するメールマガジンあかい系めーるの登録拡大を図り、出会いの機会を拡げます。

② 出会いから結婚へつなげるための支援

- ・ 結婚や子育てについての理解を深めるため、教育現場と連携し、学生を対象にライフプラン教育を推進します。また、将来結婚したいとの希望を持つ、就職後間もない若い世代を対象に、ライフプランを具体的に描き実践していくためのセミナーを実施し、出会い・結婚に向けた行動を後押しします。
- ・ 企業・団体と連携し、独身者を対象に、コミュニケーションスキルアップ等の交際の発展をサポートするセミナーや個別相談によるフォローアップを実施します。
- ・ 結婚・子育てに関する総合ポータルサイトによる情報発信により、出会いや結婚、子育て生活等の様々な情報を発信します。

③ 九州・山口出会い結婚応援プロジェクトの推進

- ・ 九州・山口各県及び経済界が一体となり、企業間・異業種間婚活を推進するとともに、本県のメールマガジンあかい系めーるの共同利用により、出会いの機会を拡大します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
合計特殊出生率	1.43	上昇
「出会い応援団体」登録数	2,080 団体 (累計)	3,500 団体 (累計)
出会い応援イベントにおける参加者数	7,279 人 (H30~R2 平均)	8,500 人
出会い応援イベントにおけるカップル成立率	38.7 % (H30~R2 平均)	42.0 %

2.5 出会い・結婚・出産・子育て支援

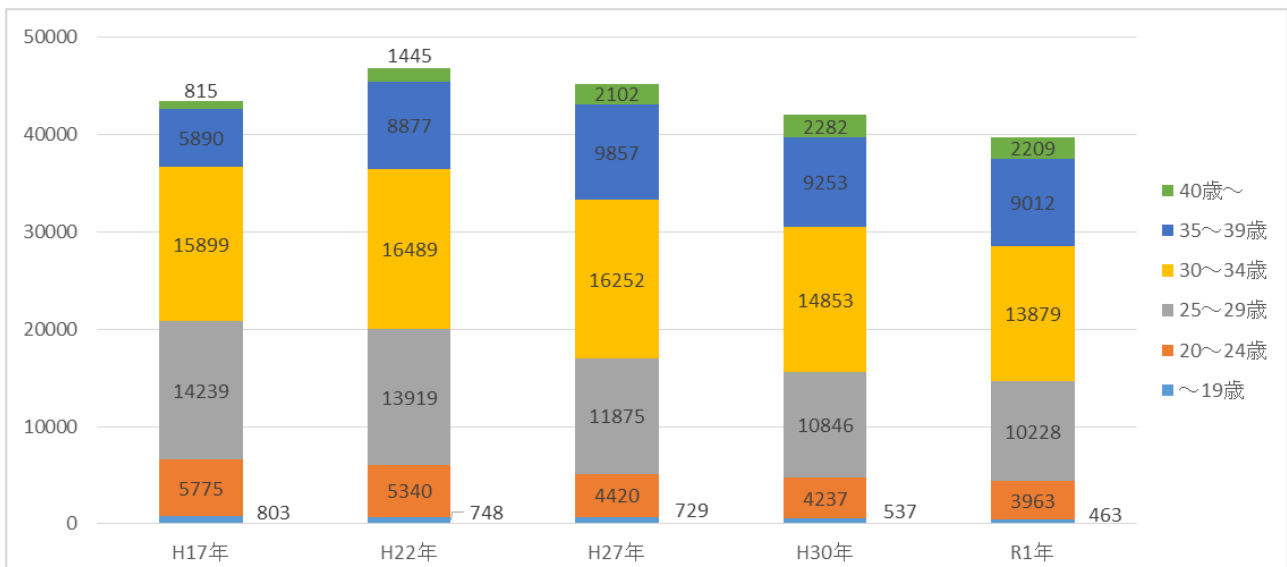
(2) 妊娠期から子育て期における切れ目ない支援の充実



1 現状と課題

- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、妊娠・出産・子育てに係る妊産婦等の不安や負担が増えてきていることから、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が求められています。
- ・ 出産年齢の上昇(図1)等により、リスクの高い妊婦が増加しており、安心して出産できる医療体制の整備が必要となっています。また、分娩を取り扱う医療機関等が減少する中で、リスクの低い妊婦が高度医療機関を利用すること等により、高度医療や急性期医療の確保に支障が生じることが懸念されています。
- ・ 安心して妊娠・出産をするためには、妊娠・出産に関する正しい知識の啓発や気軽に相談ができる体制、早期に支援が必要な妊産婦を把握し支援を行う体制が必要であるとともに、不妊や不育症に悩む人への精神的、経済的負担の軽減も求められています。
- ・ 小児・AYA世代発症のがん患者等のための生殖補助医療を用いた妊孕性温存治療は、高額であり経済的な負担となっています。
- ・ 小児科医の不足や地域偏在等により、小児救急医療体制の確保が困難になる地域が生じることが懸念されています。

図1 福岡県の母親の年齢階層別出生数の推移



※ 厚生労働省「人口動態統計調査」

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、周産期医療や小児救急医療等の医療体制の確保、経済的支援の充実を図るとともに、ハイリスク妊産婦の支援や産後ケア事業等を実施する市町村を支援することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が提供できる社会を目指します。

(2) 具体的な取組

① 周産期医療体制の確保

- ・ 周産期母子医療センターの運営や施設・設備の整備等に対する支援を行うとともに、リスクの高い妊婦の円滑な受入れを進めるために必要な体制構築を図ります。
- ・ 妊婦が身近な地域で安心して出産できるよう、通常分娩を取り扱う診療所の確保を図ります。

② 母子保健の充実

- ・ 市町村において、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」の効果的な運営を支援します。また、相談支援の充実に向け、保健師等の専門職を対象とした研修を実施します。
- ・ 妊娠期から子育て期、思春期の様々な悩みや不安に対し、専門職が電話・メール相談に応じることにより、相談者の悩みや不安の軽減を図ります。
- ・ 妊娠の早期届出や妊婦健康診査の重要性について啓発するとともに、妊産婦に対する理解と配慮を促すことを目的とした啓発活動を推進します。
- ・ 市町村、医療機関等関係機関と連携し、支援が必要な妊産婦を妊娠初期から把握し、健康管理、産後うつ病予防を含めた育児等の不安の軽減、ハイリスク児の養育支援を行い、児童虐待の未然防止を図ります。
- ・ 市町村の産後ケア事業を支援することにより、産後の母子に対する心身のケアや育児のサポート等を推進します。

③ 不妊に悩む人への支援

- ・ 保健福祉(環境)事務所における不妊や不育症に関する医学的相談、心の悩みに関する相談を行うほか、不妊治療と仕事の両立に関する啓発を行います。
- ・ 医療保険適用外の高額な医療費が必要となる不妊症・不育症について、治療等に取り組む夫婦の経済的負担を軽減するため、一部費用の助成を行います。
- ・ 将来子どもを持つことを望む小児・AYA 世代のがん患者等に対し、希望を持ってがん治療に取り組むことができるよう妊孕性温存治療費の助成を行います。

④ 小児医療の充実

- ・ 子どもの医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上と福祉の増進、子育て家庭への支援の充実を図ります。
- ・ 地元の開業小児科医が小児の中核病院に出向いて診療する等、連携による医療提供体制の確保を図るとともに、小児救急医療電話相談事業(#8000)の周知や「福岡県小児救急医療ガイドブック」を活用した医療情報の提供を行います。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
産後ケア事業実施市町村数	32 市町村 (累計)	60 市町村 (累計)

25 出会い・結婚・出産・子育て支援

(3) 子育てを応援する社会づくりの推進



1 現状と課題

- ・乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、質の高い幼児教育・保育を提供できる環境の充実を図る必要があります。
- ・幼児教育・保育の無償化の開始等により、保育ニーズが増大する中、2019(令和元)年度まで、主に保育所整備により利用定員増を進め、県全体では申込者数を上回りましたが、市町村ごとの状況に差が生じており、待機児童が発生しています(表1)。
- ・「福岡県民ニーズ調査」(2021(令和3)年度)によると、子育て支援分野においては、保護者の就労形態の多様化に伴い、延長保育等の多様な保育サービスの充実へのニーズが最も高くなっています。
- ・このことから、多様な保育サービスの充実を図るとともに、認定こども園の設置等による質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保、地域の子育て支援の充実を図る必要があります。
- ・保育所での障がい児の受入れが、近年増加していることや、2021(令和3)年9月から「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児が在籍する保育所への支援や人材の確保等の措置が求められていることから、障がい児等の保育所における円滑な受入体制の整備を進める必要があります。
- ・全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる子どもの居場所づくりを進める必要があります。
- ・育児・介護休業法の改正を契機として、男性の育児休業取得促進に向けたさらなる取組が必要です。
- ・本格的な人口減少時代に対応し活力ある地域社会を維持するため、女性の活躍が不可欠なものとなっていますが、県内の子育て応援宣言企業の育児休業取得率は、女性が9割を超えているのに対し、男性は上昇傾向であるものの依然として16.2%と低い水準となっており、男性の育児休業取得促進を図る必要があります(図1)。
- ・子育て世帯の所得減少等を背景に、子育て世帯が住宅を取得しづらい現状があります。

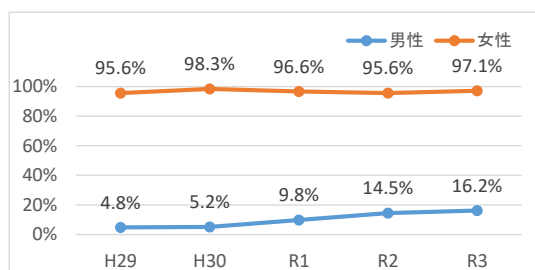
表1 県内の待機児童数等の推移

(各年4月1日現在、単位：人)

年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
申込児童(A)	120,140	121,884	125,223	126,739	125,454
利用定員*1	117,561	121,735	125,289	128,244	130,012
待機児童(B)**2,3	1,297	995	1,232	1,189	625
待機児童発生率(B/A)	1.08%	0.82%	0.98%	0.94%	0.50%

※1 子ども・子育て支援法に基づき市町村が定めた定員。企業主導型保育事業に係る定員は含まない。
 ※2 待機児童発生市町村は26市町村。
 ※3 市町村によっては、申込児童に対し、①定員が不足している、②定員まで受入れができていない等により待機児童が発生。

図1 男女別育児休業取得率



資料：福岡県「子育て・介護応援宣言企業アンケート調査」(各年度の数値は、前年度実績のとりまとめ結果)

2 施策の方向

(1) 概要

- ・質の高い幼児教育・保育を提供できる環境や多様な保育サービスの充実を図るとともに、地域全体で子育てを応援する気運醸成、仕事と家庭を両立できる職場づくりや子育て世帯への住宅支援等により、子育てを応援する社会づくりを推進します。

(2) 具体的な取組

① 幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上

- ・ 市町村の対策状況を踏まえ、待機児童対策推進アドバイザーの派遣等により、待機児童発生率等に応じて、重点的・効果的に多様な保育の受け皿整備・保育士確保を市町村に働きかけ、早期の待機児童解消を目指します。
- ・ 就労形態に関わりなく利用可能で、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園制度の活用を支援するとともに、福岡県保育士・保育所支援センター（愛称：ほいく福岡）の活用等により増大する保育ニーズに対応する保育士等を確保し、幼児教育・保育従事者に対して、必要な研修を実施します。

② 多様な保育ニーズへの対応

- ・ 延長保育、病児保育等の実施施設の拡大等、多様な保育サービスの充実を図ります。
- ・ 市町村が実施する障がい児や医療的ケア児の保育に係る受入体制の構築等を支援します。
- ・ 市町村が行う放課後児童クラブの整備や運営の支援、放課後児童支援員の認定・養成を行います。

③ 地域における子育て支援

- ・ 地域子育て支援拠点等の設置を促進し、地域の子育て応援体制づくりを進めます。
- ・ ふくおか・みんなで家族月間キャンペーンの実施や子育て応援パスポートの利用促進等により、子育て家庭を地域社会全体で応援する気運を高めます。
- ・ 子育て支援員やふくおか子育てマイスターを養成し、地域における子育て支援の人材育成を進めます。
- ・ 妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を行う子育て世代包括支援センターの市町村による効果的な運営の支援等、母子保健の相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業等を支援し、妊産婦の不安の軽減等を図ります。
- ・ 地域における新たな子どもの居場所や支援の必要がある子ども・家庭の気づきの場であるとともに、幅広い世代の交流や地域の賑わいづくり等、多様な役割が期待される子ども食堂について、市町村や民間団体と連携した支援を行います。

④ 仕事と子育ての両立支援

- ・ 企業の経営者が従業員の仕事と子育て、介護の両立を応援する取組を自主的に宣言する子育て応援宣言企業及び介護応援宣言企業の取組内容の充実等を図り、希望に応じて誰もが仕事と家庭の両立ができ、働き続けることができる職場づくりを促進するとともに、特に、女性と比べて取得率・取得期間が低水準に留まる男性の育児休業取得について企業の取組を促進します。【11(3)、15(1)】
- ・ 県内4地域で働き方改革の進め方等を企業が学べる機会を提供します。「働き方改革実行企業（よかばい・かえるばい企業）」の取組事例やノウハウを見える化し、魅力ある職場の輪を広げていきます。【8(1)、11(3)】

⑤ 子育て世帯への住宅支援

- ・ 若年世帯・子育て世帯が住宅にかかる負担を抑えながらライフスタイルに合った住生活を送れるよう、既存住宅の取得や改修を促進します。
- ・ 県営住宅への入居が容易となるよう、抽選方式募集では、倍率優遇措置等を行い、ポイント

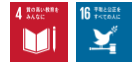
方式募集では、ポイント加算等を行うことで、子育て世帯の住宅確保を支援します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
保育所等利用待機児童数	625 人 (R3 年度)	0 人
子育て応援パスポート登録者数	52,254 人 (累計)	86,000 人 (累計)
子育て応援宣言企業の従業員の育児休業 取得率(男性)(再掲)	16.2 %	34.7 %
放課後児童クラブ待機児童数	264 人 (R3 年度)	0 人

26 きめ細かな対応が必要な子どもの支援

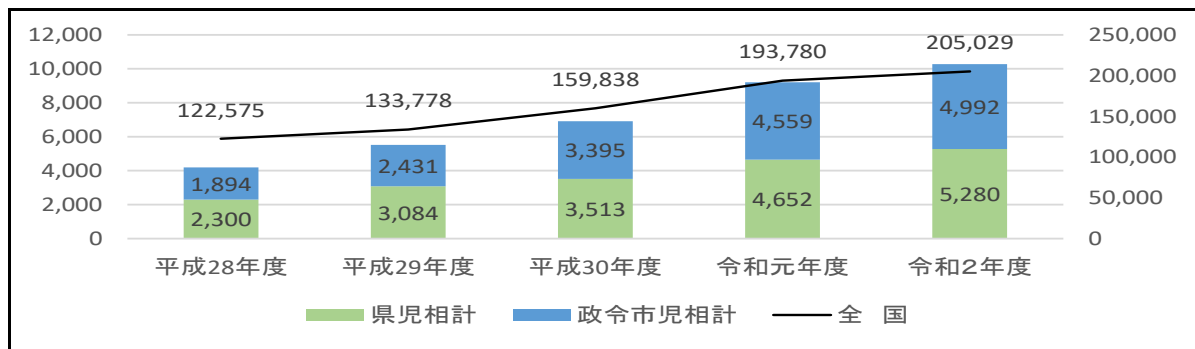
(1) 児童虐待防止対策の推進



1 現状と課題

- ・ 児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、著しい場合は死に至らしめることもあり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。
- ・ 児童虐待件数は、近年、高い水準で推移しており、本県においては、2020(令和2)年度には10,272件となっています(図1)。
- ・ このような中、本県では、2016(平成28)年度から2020(令和2)年度までに児童相談所職員を158名から234名に大幅に増員し、警察官や弁護士、保健師を配置する等体制の強化を図りました。
- ・ 2019(令和元)年には、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律が改正され、児童相談所における介入的機能と支援的機能の分離、児童福祉司や児童心理司の増員、関係機関間の連携強化等、児童虐待防止対策の更なる強化が求められました。
- ・ 児童虐待の早期発見、防止のためには、児童相談所の体制整備に加え、アセスメント力の強化、一番身近な相談窓口である市町村の家庭支援体制の充実、市町村、児童相談所、学校、警察、医療機関等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会の機能強化等に取り組む必要があります。

図1 児童虐待相談件数の推移



資料：福岡県

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 子どもが虐待を受けることなく安心して暮らせる社会づくりを進めるため、児童相談所、市町村、警察、医療機関等、関係機関の連携のもと、児童虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、再発防止に至るまでの切れ目のない取組を実施し、子どもの安全を確保します。
- ・ 児童相談所における相談体制の強化を図るとともに、職員研修を充実し、専門性の向上に取り組めます。また、児童相談所において、市町村職員に対し、相談援助技術に係る指導・助言を行うとともに、市町村における関係機関と連携した虐待防止の取組が充実するよう支援します。
- ・ 虐待により離れて暮らす親子が再び一緒に暮らせるよう、児童福祉司等による専任チームによるペアレントトレーニングやカウンセリング等を行います。

(2) 具体的な取組

① 児童相談所の体制強化

- ・ 虐待相談対応件数の増加や事案の複雑困難化に対応できるよう児童福祉司及び児童心理司を計画的に増員し、体制の充実を図ります。
- ・ 児童福祉司等に対し、課題を抱える家族への接し方、支援に係る研修や虐待の兆候に気付きにくいケースを想定した演習等を実施し、専門性の向上を図ります。
- ・ 子どもの個々の状況に応じた対応が可能となるよう、一時保護所居室の個室化等に取り組み、より家庭的で開放的な環境を整備します。

② 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

- ・ 関係機関で構成する市町村の要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等の情報を的確に共有し、役割分担の上、子どもや家族支援に取り組みます。
児童相談所は、当該協議会において支援対象となった全ての虐待ケースについて、主体的にリスク判断を行い、市町村を指導するとともに、リスクが高い場合は子どもの安全を確保します。
- ・ 虐待の早期発見・早期対応、再発防止を図るため、児童相談所と警察は緊密に連携しながら、子どもの安全確保や情報共有を行う等、虐待事案に迅速かつ的確に対処します。

③ 発生予防から再発防止までの総合的な施策の推進

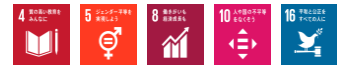
- ・ 虐待の早期発見・早期対応のため、児童虐待対応へのノウハウを有する拠点病院が研修や情報提供等を行うことにより、地域医療機関の児童虐待への対応力向上を図ります。また、出産後の養育について不安のある妊産婦等に看護師等が妊娠段階の相談対応から出産、育児まで継続した支援を行います。
- ・ 児童相談所において、虐待を行った保護者に対するカウンセリングを行うとともに、虐待を理由に離れて暮らす親子等に対し、個々の家族の課題や環境に合わせて作成した支援計画に基づき、子どもや保護者への支援・指導を行い、家族の再統合に向けた支援を行います。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
子ども家庭総合支援拠点の設置数	10 市町村 (累計) (R1 年度)	60 市町村 (累計)

26 きめ細かな対応が必要な子どもの支援

(2) 特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援



1 現状と課題

- ・ 本県においては、約 1,700 人(2019(令和元)年度)の子どもたちが児童養護施設や里親家庭等で生活しており、その中には、虐待を受けた子どもや発達障がいのある子どもが増えていることから、よりきめ細かなケアが必要となっています。
- ・ 2016(平成 28)年に児童福祉法が改正され、自らの家庭で暮らすことができない子どもについて、家庭と同様の環境で養育されるよう、特別養子縁組、養子縁組、里親への委託を進め、それが難しい場合は、できる限り家庭的な環境となるよう、小規模化かつ地域分散化された施設で養育することとされています。
- ・ こうした子どもたちは、保護者からの支援を受けられない場合も多く、円滑に社会に巣立っていけるよう、きめ細かな自立支援に取り組む必要があります。
- ・ 少子高齢化や核家族の進展、共働き世帯の増加等様々な要因により、本来、大人が担うような家族の介護やきょうだいの世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている子ども(ヤングケアラー)がいます。
- ・ 高校中退後進路が決まっていない、またはひきこもりの状態にある等社会とのつながりが薄れてしまっている若者がいます。

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 様々な理由により家庭において適切な養育を受けることができない子どもたちが健やかに育つよう、子どもの養育に理解や熱意があり、温かい愛情を持つ里親家庭やファミリーホームでの養育を推進します。また、児童養護施設等における養育単位の小規模化や心理職等専門職員の配置等高機能化により、きめ細かなケアを実施します。
- ・ 施設を退所した子どもが円滑に自立できるよう、経済的支援やきめ細かな相談支援に取り組みます。
- ・ ヤングケアラーや進路が決まっていない高校中退者等、困難を抱える子どもや若者を適切な支援につなぎます。

(2) 具体的な取組

① 家庭と同様の環境における養育の推進

- ・ 様々な広報媒体や機会を活用し、里親制度の普及啓発を図るとともに、乳幼児期は特に家庭的な環境で養育されることが大切であることから、乳幼児に限定した里親を集中的に募集する等、乳幼児の里親委託を推進します。
- ・ 質の高い里親養育を行うため、NPO法人等を活用し、里親の開拓から研修、委託後のサポートまでを包括的に行うフォスタリング機関を整備します。
- ・ 代替養育における「家庭と同様の養育環境」を推進するため、里親や施設職員といった経験豊かな養育者によるファミリーホームの設置を促進します。
- ・ 行動や情緒面で課題を抱える子ども等、手厚い養護が必要な子どもに対して、家庭的な環境の下で安定したきめ細かなケアを行うことができるよう、地域小規模児童養護施設の設

置や小規模グループケアの実施を推進します。

- ・ 児童養護施設等における心理療法担当職員や個別対応職員の配置を進め、小規模化・地域分散化された施設の機能強化を図ります。

② 子どもの自立支援の推進

- ・ 個々の子どもの学習能力に応じて、十分な教育が受けられるよう、施設等における学習環境の充実を図ります。また、就職や進学に必要な費用の一部負担、就職やアパート賃貸の際に必要な保証人の確保等により、施設等の子どもが円滑に社会に巣立つことができるよう支援します。
- ・ 施設等を退所し、就職する子ども等に対して、自立援助ホームを活用し、住居の提供や生活費の支援、日常生活上の相談援助等を行い、円滑な自立を支援します。
- ・ 施設を退所した子ども等に対する相談支援や継続的な状況把握を行う専任職員の配置を進め、施設等における自立支援機能の充実を図ります。
- ・ NPO法人を活用し、児童福祉や法律等の専門スキルを持つスタッフが、子どもの施設入所から退所後まで一貫した相談や生活支援、就業支援等を行うとともに、退所した子どもたちが集い、意見交換や情報交換等を行うことができる場を提供します。

③ ヤングケアラーや困難を抱える子どもへの支援

- ・ 家庭内のことで表に出にくいヤングケアラーの早期発見のために、学校や市町村の要保護児童対策地域協議会等の関係機関の理解を深めるとともに、そこで把握した支援が必要な子どもを着実に福祉施策につなげます。
- ・ 進路が決まっていない高校中退者等、困難を抱える若者を適切な支援機関につなぐ相談窓口を設置し、若者の就学や職業的な自立を促します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
里親等委託率	3歳未満 13.9 % 3歳以上就学前 24.5 % 就学期以降 24.7 %	3歳未満 60.7 % 3歳以上就学前 60.4 % 就学期以降 34.0 %
児童養護施設の子ども(高等学校等卒業後)の進学率	28.6 %	29.4 %

27 感染症対策の推進

(1) 感染症対策の推進



1 現状と課題

- ・ 新興感染症等が発生した場合は、甚大な健康被害の発生、社会経済活動に対する影響をできるだけ抑える対策が必要です。
- ・ 新型コロナウイルス感染症をはじめ、多くの新興感染症が人獣共通感染症であり、この発生には、人と動物の関係の変化、生物多様性の損失や気候変動等の地球環境の変化が強く関係しているとされ、ワンヘルスの視点からの各分野の取組が必要です。
- ・ 2019(令和元)年12月に海外で初めて確認された新型コロナウイルス感染症は、日本で2020(令和2)年1月に、本県で2月に初めて確認される等、世界中で感染が拡大しました。緊急事態措置やまん延防止等重点措置に伴う、県民に対する外出自粛の要請、飲食店等に対する休業や営業時間短縮要請等の感染防止対策は、本県の県民生活や社会経済活動に甚大な影響をもたらしています。
ワクチンの円滑な接種を進め、社会経済活動と感染防止対策の両立を図っていく必要があります。

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 様々な感染症の予防・まん延防止のため、市町村、医療機関等の関係機関と連携し、医療提供体制の整備、医薬品の備蓄等を行うとともに、感染症に応じた疫学調査・健康診断等に取り組み、県民への健康被害を最小限に抑えます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症感染拡大を防止するため、医療提供体制及び検査体制の強化に取り組みとともに、福祉施設や学校、飲食店等におけるクラスターを防止するための感染防止対策の徹底を図ります。また、市町村による円滑なワクチン接種を支援します。
あわせて、感染を予防する「新しい生活様式」の浸透、感染やワクチン接種を起因とする差別や偏見といった人権侵害の防止のための正しい知識の普及啓発を図ります。

(2) 具体的な取組

① 感染症の発生予防・まん延防止対策の充実

(関係機関との連携)

- ・ 海外から流入する感染症による健康被害を防止するため、検疫所、感染症指定医療機関、市町村等の関係機関と緊密に連携し、感染症患者の発生に備えた訓練の実施、様々な感染症の発生状況や予防方法等についての県民への周知に取り組みます。

(医療提供体制の強化)

- ・ 新興感染症等の発生に備え、医療提供体制の整備、医薬品の備蓄、電気・ガス等県民の生活維持にかかわる業務を行う事業者等に対する支援に取り組みます。

(疫学調査・健康診断)

- ・ 結核をはじめとする様々な感染症の予防・まん延防止のため、市町村、医療機関等の関係機関と連携し、県民への啓発、感染症に応じた疫学調査・健康診断等に取り組みます。

(人獣共通感染症対策)

- ・ 医療、獣医療、関係自治体等との連携体制を構築するため、連絡会議等を開催します。
- ・ 畜産農場の巡回指導を実施し、飼養衛生管理基準の遵守指導やワクチン接種を推進します。
- ・ 狂犬病予防法による犬の登録及び予防注射の徹底について、市町村、獣医師会等と連携し、飼い主に対し、啓発・指導します。【3(1)】

② 新型コロナウイルス感染症への取組

(医療提供体制及び検査体制の強化)

- ・ 症状にあわせた適切な医療を提供できるよう、医療機関の医療資機材の充実、入院病床及び宿泊療養施設の確保や広域調整、体外式膜型人工肺(エクモ)を扱える人材の育成等を推進します。
- ・ 感染拡大の予兆を探知し、早期に感染の広がりを抑え込む対策を打つため、検査体制の充実を図ります。
- ・ 感染症対策の最前線で重要な役割を担う保健所体制の強化を進めるとともに、外部人材の活用や市町村との連携による応援派遣スキームの充実を図ります。

(感染防止対策の推進)

- ・ 高齢者施設等における感染拡大を防止するため、施設職員に対する PCR 検査等の実施、感染防止対策の実地指導やクラスター発生施設に対する専門家の派遣及び助言等、施設における感染防止対策の徹底を図ります。
- ・ 学校における感染及びその拡大のリスクを低減し、生徒の安全・安心を確保し、学校の教育活動を継続するため、感染防止対策の徹底を図ります。
- ・ 感染リスクが高いとされている飲食の場における感染拡大を防止するため、飲食店の認証制度の普及及び感染防止対策の徹底を図ります。

(ワクチン接種の促進)

- ・ 国や市町村と連携し、副反応等専門的な相談に対する相談窓口の設置やワクチン接種に関する広報啓発を推進します。

(「新しい生活様式」の実践や人権に関する普及啓発)

- ・ 感染拡大を防止するため、日常生活における、「新しい生活様式」の実践や感染防止対策の徹底を行っていただくための広報啓発を推進します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の正しい知識を普及し、差別や偏見をなくすための広報啓発を推進します。

(治療薬の開発)

- ・ 福岡県保健環境研究所が、民間会社の共同研究者として、治療薬の開発に携わっていきます。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
全結核罹患率(人口 10 万人当たりの結核患者数)	10 人	7 人 (R7 年度)

28 災害からの復旧・復興、防災・減災、県土強靱化

(1) 災害からの復旧・復興、防災・減災、県土強靱化の推進



1 現状と課題

- ・本県では、平成29年7月九州北部豪雨をはじめ、大規模な自然災害が頻発しており、災害復旧・復興に向けた取組を加速することが求められています。
特に、新たな交通システムで復旧される JR 日田彦山線(添田駅~夜明駅)では、沿線の地域振興と持続的な発展に向けた取組が期待されています。
- ・近年、気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害に備え、ハード・ソフトの施策を総動員した、災害に強い県土づくりに取り組む必要があります。
- ・道路や河川、上水道、下水道、農業水利施設、漁港等の多くのインフラ施設は、高度経済成長期以降に集中的に整備されています。今後、建設後 50 年以上経過する施設の割合が急速に高まるため、施設の適切な維持管理に努める必要があります。



平成 29 年 7 月九州北部豪雨による災害
(筑後川水系赤谷川(朝倉市))



平成 30 年 7 月豪雨による浸水被害
(久留米市の状況)



令和元年 7 月大雨による浸水被害
(筑後川水系池町川(久留米市))



令和 2 年 7 月豪雨による浸水被害
(筑後川水系山ノ内川合流点(久留米市))



令和 3 年 8 月大雨による浸水被害
(筑後川水系池町川(久留米市)出典:久留米市資料)

2 施策の方向

(1) 概要

- ・甚大な被害を受けた被災地の早期の復旧を図るとともに、復興に向けた地域振興を被災地と一緒に進めます。
- ・災害に強い県土をつくるため、自然災害対策や住民避難に資する防災情報の提供を進めるほか、公共施設の適切な維持管理を推進します。

(2) 具体的な取組

① 頻発する災害からの復旧

- ・災害により被災した道路や河川、農地、農業水利施設等の復旧を加速させます。
- ・災害復旧に当たっては、原形復旧のみならず、機能を向上させる改良復旧事業の活用も含めて検討し、再度災害の防止に努めます。

② JR 日田彦山線沿線の地域振興

- ・BRT(バス高速輸送システム)による復旧を着実に進めるとともに、「福岡県日田彦山

線沿線地域振興計画」に基づき、域内の人口確保と域外から人を呼び込むための魅力ある地域づくりや地域が潤う産業振興を進めます。

③ 流域治水等の推進

- ・ これまでの河川、下水道等の整備による治水対策に加え、水田やグラウンド等に雨水を貯留・浸透させ、河川への流出を抑制する等の取組を示した「流域治水プロジェクト」を策定し、流域のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を推進します。【6(1)】
- ・ 災害に強い県土の構築に向け、治水、治山、砂防、道路防災等の自然災害対策を推進します。
- ・ ため池や用・排水路をはじめとする農業水利施設等の整備を計画的に推進します。
- ・ 農業用ハウスの浸水リスクを回避するため、市町村の枠を越えた広域的な移転を推進します。
- ・ リスク情報をあらかじめ提供するほか、災害時の避難活動に資する河川や土砂災害等の防災情報を更に充実します。また、関係機関と連携し、県境を含む防災体制の強化を推進します。

④ 耐震化の推進

- ・ 地震等による被害の軽減を図るとともに、円滑かつ迅速な応急活動や地域の産業・人流・物流を維持できるよう、道路や港湾、主要なターミナル駅等のインフラ施設の耐震化を進めます。
- ・ 災害時に防災拠点となる市町村庁舎、学校、災害拠点病院等の耐震化を促進します。
- ・ 住宅及びその他の特定建築物[※]についても、所有者等への普及啓発や改修工事費の助成等を通じて耐震化を推進します。

〔 ※ 特定建築物：学校、体育館、幼稚園、老人ホーム等不特定多数が利用する建築物のうち、
「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定められたもの。 〕

⑤ 老朽化対策の推進

- ・ 道路や河川、砂防、港湾、上水道、下水道、農業水利施設、漁港等のインフラ施設を将来にわたり安全に利用していくため、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策を進めます。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
「氾濫推定図」の作成・公表数	100 河川 (累計) (R3 年度)	全て公表 (累計 293 河川) (R5 年度)
県管理道路橋の落橋・崩壊防止対策の実施橋梁数	34 橋 (累計)	全て実施 (累計 64 橋)
高潮特別警戒水位の設定・公表数	—	全て公表 (累計 3 沿岸)
特定建築物の耐震化率	88.5 %	100 % (R7 年度)

29 地域防災力と危機管理の強化

(1) 地域防災力と危機管理の強化



1 現状と課題

- ・本県は平成29年7月九州北部豪雨から5年連続で被災しており、集中豪雨や台風、地震等の自然災害に備え、地域防災力を強化していくことが必要です。(表1)
- ・県民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけ被害を軽減していくため、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく取組が必要です。
- ・また、災害に備えて必要な資機材を整備するとともに、国や市町村、関係団体等との相互の連携・協力体制を構築し、構築した関係を持続的なものとする必要があります。

表1 2017(平成29)年以降の主な災害の被害状況

災害名	死者・行方不明者数	家屋被害	被害額
平成29年7月九州北部豪雨	39名	2,530件	1,941億円
平成30年7月豪雨	4名	5,205件	285億円
令和元年8月27日からの大雨	1名	530件	78億円
令和2年7月豪雨(※)	2名	4,364件	485億円
令和3年8月11日からの大雨(※)	0名	3,364件	215億円

(※) 速報値のため今後変更の可能性あり

資料：福岡県「災害年報」

2 施策の方向

(1) 概要

- ・県民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と県民福祉の確保に万全を期するため、関係団体等と連携・協力し、災害対応力の充実強化を図るとともに、地域における多様な主体が自発的に防災活動を推進していく社会を目指します。

(2) 具体的な取組

① 地域防災力の向上

- ・災害に対する日頃の備えや避難行動に役立つ情報について、防災ホームページや出前講座の開催等により、積極的に発信します。
- ・自主防災組織に対して、防災に関する知識や技術の習得を目的とした研修・訓練を実施し、地域防災力の中核を担う人材育成に取り組みます。
- ・消防団の担い手を育成するための大学サークルの支援、消防団活動への協力が顕著な事業所への優遇措置や表彰等、消防団員確保に取り組みます。
- ・災害時に、高齢者や障がいのある人等特に配慮を要する人、いわゆる要配慮者が円滑に避難し、避難先で必要な支援が受けられるよう、避難行動要支援者の個別避難計画の作成や福祉避難所の充実等、市町村の取組を支援します。
- ・外国人に対する災害時の情報提供等、在住外国人への防災対策の充実を図ります。

② 災害対応力の強化

- ・「福岡県地域防災計画」等の各種計画の更なる充実を図ります。
- ・市町村地域防災計画、災害対応マニュアルの見直しや改善等、市町村防災力の強化を支援します。
- ・関係団体との災害時応援協定の締結等により、災害への対応を強化します。
- ・訓練の実施や資機材の充実等を通じて、災害対応力の向上を図るとともに、大規模災害発生時における業務継続性を確保します。
- ・災害拠点病院、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化に取り組むとともに、災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンを含む。)や関係機関との連携強化を進め、災害時における医療提供体制の更なる強化を図ります。
- ・要配慮者に適切な支援を行うため、福祉専門職による災害派遣福祉チーム(DWAT)の体制づくりに取り組みます。
- ・避難所における感染防止対策を徹底し、適切な避難所運営が実施されるよう市町村へ助言を行います。また、県は、マスクや消毒液、体温計、間仕切り等の備蓄等により、市町村の備蓄を補完します。
- ・災害発生時における被災動物の保護や避難所での飼養等について、ワンヘルスの理念に基づき、関係機関と連携し、対応します。
- ・災害発生時における速やかな住宅支援を実現するため、関係機関と協力・連携し、迅速かつ的確に対応できる体制を構築します。
- ・災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を可能にするため、関係機関との連携強化や市町村職員への研修等を通じて、災害廃棄物処理体制の整備を進めます。
- ・ジェンダー平等・男女共同参画の視点を持った災害対応人材の育成や防災会議における性別の偏りを是正する等、多様な視点による防災体制づくりに取り組みます。【15(1)】
- ・原子力災害に係る事前対策として、情報収集・伝達体制、モニタリング体制、防護資機材の整備等を行います。併せて、緊急時モニタリング、住民避難、原子力災害医療等の訓練の実施とその検証を重ねて、応急対策の実効性を高めます。
- ・災害時に気象情報、避難情報、被災情報等を収集・伝達する防災・行政情報通信ネットワークの機能を充実します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
消防団員充足率	91.4 %	91.9 %
自主防災組織の組織率	94.7 %	96.2 %
避難行動要支援者の個別避難計画の作成率が70%超の市町村数	34 市町村 (累計)	43 市町村 (累計)

30 生活と産業の発展を支える社会基盤の整備

(1) 福岡空港・北九州空港の機能強化、鉄道ネットワークの強化



1 現状と課題

- ・ 空港は、観光、ビジネス、物流、国際交流等、経済・社会活動の活性化に極めて大きな役割を果たしており、今後も増大し、多様化する航空需要に幅広く応え、成長するアジアの活力を取り込み、本県のみならず九州全体の発展につなげていくため、福岡空港と北九州空港の機能強化を進めていく必要があります。
- ・ 福岡空港については、九州・西日本地域の発展を支える拠点空港であり、またアジアのゲートウェイとして重要な役割を果たしていますが、朝夕の航空機発着のピーク時には混雑や遅延等が常態化しており、抜本的な空港能力の向上が急務となっています。
- ・ 北九州空港については、九州では唯一、貨物定期便が就航し、国際貨物取扱量も3年連続で過去最高を記録しています。一方で、貨物拠点空港として更に発展していく上で、現在の2,500メートル滑走路では、その長さの不足により大型貨物機の長距離運航ができないという課題を抱えています。そのため、国により滑走路を3,000メートルに延長する計画が検討されており、その事業採択に向けて貨物定期便の誘致や貨物取扱量の増加に取り組む必要があります。
- ・ 両空港が抱える課題を克服し、それぞれの特徴を活かして、役割分担と相互補完をしていくことが重要です。
- ・ 鉄道は、通勤・通学をはじめとする県民生活を支えるだけでなく、本県と九州各県との交流・連携を高め、九州の一体的発展・浮揚を図る基幹的な交通機関です。

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 福岡空港は、アジアの拠点空港として発展することを目指し、路線ネットワークを更に拡充する上で不可欠な発着枠を確保するため、滑走路増設事業を着実に推進し、早期完成を目指します。
- ・ 北九州空港は、貨物拠点空港として発展することを目指し、北米・欧州への大型貨物機の長距離運航が可能となるよう、滑走路延長の早期実現に向けて取組を進めます。
- ・ 都心部に近く、世界有数の利便性を持つ福岡空港、九州で唯一24時間利用可能な海上空港である北九州空港のそれぞれの特徴を活かし、両空港の役割分担と相互補完を進めていきます。
- ・ また、九州の一体的発展を導く鉄道ネットワークの強化を図ります。

(2) 具体的な取組

① 福岡空港の滑走路増設、アクセスの強化

- ・ 福岡空港では、滑走路増設事業を着実に進めるとともに、滑走路処理容量の拡大を踏まえて未就航のアジア、北米、オーストラリア路線等の戦略的な路線誘致を行い、国内外のネットワークを拡充します。
- ・ また、自動車でのアクセス強化を図るため、福岡高速3号線(空港線)延伸事業整備を推進します。

② 北九州空港の滑走路延長（3,000メートル化）

- ・北九州空港では、滑走路の3,000メートルへの延長を早期に実現するとともに、貨物定期便の誘致や貨物取扱量の増加に引き続き取り組み、貨物拠点空港を目指します。また、福岡空港では対応できない早朝深夜便やLCC路線の誘致を進めます。

③ 鉄道ネットワークの強化

- ・鉄道の利便性向上による交流人口の拡大に向け、都市間を結ぶ鉄道ネットワークの強化を図ります。
- ・九州新幹線西九州ルートについては、2022（令和4）年秋頃の武雄温泉駅～長崎駅間の開業にあたり、その利用促進に取り組むとともに、東九州新幹線については、関係自治体と連携して整備構想を促進します。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
北九州空港の利用者数	124万人 (H30～R2平均)	212万人
北九州空港の航空貨物取扱量	15,362トン	42,000トン
鉄道利用者数	1,389千人/日 (R1年度)	維持

30 生活と産業の発展を支える社会基盤の整備

(2) 道路、港湾の整備



1 現状と課題

- ・ 県内には、「福岡空港」や「北九州空港」のほか、国内有数の取扱貨物量を誇る「北九州港」や「博多港」、自動車産業の集積する「苅田港」、世界遺産の構成資産かつ稼働資産である「三池港」等、優れた交通拠点を有しています。県民の生活と産業の発展を支えるためには、それらインフラ施設を最大限に活用していくことが重要です。
- ・ 空港や港湾等の交通拠点を整備し、機能を更に発揮させるためには、拠点までのアクセス機能の強化や県内各地域を結ぶ幹線道路の整備を推進する必要があります。
- ・ 平常時・災害時を問わず、人流・物流を支える強靱なネットワークを構築するためには、高規格道路におけるミッシングリンク※¹の解消や暫定2車線区間の4車線化、リダンダンシー※²の確保、環状機能の強化等を図ることが必要です。
- ・ 都市部においては、慢性的な渋滞が発生している箇所もあり、交通の円滑化を図る必要があります。

※¹ ミッシングリンク：未整備区間等の途中で途切れている区間

※² リダンダンシー：自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化する等、予備の手段が用意されていること



東九州自動車道【暫定2車線区間】



取扱貨物量 10年間で
約1.2倍に増加

苅田港



国際コンテナ貨物量
10年間で約2.7倍に増加

三池港

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 交通拠点へのアクセス強化や福岡都市圏、北九州都市圏をはじめとした県内主要都市を結ぶ広域道路ネットワークの整備及び強化を行うことにより、地域活性化の支援や渋滞の解消を図り、平常時・災害時を問わず、人流・物流の確保・活性化を目指します。
- ・ 港湾管理者による北九州港、博多港の機能強化や県営港湾の整備・利用促進を図り、県内外へ人・モノが活発に移動するための拠点づくりを進めます。

(2) 具体的な取組

① 下関北九州道路の実現

- ・ 関門トンネルや関門橋の代替機能の確保、循環型ネットワーク形成による北九州・下関地域の一体的発展のために必要な下関北九州道路の事業化に向けた調査等を推進します。



下関北九州道路

② 広域ネットワークの整備

- ・ 福岡都市圏や北九州都市圏とのネットワークを強化し、人流・物流の確保や活性化を図るため、東九州自動車道の4車線化事業等の高規格道路の整備を促進します。
- ・ 地域間の連携が円滑に図られるよう、地域と地域を結ぶ基幹的な道路網の整備に取り組みます。
- ・ 交通のアクセス機能の強化を図るため、空港・港湾と県内各地域を結ぶ幹線道路のネットワーク整備やラストワンマイル^{※3}の道路整備を進めます。
- ・ 平常時・災害時を問わない安定的な道路ネットワークの確保を図るため、緊急輸送道路や重要物流道路において、道路拡幅やバイパス等の整備を推進します。

[※3 ラストワンマイル:最終目的地までのわずかな範囲(ワンマイル、程度の範囲)が機能していない状態]

③ 地域の自立促進のための道路網の整備

- ・ 高速道路の利便性向上による地域経済の更なる活性化や地域生活の改善を進めるため、スマートICやICアクセス道路の整備を推進します。
- ・ 交通渋滞を緩和し交通の円滑化を図るため、道路拡幅、バイパス、道路と道路や鉄道との交差点の立体化等の整備を進めます。

④ 県営港湾の整備・利用促進

- ・ 苅田港では、港湾機能の拡充、港の利用促進を図るため、航路の整備、新松山地区の国際・国内物流ターミナルの整備、新松山臨海工業団地の分譲促進と造成等に取り組みます。
- ・ 三池港では、港湾機能の拡充、港の利用促進を図るため、既存の国際定期航路の充実、新規航路誘致等に取り組みます。
- ・ 大牟田港、大島港、宇島港、芦屋港、若津港では、地域の実情を踏まえた整備を行います。

3 数値目標

数値目標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)
鳥栖朝倉線(味坂 SIC(仮称)工区)の整備	—	完成 (R5 年度)
三池港コンテナ取扱個数	18,935 TEU	24,000 TEU

基本方向「将来の発展を支える基盤をつくる」では、生活と産業の発展を支える社会基盤の整備として、福岡空港の滑走路増設、北九州空港の滑走路延長、道路・港湾の整備、といった取組を掲げておりますが、この他にも、

- ・ ワンヘルスの推進
- ・ 産業、地域社会、行政のデジタル化
- ・ 脱炭素化との推進、エネルギー関連産業をはじめとする産業の育成
- ・ 医療提供体制の確保
- ・ 自然との共生、快適な生活環境の形成

等、県政の各分野に広く関わり、生活と産業に密接に関連するこれらの取組も本県の発展のために重要な社会基盤です。

感染症や災害に負けない強靱な社会づくり、地方創生の基本である「誰もが住み慣れたところで『働く』、長く元気に『暮らす』、子どもを安心して産み『育てる』」ことができる地域社会づくりを進めつつ、これらの取組を進めることにより、本県を九州のリーダーとして、さらに成長、発展させていくための基盤をつくってまいります。

【 参考 】

I 数値目標一覧

施策の充実・強化につなげるために、施策の目標に対する達成度を測る指標を設定します。

基本方向 世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する

30の取組事項(中項目)	番号	数値目標名	当初値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
施策(小項目)				
I 次代を担う「人財」の育成				
(1) 学校教育の充実	1	全国学力・学習状況調査における学力上位層の構成割合が全国平均を上回る地区数(教育事務所別)[公立小学校]	国語: 5 地区 算数: 2 地区 (R3年度)	全地区 (国語: 6 地区 算数: 6 地区)
	2	全国学力・学習状況調査における学力上位層の構成割合が全国平均を上回る地区数(教育事務所別)[公立中学校]	国語: 1 地区 数学: 1 地区 (R3年度)	全地区 (国語: 6 地区 数学: 6 地区)
	3	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力中・上位層の構成割合が全国平均を上回る区分数(教育事務所、小中学校、男女別)[公立小中学校]	18 区分 (R1年度)	全区分 (24 区分)
(2) 未来へはばたく青少年の応援	4	同一校区内にある放課後児童クラブとアンビシャス広場・放課後子供教室が連携して体験・交流活動を行っている割合	73.7 % (R3年度)	100%
	5	国民体育大会の順位	13 位	8 位
(3) グローバル社会で活躍する青少年の育成	6	中学校卒業段階でCEFR A1レベル相当以上を達成した生徒の割合[公立中学校]	46.9 % (R1年度)	60.0 %
	7	高等学校卒業段階でCEFR A2レベル相当以上を達成した生徒の割合[県立高等学校]	49.3 % (R1年度)	60.0 %
(4) 産業人材の育成	8	グリーン・デジタル産業分野でのイノベーションを生み出す中核人材の育成人数	1,750 人/年	13,000 人 (5年間累計)
	9	観光産業を支える人材の育成人数	950 人/年	5,000 人 (5年間累計)
	10	新規就業者数(農林水産業)	500 人/年	2,630 人 (5年間累計)

30の取組事項(中項目)	番号	数値目標名	当初値	目標値
			(R2年度)	(R8年度)
2 世界から選ばれる福岡県の実現				
(1) 国内外からの戦略的企業誘致	11	企業立地件数	54 件/年	300 件 (5年間累計)
	12	県及び市町村による産業用地の整備着手面積	—	100 ha (5年間累計)
	13	特区制度を活用して設備投資を行った企業数	169 社 (累計)	300 社 (累計)
(2) 企業等の海外展開支援、海外からの誘客促進	14	中小企業の海外展開成約件数	30 件/年	165 件 (5年間累計)
	15	延べ宿泊者数(外国人)	426 万人泊 (R1年)	532 万人泊 (R8年)
	16	県産農林水産物の輸出額	38.1 億円	72.0 億円
	17	福岡空港の新規国際路線誘致数	—	4 路線 (累計)
3 ワンヘルスの推進				
(1) ワンヘルスの推進	18	ワンヘルス宣言事業者登録数	—	11,000 件 (5年間累計)
4 移住定住の促進				
(1) 移住定住の促進	19	県外からの移住世帯数	876 世帯/年	5,000 世帯 (5年間累計)
	20	ふくおかファンクラブ会員数	2,270 人 (累計)	8,000 人 (累計)
5 デジタル社会の実現				
(1) 地域社会と行政のデジタル化	21	国が示すオンライン化を推進すべき手続のオンライン化達成率	25.8%	100 % (R7年度)
(2) 産業のデジタル化	22	中小企業におけるDXの実践割合	9 % (参考値:全国)	40 %
6 グリーン社会の実現				
(1) 脱炭素化の推進と産業の育成	23	温室効果ガスの総排出量の削減率	22.9 % (H30年度)	38.3 %
	24	再生可能エネルギー発電設備導入容量	269 万kW	405 万kW

30の取組事項(中項目)	番号	数値目標名	当初値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
施策(小項目)				
7 成長産業の創出				
(1) 新たな成長産業の創出	25	成長産業分野への新規参画企業数	89 社/年	500 社 (5年間累計)
	26	県の支援により新たな成長産業分野における新製品、新サービスの開発件数	34 件/年	200 件 (5年間累計)
	27	新たに電動化や情報通信等の次世代技術に取り組む自動車関連企業数	9 社・団体/年	75 社・団体 (5年間累計)
(2) 創業、ベンチャーの支援	28	1億円以上の資金調達を行ったベンチャー企業数	12 社/年	80 社 (5年間累計)

基本方向 誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる

30の取組事項(中項目)	番号	数値目標名	当初値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
施策(小項目)				
8 中小企業の振興				
(1) 経営基盤の強化	29	県の支援により生産性が向上した中小企業・小規模企業者数	34 社/年	500 社 (5年間累計)
	30	重点支援企業のうち売上または経常利益が向上した企業の数	263 社	300 社
(2) 新たな事業展開の促進	31	経営革新計画策定企業のうち売上または経常利益が向上した企業の数	207 社/年	1,000 社 (5年間累計)
	32	工業技術センターの企業への技術移転件数	22 件/年	120 件 (5年間累計)
(3) 小規模企業者の事業の持続的な発展	33	県の支援により生産性が向上した小規模企業者数	15 社/年	150 社 (5年間累計)
	34	重点支援企業である小規模企業者のうち売上または経常利益が向上した企業の数	223 社	250 社
9 農林水産業の振興				
(1) マーケットインの視点での生産力の強化	35	デジタルデータを活用した経営を行う経営体数(農林水産分野)	285 経営体 (累計)	1,047 経営体 (累計)
(2) 「選ばれる福岡県」に向けてブランド力強化、販売の促進	-	県産農林水産物の輸出額(再掲)	38.1 億円	72.0 億円
	36	福岡フェア等における県産食材の取扱高	287 百万円	400 百万円
(3) 農林水産業の次代を担う人材の育成	-	新規就業者数(農林水産業)(再掲)	500 人/年	2,630 人 (5年間累計)
	37	新規農業法人数	40 法人/年	250 法人 (5年間累計)
	38	経営参画する女性農業者数	274 人 (累計)	420 人 (累計)
(4) 持続可能な農林水産業に向けたワンヘルスの推進	39	ワンヘルスの実践に取り組む経営体数(農林漁業)	-	6,000 経営体 (5年間累計)
	40	国際水準GAPの認証取得数	37 件 (累計)	60 件 (累計)

30の取組事項(中項目)	番号	数値目標名	当初値	目標値
			(R2年度)	(R8年度)
10 地域と調和した観光産業の振興				
(1) ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた観光産業の高付加価値化	41	旅行消費単価(日本人)	36,300 円 (R2年)	50,800 円 (R8年)
	42	旅行消費単価(通常入国外国人)	66,000 円 (R1年)	78,000 円 (R8年)
(2) 広域ルートの設定・新たな観光エリアの創出による旅行消費の拡大	-	旅行消費単価(日本人)(再掲)	36,300 円 (R2年)	50,800 円 (R8年)
	-	旅行消費単価(通常入国外国人)(再掲)	66,000 円 (R1年)	78,000 円 (R8年)
	43	リピーター率	59.5 % (R1年度(参考値))	65.0 %
(3) デジタルマーケティングの強化	44	県の観光情報SNSフォロワー数(国内向け)	85,008 人	200,000 人
	45	県の観光情報SNSフォロワー数(海外向け)	197,570 人	400,000 人
	46	県の観光情報SNS記事閲覧数(国内向け)	400 万回	800 万回
	47	県の観光情報SNS記事閲覧数(海外向け)	217 万回	400 万回
(4) マーケティングに基づく戦略的な国内外からの誘客・県内周遊の促進	48	延べ宿泊者数(日本人)	1,616 万人泊 (R1年)	1,772 万人泊 (R8年)
	-	延べ宿泊者数(外国人)(再掲)	426 万人泊 (R1年)	532 万人泊 (R8年)
	-	リピーター率(再掲)	59.5 % (R1年度(参考値))	65.0 %
(5) 観光人材の育成、観光組織体制の強化	49	観光地域づくり法人及び観光地域づくり候補法人の数	11 団体 (累計)	17 団体 (累計)

30の取組事項(中項目)	番号	数値目標名	当初値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
施策(小項目)				
11 雇用対策の充実、魅力ある職場づくり				
(1) 産業・企業ニーズを踏まえた人材育成・定着支援	50	DX人材育成や人材不足分野対策等による新規正規雇用数	—	1,900人 (5年間累計)
	51	高等技術専門校の就職率	89.5% (R1年度)	91.0%
	52	民間教育訓練機関等に委託して行う委託訓練の就職率	80.9% (R1年度)	81.0%
	53	技能検定の受検申請者数	4,805人 (R1年度)	5,300人
(2) 求職者(若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人)の状況に応じたきめ細かな就職支援	54	若者就職支援センター就職率	79.3% (H30~R2平均)	80.0%
	55	若者就職支援センター就職者の正規雇用率	85.4% (H30~R2平均)	90.0%
	56	中高年就職支援センター就職率	55.6% (H30~R2平均)	63.0%
	57	子育て女性就職支援センターによる就職者数	729人/年 (H30~R2平均)	5,000人 (5年間累計)
	58	70歳現役応援センターによる進路決定者数	1,666人/年 (H30~R2平均)	10,000人 (5年間累計)
	59	県内民間企業における障がい者雇用率	2.18%	2.34%
	60	福岡障害者職業能力開発校の就職率	70.7% (R1年度)	73.0%
61	民間教育訓練機関等に委託して行う障がい者委託訓練の就職率	56.6% (R1年度)	60.0%	
(3) 誰もが安心して活躍できる魅力ある職場づくり	62	子育て応援宣言企業の従業員の育児休業取得率(男性)	16.2%	34.7%
	63	働き方改革実行企業(よかばい・かえるばい企業)の新規登録社数	172社/年	1,500社 (5年間累計)

30の取組事項(中項目)	番号	数値目標名	当初値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
施策(小項目)				
12 健康づくり、安心で質の高い医療の提供				
(1) 健康づくりの推進による健康寿命の延伸	64	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	国調査予定 (R3年度)	R3年度の 結果以上
(2) こころの健康づくりの推進	65	自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	15.0 人 (R1年)	12.5 人
(3) がん、難病対策の推進	66	がんの75歳未満年齢調整死亡率(人口10万人当たりのがん死亡者数)	74.9 人 (R1年度)	68.4 人
(4) 医療提供体制の確保・医療保険制度の安定的な運営	67	ジェネリック医薬品普及率(数量ベース)	76.1 %	80.0 %
	68	福岡県ナースセンターの無料職業紹介事業等により就職した看護職員数	1,008 人	1,680 人
13 スポーツ立県福岡の実現				
(1) スポーツ立県福岡の実現	69	スポーツイベント開催件数	275 件 (H30~R2平均)	405 件
	70	障がい者が参加できるプログラムを提供している総合型地域スポーツクラブの割合	34.5 %	100 %
	-	国民体育大会の順位(再掲)	13 位	8 位
14 文化芸術の振興				
(1) 文化芸術の振興	71	文化芸術を直接鑑賞した県民の割合	69.0 %	76.2 %
	72	県立美術館入館者数	158,426 人 (H30~R2平均)	160,000 人
	73	企業等に有料で貸し出しされた障がい者のアート作品数	-	210 件
15 ジェンダー平等の社会づくり				
(1) ジェンダー平等、男女共同参画の推進	74	市町村審議会等委員に占める女性の割合	32.9 %	40.0 %
	75	自治会長における女性の割合	9.6 %	13.7 %
	76	知事部局及び各種委員会事務局における本庁課長相当職に占める女性の割合	17.3 % (R3年度)	20 % 以上 (R7年度)

30の取組事項(中項目)	番号	数値目標名	当初値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
施策(小項目)				
16 高齢者、障がいのある人への支援				
(1) 高齢者の活躍応援	-	70歳現役応援センターによる進路決定者数(再掲)	1,710人/年	8,500人 (5年間累計)
	77	総合型地域スポーツクラブにおける高齢者等の割合	24.00%	35.78%
(2) 地域包括ケアの推進	78	県内高齢者施設等における虐待発生率	0.2%以下 (R1年度)	全国数値を 下回る
	79	認知症サポーターの養成数	475,487人 (累計)	664,000人 (累計)
	80	高齢者向け住まい数	55,979戸 (累計)	59,000戸 (累計)
(3) 介護サービスの確保	81	介護職員の増加数	3,586人/年 (R1年度)	9,500人 (5年間累計)
	82	介護保険給付費の全国平均比	1.009	1.000
(4) 障がいのある人の生活支援	83	障がいのある人の平均収入月額	全国45位	全国10位以上
17 社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援				
(1) DV防止対策及び被害者支援	84	DV被害者支援に関する市内連絡会議を設置した市町村数	49団体 (累計)	60団体 (累計)
(2) 子どもの貧困対策の推進	85	生活保護世帯に属する子ども(高等学校等卒業後)の大学等進学率	34.7%	47.8% (R7年度)
	86	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	4.6%	3.8% (R7年度)
(3) ひとり親家庭の支援	87	ひとり親サポートセンター登録者の就職率	62.7%	79.5%
(4) 生活困窮者等の支援	88	頻回受診指導対象者に係る改善者割合	72.1%	80.0%
18 人権が尊重される心豊かな社会づくり				
(1) 人権教育・人権啓発の推進	89	県人権啓発情報センター来館者数	28,405人 (H30~R2年度)	36,500人

30の取組事項(中項目)	番号	数値目標名	当初値	目標値
			(R2年度)	(R8年度)
19 外国人材に選ばれる地域づくり				
(1) 外国人材が活躍できる地域づくり	90	留学生の県内企業就職者数	929人 (R1年度)	1,220人
(2) 海外との地域間交流・国際貢献の推進	91	県及び県内市町村と海外自治体等との継続的な国際交流事業の件数	60件	72件
	92	国際環境協力の案件数	14件 (累計)	27件 (累計)
20 安全で安心して暮らせる地域づくり				
(1) 暴力団壊滅、飲酒運転撲滅及び性暴力根絶の対策の推進	93	性犯罪認知件数	228件 (R2年)	190件 (R8年)
	94	飲酒運転による交通事故発生件数	111件 (R2年)	60件 (R8年)
(2) 犯罪や事故のない地域づくりの推進	95	刑法犯認知件数	27,627件 (R2年)	23,000件 (R8年)
	96	二セ電話詐欺被害額	3.9億円 (R2年)	3.5億円 (R8年)
	97	交通事故死者数	91人 (R2年)	80人 (R7年)
(3) 暮らし・食品の安全の推進	98	消費者安全確保地域協議会の人口カバー率	54%	100%
	99	食品営業施設等への監視指導実施率	66.9%	100%
	-	国際水準GAPの認証取得数(再掲)	37件 (累計)	60件 (累計)
21 地域の活力向上				
(1) 県内各地域の振興	100	人口の社会減の数値が改善した圏域数	-	10圏域
	101	地域おこし協力隊員数	119人	137人
	102	乗合バス利用者数	269,132千人 (R1年度)	維持
	103	地域鉄道利用者数	7,540千人 (R1年度)	維持
	104	立地適正化計画を作成した市町村の数	11市町村 (累計)	19市町村 (累計)

30の取組事項(中項目)	番号	数値目標名	当初値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
施策(小項目)				
22 共助社会づくり、生涯学習の推進				
(1) NPO・ボランティア団体等多様な主体の協働の推進	105	NPO・ボランティアと県との協働事業件数	143 件	168 件
(2) 生涯学習の推進	106	「ふくおか生涯学習ひろば」へのアクセス件数	—	60,000 件
	-	県立美術館入館者数(再掲)	158,426 人 (H30~R2平均)	160,000 人
	107	県立図書館の図書貸出冊数	404,516 冊 (H30~R2平均)	460,000 冊
	108	県立社会教育施設の利用団体数	1,504 団体 (H30~R2年度)	1,900 団体
23 快適な環境の維持、保全				
(1) 循環型社会の推進	109	一般廃棄物最終処分量	182 千トン	171 千トン (R7年度)
	110	産業廃棄物最終処分量	520 千トン	526 千トン (R7年度)
	111	リサイクル技術の実用化件数	37 件 (累計)	49 件 (累計)
(2) 自然との共生と快適な生活環境の形成	112	生物多様性プラットフォーム(HP)アクセス数	177,391 件	266,100 件
	113	農地等の維持・保全に取り組む面積	41,545 ha (累計)	42,180 ha (累計)
	114	景観計画により景観に関して規制・誘導を行う市町村数	26 市町村 (累計)	30 市町村 (累計)

30の取組事項(中項目)	番号	数値目標名	当初値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
施策(小項目)				
24 教育の充実				
(1) 学力、体力の向上	-	全国学力・学習状況調査における学力上位層の構成割合が全国平均を上回る地区数(教育事務所別)[公立小学校](再掲)	国語: 5 地区 算数: 2 地区 (R3年度)	全地区 (国語: 6 地区 算数: 6 地区)
	-	全国学力・学習状況調査における学力上位層の構成割合が全国平均を上回る地区数(教育事務所別)[公立中学校](再掲)	国語: 1 地区 数学: 1 地区 (R3年度)	全地区 (国語: 6 地区 数学: 6 地区)
	115	授業の中で自分たちで課題を立て、解決に向け話し合い、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思う児童の割合[公立小学校]	65.5 % (R3年度)	全国平均以上 (※参考: R3年度 全国平均 70.9)
	116	授業の中で自分たちで課題を立て、解決に向け話し合い、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思う児童の割合[公立中学校]	67.0 % (R3年度)	全国平均以上 (※参考: R3年度 全国平均 71.5)
	117	朝食を食べる習慣が定着している児童の割合[公立小学校]	93.3 % (R1年度)	全国平均以上 (※参考: R1年度 全国平均 95.3)
	-	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力中・上位層の構成割合が全国平均を上回る区分数(教育事務所、小中学校、男女別)[公立小中学校](再掲)	18 区分 (R1年度)	全区分 (24 区分)

30の取組事項(中項目)	番号	数値目標名	当初値	目標値
			(R2年度)	(R8年度)
24 教育の充実				
(2) 豊かな心の育成	118	相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合[公立小中学校]	38.4 %	33.0 %
	119	相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合[県立高等学校]	55.7 %	50.0 %
	120	不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合[公立小中学校]	33.5 %	38.0 %
	121	不登校から継続して登校できるようになった生徒の割合[県立高等学校]	53.5 %	65.0 %
	122	PTAや地域住民が学校の活諸動に積極的に参加している学校の割合[公立小中学校]	小:94.9 % 中:85.6 % (R3年度)	全国平均以上 ※参考: R3年度 全国平均 小:95.7 中:85.3
	123	非行者率 ※10~19歳までの人口1,000人当りに刑法犯少年が占める割合	2.5 人 (R2年)	1.5 人 (R8年)
	124	再犯者数 ※14歳以上の刑法犯少年における再犯者の数	336 人 (R2年)	180 人 (R8年)
(3) 個性や能力を伸ばす教育の推進	125	「科学の甲子園」全国大会における総合成績順位	13 位 (H30~R2平均)	10 位
	126	キャリア体験活動への参加率	86.4 %	100 %
	127	個別の教育支援計画等による学校間の引継ぎの実施割合[公立学校(園)]	70.3 %	100 %
(4) 教育環境づくり	128	災害時の児童生徒の引渡し手順・ルールの策定率[公立小中学校]	72.7 %	100 %

30の取組事項(中項目)	番号	数値目標名	当初値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
施策(小項目)				
25 出会い・結婚・出産・子育て支援				
(1) 出会い・結婚応援の推進	129	合計特殊出生率	1.43	上昇
	130	「出会い応援団体」登録数	2,080 団体 (累計)	3,500 団体 (累計)
	131	出会い応援イベントにおける参加者数	7,279 人 (H30~R2平均)	8,500 人
	132	出会い応援イベントにおけるカップル成立率	38.7 % (H30~R2平均)	42.0 %
(2) 妊娠期から子育て期における切れ目ない支援の充実	133	産後ケア事業実施市町村数	32 市町村 (累計)	60 市町村 (累計)
(3) 子育てを応援する社会づくりの推進	134	保育所等利用待機児童数	625 人 (R3年度)	0 人
	135	子育て応援パスポート登録者数	52,254 人 (累計)	86,000 人 (累計)
	-	子育て応援宣言企業の従業員の育児休業取得率(男性)(再掲)	16.2 %	34.7 %
	136	放課後児童クラブ待機児童数	264 人 (R3年度)	0 人
26 きめ細かな対応が必要な子どもの支援				
(1) 児童虐待防止対策の推進	137	子ども家庭総合支援拠点の設置数	10 市町村 (累計) (R1年度)	60 市町村 (累計)
(2) 特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援	138	里親等委託率	3歳未満 13.9 % 3歳以上就学前 24.5 % 就学期以降 24.7 %	3歳未満 60.7 % 3歳以上就学前 60.4 % 就学期以降 34.0 %
	139	児童養護施設の子ども(高等学校等卒業後)の進学率	28.6 %	29.4 %

基本方向 感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる

30の取組事項(中項目)	番号	数値目標名	当初値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
施策(小項目)				
27 感染症対策の推進				
(1) 感染症対策の推進	140	全結核罹患率(人口10万人当たりの結核患者数)	10人	7人 (R7年度)
28 災害からの復旧・復興、防災・減災、県土強靱化				
(1) 災害からの復旧・復興、防災・減災、県土強靱化の推進	141	「氾濫推定図」の作成・公表数	100河川 (累計) (R3年度)	全て公表 (累計293河川) (R5年度)
	142	県管理道路橋の落橋・崩壊防止対策の実施橋梁数	34橋 (累計)	全て実施 (累計64橋)
	143	高潮特別警戒水位の設定・公表数	—	全て公表 (累計3沿岸)
	144	特定建築物の耐震化率	88.5%	100% (R7年度)
29 地域防災力と危機管理の強化				
(1) 地域防災力と危機管理の強化	145	消防団員充足率	91.4%	91.9%
	146	自主防災組織の組織率	94.7%	96.2%
	147	避難行動要支援者の個別避難計画の作成率が70%超の市町村数	34市町村 (累計)	43市町村 (累計)

基本方向 将来の発展を支える基盤をつくる

30の取組事項(中項目)	番号	数値目標名	当初値	目標値
施策(小項目)			(R2年度)	(R8年度)
30 生活と産業の発展を支える社会基盤の整備				
(1) 福岡空港・北九州空港の機能強化、鉄道ネットワークの強化	148	北九州空港の利用者数	124 万人 (H30~R2平均)	212 万人
	149	北九州空港の航空貨物取扱量	15,362 トン	42,000 トン
	150	鉄道利用者数	1,389 千人/日 (R1年度)	維持
(2) 道路、港湾の整備	151	鳥栖朝倉線(味坂SIC(仮称)工区)の整備	—	完成 (R5年度)
	152	三池港コンテナ取扱個数	18,935 TEU	24,000 TEU